宮城県

七ヶ宿町地域防災計画

平成 28 年 6 月

七ヶ宿町防災会議

目次

第１編　総則編

第２編　風水害等災害対策編

第１章　総則 ･･･ 風水害 1

第２章　災害予防対策 ･･･ 風水害 3

第３章　災害応急対策 ･･･ 風水害 101

第４章　災害復旧・復興対策･･･････････････････････････････････････ 風水害 235

第３編　地震・火山災害対策編

第１章　総則 ･･･ 地震・火山 1

第２章　災害予防対策 ･･･ 地震・火山 3

第３章　災害応急対策 ･･･ 地震・火山 25

第４章　災害復旧・復興対策･･･････････････････････････････････････ 地震・火山 35

第２編

風水害等災害対策編

第１章

総　　則

目次

第１節　災害履歴 1
第１　風水害 1
第２　土砂災害 1
第３　林野火災 1
第４　大規模火災 1
第５　その他の災害 1
第２節　被害想定等 2
第１　風水害 2
第２　土砂災害 2

第1節 災害履歴

風水害、土砂災害、林野火災、大規模火災、その他の災害に関する履歴は次のとおりである。

第1 風水害

本町に被害を及ぼした以降の風水害は以下のとおりである。

発生日時	災害要因	主な被害
1989.8.6 (平成元)	台風13号	道路、河川等の土木施設に被害が発生
2014.7.9 (平成26)	集中豪雨による河川等の氾濫	床上浸水1件、床下浸水12件 路肩崩壊：町道5箇所、林道13箇所 農業施設：頭首工・用水路の流山、農地への土砂流入60箇所

第2 土砂災害

平成10年に大原地区柏木山林道において、地滑り等の土砂災害が発生している。

第3 林野火災

昭和52年に滑津地区において、林野火災が発生している。

第4 大規模火災

本町において、毎年1～2件程度の火災が発生しているものの、近年において大規模な火災は発生していない。昭和以降では、昭和33年3月に滑津で火災が発生し11棟が被害に、昭和35年12月に湯原で火災が発生し8棟が被害を受けている。

第5 その他の災害

その他災害としては、昭和63年の異常気象による農作物被害、平成5年の冷夏による農作物被害が発生している。

第2節　被害想定等

風水害、土砂災害の被害想定は次のとおりである。

第１　風水害

宮城県土砂災害危険箇所によると、横川沿川の長老、横川、大原地区において、浸水域・氾濫区域が予想されている。

第２　土砂災害

本町において、土石流危険渓流40箇所、がけ崩れ（急傾斜崩壊危険箇所）6箇所、地すべり危険箇所5箇所が存在し、そのうち土石流危険渓流11箇所、がけ崩れ（急傾斜崩壊危険箇所）3箇所、地すべり危険箇所5箇所が土砂災害警戒区域に指定されている。

【資料 2-7】土石流危険渓流
【資料 2-8】急傾斜崩壊危険箇所
【資料 2-5】地すべり危険箇所
【資料2-6】地すべり危険地区
【資料 2-11】土砂災害警戒区域

第２章

災害予防対策

目次

第１節　風水害等に強い町土づくり……3
第１　土砂災害予防対策の推進（総務課・農林建設課）……3
第２　水害予防対策の推進（総務課・農林建設課・消防団）……5
第３　風雪害予防対策の推進（総務課・農林建設課・ふるさと振興課・仙南消防本部・消防団・県土木事務所）……7
第４　農林水産業災害予防対策（農林建設課・ＪＡみやぎ仙南農業協同組合・七ヶ宿町森林組合）……9
第２節　建築物等の安全化……12
第１　目的……12
第２　住宅地の安全化（農林建設課）……12
第３　公共施設の安全化（総務課・農林建設課・教育委員会）……12
第４　住宅・建築物の安全化（農林建設課）……12
第５　倒壊・落下の防止（総務課）……13
第６　屋内の安全性の向上（総務課）……13
第７　文化財の防災対策（教育委員会）……13
第３節　ライフライン施設等の安全化……14
第１　目的……14
第２　水道施設（農林建設課）……14
第３　下水道施設（農林建設課）……15
第４　電力施設（東北電力(株)）……15
第５　液化石油ガス施設（(社)宮城県ＬＰガス協会）……16
第６　電信・電話施設（東日本電信電話(株)）……16
第４節　防災知識の普及……18
第１　目的……18
第２　防災知識の普及、徹底（総務課・農林建設課・ふるさと振興課）……18
第３　学校等教育機関における防災教育（教育委員会）……22
第４　住民の取組（総務課）……23
第５　災害教訓の伝承（総務課）……23
第５節　防災訓練の実施……25
第１　目的……25
第２　防災訓練の実施とフィードバック（総務課）……25
第３　町の防災訓練（総務課）……25
第４　防災関係機関の防災訓練（総務課）……26
第５　通信関係機関の非常通信訓練（総務課）……27
第６　学校等の防災訓練（教育委員会）……27

第７　企業等の防災訓練（総務課）……27
第６節　自主防災組織等の育成……29
第１　目的……29
第２　地域における自主防災組織の果たすべき役割（総務課）……29
第３　自主防災組織の育成・指導（総務課）……29
第４　自主防災組織の活動（総務課）……31
第５　企業等の防災組織の整備（総務課・ふるさと振興課）……32
第６　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（総務課）……32
第７節　ボランティアの受入れ体制の整備……33
第１　目的……33
第２　ボランティアの役割（総務課・健康福祉課）……33
第３　災害ボランティア活動の環境整備（総務課・健康福祉課）……33
第４　専門ボランティアの登録（総務課・健康福祉課）……34
第５　一般ボランティアの受入体制の整備（総務課・健康福祉課）……34
第６　日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置（総務課・健康福祉課）……35
第８節　情報通信連絡網の整備……37
第１　目的……37
第２　気象観測施設の整備（総務課）……37
第３　町における災害通信網の整備（総務課）……37
第４　防災関係機関における災害通信網の整備（総務課）……39
第９節　職員の配備体制の強化……40
第１　目的……40
第２　配備体制の明確化（総務課）……40
第３　職員参集手段等の検討（総務課）……40
第４　マニュアル作成（総務課）……40
第５　資機材の整備（総務課）……40
第６　訓練の実施（総務課）……40
第７　防災関係機関等の配備体制（総務課）……41
第８　防災担当職員の育成（総務課）……41
第９　人材確保対策（総務課）……41
第 10　業務継続計画（ＢＣＰ）（総務課）……41
第 10 節　防災拠点等の整備……43
第１　目的……43
第２　防災拠点の指定（総務課）……43
第３　防災拠点の整備及び連携（総務課）……43
第４　代替施設の検討（総務課）……43
第５　防災拠点機能の充実（総務課）……44

第６　防災用資機材等の整備・充実（総務課）……44
第７　防災用資機材の確保対策（総務課）……45
第 11 節　相互応援体制の整備……46
第１　目的……46
第２　相互応援体制の整備（総務課）……46
第３　市町村間の応援協定（総務課）……46
第４　非常時連絡体制の確保（総務課）……47
第５　資機材及び施設等の相互利用（総務課）……48
第６　救援活動拠点の確保（総務課）……48
第７　関係団体との連携強化（総務課）……48
第 12 節　医療救護体制の整備……49
第１　目的……49
第２　医療救護体制の整備（総務課・健康福祉課・七ヶ宿町国保診療所・県仙南保健福祉事務所・医師会）……49
第３　広域医療体制の整備（総務課・健康福祉課・医師会）……52
第４　情報連絡体制の整備（総務課・健康福祉課・県仙南保健福祉事務所・医師会）……52
第５　医薬品、医療資機材の整備（総務課・健康福祉課・七ヶ宿町国保診療所・医師会）……53
第６　搬送体制の確立（総務課・健康福祉課・仙南消防本部）……54
第７　応急手当の普及（総務課・健康福祉課・七ヶ宿町国保診療所・仙南消防本部）……54
第８　日本赤十字社宮城県支部の体制（日本赤十字社宮城県支部）……54
第 13 節　緊急輸送体制の整備……55
第１　目的……55
第２　緊急輸送道路の確保（総務課・農林建設課・白石警察署）……55
第３　建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備（総務課・教育委員会）……56
第４　緊急輸送体制の整備（総務課・農林建設課・ふるさと振興課）……56
第 14 節　避難対策……58
第１　目的……58
第２　避難誘導体制（総務課）……58
第３　避難場所の確保（総務課）……58
第４　避難路の確保（総務課）……60
第５　避難路等の整備（総務課・農林建設課）……60
第６　避難誘導体制の整備（総務課）……61
第７　避難行動要支援者の支援方策（総務課・健康福祉課）……61
第８　教育機関における対応（総務課・教育委員会）……62
第９　避難計画の作成（施設管理者）……63
第 10　避難に関する広報（総務課）……63
第 15 節　避難収容対策……65

第１　目的……65
第２　避難所の確保（総務課）……65
第３　避難の長期化対策（総務課・健康福祉課）……67
第４　避難所における愛護動物の対策（町民税務課）……68
第５　応急仮設住宅対策（農林建設課）……68
第６　帰宅困難者対策（総務課・ふるさと振興課）……69
第７　被災者等への情報伝達体制等の整備（総務課）……70
第８　孤立集落対策（総務課）……71
第 16 節　食料・飲料水及び生活物資の確保……72
第１　目的……72
第２　住民のとるべき措置（総務課）……72
第３　食料及び生活物資等の供給計画の策定（総務課）……72
第４　食料及び生活物資等の備蓄（総務課）……73
第５　食料及び生活物資等の調達体制（総務課・ふるさと振興課・農林建設課）……73
第６　燃料の確保（総務課）……74
第 17 節　要配慮者・避難行動要支援者への支援対策……76
第１　目的……76
第２　高齢者、障がい者等への支援対策（健康福祉課・施設管理者）……76
第３　外国人への支援対策（総務課・健康福祉課）……81
第４　旅行客への支援対策（総務課・ふるさと振興課）……82
第 18 節　複合災害対策……83
第１　目的……83
第２　複合災害の応急対策への備え（総務課）……83
第３　複合災害に関する防災活動（総務課）……84
第 19 節　廃棄物対策……85
第１　目的……85
第２　処理体制（総務課・農林建設課・町民税務課）……85
第３　主な措置内容（総務課・農林建設課・町民税務課）……85
第 20 節　災害種別毎予防対策……87
第１　火災予防対策の推進（総務課・仙南消防本部・消防団・婦人防火クラブ）……87
第２　林野火災予防対策の推進（総務課・農林建設課・仙南消防本部・消防団）……90
第３　危険物等災害予防対策（総務課・仙南消防本部・消防団・施設管理者）……92
第４　航空災害予防対策（総務課・仙南消防本部・消防団）……94
第５　道路災害予防対策（総務課・農林建設課）……94

第1節　風水害等に強い町土づくり

《担当部局：総務課・農林建設課・ふるさと振興課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・県大河原土木事務所・JAみやぎ仙南農業協同組合・七ヶ宿町森林組合》

第1　土砂災害予防対策の推進（総務課・農林建設課）

1　目的

本町は、山間部に位置しており、土砂災害発生の危険性が高い地区があるため、町、県及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

2　土砂災害防止対策の推進

（1）土砂災害危険箇所の調査把握

町及び県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を把握して基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。

【資料2-5】地すべり危険箇所
【資料2-6】地すべり危険箇所２
【資料2-7】土石流危険渓流
【資料2-8】急傾斜崩壊危険箇所
【資料 2-11】土砂災害警戒区域

（2）土砂災害防止のための啓発活動

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

このため、町及び県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の基礎調査結果を公表しなければならない。

町は、土砂災害警戒区域等、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

（3）町の役割

町長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。

ア　町地域防災計画において定める事項

（ア）雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土

砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項

（イ）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

（ウ）土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

（エ）警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

（オ）救助に関する事項

（カ）上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ　避難勧告等の発令基準及び発令対象区域

ウ　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所

エ　上記ア（イ）のほか、土砂災害に対して安全な避難所の開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法

オ　上記ア（1）エのほか、土砂災害時の要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法

カ　土砂災害に係る防災意識の向上方法

（4）土地利用の適正化

町及び県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等を促進する。

3　地すべり等防止事業

地すべりの発生する危険地帯は、地形地質の特性から主にグリーンタフでおおわれている奥羽山脈の東端部に主に存在しており、本町は宮城県の主な地すべり地域のひとつである「白石市西方白石川沿いの県南地域」に含まれる。

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設等に直接被害を与えるにとどまらず、降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。

このため、同及び県は、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき、現に地すべりが発生している地域または地すべりのおそれが極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な諸対策を実施する。

4　急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止施設の整備については、本来、がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適当な自然がけについては、県が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、区域内の立木竹の伐採、土石の採取または集積等の行為を制

限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

【資料 2-8】急傾斜崩壊危険箇所

5 砂防設備

県は、荒廃渓流を対象にダム工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土砂災害の防止に努める。また、県全体の土石流危険渓流での着手率が17%と低いことから、砂防設備の整備とともに警戒・避難体制の早期確立を図るよう、土砂災害警戒区域等の指定を実施している。さらに、既設の砂防施設についても点検を実施し、必要に応じて補強等の対策を実施する。

町は、砂防設備の整備とともに警戒、避難体制を早期確立する。

【資料2-5】地すべり危険箇所
【資料2-6】地すべり危険地区
【資料2-7】土石流危険渓流
【資料2-8】急傾斜崩壊危険箇所
【資料 2-11】土砂災害警戒区域

6 治山施設

山地に起因する災害から住民の生命・財産の保全を図り、暮らしの安全性を確保するため、国及び県と協力し、町は山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設の整備を図るとともに、保安林のもつ防災機能を維持・強化させるため森林の整備等を効果的に実施する。

【資料2-9】山腹崩壊危険地区
【資料2-10】崩壊土砂流出危険地区

7 孤立集落対策の推進

町は、土砂災害に伴う道路閉塞等による孤立集落対策として、孤立化の可能性のある集落を抽出し、役場と集落を結ぶ情報通信の多重化やヘリポート等の整備等を推進する。

第２ 水害予防対策の推進（総務課・農林建設課・消防団）

1 目的

町は、河川管理者等の関係機関と連携し、白石川、横川をはじめとする河川の整備を図り、水害を予防するために必要な事業の施行または施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。また、地震に伴う河川、農地等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。

2 町土保全事業施行

（1）河川改修事業

護岸が低く越水しやすい白石川の峠田・湯原・十蒲地区について、町は、県と連携し、河川改修事業の推進及び維持管理に努める。

（2）農地等保全事業

ア　農地等保全事業

農業用水源確保及び国土保全の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。

イ　農業用河川工作物応急対策事業

構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

（3）保安林改良事業

町土保全及び水源確保の目的から、町は、災害等により林況が著しく悪化し、保安林機能が低下しているものについて、改植、補植、本数調整伐と合わせ必要に応じて排水工等簡易施設を設置し森林を復旧する。

（4）土砂流入の防止

河川に土砂が流入した場合、河川、ダムの本来持っている機能が損なわれる。そのため、土砂の流入の危険性が高い横川の流域について、町は、県と連携し、砂防事業の推進に努める。

（5）農業用河川工作物

本町では農業用用水の約90%を河川に依存しており、大小河川には頭首工をはじめ樋門、水門など農業用水施設が設置されている。

これらの河川工作物の中には、河川法制定以前の古くから設けられているものが数多くあり、洪水時には決壊等の河川災害を招くおそれがあることから、町は、県の指導のもと整備補強する必要がある構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

3　河川の維持管理

（1）河川パトロールの実施

水防上重要な河川管理施設、占用工作物の点検等河川パトロールを定期的・重点的に実施し、河川の管理に万全を期する。

（2）河川管理施設の管理

河川管理者は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持管理と機能の点検等に努力する。また、施設の耐震対策については、充分に診断を実施し、計画的に推進する。

（3）河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制する等の措置を講じ、河川の維持管理の徹底を図る。

ア　流水の占用または河川区域内の土地の占用

イ　河川区域内の土石の採取または掘削、工作物の構築等

ウ　河川における竹木等の流送

（4）水質事故対策

町及び県は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講じる。

（5）ダムの安全確保

町は関係機関と連携して、必要な点検・整備を実施し、必要に応じて補修等を行い、ダムの安全確保に努める。

4 水防応急資機材の整備・充実

水防管理団体等が行う水防活動を円滑化するために必要な水防応急資機材の整備・充実を図る。

5 消防団（水防団）活性化及び水防協力団体の活用

消防団（水防団）への加入促進と活性化を推進するとともに、各水防管理団体は、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

6 水防計画の作成

指定水防管理団体（町、水防事務組合または水害予防組合）の管理者が、水防計画を作成するときは、次の事項について考慮する。

（1）水防活動組織及び活動体制の確立
（2）河川管理施設の管理及び操作
（3）重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定
（4）水防施設及び水防資機材の整備
（5）気象、水象の観測及び通報等の活用
（6）通信連絡体制及び水防標識等の整備
（7）水防活動従事者の安全確保
（8）他の水防機関との協力及び応援体制（河川管理者の同意及び協力を含む）
（9）その他水害を予防するための措置

7 危険箇所の調査・周知

町は、関係機関と連携し、水害に関する危険箇所の調査に努めるとともに、被害の軽減を図るため、洪水ハザードマップ等により水害の危険箇所等について住民に周知する。

第３ 風雪害予防対策の推進（総務課・農林建設課・ふるさと振興課・仙南消防本部・消防団・県土木事務所）

1 目的

本町は、県内でも有数の豪雪地帯であるため、風害及び豪雪に伴う雪崩災害や道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、町、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の施設整備、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の被害の軽減を図る。

2 道路の除雪

道路管理者は、冬期の安全な交通を確保するために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪基準に基づき除雪路線の除雪を実施する。町が実施する場合は、県土木事務所と連携を図り、効率的な除雪を行う。

また、除雪は原則として除雪路線に限るものとするが、災害時、災害の危険性がある場合等、必要な場合は、その他の道路、私道等においても除雪を行う。

【資料 16-2】除雪路線及び除雪延長

【資料 16-3】除雪基地及び装備

3 凍結防止対策

町は、道路の凍結による事故を防止するため、平常時より凍結防止剤を準備するとともに、凍結のおそれがある場合は凍結防止剤を散布する。

【資料 16-2】除雪路線及び除雪延長

【資料 16-3】除雪基地及び装備

4 除雪体制等の整備

町は、積雪時における家屋倒壊等の事故の防止を図るため、路線の積雪、凍結に関する案内板等の整備を図るとともに、関係機関と連携し、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行い注意を呼びかける。

さらに積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

5 雪崩危険箇所の周知

町は、関係機関と連携し、雪崩危険箇所について、案内板の設置、広報紙、パンフレット等による周知活動を実施し、住民、観光客等に対し、雪崩の危険性等に関する雪崩危険箇所情報の周知に努める。

また県と連携し、住民に危険箇所を雪崩防災週間(12月１Ｈ～12月７Ｈ)の期間を重点的に雪崩災害に関する防災知識の普及・啓発、雪崩に関する知識の普及を推進し、適切な警戒避難体制がとれるよう雪崩災害対策を推進する。

【資料16-1】雪崩危険箇所

6 建物の除雪

町は、必要に応じて公共施設の屋根等の除雪を実施し、公共施設の安全を確保する。また、民間の住宅等の除雪は、原則として所有者が行うが、所有者が病気、高齢等により自力での屋根雪処置が不可能な世帯等で、除雪しないと被害が発生するおそれがある場合、除雪負担の軽減を図るため、町は、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立やボランティア等へ呼びかけ等を行う。

7 避難所体制の整備

山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、町は、集落単位に一時避難場所を確保する。

また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等の確保に努める。

8 スキー場利用客対策

スキー場での雪崩発生時においては、リフト、ロッジ等の損壊や、多数のスキー客の被害が考えられる。

このため、町は、スキー場利用客の安全対策として、スキー場施設管理者と連携を図りながら、スキー場利用客も考慮した一時避難所の確保及び救出・救助対策を講じる。

第４ 農林水産業災害予防対策（農林建設課・ＪＡみやぎ仙南農業協同組合・七ヶ宿町森林組合）

1 目的

大規模な災害により、農業、畜産業、林業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、町は、関係団体等と相互に連携を保ちながら、防災営農技術の向上、指導体制の強化等の的確な対応を行う。

2 防災措置等

町は、次のとおり農地、農業用施設、農作物の災害予防対策を推進する。

（1）農作物対策

水稲、麦類、果樹、野菜、大豆等の農作物の被害の発生、被害の軽減を図るため、町は関係機関と連携し、防災営農技術の指導等により、異常気象、病虫害、水害、雪害、寒害、霜害、干害等に強い農作物の生産に努める。

（2）農地・農業用施設の災害の防止

町は、関係機関と連携し、農地、農業施設等の耐震性の確保、被害の発生防止、被害の軽減を図るため、常時定期的に点検を実施し、危険箇所については災害防止策をとる。

また、異常気象等となった場合は、随時点検を実施し、災害の未然防止に努める。

町は、洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設等を防護するため、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、みやぎ農業農村整備基本計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生の未然防止を図る。

また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫または嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

（3）集落の安全確保

町は、関係機関と連携し、集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

ア　避難路や避難地等の確保

（ア）避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

（イ）災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

（ウ）避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

イ　消防用施設の確保

（ア）営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

（イ）防火水槽整備

ウ　集落の防災設備整備

（ア）集落防災設備整備

老朽のため池の改修、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

（イ）公共施設補強整備

地震等の防災上補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備

エ　災害情報の伝達施設の確保

情報基盤施設整備…住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要な防災無線の整備

オ　農業気象対策の推進

（ア）農業気象対策については、町は、仙台管区気象台と密接な連携のもとに、農業気象観測の整備強化に努め、迅速な災害予報と適切な技術対策を確立し、災害の未然防止に資する。

カ　病害虫防除対策

（ア）防除体制の整備

町は、防除組織（防除協議会等）の結成を促進し、広域一斉防除体制の強化に努める。

（イ）防除器具の整備

町及び農業団体等は、高性能防除器具の整備、充実に努めるとともに、常時防除器具を点検整備し、適切な防除を推進する。

キ　防災営農技術等の普及

災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努める。

（ア）畜産業対策

町は、関係機関と連携し、家畜の飼育、飼料、衛生、出荷、畜舎・鶏舎等の整備について、指導を行い、災害時の畜産に対する被害の発生防止、被害の軽減、病気等の発生の予防に努める。

① 畜舎等の建設・改築時には、災害に対応をするよう推進指導する。

② 飼料作物畑については適期播種・施肥・収穫を励行する。

③ 水害

a 水害常襲地帯には、多頭飼養形態の畜舎の建設を極力排除するよう指導する。

b 水害常襲地帯には、飼料作物のうち牧草類を優先作付させるよう指導する。

④ 干害

a 給水施設(井戸等)の整備管理を指導する。

b 干害に比較的強い品種の導入を指導する。

⑤ 凍霜害

a 牧草のてん圧を励行させる。

凍霜害に比較的強い牧草飼料作物の品種を栽培指導する。

b 適期に栽培管理、収穫調整を実施する。

⑥ 冷害

a 地域の気象条件に合わせて牧草類の栽培利用を指導する。

b 栄養障害的疾患が多発する傾向にあるので健康管理を指導する。

⑦ 雪害

a 融除雪を促進するため構築を指導する。

b 牧草の秋期てん圧、家畜の運動を指導する。

⑧ 火災

育雛施設等火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する。

(イ) 園芸等施設対策

園芸等の施設については、雪害・風害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら、施設の維持・補強に努めるよう指導する。

特に、降雪時においては、速やかな雪おろし・融雪・除雪などの対策を講じるよう指導する。

(エ) 林業対策

町は、関係機関と連携し、育苗、造林、特用林産等に対する技術指導を行い、林業に対する被害の発生、被害の軽減に努める。また、林道の整備を推進し、災害時の林道の被害の防止、安全確保に努める。

第2節　建築物等の安全化

《担当部局：総務課・農林建設課・教育委員会》

第１　目的

災害による建築物等の被害の軽減を図るため、関係機関等と連携し、公共建築物、一般建築物の耐震・不燃化等の促進に努める。

第２　住宅地の安全化（農林建設課）

町は、災害時の住宅の被害防止、軽減を図るため、関係機関と連携し、住宅地の安全化に努める。

・土砂災害警戒区域等、土砂災害危険区域、危険箇所の周知、改善
・がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止するがけ地近接等危険住宅移転事業の推進
・火災延焼防止となる広幅員道路、公園、緑地の整備、狭あい道路の解消
・避難路、オープンスペースの確保
・日本政策投資銀行、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用した地域の不燃化の促進
・河川整備、下水道整備等による浸水の防止

第３　公共施設の安全化（総務課・農林建設課・教育委員会）

公共建築物は不特定多数の人が利用し、また災害が発生した場合、応急対策の拠点となることから、町は、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮し、耐震診断、耐震補強等により安全化に努めるとともに、照明器具等の設備、ロッカー等の備品の転倒・落下防止対策を実施する。

また、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、２階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第４　住宅・建築物の安全化（農林建設課）

民間の住宅・建築物については、所有者の責務において安全化を図るものであるため、町は、耐震診断・耐震改修に関する事業を推進するとともに、住宅・建築物所有者は、耐震化に努める。消防機関、関係機関は、耐震不燃化、広報に努める。

特に病院、商業施設等の不特定多数の人が利用する特定建築物においては、県の指導のもとに、耐震化への啓発、耐震化に係る制度の周知に努める。

第５　倒壊・落下の防止（総務課）

町は、災害時の被害の防止、軽減を図るため、所有者、管理者等に対し、転倒・落下防止対策の指導、広報を実施する。

・ブロック塀の補強、生垣への改修
・屋外広告物、屋根瓦、窓ガラス、外壁等の落下防止
・自動販売機の転倒防止

第６　屋内の安全性の向上（総務課）

屋内において家具等が転倒した場合、出火した場合、負傷者が発生するおそれがあるため、各個人が家具等の転倒防止対策、出火防止・初期消火対策を行うよう、町は、広報紙、パンフレット等により、屋内の安全性向上に関する広報を実施する。

第７　文化財の防災対策（教育委員会）

文化財は貴重な財産であるため、文化財所有者・管理者等は、消火栓等の消防設備等の整備を図るとともに、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限の徹底を図る。

【資料14-2】指定文化財

第3節 ライフライン施設等の安全化

《担当部局:総務課・農林建設課・東日本電信電話(株)・東北電力(株)・(一社)宮城県LPガス協会》

第1 目的

大規模な災害の発生により町民生活に直結する上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である町の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

第2 水道施設（農林建設課）

1 水道施設の安全性強化等

（1）町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管、配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。

（2）町は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。

（3）町は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

（4）町は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良個所や周囲の土砂崩れ等の危険個所の把握に努める。

（5）町は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。

2 復旧用資機材の確保

町は、水道施設が被災した場合には、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材の計画的な備蓄、調達体制の整備に努める。

3 管路図等の整備

町は、震災等災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

（1）町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。

（2）町は、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第 40 条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

第3 下水道施設（農林建設課）

町は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、下水道施設の整備及び安全性の向上に推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

町は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

2 下水道施設維持管理

町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期するとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

町は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対応マニュアルの策定、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

第4 電力施設（東北電力(株)）

災害時においても電力の供給は重要であり、町は、停電時における迅速な応急復旧体制の整備を東北電力に対して要請する。停電時には、町内の病院及び公共施設への優先復旧の依頼を行っていく。

東北電力(株)は、電力施設の被災を防止するため、各施設とも計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準など関係法令や社内設計基準・指針等に基づく災害被害防止対策を施すとともに、過去に発生した災害及び被害の状況や各施設の環境等を考慮し、災害時の安定した電力の供給を図る。

また、電力施設が被災した場合において迅速に応急復旧が行えるよう、体制の整備を図るとともに、資機材の備蓄等に努める。

第５　液化石油ガス施設（(社)宮城県ＬＰガス協会）

（１）液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和 42 年法律第 149 号)及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

ア　消費者全戸への安全器具(ガス警報器、ヒューズコック、Ｓ型メーター等)の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進

イ　安全性の確認(チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握)と向上(ガス放出防止装置等の設置)

ウ　各設備の定期点検等(特に埋設管や地下ピット)の着実な実施と、基準不適合設備の解消

エ　周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)

【資料8-5】液化石油ガス取扱施設

（２）(社)宮城県ＬＰガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、ＬＰガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

第６　電信・電話施設（東日本電信電話(株)）

１　設備の災害予防

東日本電信電話(株)は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

（１）電気通信施設の防火・水防・豪雪対策

ア　防火対策として、通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼･延焼防止、火災感知や消火設備の設置などの対策を実施する。

イ　水防対策として、浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸入した水を排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。

ウ　豪雪や寒冷地での、雪や凍結などによる引込線の切断やケーブル凍結による混線等を防止するために、保安器等の取付位置変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。

エ　停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。

オ　災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う。

（2）通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは２ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

（3）災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2　体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3　災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4　停電とふくそう対策

非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

第4節 防災知識の普及

《担当部局：総務課・農林建設課・ふるさと振興課・教育委員会・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・自主防災組織》

第1 目的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所及び指定避難で自ら活動する、あるいは、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め自主防災思想の普及、徹底を図る。

さらに、防災関係機関は、防災関係機関及び地域住民等が、災害時に円滑に連携を図り、初動、応急対策を実施できるよう防災訓練を行う。

第2 防災知識の普及、徹底（総務課・農林建設課・ふるさと振興課）

1 町職員に対する防災知識の普及

災害発生時の町及び防災関係機関は、災害対策の中枢を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

2 住民への防災知識の普及

（1）防災関連行事の実施

ア 総合防災訓練、講演会等の実施

町は、住民の防災意識の向上を図るため、県及び防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、県及び防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。

イ　防災とボランティア関連行事の実施

県は、毎年１月15Ｈから21Ｈまでの「防災とボランティア週間」、１月17Ｈの「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。町は、県に準じた対応に努める。

（２）ハザードマップ等の活用

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

（３）普及・啓発の実施

町は、県及び教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等）、テレビ・ラジオ局、ＣＡＴＶ局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

① 災害危険性に関する情報 ・各地域における避難対象地区 ・孤立する可能性のある地域内集落 ・急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識など ② 避難行動に関する知識 ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと ・各地域における避難地及び避難路に関する知識など ③ 家庭内での予防・安全対策 ・３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ・非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・出火防止等の対策の内容など ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること ④ 災害時にとるべき行動 ・近隣の人々と協力して行う救助活動 ・自動車運行の自粛 ・警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時に取るべき行動 ・避難場所での行動など ⑤ その他 ・正確な情報入手の方法 ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ・災害時の家族内の連絡体制の確保 ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」など

（4）要援護者及び観光客等への配慮

ア 要配慮者への配慮

町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障がい者・高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ 観光客等への対応

町は、現地の地理に不案な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、指定緊急避難場所及び指定避難所を示す標識を設置する等、広報に努める。

（5）災害時の連絡方法の普及

ア 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話（株）は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ　災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線ＬＡＮスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

（6）相談窓口の設置

町は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

3　地域での防災知識の普及

（1）ハザードマップの整備

ア　ハザードマップの作成・周知

町は、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

イ　ハザードマップの有効活用

町は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

（2）日常生活の中での情報掲示

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

（3）観光客等の一時滞在者への周知

町は、観光地、観光施設といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

4　ドライバーへの啓発

（1）徒歩による避難の原則の徹底

町は、県及び警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

（2）運転中における発災時の対応の周知

町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

5　社会教育施設や防災拠点の活用

町は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わ

りの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

第3 学校等教育機関における防災教育（教育委員会）

1 学校等教育機関は、町及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

（1）児童生徒等に対する防災教育

ア 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

イ 地理的要件など地域の実情に応じ、様々な災害を想定した防災教育を行う。

ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校所時など校所外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

（2）指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

4 町及び県並びに教育委員会は、住民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。

5 町及び県並びに教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には町単位で防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。

なお、私立学校においても、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に努める。

6 町及び県並びに教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

7 町及び県並びに教育委員会は、各学校等において防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。

8 町及び教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座

等を実施し、防災上へ必要な知識の普及に努める。

第４　住民の取組（総務課）

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

１　食料・飲料水等の備蓄

概ね３日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

２　家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

３　家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)、ＳＮＳ等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

４　防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

５　防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第５　災害教訓の伝承（総務課）

大規模災害の発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、大規模災害の教訓を活かし、今後の災害対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに大規模災害の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

１　資料の収集及び公開

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収

集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

町は、県及び学校等教育機関、企業、ＮＰＯ等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、住民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第5節 防災訓練の実施

《担当部局:総務課・教育委員会・各課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・自主防災組織》

第1 目的

各防災関係機関は災害発生時に、町、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、防災訓練を行う。

第2 防災訓練の実施とフィードバック（総務課）

1 定期的な実施

町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地・職場・学校等においてきめ細かく実施または行うよう指導し、住民にとるべき身を守る行動や災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 地域の実情に応じた内容

防災訓練を、少なくとも年１回以上実施するものとし、災害発生後の円滑な避難のための災害応急対策についても盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

3 目的及び内容の明確な設定

防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

4 課題の発見

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

5 フィードバック

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 町の防災訓練（総務課）

町は、毎年、６月12Ｈ（みやぎ県民防災のＨ）、９月１Ｈ（防災のＨ）等に地域住民参加に

よる総合防災訓練を実施する。

この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織・非常通信協議会・民間企業・ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

さらに、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

（訓練内容）

- 災害対策本部運用訓練
- 職員招集訓練
- 通信情報訓練
- 広報訓練
- 火災防御訓練
- 緊急輸送訓練
- 公共施設復旧訓練
- ガス漏洩事故処理訓練
- 避難訓練
- 救出救護訓練
- 警備、交通規制訓練
- 炊き出し、給水訓練
- 水害防止訓練
- 自衛隊災害派遣訓練
- 指定緊急避難場所及び指定避難所運営訓練
- その他

第４　防災関係機関の防災訓練（総務課）

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年１回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方自治体等の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

１　実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項（シナリオ）については、過去の大規模災害の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

2　防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3　災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4　男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

5　訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

第５　通信関係機関の非常通信訓練（総務課）

町は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年１回以上非常通信訓練を実施する。

第６　学校等の防災訓練（教育委員会）

1　災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
2　校園外活動(自然体験学習、野外活動を含む)等で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
3　避難訓練を実施する際には、障がいのある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
4　学校等が避難場所・避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第７　企業等の防災訓練（総務課）

1　企業等は、災害の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
2　企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際に避難場所・避難所となることを想定し、避難者の受入れや避難所運営の訓練等を実施す

る。

3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災・被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

4 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

5 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

（訓練内容）

・避難訓練（避難誘導等）
・消火訓練
・浸水防止訓練
・救急救命訓練
・災害発生時の安否確認方法
・災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）
・災害時の危険物・有害物の漏洩等の対処訓練
・災害救助訓練
・町・自治会・他企業との合同防災訓練
・施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第6節 自主防災組織等の育成

《担当部局:総務課・ふるさと振興課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・自主防災組織》

第1 目的

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民・事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、町及び防災関係機関は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割（総務課）

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これら全ての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止または軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動にあたって

大規模な災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識の下に行動することが必要である。また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

3 自主防災組織の設置

大規模な災害が発生した場合、自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という考え方が大切であり、共助においては、防火団体（婦人防火クラブ）による活動が非常に重要である。そのため、町は、町内会等において自主防災組織のさらなる設置・拡充に努める。

【資料 7-3】防火団体（婦人防火クラブ）

第3 自主防災組織の育成・指導（総務課）

町は災害対策基本法第５条第２項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置づけられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。そのため、町は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。

1 自主防災組織の連携強化

町は、地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、自主防災組織連絡協議会の設置について検討する。

2 自主防災組織リーダーの育成

町は、県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

3 資機材の整備

町は、自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火・救助・救護のための防災資機材の配備を支援する。また、自主防災組織が防災資機材を十分活用できるよう、消防関係機関と連携し、訓練・指導・助言を行う。

第４　自主防災組織の活動（総務課）

自主防災組織の活動内容はおおむね次のとおりとする。

平常時の活動	訓練の実施等	・防災訓練への参加 ・消火訓練の実施 ・避難訓練の実施 ・救出、救護訓練の実施 ・避難所開設・運営訓練の実施 ・初期消火に必要な技能等の取得 ・負傷者に対する応急手当方法等の習得
	防災知識の普及	・防災に対する知識の習得 ・防災に対する知識の普及活動
	防災点検の実施	・地域の危険箇所の点検
	防災用資機材の整備・点検	・防災用資機材の整備・点検
	要配慮者の情報把握・共有	・避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有
災害発生時の活動	情報の収集・伝達	・地域内の被害の状況の把握 ・地域内の状況の町への報告 ・防災関係機関の提供する情報の伝達 ・住民の不安の解消
	出火防止及び初期消火	・出火防止のための呼びかけ ・消火器等を活用した初期消火
	救出・救護活動の実施	・自らの安全の確保 ・救出用資機材を使用した救出活動 ・救出活動に必要な情報の提供 ・応急手当 ・災害時利用可能な病院等医療機関の確認
	避難の実施	・避難に関する情報の住民への周知徹底 ・避難誘導 ・地域住民協力のもと避難行動要支援者の避難
	避難所開設・運営	・自主防災組織を中心とした住民の主体的な参画
	給食・救援物資の配布及びその協力	・炊き出し ・給水、救援物資の配付 ・町の活動への協力

※避難行動要支援者・・・要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

第５　企業等の防災組織の整備（総務課・ふるさと振興課）

災害時において、従業員・利用者等の安全確保、初期消火活動、情報の伝達、救助救出活動を円滑に行うため、企業等は、企業内の防災組織の設置に努める。

町、県及び防災関係機関は、企業等の防災組織の設置、訓練への参加等を呼びかける。

第６　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（総務課）

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、町は必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第7節 ボランティアの受入れ体制の整備

《担当部局：総務課・健康福祉課・町社会福祉協議会・自主防災組織・日本赤十字社》

第1 目的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やＮＰＯ等(以下「ボランティア関係団体」という。)は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 ボランティアの役割（総務課・健康福祉課）

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

生活支援に関する業務	・避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助 ・炊き出し、食料等の配付 ・救援物資等の仕分け、輸送 ・高齢者、障がい者等の介護補助 ・清掃活動 ・その他被災地での軽作業
専門的な知識を要する業務	・救護所等での医療、看護、保健予防 ・外国人のための通訳 ・被災者のメンタルヘルスケア ・高齢者、障がい者等への介護 ・アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ・公共土木施設の調査等 ・ＩＴ機器を利用した情報の受発信 ・その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 災害ボランティア活動の環境整備（総務課・健康福祉課）

町は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

第４　専門ボランティアの登録（総務課・健康福祉課）

平成24年３月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

１　砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・町の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

２　災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や町の職員だけでは十分な対応ができない。そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。

第５　一般ボランティアの受入体制の整備（総務課・健康福祉課）

１　一般ボランティアの受入れ体制づくり

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアの受入れは、町社会福祉協議会及びＮＰＯ等連携団体が中心となって、町レベル、県レベルの２段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。

【資料5-13】大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する覚え書

（１）ボランティアコーディネーターの養成

災害時にボランティアが円滑に活動するためには、ボランティアと被災者・地域住民・行政機関を的確に結びつけ調整を行うボランティアコーディネーターが非常に重要な役割を果たす。そのため、町は、県・関係機関等と連携し、平常時から災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、町と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

（２）ボランティア受け入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

（3）受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。

（4）災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、ＮＰＯ・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2　行政の支援

（1）ＮＰＯ等との連携

町は、災害ボランティアの受入れに必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを、社会福祉協議会、ＮＰＯ支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

（2）広域でのサポート体制の構築

町は、大規模災害発生時の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、町内外を含め、広域でのサポート体制を構築しておくよう努める。

第６　日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置（総務課・健康福祉課）

大規模災害時等においては、行政等の救護機関だけによらず自主的できめ細やかなボランティア活動が必要となってくる場合がある。

日本赤十字社宮城県支部では、災害発生後、災害の規模等を考慮した上で、赤十字防災ボランティアセンターの設置を決定する。

1　赤十字の防災ボランティア（以下「防災ボランティア」という。）

災害時に日本赤十字社宮城県支部の調整の下に災害救護活動等の補助的活動を行うため、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとして登録し、その能力・労力・時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人または団体をいう。

2　防災ボランティアの養成

適宜、必要な研修・訓練として「防災ボランティア養成研修会」等を開催し、防災ボランティアを養成するとともに、防災ボランティアの中から防災ボランティアリーダーの養成も図る。

なお、防災ボランティアリーダーは、防災ボランティアセンターの運営・管理にも携わる。

3　活動内容

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、被災地ニーズを調査し、各人また

は各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

4 関係機関との連携

防災ボランティア活動を円滑に実施するため、活動場所・活動内容等について、常に関係機関との密接な連絡体制の維持に努める。

第8節 情報通信連絡網の整備

《担当部局:総務課》

第１ 目的

大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのＩＴ化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

このため、町及び防災関係機関は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

第２ 気象観測施設の整備（総務課）

自然災害を防止する上で気象情報は非常に重要であるため、町は、関係機関と連携し、観測施設の整備・拡充に努めるとともに、正確な数値が観測できるよう、適正な維持管理を行う。

【資料6-1】町内観測施設

第３ 町における災害通信網の整備（総務課）

１ 情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

２ 防災行政無線等の整備拡充

町は、災害時における情報収集、伝達手段の中心となる県・町防災行政無線が、災害時に確実に活用できるよう、機器のデジタル化、移動系無線の拡充、停電時に対応するための非常用発電設備等を整備するとともに、各種機器の転倒防止対策、周辺の備品等に対しても転倒防止対策を実施する。

消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するとともに、停電時を想定した、実践

的な訓練を実施し防災体制の強化を図る。

【資料6-4】防災行政無線

3 災害時の情報通信網の拡充

町は、県が実施している宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）、河川流域情報システム（ＭＩＲＡＩ）、砂防総合情報システム（ＭＩＤＳＫＩ）等の適正な活用を図る。

【資料6-6】宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）の業務概要

4 職員参集等防災システムの整備

町は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した総合防災ネットワークシステム（ＭＩＤＯＲＩ）等を利用し、職員の携帯電話の登録等、町職員が緊急的に自主参集できる体制の構築するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

5 地域住民に対する通信手段の整備

（１）地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

（２）情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、ホームページ、メール自動配信や、Ｌアラートを介し、NIIK、民間放送、ラジオ等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

なお、町防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

（３）要配慮者への配慮

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、ＧＰＳ機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）の他、聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

6 孤立想定地域の通信手段の確保

町は、災害による道路寸断時等に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

7 非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見による堅固な場所への設置等に努める。

8 大容量データ処理への対応

町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

第4 防災関係機関における災害通信網の整備（総務課）

防災関係機関は、大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用または無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、町及び県等と連携強化が図られるよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する。

1 消防無線通信施設

（1）連絡体制の整備

消防機関においては、災害時における情報伝達が確実に行えるように連絡体制を整備する。

消防機関の無線通信施設として固定局、基地局のほか、車載、携帯等の移動局を整備し、常日頃から無線通信施設の保守点検等保守管理体制の充実を図り、災害時の通信手段の確保に努める。

（2）消防無線通信施設の整備推進

町、消防本部は、県の指導により、消防無線通信施設の整備推進に努める。

なお、消防救急無線についても、ふくそうの緩和やデータ通信、秘匿性の向上による利用高度化の観点から、デジタル化を推進するとともに、大規模災害時における適切な無線統制体制の構築や衛星通信、防災行政無線等の代替的手段の活用についても検討する。

第9節 職員の配備体制の強化

《担当部局:総務課・各課》

第1 目的

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関は、その全機能をあげて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員の配備・動員等の活動体制の整備に万全を期す。

このため、町及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

第2 配備体制の明確化（総務課）

町は、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合において、速やかに必要な配備体制がとれるよう、配備体制の明確化、職員への周知徹底を図るとともに、町長不在時の指揮、対応についても明確にしておく。また、地区配置職員、連絡員等についても明確にしておく。

第3 職員参集手段等の検討（総務課）

町は、休日、夜間等の勤務時間外に災害等が発生した場合においても迅速に職員が参集、必要な配備体制をとることができるよう、参集手段について定め、必要に応じて見直し、より実効的な体制づくりに努める。特に町長等幹部職員及び災害担当課職員の参集手段について検討し、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築しておく。

職員の参集は、職員の配備基準に基づいて自主参集を原則とし、マニュアルに基づき行う。

第4 マニュアル作成（総務課）

町及び防災関係機関等は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第5 資機材の整備（総務課）

町は、円滑な配備、応急対策の実施ができるよう、情報通信機器、必要な資機材、地図等の備品等の整備に努める。

第6 訓練の実施（総務課）

町は、災害時に迅速に職員が参集し、応急対策を実施できるよう、参集訓練等の防災訓練を実施する。訓練実施後は必ず検証し、参集体制の強化に努める。

第７　防災関係機関等の配備体制（総務課）

１　防災関係機関の体制整備

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動員し、町及び県等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、町地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

２　災害対策本部への要員派遣体制の整備

防災関係機関は、各防災関係機関間の連携を確保するため、必要に応じて災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておく。

３　要配慮者関連施設の体制整備

病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模な災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第８　防災担当職員の育成（総務課）

町及び防災関係機関等は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第９　人材確保対策（総務課）

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第10　業務継続計画（ＢＣＰ）（総務課）

１　業務継続性の確保

（１）業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

町及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

（２）業務継続体制の確保

町及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

（３）業務継続体制の検証

町は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

（1）電源及び非常用通信手段の確保

町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

（2）再生可能エネルギーの導入推進

町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

3 データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

町及び防災関係機関は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、あらかじめ体制を検討する。

第10節 防災拠点等の整備

《担当部局:総務課・施設管理者》

第1 目的

災害時における防災対策を推進する上で重要な防災拠点となる施設の整備・拡充を早急に努める。また、あわせて災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

第2 防災拠点の指定（総務課）

町は、災害時に円滑に応急対策が実施できるよう、次の施設を防災拠点として指定する。

区　分	施　設
災害対策活動拠点	町役場
物資集積拠点	道の駅「七ヶ宿」
物資集積拠点 ヘリポート	町民グラウンド、七ヶ宿スキー場第2駐車場、青少年旅行村、七ヶ宿小学校グラウンド、旧湯原小学校グラウンド、峠田公民館
医療活動拠点	国保診療所、国保湯原診療所
避難拠点	各指定避難所、指定緊急避難場所
災害時要援護者用避難拠点	高齢者生活福祉センター

【資料3-4】防災活動拠点

第3 防災拠点の整備及び連携（総務課）

1　町は、各防災拠点が災害時に確実に機能するよう、施設の耐震化、不燃化を促進するとともに、耐震性の貯水槽の設置、通信連絡設備の充実、非常用電源等、各種資機材の整備、備蓄に努める。

また災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実にも努める。

町は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点または広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。

2　防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要となる防災拠点の整備・充実に努める。

第4 代替施設の検討（総務課）

各防災拠点は、比較的安全性は高いものの、大規模な災害により施設が使用不能となった場

合を想定し、代替施設を検討しておくとともに、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

なお、災害対策活動拠点である町役場が被災した場合は、活性化センターに災害対策本部を設置し、活性化センターも被災した場合は、町役場周辺の使用可能な公共施設に災害対策本部を設置する。

第5 防災拠点機能の充実（総務課）

1 町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備・推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備・ＬＰガス災害用バルク・燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検・訓練等に努める。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料・飲料水・燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。

2 町は、防災拠点に災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。

3 町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第6 防災用資機材等の整備・充実（総務課）

1 町が整備する資機材

（1）防災用資機材

応急活動用資機材の整備・充実について、防災拠点の整備と関連づけて整備・充実を図る。

また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備・充実にも努める。

（2）水防用資機材

地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。

（3）防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備・充実を図る。

（4）化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

2 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備・充実を図る。

第7 防災用資機材の確保対策（総務課）

1 地域内での確保対策

町及び防災関係機関は、燃料・発電機・建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量・供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

町は、スーパー・コンビニエンスストア・生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

4 救助用重機の確保対策

町は、災害発生時において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

第11節 相互応援体制の整備

《担当部局:総務課・仙南地域広域行政事務組合消防本部》

第1 目的

大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、町が実施する災害応急対策のみでは十分な効果が得られない場合が想定されるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、町は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体間との協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2 相互応援体制の整備（総務課）

1 受入れ体制の整備

町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

2 協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、町及び防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 外部専門家による支援体制の構築

町及び防災関係機関は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第3 市町村間の応援協定（総務課）

1 相互応援協定の締結等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

（1）連絡体制の確保
・災害時における連絡担当部局の選定
・夜間における連絡体制の確保
（2）円滑な応援要請
・主な応援要請事項の選定
・被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

【資料5-3】福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定
【資料5-7】白石市・蔵王町・七ヶ宿町消防相互応援協定書
【資料5-8】山形県上山市・七ヶ宿町消防相互応援協定書
【資料5-9】山形県高畠町・七ヶ宿町消防相互応援協定書

2　県内全市町村間の相互応援協定

宮城県内の市町村は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

【資料5-1】災害時における宮城県市町村相互応援協定書
【資料5-2】災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領

3　遠方の市町村間の相互応援協定

町は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。

4　訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等などに係る情報交換を行う。

5　後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

第4　非常時連絡体制の確保（総務課）

1　非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2　通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所など）についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

第５　資機材及び施設等の相互利用（総務課）

町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第６　救援活動拠点の確保（総務課）

町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第７　関係団体との連携強化（総務課）

町は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

【資料5-10】災害時医療救護に関する協定書

【資料5-12】災害時における応急物資供給等の協力に関する協定書

第12節 医療救護体制の整備

《担当部局：総務課・健康福祉課・七ヶ宿町国保診療所・県仙南保健福祉事務所・白石市医師会・日本赤十字社宮城県支部・仙南地域広域行政事務組合消防本部》

第1 目的

大規模災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、町及び県は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、住民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

第2 医療救護体制の整備（総務課・健康福祉課・七ヶ宿町国保診療所・県仙南保健福祉事務所・医師会）

1 県が設置する地域災害医療支部

県は、次のとおり地域災害医療支部を設置する。

（1）地域災害医療支部は管内の医療部門の総合調整を行う。

（2）地域災害医療支部は、次表のとおり、県保健福祉事務所(保健所)に設置する。

被災により地域災害医療支部を設置できない場合は、他の県行政庁舎等に設置する。

地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村
仙南支部	仙南保健福祉事務所 （仙南保健所）	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、 大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町

（3）地域災害医療支部においては、支部長は保健福祉事務所長または地域事務所長、副支部長は保健所長（保健医療監）とする。支部員は、保健福祉事務所または地域事務所の職員とする。

（4）地域災害医療支部は、市町村と協力して次の業務を行う。

ア 管内の医療救護活動の総合調整

イ 管内の医療救護に関する情報の収集及び提供

ウ 管内の市町村の医療救護活動の支援

エ 管内の災害拠点病院の医療救護活動の調整

オ 支部管内の医療救護施設等への医療支援の受入れの調整

カ 管内医療機関の宮城県救急医療情報システム、ＥＭＩＳへの代行入力

キ 町災害対策本部が行う避難所の医療ニーズ調査の支援

（5）地域災害医療支部に地域災害医療コーディネーターを置き、地域の災害時の医療活動を調整する。

（6）地域災害医療支部及び地域災害医療連絡会議は、当該地域において医療救護活動が行われ

る間設置する。

2 災害拠点病院（宮城ＤＭＡＴ※指定病院）

（１）県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に１か所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置する。

災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院、公立刈田綜合病院

（２）災害拠点病院は次の機能を有する。

ア　多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能

イ　患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能

ウ　自己完結型のＤＭＡＴ及び医療救護班の派遣機能

エ　他の医療機関から派遣されたＤＭＡＴや医療救護班の受入機能

オ　地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

【資料10-2】災害拠点病院

ＤＭＡＴとは「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義されており災害派遣医療チーム　Disaster Medical Assistance Team　の頭文字をとって略してＤＭＡＴ（ディーマット）と呼ばれる。

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。

負傷者が発生する災害現場ではＤＭＴが消防や警察、自衛隊などの関係機関と連携しながら救助活動と並行して医療活動を行う。

3 町の役割

（１）医療救護活動の担当部門の設置

ア　町は、災害が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、町災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。

イ　町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。

ウ　町は、医療救護体制について県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

【資料10-1】医療機関

（２）医療救護所の指定

ア　町は、郡市医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあ

らかじめ指定しておく。

イ　町は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入に係る計画を事前に策定しておく。

ウ　保健福祉事務所（保健所）は平常時から管内町の医療救護所の設置される場所を確認しておく。

【資料10-4】医療救護所設置予定場所

（3）地域医療関係機関との連携体制

町は、地域の医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

（4）医療救護班の編成

ア　町は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては郡市医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。町独自で医療救護班編成が困難な場合は、保健福祉事務所（保健所）の協力のもと、広域圏で編成する。

イ　町等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所（保健所）へ報告する。変更した場合も同様とする。

（5）応急救護設備の整備と点検

町は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

3　医療機関の役割

（1）医療機関

ア　すべての医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・ＤＭＡＴ等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食料・水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画（ＢＣＰ）の作成に努める。

イ　透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ　人工呼吸器等を使用している患者の入院が想定される医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておく。

（2）医療救護関係団体

医療救護関係団体は、県からの派遣要請に備え、医療救護活動が効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平常時から、研修・訓練の実施に努める。

（3）災害拠点病院

ア　災害拠点病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、ＤＭＡＴ及び医療

救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたＤＭＡＴ及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。

イ　災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。

ウ　災害拠点病院においては、ヘリポートの整備に努める。

エ　災害拠点病院は、適切な容量の受水槽の保有や、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等、あらゆる手段を講じて診療時に必要な水の確保に努める。

オ　災害拠点病院は、食料、飲料水、医薬品等の備蓄について、流通を通じて適切に供給されるまでの適当な期間に必要な量として、３Ｈ分程度を確保するよう努める。この際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定する。

カ　災害拠点病院は、自家発電機用燃料の備蓄量として、停電を想定し、３Ｈ分程度を確保するよう努める。

4　在宅要医療患者の医療救護体制

（１）町及び県は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。

（２）医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について町及び患者に周知する。

被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

第３　広域医療体制の整備（総務課・健康福祉課・医師会）

町、周辺地域の医療機関等で対応できない重症者等については、県を通じて防災ヘリコプターの派遣を要請する。後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の処置を行うため、災害時に迅速かつ円滑に搬送できるよう、町は、県、医師会、医療関係機関と連携し、情報連絡体制、搬送体制等の整備に努める。

第４　情報連絡体制の整備（総務課・健康福祉課・県仙南保健福祉事務所・医師会）

1　災害時情報伝達手段の確保

（１）町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線等の複数の通信手段の整備に努める。

（２）災害拠点病院は、宮城県救急医療情報システム（災害モード）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。

（３）救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

2 医療救護活動に関する情報連絡体制

（1）情報の共有

地域災害医療支部は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、県災害医療本部ほか関係機関と情報を共有する。

（2）宮城県救急医療情報システム（災害モード）による連絡体制

医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム（災害モード）により行う。あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。

> 宮城県救急医療情報システム
>
> 平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に運用している。
>
> 平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。
>
> ◎システム参加機関（平成26年3月現在）
>
> 医療機関135、消防本部12、県医師会、宮城県（保健福祉部、各保健福祉事務所）、仙台市（健康福祉局、各区保健福祉センター）
>
> ◎災害時情報
>
> 患者受入可否情報、受入患者数、転送を要する患者数、ライフラインの状況等

（3）広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備

災害医療本部及び地域災害医療支部は、ＤＭＡＴの活動状況について、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ：イーミス）の情報から収集するほか、直接ＤＭＡＴなどの医療救護班からの支援情報を収集し、関係機関と情報の共有を行う。

3 研修・訓練の実施

医療機関及び県は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの操作等の研修・訓練を定期的に行う。

第5 医薬品、医療資機材の整備（総務課・健康福祉課・七ヶ宿町国保診療所・医師会）

1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

（1）町は、（一社）宮城県薬剤師会支部と発災時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

（2）宮城県医薬品卸組合は、県と「非常災害用医薬品確保に関する協定」を締結し、緊急に必要となる医薬品、医療資機材については、当該組合が流通備蓄として確保する。

（3）県及び宮城県医薬品卸組合、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部、宮城県医療機器販売業協会は、災害急性期以降も含めた医療救護活動に必要な医薬品等を迅速に供給できるよう、あらかじめ協議し、体制を整備しておく。

2 マンパワーの確保

町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、白石市医師会や（一社）宮城県薬剤師会支部とあらかじめ協議しておく。

【資料5-10】災害時医療救護に関する協定書

【資料5-11】災害時医療救護に関する協定書実施細則

【資料10-3】医薬品等の調達先資料

第6 搬送体制の確立（総務課・健康福祉課・仙南消防本部）

災害時においては、多くの負傷者の発生が予想されるため、仙南地域広域行政事務組合消防本部は、救急車による救出及び救助した負傷者の搬送体制の強化に努める。

また、重篤患者の緊急を要する搬送においては、ヘリコプターによる搬送も必要となることから、町は、ヘリコプターによる搬送の要請方法、臨時のヘリポートの設置場所等、必要な事項を定めておく。

【資料 11-6】ヘリコプター臨時離発着場所

第7 応急手当の普及（総務課・健康福祉課・七ヶ宿町国保診療所・仙南消防本部）

大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生した場合、または道路等に被害が発生し交通が麻痺した場合、医療機関による十分な医療活動が行われないおそれがあり、自主防災組織・住民等による応急手当が重要となる。そのため、町は、日本赤十字社宮城県支部、消防機関、医療機関と連携し、応急手当に関する講習会等を実施し、止血・人工呼吸等の応急手当の普及に努める。

第8 日本赤十字社宮城県支部の体制（日本赤十字社宮城県支部）

日本赤十字社宮城県支部は、救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備する。

第13節 緊急輸送体制の整備

《担当部局:総務課・農林建設課・ふるさと振興課・教育委員会・白石警察署》

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、応急対策に必要な資機材、避難所への食料・飲料水・生活物資等の輸送が必要となる。物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、災害時に円滑に緊急輸送が実施できるよう、関係機関等と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

第2 緊急輸送道路の確保（総務課・農林建設課・白石警察署）

町は県、警察が指定する緊急輸送道路以外で応急活動を実施する上で必要な路線を緊急輸送道路に指定する。また、道路管理者、関係機関等と連携し、災害時における緊急輸送道路の安全性の確保に努める。

【資料 11-5】緊急輸送道路

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

道路管理者は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

2 緊急輸送道路の整備

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

3 交通規制等交通管理体制の整備

県警察本部は、災害時の交通規制を行うために定める緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業または交通管理対策に関して定める。

（1）交通規制計画

災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、あらかじめ交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、道路管理者等と連携の上、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等との交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。

ア　警察庁が指定する広域交通規制対象道路

イ　緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路

ウ　広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路

エ　その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

（2）交通管理体制及び交通管制施設等の整備

ア　緊急復旧体制の確立

災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等の被害を受けた場合の緊急復旧体制の確立を図る。

イ　交通規制資機材の整備

災害発生時の交通規制を円滑に行うため交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練等の実施方法等について事前に協議を行い、協定等の締結に努める。

ウ　信号機滅灯対策の推進

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

（3）災害発生時の運転者の義務の周知

災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合の、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

4　道路啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

第3　建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備（総務課・教育委員会）

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、役所、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第4　緊急輸送体制の整備（総務課・農林建設課・ふるさと振興課）

町は、大規模な災害が発生した場合、迅速に緊急輸送活動が実施できるよう、災害時の町有車の管理体制を明確にするとともに、緊急通行車両等の事前届出を行う。

1 緊急通行車両に係る確認手続き

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき、知事及び県公安委員会が緊急通行車両に関する確認事務を行う。

なお、県警察本部は、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため大規模災害発生時の交通規制実施要領に基づき行う。

2 緊急輸送に関する協定

（1）配送に関する協定

町は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等各機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて（公社）宮城県トラック協会や輸送事業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

（2）仕分けに関する協定

町及び県は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や協定の締結を事前から検討しておく。

（3）協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

3 緊急輸送の環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に関する支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

4 燃料優先協定の締結

町は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

5 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道とトンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

第14節 避難対策

《担当部局:総務課・健康福祉課・農林建設課・教育委員会・施設管理者》

第1 目的

大規模災害発生時または災害の発生するおそれがある場合には、避難者が多数発生するおそれがある。

このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務・施設・設備・物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

第2 避難誘導体制(総務課)

町は、避難指示・避難勧告等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、避難指示または避難勧告を行う基準を設定する。また、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民・自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、消防団(水防団)等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。町及は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。

第3 避難場所の確保(総務課)

1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、災害から住民が一時避難するための場所について、公園・グラウンド・体育館・学校・公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所をあらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることについても、周知徹底に努める。

2 公共用地等の有効活用

町は、指定緊急避難場所の確保において、国・県と連携し、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

3 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設（私立学校を含む）を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

4 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

町は、高齢化・人口減少が進む中で、学校・公民館等の社会教育施設・社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

5 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、指定緊急避難場所と位置づけられる学校等に、備蓄倉庫・通信設備の整備等を進めるよう努める。

6 指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水・がけ崩・土石流・地滑り・大規模な火事・内水氾濫・噴火に伴い発生する火山現象（火砕流や溶岩流、噴石等を想定）とする。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

（1）管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

（2）立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

（3）構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

（4）要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。

（5）二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。

（6）臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。

（7）対象とする地区の住民・就業者・観光客・幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

（8）危険物施設等が近くにないこと。

（9）夜間照明及び情報機器等を備えていること。

（10）建物の場合は、換気・照明等の設備が整備されていることが望ましい。

（11）指定緊急避難場所及びその近辺で、２日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

（12）被害情報入手に資する情報機器戸別受信機、ラジオ等が優先的に整備されていることが望

ましい。

【資料9-1】避難所場所

第4 避難路の確保（総務課）

町は、指定緊急避難場所・指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

（1）十分な幅員があること。

（2）除雪されていること。（冬季）

（3）万一に備えた複数路の経路の確保を考慮すること。

（4）崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路であること。

町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5 避難路等の整備（総務課・農林建設課）

1 避難路・避難階段の整備・改善

町は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、災害による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する建物の強化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化・落橋防止・盛土部の沈下防止・液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう対策を実施する。

3 避難誘導標識等の設置

（1）避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト・太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

（2）多言語化の推進

町は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

第6 避難誘導体制の整備（総務課）

町は、災害の危険性が高くなった場合に避難準備情報、避難指示、避難勧告を迅速に実施できるよう、情報の収集・伝達体制の強化、基準等の設定、関係機関との連携強化に努める。

1 行動ルールの策定

町は、消防団員・警察官・町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民・自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

第7 避難行動要支援者の支援方策（総務課・健康福祉課）

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導・救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災・医療・保健・福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民・自主防災組織・民生委員・児童委員・介護保険事業者・障がい福祉サービス事業者・ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備・避難誘導体制の整備・避難訓練の実施を一層図る。

3 社会福祉施設等における対応

（1）動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

（2）緊急時情報伝達手段の確保

町及び社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

（3）非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

4 在宅者対応

（1）情報共有及び避難支援計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織・地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の了解を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

（2）避難支援に配慮した方策の検討

町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討を行う。

5 外国人等への対応

町及び防災関係機関は、言語・生活習慣・防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境整備に努める。

（1）地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

（2）指定緊急避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

（3）多言語による防災教育や外国人も対象として防災訓練の普及に努める。

第8 教育機関における対応（総務課・教育委員会）

1 児童生徒・乳幼児等の安全対策

（1）引渡しに関するルールの策定

町及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒・乳幼児等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

（2）安全確保対策の検討

学校等の校長または所長（以下「校長等」という。）は、災害が発生した場合または町等が避難の勧告若しくは指示を行った場合等における、児童生徒・乳幼児等の安全の確保を図

るための対策をあらかじめ検討する。

（3）引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒・乳幼児等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒・乳幼児等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校所中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒・乳幼児等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も合わせて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所との連絡・連携体制の構築に努める。

第9 避難計画の作成（施設管理者）

1 町の対応

町は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所・避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団・自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会・民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

（1）避難の勧告または指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法

（2）避難路及び避難経路、誘導方法

（3）指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員

（4）指定避難所の名称、所在地、収容人員

なお、避難勧告または指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月）を参考とする。

2 公的施設等の管理者

学校、病院、公民館等、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画・訓練とするよう努める。

第10 避難に関する広報（総務課）

町は、指定避難路等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、土砂災害警

戒区域等、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等、土砂災害、水害に関するハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。

また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し、住民等に配布するとともに、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ検討を行う。

災害発生時に円滑に住民が避難できるよう、避難時の心構え、持ち出し品等について、パンフレット、広報紙を通じて広報する。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車・同報無線等の整備を推進する。

水防管理者は、地域住民の水災・土砂災害に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努める。

第15節 避難収容対策

《担当部局:総務課・健康福祉課・町民税務課・農林建設課・ふるさと振興課・教育委員会・施設管理者》

第1 目的

大規模災害発生時には、火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設・運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズ等の違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第2 避難所の確保（総務課）

1 指定避難所の指定と周知

町は、県と連携し、風水害等による家屋の倒壊・焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための指定避難所として、避難収容施設をあらかじめ指定・確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

避難場所は、避難可能な広い土地、避難所は避難収容可能な施設として区別しているが、施設等の状況から本町では同一とする。

【資料9-1】避難所場所

2 指定避難所の代替施設の指定

町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他町施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

3 指定避難所の指定基準

（1）規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

（2）構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものであること。

（3）立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

（4）交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

4 指定避難所の施設・設備の整備

（1）指定避難所の施設の整備

町は、指定避難所において、仮設トイレ・マンホールトイレ・マット・簡易ベッド・非常用電源・衛星携帯電話等の通信機器・電気通信事業者との連携による特設公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ・ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を努める。

（2）物資等の備蓄

町は、指定避難所またはその近傍での備蓄施設の確保や、避難所ごとに避難者数を想定し、食料・飲料水・常備薬・炊き出し用具・毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

5 避難所の運営・管理

（1）町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の住民への普及に努めること。

（2）避難所の管理責任者（自治会長等）をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努めること。

（3）避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。

（4）避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。

（5）運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成しておくこと。

（6）ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておくこと。

（7）町は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。

（8）より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておくこと。

（9）指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。

6 県有施設を避難所とする場合の対応

町は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分（施設ごとの個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努めること。

7 学校等教育施設を避難所とする場合の対応

（1）運営体制等についての協議

町は、学校等教育施設（私立学校を含む）を指定避難所として指定する場合、学校が教育

活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。

（2）運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、県教育委員会は、学校等と町や地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校等・町・関係機関の取組を促進する。

（3）防災機能の強化

町及び県は、公立の義務教育諸学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた強化を推進するとともに、貯水槽・備蓄倉庫・トイレ・自家発電装置・通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

8　福祉避難所の確保

（1）福祉避難所の整備及び指定

町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設・公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

（2）福祉避難所の指定基準

ア　バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ　災害が発生した場合において要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ウ　災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

（3）他市町村での受入れ拠点の確保

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を町域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

9　広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に関する応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第3　避難の長期化対策（総務課・健康福祉課）

1　栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養

指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、町及び県は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導・食事の改善・栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 生活環境の確保

町及び県は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調・洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場・更衣室・授乳室の設置・避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭へ新生児及び乳幼児等への配慮を積極的に行う。

第4 避難所における愛護動物の対策（町民税務課）

町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声・臭い・アレルギー対策・衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。

第5 応急仮設住宅対策（農林建設課）

町は、大規模な災害等により、り災者が多く発生し、応急仮設住宅の建設が必要となった場合に円滑に応急仮設住宅が設置できるよう、次の施設のほか、公有地等の建設可能な候補地を確定するとともに、建設関係事業者との連携の強化に努める。

応急仮設住宅建設候補地	町民グラウンド

1 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の確保

（1）応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備

県は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備が可能な公用地等を把握し、（一社）プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づく応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備確保のため、（一社）プレハブ建築協会の建設能力の把握に努めるほか、災害の規模により、地元企業の活用による応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備確保を行う。

（2）居住施設の供給体制の整備

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）用の用地を把握し、（一社）プレハブ建築協会と連携を図って応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

2 民間賃貸住宅の借上げ対策

県は、（公社）宮城県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会宮城県本部との「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合に

は、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。

第6 帰宅困難者対策（総務課・ふるさと振興課）

1 基本原則の周知

町及び県は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

2 安否確認方法の周知

町及び県は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組の促進

町及び県は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒・乳幼児などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水・食料・物資等の備蓄や建物の耐震化・大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4 避難対策

（1）マニュアルの作成

町は、県と連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

（2）情報伝達体制の整備

町及び県は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

（3）備蓄の確保

町は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

5 徒歩帰宅者対策

町及び県は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水・トイレ・交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

6 訓練の実施

町は、県及び関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

7 帰宅支援対策

町及び県は、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備（総務課）

1 情報伝達手段の確保

（1）多様な伝達手段の確保

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、ＴＶ、ラジオ等のメディアの活用、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

（2）多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 役割・責任の明確化

町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

町及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の町への避難者への対応

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化をを図る。

5 被害・安否情報収集・伝達体制の確保

放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集

及び伝達に係る体制の整備に努める。また、県は、安否情報の確認のためのシステムの効果的・効率的な活用が図られるよう努める。

第8 孤立集落対策（総務課）

1 町は、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話・防災行政無線・特設公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。

2 町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。また、町は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

3 町は、孤立の可能性に応じて、飲料水・食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品・救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。

4 町は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。

5 町及び県は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

6 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。

7 町は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

第16節 食料・飲料水及び生活物資の確保

《担当部局：総務課・ふるさと振興課・農林建設課》

第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料・飲料水・燃料及び生活物資の供給が行われるよう、町及び関係機関は物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。

第2 住民のとるべき措置（総務課）

1 住民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、最低３日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

2 住民は、家族構成を配慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。

3 住民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。

4 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、３日分の食料・飲料水の備蓄に努める。

5 町は、住民等が食料・飲料水・生活用品の備蓄について、自発的に取り組むようパンフレット、広報紙、防災訓練等により、啓発に努める。

6 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定（総務課）

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料・飲料水・生活必需品・燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

その際、物資の調達・在庫管理・物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

第４　食料及び生活物資等の備蓄（総務課）

１　初期の対応に十分な備蓄量の確保

町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の３日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

２　公共用地、国有財産の有効活用

町は、備蓄にあたり、県及び国と連携し、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

３　集中備蓄・分散備蓄体制の整備

町は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

４　備蓄拠点の整備

町は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

５　備蓄物資の選定時の配慮

町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

６　データベースの構築とパッケージ化の検討

町及び県は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後３日間を目安に、飲料水（ペットボトル）・食料（アルファ米、乾パン）・生活用品（毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等）をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

第５　食料及び生活物資等の調達体制（総務課・ふるさと振興課・農林建設課）

１　食料の調達、供給活動関係

町は、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

【資料5-12】災害時における応急物資供給等の協力に関する協定書

【資料12】 町内の商店等

【資料12-1】主食の調達先

【資料12-2】副食、調味料の調達先

【資料12-3】生活物資の調達先

2 飲料水の調達

（1）飲料水及び応急給水資機材の確保

ア 町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

イ 町は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。

【資料 8-1】簡易水道施設

ウ 町は（公社）日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制の確立を図る。

第6 燃料の確保（総務課）

1 燃料の調達、供給体制の整備

（1）物流体制の整備

県は、平常時における燃料のストック状況や流通状況、タンクローリー等の特殊車両の配備状況等を把握し、弱点と対応策を講じておくとともに、町も含めた発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入態勢等を検討する。

（2）燃料の確保に関する協定等

町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

（1）停電時の対策強化

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

（2）平常時からの燃料確保

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

町は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用または優先して給油が受けられる中核給油所をあらかじめ指定しており、災害対応力の強化に努めている。

指定のあった中核給油所は、町と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4 普及啓発

（1）燃料管理等の普及啓発

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

（2）車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

《担当部局:総務課・健康福祉課・施設管理者・自主防災組織》

第1 目的

大規模災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、町、県及び関係機関は、その対策について整備する。

第2 高齢者、障がい者等への支援対策（健康福祉課・施設管理者）

一般に要配慮者と考えられる、障がい者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、町、県、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

（1）防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気・水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料・飲料水・医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

（2）組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。また、町と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等とのH常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

（3）防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

（４）業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種または類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2　要配慮者の災害予防対策

（１）町地域防災計画・全体計画の策定

町は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年８月策定、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。

（２）要配慮者の把握

町は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、町は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

ア　要配慮者の所在把握

（ア）町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。

また、平常時から要配慮者と接している健康福祉課・社会福祉協議会・民生委員・ケアマネージャー・介護職員等の福祉サービス提供者・障がい者団体等の福祉関係者との連携に努める。

（イ）町は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

イ　所在情報の管理

（ア）常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

（イ）災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期・開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

（ウ）個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

（３）避難行動要支援者名簿の整備

ア　名簿の作成・更新

町は、町地域防災計画に基づき、県との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、

地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

イ 名簿の提供

町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関・警察機関・民生委員・児童委員・社会福祉協議会・自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

（4）個別計画の策定

町は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画が策定されるよう努める。

個別計画の策定については、民生委員・児童委員・自治会・自主防災組織・社会福祉協議会・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。

個別計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

（5）避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

（6）支援体制の整備

町は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

（7）防災設備等の整備

町は、すでに整備済みである独居老人や障がい者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員（ボランティア等）や町等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

※緊急通報システム

緊急通報システムは、ひとりぐらし老人等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

ひとりぐらし老人等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント（小型無線発信器）を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員（ボランティア等）の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援している。

〈システム概念図〉

（８）相互協力体制の整備

町は、社会福祉協議会・民生委員・ケアマネージャー・介護職員等の福祉サービス提供者・障がい者団体等の福祉関係者・要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）・ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

（９）情報伝達手段の普及

町は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、ＧＰＳ機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）の他、視聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

3 福祉避難所の確保

（1）福祉避難所の整備・指定

町は、施設の土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

（2）町の域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

町は、県と連携を図りながら、当該町での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、町の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

（3）福祉避難所の構造・設備

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ・車椅子・簡易ベッド等の障がい者・高齢者を考慮した設備や、ミルク・ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

（4）支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

5 家族を含めた防災訓練の実施

町は、近隣住民・自主防災組織・ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 要配慮者自身の備え

町は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

（1）避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
（2）防災用品をそろえる
（3）貴重物品をまとめておく
（4）近所の人に災害時の支援について依頼しておく
（5）防災訓練に参加するなど

第3 外国人への支援対策（総務課・健康福祉課）

在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立

等を防止するために、町及び県は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行客についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

1 町は、防災計画の作成に当たり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
2 町は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
3 町は、避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
4 町が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含める。
5 町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
6 町は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。
7 町は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語・やさしい日本語表記・ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
8 町は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

第4 旅行客への支援対策（総務課・ふるさと振興課）

本町の観光施設は、スキー場、キャンプ場、自然公園といった自然と関係の深い施設が多く、季節により観光客数が大きく異なる。そのため、町は、観光客が多い時期における災害の発生を想定するとともに、それらの施設が孤立した場合を想定し、防災対策を実施する。

1 観光施設における防災訓練等の実施

町は、消防関係機関と連携を図り、宿泊施設等の施設管理者に対し、定期的な施設・設備の点検、必要な修繕等について指導を行い、宿泊施設の安全化に努めるとともに、災害時に安全に避難誘導ができるよう、施設管理者に対し、従業員への避難場所・経路確認の周知徹底、観光客参加の防災訓練の実施を指導する。

2 関係機関との連携及びマニュアル策定

県は、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、町や観光協会等関係機関との連携体制をあらかじめ整備するとともに、マニュアルの策定に努める。

3 外国人旅行客の安全確保

外国人旅行客は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、町は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行客の安全確保に努める。

第18節 複合災害対策

《担当部局:総務課・各課》

第1 目的

大規模災害から住民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第2 複合災害の応急対策への備え（総務課）

町、県及び防災関係機関は、地震・火災・大雨・火山・原子力災害等の複合災害（同時または連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

1 活動体制

（1）複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。

（2）町及び県は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。

（3）複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

（1）複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。

（2）町、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、相互に連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

（3）町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者に対しては、広報車・自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線（車載型、携帯型）・携帯電話等を活用することに留意する。

（4）複合災害時において、町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

（1）複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。

（2）町及び県は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

（3）町及び県は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第3 複合災害に関する防災活動（総務課）

1 訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

町は、原子力災害を含む複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第19節 廃棄物対策

《担当部局：総務課・農林建設課・町民税務課・仙南地域広域行政事務組合（角田衛生センター・仙南リサイクルセンター）》

第1 目的

大規模災害発生後、大量に発生する廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町、県及び関係機関は、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

第2 処理体制（総務課・農林建設課・町民税務課）

1 体制・資機材の整備

災害が発生した場合、迅速に施設の被害調査を実施し、また、処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、応急復旧を実施できるよう、町は、仙南地域広域行政事務組合等の関係機関と連携し、体制及び資機材の整備に努める。

2 応援体制の整備

大規模な災害により、施設の応急復旧に必要な資機材、廃棄物の収集・運搬・処理に必要な車両、清掃機器、人員等の不足する場合に対応するため、町は、仙南地域広域行政事務組合等の関係機関と連携し、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制の整備に努める。

3 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

第3 主な措置内容（総務課・農林建設課・町民税務課）

町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

1 緊急出動体制の整備

（1）一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。

（2）収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。

（3）廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。

（4）廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めること。

2 災害時における応急体制の確保

（1）仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。

（2）し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること。

（3）広域的な市町村等との協力・応援体制を整備すること。

3 避難所の生活環境の確保

（1）仙南地域広域行政事務組合等の関係機関と連携し、仮設トイレの備蓄に努めるとともに、災害時の仮設トイレの確保について、仮設トイレ設置事業者と調整すること。

（2）仮設トイレの管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うこと。

（3）（2）の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

第20節 災害種別毎予防対策

《担当部局:総務課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・婦人防火クラブ》

第1 火災予防対策の推進（総務課・仙南消防本部・消防団・婦人防火クラブ）

1 目的

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、町、県及び防災関係機関は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

町、県及び防火関係機関は、情報収集・伝達手段として、無線・有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

3 防災活動の促進

出火要因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も多発している。

このため、町、県及び消防機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

（1）火気使用設備・器具の安全化

火災発生は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、町及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

（2）住民への指導強化

世帯構成が、核家族化・少子化・高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

（3）出火防止のための査察指導

町及び消防機関は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置または過度の使用方法による出火を抑制・未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

（4）民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会の多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、町及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は、幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの結成と育成について、指導し支援に努める。

【資料7-3】防火団体（婦人防火クラブ）

（5）初期消火体制の強化

火災による人的・物的被害を最小限に止めるためには、早期通報・初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭・事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育・防災訓練により住民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

（6）防火思想の普及

町及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は、防火に関するパンフレット・広報紙の配布、講演会の開催等の防災教育を実施し、住民一人ひとりの防火に関する知識・意識を高める。

4 消防組織の充実強化

複雑多様化・高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的・物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報・初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

5 消防力の強化

火災発生時には、早期消火・延焼拡大を防止することが必要であることから、県は、消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、町、消防本部における消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図るよう指導し、町、消防本部はこれらの設備整備を積極的に進める。

また、県は町に対し、従来の消火栓・防火水槽に加え、耐震性貯水槽・自然水利の活用・プール・ため池等を消防水利としての活用を指導し、これらの施設整備を促進する。

6 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助・消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少・高齢化・サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきている。このため、町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

（1）消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進するとともに、機能別消防団員の募集を引き続き推進する。

（2）消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校等への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。

7 火災予防措置

（1） 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、仙南地域広域行政事務組合消防本部は、これを計画的・継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大であり、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行なう。

（2） 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良個所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新増設調査並びに定期調査により不良個所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行う。

（3） 消防用設備等の設置・普及

火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見・初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

（4）住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防炎物品及び防炎製品の使用が出火・延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めると伴に、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

8 その他の予防対策

上記以外の予防対策については、前節までの各予防対策を準用する。

第2 林野火災予防対策の推進（総務課・農林建設課・仙南消防本部・消防団）

1 目的

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、消防関係機関は林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火・火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行・資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

2 事前警戒措置

町、林野関係機関、消防関係機関は、たき火、火入れ、たばこの処理の徹底を指導するとともに、火災警報発令時においては、火気の使用を制限する。

（1）火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期・許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

（2）たき火等の制限

ア 町長は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

イ 町長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、または、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、町の区域内の在る者に対し火の使用を制限する。

3 広報宣伝の充実

町、県及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発令等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝・巡視・監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をす

る。

（1）山火事防止強調月間の設定

町は、春、秋の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

（2）森林保全管理維持推進協議会の開催等

林野火災予防等に関することを協議するため、関係機関（国、県、市町村、森林組合等）の連携強化を図りつつ、林野火災に対する住民の関心を喚起し、林野災害発生予防のための、強力な運動を推進する。

（3）ポスター、標識板等の設置

屋内外・交通機関・登山口・林野内の道路・樹木等にポスター・標識板・立看板・警報旗・懸垂幕等を掲示し、地域住民・通行者・入山者に注意を喚起する。

（4）報道機関等による啓発・宣伝

火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関・公民館・学校等の協力を得て、ラジオ・テレビによる広報、新聞及び町・県並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、スライドの上映を実施し、啓発・宣伝を図るほか、航空機による上空からの広報宣伝を実施する。

（5）チラシ、パンフレット等の配布

啓発・宣伝の一環として、チラシ・パンフレット・ステッカー等を作成して配布する。

（6）学校教育による防火思想の普及

町は、学校教育の場において、自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

4 森林等の管理・整備

町有林、民有林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

（1）林道（防火道）の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

（2）防火線の整備

森林区画・尾根等に、立地条件・気象条件を配慮した、防火線を布設し、その維持を図る。

（3）防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

（4）森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行なう。

5 防ぎょ資機材の備蓄

町、県等関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎょ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

6 防災活動の促進

町、県等関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の強化・充実を図る。

（1）火気使用設備・器具の安全化

（2）住民への指導強化

（3）出火防止のための査察指導

（4）初期消火体制の強化

7 林野火災特別地域の指定

町は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておく。

第3 危険物等災害予防対策（総務課・仙南消防本部・消防団・施設管理者）

1 目的

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、町及び消防関係機関は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する。また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。

2 災害予防措置等

（1）危険物施設

危険物施設の管理者は、法令等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から危険物施設の保守・管理を行う。

町、消防機関及び関係機関は、危険物事業所の管理者に対し、法令の基準を遵守するよう指導するとともに、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

ア　安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者または占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

イ　施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

ウ　自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。また、事業所において資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

エ　広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般人に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

オ　防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

【資料7-1】危険物関係施設

（2）高圧ガス施設

高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

町、消防機関及び関係機関は、高圧ガスの管理者に対し、法令の基準を遵守するよう指導するとともに、管理者等に対し、安全管理の向上を図るための講習会等の保安教育を実施する。

【資料7-1】危険物関係施設

（3）火薬類施設等

火薬類製造販売等の事業者は、火薬類取締法等に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、定期自主検査、保安教育を確実に実施し製造施設・火薬庫の維持点検に努め、火薬類による災害が発生しないよう対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を図る。

町、消防機関及び関係機関は、火薬類の管理者に対し、法令の基準を遵守するよう指導するとともに、管理者等に対し、安全管理の向上を図るための講習会等の保安教育を実施する。

【資料7-1】危険物関係施設

（4）毒物・劇物施設

運搬する上で規制を受ける毒物・劇物（39種類）に関し、毒物・劇物販売業者・法的に届出が必要な業務上取扱者等は、法令等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から毒

物・劇物施設の保守・管理を行う。

町、消防機関及び関係機関は、毒物・劇物の管理者に対し、法令の基準を遵守するよう指導するとともに、管理者等に対し、安全管理の向上を図るための講習会等の保安教育を実施する。

【資料7-1】危険物関係施設

第4 航空災害予防対策（総務課・仙南消防本部・消防団）

1 目的

航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的・物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、関係機関は、被害を未然に防止しまたは軽減を図るよう努める。

2 救助・救急、医療及び消火活動

仙台空港事務所、県、町及び関係事業所等において、救助・救急用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備促進に努める。

3 緊急輸送活動

負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。

4 防災訓練の実施

緊急時の幅広い対応を考慮し、関係機関との応援協定に基づき、消火救難総合訓練を実施する。

（1）総合指揮及び情報伝達訓練
（2）航空機消火訓練
（3）救難救急活動訓練
（4）交通路確保訓練

第5 道路災害予防対策（総務課・農林建設課）

1 目的

道路は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握・データベース化に努めるとともに、センサー等のＩＣＴ技術の活用

による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

警察本部は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

3 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

（1）道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

（2）橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施する。

（3）トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

（4）道路付属施設

災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

4 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

5 防災関係機関相互の応援体制

（1）災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

（2）都道府県知事等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

6 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

7 緊急輸送活動

（1）警察本部及び道路管理者は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、警察本部は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

（2）警察本部は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

8 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

9 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

10 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

第３章

災害応急対策

目次

第1節　防災気象情報の伝達 97
第１　目的 97
第２　防災気象情報（仙台管区気象台） 97
第３　水防警報及び決壊等（被害情報）の通報（県土木事務所） 105
第４　土砂災害警戒情報の伝達（県土木事務所・仙台管区気象台） 105
第５　気象警報等の伝達（総務班・県土木事務所） 105
第2節　情報の収集・伝達 107
第１　目的 107
第２　情報収集・伝達（総務班・農林建設班・健康福祉班・県土木事務所） 107
第３　異常現象を発見した場合の通報（総務班・白石警察署） 111
第3節　通信・放送施設の確保 112
第１　目的 112
第２　防災行政無線（総務班） 112
第３　消防無線通信施設（仙南消防本部） 112
第４　警察情報通信施設（白石警察署） 112
第５　災害時の通信連絡（総務班・東北総合通信局・日本郵便(株)・東日本電信電話(株)） 113
第4節　災害広報活動 115
第１　目的 115
第２　社会的混乱の防止（総務班） 115
第３　町の広報（総務班） 115
第４　広報実施方法（総務班） 116
第５　安否情報（総務班） 117
第６　防災関係機関の広報（警察、その他） 117
第5節　活動体制の確立 118
第１　目的 118
第２　初動対応の基本的考え方（全班） 118
第３　町職員の配備体制（全班） 118
第４　配備の決定（全班） 119
第５　職員の動員（全班） 119
第６　動員の報告（総務班） 120
第７　消防本部の動員（仙南消防本部） 120
第８　消防団の動員（総務班・消防団） 120
第９　消防団の活動（総務班） 120
第 10　防災関係機関の活動（総務班） 120

第6節　災害対策本部の設置等 122
第１　目的 122
第２　警戒本部の設置（全班） 122
第３　災害対策本部の設置（全班） 122
第４　実施責任者（総務班） 122
第５　災害対策本部の組織及び所掌事務（全班） 122
第６　本部員会議の開催（総務班・全班） 128
第７　現地災害対策本部の設置（総務班・全班） 128
第８　防災関係機関との連携（総務班・全班） 128
第９　災害対策本部の解散（総務班・全班） 128
第7節　警戒活動 129
第１　目的 129
第２　警戒体制（総務班） 129
第３　水防活動（総務班） 129
第４　土砂災害警戒活動（総務班） 129
第５　ライフライン、交通等警戒活動（農林建設班） 129
第8節　相互応援活動 130
第１　目的 130
第２　市町村間の相互応援活動（総務班） 130
第３　県内消防機関の相互応援活動（総務班・仙南消防本部） 131
第４　他都道府県からの応援活動（県） 131
第５　消防機関の相互応援活動（総務班・仙南消防本部） 131
第６　緊急消防援助隊の応援要請（総務班・仙南消防本部） 132
第７　地域内の防災関係機関の応援協力（総務班） 132
第８　警察災害派遣隊の応援活動（白石警察署） 132
第９　広域的な応援体制（総務班） 133
第 10　受入れ体制の確保（総務班） 133
第 11　他県等への応援体制（総務班） 133
第9節　災害救助法の適用 134
第１　目的 134
第２　災害救助法の適用基準（総務班） 134
第３　災害救助法の適用手続（総務班） 134
第４　救助の種類（総務班） 135
第５　救助の実施の委任（総務班） 136
第 10 節　自衛隊の災害派遣 137
第１　目的 137
第２　災害派遣の要請（総務班） 137
第３　県・町と自衛隊との連絡（総務班） 139

第４　災害部隊の活動内容（総務班） 139
第５　派遣部隊の受入れ体制（総務班） 140
第６　派遣部隊の撤収（総務班） 141
第７　経費の負担（総務班・出納班） 141
第 11 節　救急･救助活動 142
第１　目的 142
第２　町の活動（健康福祉班） 142
第３　消防機関の活動（仙南消防本部・消防団） 143
第４　警察活動（白石警察署、駐在所） 143
第５　住民及び自主防災組織等の活動（自主防災組織） 143
第６　緊急消防援助隊の応援要請（仙南消防本部） 144
第７　火山災害の現場における救出（ふるさと振興班・消防団） 144
第８　救急・救助活動への支援（ふるさと振興班） 144
第９　惨事ストレス対策（健康福祉班・仙南消防本部） 144
第 12 節　医療救護活動 145
第１　目的 145
第２　医療救護班の設置・編成（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所） 145
第３　医療救護所の設置（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所） 145
第４　医療救護活動の実施（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所） 145
第５　医薬品等及び輸血用血液の調達（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所） 146
第６　災害時後方医療体制（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所） 146
第７　負傷者の搬送（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所） 146
第８　医療活動に関する広報（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所） 146
第９　在宅要医療患者の医療救護体制（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所） 146
第 13 節　交通･輸送活動 148
第１　目的 148
第２　緊急輸送の実施（総務班） 148
第３　車両等の確保（総務班・ふるさと振興班・農林建設班） 149
第４　受け入れ態勢の整備（総務班） 149
第５　交通の確保（白石警察署・総務班・農林建設班） 149
第６　ヘリコプターによる搬送（総務班） 152
第 14 節　避難活動 153
第１　目的 153
第２　避難の勧告または指示（総務班・白石警察署） 153
第３　避難の勧告または指示の内容及び周知（総務班・白石警察署） 155
第４　避難誘導（町民税務班・健康福祉班・白石警察署・消防団） 156
第５　避難所の開設及び運営（町民税務班・自主防災組織） 157
第６　避難長期化への対処（町民税務班・健康福祉班） 160

第７　帰宅困難者対策（総務班）……161
第８　孤立集落の安否確認対策（総務班）……162
第９　広域避難者への支援（県）……162
第 10　在宅避難者への支援（総務班）……163
第 11　火山災害の警戒避難対策（総務班）……163
第 15 節　応急住宅等の確保……165
第１　目的……165
第２　応急仮設住宅の建設（農林建設班）……165
第３　建築資材の調達（農林建設班）……165
第４　対象者及び入居予定者の選定（農林建設班）……165
第５　応急住宅の維持管理と運営（農林建設班）……165
第６　公営住宅の活用等（農林建設班）……166
第７　民間賃貸住宅の活用等（農林建設班）……166
第８　応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備（農林建設班）……167
第９　住宅の応急修理（農林建設班）……167
第 10　要配慮者への対策（農林建設班）……167
第 11　支援制度に関する情報提供（農林建設班）……167
第 16 節　相談活動……168
第１　目的……168
第２　町の相談活動の内容（総務班・町民税務班・健康福祉班）……168
第３　相談窓口の設置（総務班・町民税務班・健康福祉班）……168
第 17 節　要配慮者･避難行動要支援者への支援活動……169
第１　目的……169
第２　高齢者・障がい者等への支援活動（健康福祉班）……169
第３　外国人への支援活動（町民税務班）……171
第４　旅行客への支援活動（ふるさと振興班）……171
第 18 節　愛玩動物の収容対策……172
第１　目的……172
第２　被災地域における動物の保護（町民税務班）……172
第３　避難所における動物の適正な飼育（町民税務班）……172
第 19 節　食料･飲料水及び生活必需品の調達･供給活動……173
第１　目的……173
第２　食料（総務班・健康福祉班）……173
第３　飲料水（農林建設班）……176
第４　生活物資（総務班・ふるさと振興班・健康福祉班・日本赤十字社）……177
第５　義援物資の受入れ・配分（総務班・ふるさと振興班・健康福祉班）……178
第６　燃料の調達・供給（総務班）……179
第 20 節　防疫･保健衛生活動……180

第１　目的 180
第２　防疫（健康福祉班） 180
第３　保健対策（健康福祉班） 180
第４　食品衛生活動（健康福祉課班） 182
第 21 節　遺体等の捜索･処理･埋葬 183
第１　目的 183
第２　遺体等の捜索（町民税務班・白石警察署・仙南消防本部・消防団） 183
第３　遺体の検視（遺体見分）・収容（町民税務班・警察署） 183
第４　遺体の火葬、埋葬（町民税務班） 184
第 22 節　廃棄物処理活動 185
第１　目的 185
第２　災害廃棄物の処理（農林建設班・町民税務班） 185
第３　処理体制（農林建設班・町民税務班） 185
第４　処理方法（農林建設班・町民税務班） 186
第５　事業者の処理責務（事業所） 186
第 23 節　社会秩序の維持活動 187
第１　目的 187
第２　生活必需品の物価監視（総務班・ふるさと振興班） 187
第３　警察の活動（白石警察署） 187
第 24 節　教育活動 189
第１　目的 189
第２　避難措置（教育班・学校長・保育所長） 189
第３　学校等施設等の応急措置（教育班・学校長） 190
第４　教育の実施（教育班・学校長） 190
第５　心身の健康管理 191
第６　学用品等の調達（教育班・学校長） 191
第７　給食（教育班・学校長） 191
第８　学校等教育施設が地域の避難場所・避難所になった場合の措置（教育班・学校長） 192
第９　災害応急対策への生徒の協力（教育班・学校長） 192
第 10　文化財の応急措置（教育班・学校長） 192
第 25 節　防災資機材及び労働力の確保 193
第１　目的 193
第２　緊急使用のための調達（総務班・農林建設班） 193
第３　労働者の確保（総務班・ふるさと振興班・農林建設班） 193
第４　応援要請による技術者等の動員（総務班・ふるさと振興班・農林建設班） 193
第５　従事命令等による応急措置の業務（総務班・ふるさと振興班・農林建設班） 194
第６　労働の配分（総務班・ふるさと振興班・農林建設班） 195

第 26 節　公共土木施設等の応急復旧 196
第１　目的 196
第２　道路施設（農林建設班） 196
第３　河川管理施設（農林建設班） 197
第４　砂防・地すべり・治山関係施設（農林建設班） 197
第５　ダム施設（ふるさと振興班・県土木事務所・東北地方整備局） 197
第６　公園施設（ふるさと振興班） 197
第７　農地・農業施設（農林建設班） 197
第８　廃棄物処理施設（町民税務班・仙南地域広域行政事務組合） 198
第９　被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施（農林建設班） 198
第 27 節　ライフライン施設等の応急復旧 200
第１　目的 200
第２　水道施設（農林建設班） 200
第３　公共下水道施設（農林建設班） 201
第４　電力施設（東北電力(株)） 201
第５　ガス施設（液化石油ガス販売事業者・（一社)宮城県ＬＰガス協会） 202
第６　電信・電話施設（東日本電信電話(株)） 204
第 28 節　農林業の応急対策 206
第１　目的 206
第２　農業用施設（農林建設班） 206
第３　林道、治山施設（農林建設班） 206
第４　農産物業（農林建設班） 206
第５　林産物業（農林建設班） 210
第 29 節　二次災害･複合災害防止対策 211
第１　目的 211
第２　二次災害の防止活動 211
第３　風評被害等の軽減対策 212
第 30 節　応急公用負担等の実施 213
第１　目的 213
第２　応急公用負担等の権限（総務班・仙南消防本部・消防団・白石警察署・自衛隊） 213
第３　公用令書の交付（総務班） 214
第４　損失補償及び損害補償等（総務班） 215
第 31 節　ボランティア活動 216
第１　目的 216
第２　災害ボランティアセンターの設置（健康福祉班） 216
第３　一般ボランティアとの連携（健康福祉班） 217
第４　専門ボランティアとの連携（健康福祉班） 217
第 32 節　災害種別応急対策 218

第１　火災応急対策（総務班・仙南消防本部・消防団・自主防災組織・婦人防火クラブ・事業所・住民）……218
第２　林野火災応急対策（総務班・仙南消防本部・消防団・自主防災組織）……220
第３　危険物等災害応急対策（仙南消防本部・施設管理者）……222
第４　航空事故応急対策（総務班・仙南消防本部・消防団・白石警察署）……224
第５　道路災害応急対策（総務班・農林建設班・仙南消防本部・消防団・白石警察署）225

第1節 防災気象情報の伝達

《担当部局:総務班・仙台管区気象台・仙南地域広域行政事務組合消防本部・県大河原土木事務所》

第1 目的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

【資料6-7】住民への情報伝達の流れ

第2 防災気象情報（仙台管区気象台）

1 仙台管区気象台が発表する防災気象情報等

仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を発表し、町等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

なお、町が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム(Ｊ－ＡＬＥＲＴ)により、地方公共団体等へ伝達する

（1）気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報

種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害の発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。

注意報	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
気象情報		台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は以下のとおり。 （1）予告的な情報 ① 特別警報・警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合 ② 少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合 （2）特別警報・警報・注意報を補完する気象情報 特別警報・警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合
土砂災害警戒情報		県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報または大雨特別警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに発表される。
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位(竜巻の目撃情報を活用した場合は一次細分区域単位)で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
記録的短時間大雨情報		県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。 記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。

（注1）特別警報・気象警報・注意報基準は別表1～6のとおり。

（注2）大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

（注3）地面現象特別警報・警報・注意報は、その特別警報・警報・注意報事項を気象特別警報・気象警報・気象注意報に含めて行う。

浸水警報及び注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

（注4）水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

(水防活動用)警報・注意報の一覧は別表7のとおり。

（別表１）特別警報発表基準　　（平成25年８月30日現在）

<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基準</th><th>過去の対象事例</th></tr>
<tr><td>大雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td><td>平成24年7月九州北部豪雨
（死者行方不明者32人）
平成23年台風第12号
（死者行方不明者98人）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">暴風</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td><td rowspan="2">昭和34年台風第15号（伊勢湾台風）
（死者行方不明者5,000人以上）
昭和9年室戸台風
（死者行方不明者3,000人以上）</td></tr>
<tr><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td><td>－</td></tr>
<tr><td>大雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td><td>昭和56年豪雪
（死者行方不明者152人）
昭和38年1月豪雪
（死者行方不明者231人）</td></tr>
</table>

（別表２）警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署　仙台管区気象台

七ヶ宿町	府県予報区	宮城県	
	一次細分区域	西部	
	市町村等をまとめた地域	西部仙南	
警報	大雨（浸水害）	雨量基準	1時間雨量60mm
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	83
	洪水	雨量基準	1時間雨量60mm
		流域雨量指数基準	白石川流域=24
		複合基準	--
		指定河川洪水予報による基準	--
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	18m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量40mm
		土壌雨量指数基準	67
	洪水	雨量基準	1時間雨量40mm
		流域雨量指数基準	白石川流域=14
		複合基準	--
		指定河川洪水予報による基準	--
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	雨雪	雨雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度45%　実効湿度65%で風速7m/s以上 ②最小湿度35%　実効湿度60%	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が60cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき*1	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

*1　冬期の気温は仙台管区気象台、石巻特別地域気象観測所の値。

（別表３）大雨警報発表基準　（平成22年5月27日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
西部仙南	七ヶ宿町	R1=60	84

（別表４）洪水警報発表基準　（平成22年5月27日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
西部仙南	七ヶ宿町	R1=60	白石川流域=24	—	—

（別表５）大雨注意報発表基準　（平成22年5月27日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
西部仙南	七ヶ宿町	R1=40	67

（別表６）洪水注意報発表基準　（平成22年5月27日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
西部仙南	七ヶ宿町	R1=40	白石川流域=14	—	—

（別表７）水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報または大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（または著しく大きい）と予想されたとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき

（2）消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報

ア　火災気象通報

気象の状況から火災の危険があり、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、火災気象通報を実施する。

通報基準番号	通　報　内　容
1	実行湿度65％以下で最小湿度45％以下かつ平均風速7m/s以上が予想された場合。
2	実効湿度60％以下で最小湿度35％以下が予想された場合。
3	平均風速13m/s（江ノ島、北～東南東18m/s）以上が予想された場合。（ただし、降雨時または降雪時は通報しないこともある。）

（3）予報・警報等の細分区域　（平成22年5月27日現在）

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（含まれる市町村等）
宮城県	西部	西部仙南	白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町

警報・注意報の細分区域(宮城県)

(平成22年5月27日から運用)

第３　水防警報及び決壊等（被害情報）の通報（県土木事務所）

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、県土木事務所長が水防警報を発令したときは、下図により速やかに水防管理者及びその他の関係機関に通報する。

また、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、水防管理者等は、速やかに所轄土木事務所長及びはん濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報する。

この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長及び所轄警察署長に通報する。

水防警報伝達系統図(知事が発令する場合)

第４　土砂災害警戒情報の伝達（県土木事務所・仙台管区気象台）

県は、大雨による土砂災害の恐れが高まったときに、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として、土砂災害警戒情報を仙台管区気象台と共同で発表する。

県は、土砂災害警戒情報を関係町長に通知するとともに、広く一般に周知する。

第５　気象警報等の伝達（総務班・県土木事務所）

仙台管区気象台が発表した気象警報・注意報等は、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により町等関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知する。

気象警報等の伝達系統図

仙台管区気象台
消防庁
関係機関
市町村
日本放送協会仙台放送局
民間放送
東北放送
宮城テレビ放送
福島放送
テレビユニオン山形
河北新報社
山形新聞社
秋田魁新報社
東北電力
東北電力関係
東北電力関係
東北電力関係

第2節 情報の収集・伝達

《担当部局:総務班・農林建設班・健康福祉班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・白石警察署・県大河原土木事務所》

第1 目的

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 情報収集・伝達（総務班・農林建設班・健康福祉班・県土木事務所）

災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有して、被害規模の早期把握を行う。

1 被害の収集・伝達

（1）町及び消防機関は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

（2）行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）または県に連絡する。

（3）町、県及び防災関係機関等は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災状況も併せて収集する。

（4）県は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。また、収集された情報は、総務省消防庁に報告するとともに被災市町村や各防災関係機関に直ちに提供する。

2 情報の収集

（1）県は、町及び消防機関等からの被害情報を県出先機関（地方振興事務所・地域事務所）を経由して収集するとともに、総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）を活用して情報収集する。

（2）県は、必要に応じ町に職員を派遣するなど、町の応急対策実施状況及び管内被災状況等に関する情報収集を行い、その報告を総括し県全体の被害概要を把握する。

（3）県は、町において情報通信等が途絶したと判断される場合は、職員等を現地に派遣して情報収集活動を行う。

（4）県は、町からの被害報告及び防災ヘリコプター等による情報収集活動により、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊・第二管区海上保安本部等に対し、被害状況の把握について応援を要請するなどの対応により、警察及び防災関係機関と緊密に連携し、各機関で収集した被害情報について相互に情報交換する。

（5）県は、必要に応じてタクシー防災レポート車制度や（公社）隊友会宮城県隊友会と締結した「災害時における隊友会の協力に関する協定」に基づく災害時における情報の収集、救援活動等の補助による被害現場等からの情報を活用する。

（6）県は、防災ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を活用して、上空からの迅速な被害情報の収集を行うとともに、各防災関係機関のヘリコプターテレビ伝送システム等による情報収集を行う。

（7）町は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、町職員による巡回や消防団、自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに、県への報告を行う。

（8）防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、町、県、及び他の防災関係機関に報告または通報する。

3　情報の伝達

町は、収集した情報を集約し、町職員、消防本部、消防団、防災関係機等に伝達するとともに、県に報告する。県に連絡できない場合は直接消防庁に連絡する。

（1）町と県の間においての情報伝達は、防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。

（2）町は、防災行政無線が使用できない場合は非常通信ルート等を用いて対応する。また、町は、同報無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し情報の伝達を行う。

（3）報道関係機関は、県からの要請があった場合、災害対策基本法に基づき、あらかじめ締結した「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時放送に関する覚書」により正確かつ迅速な情報の放送を行う。

4　災害情報等の交換

（1）災害情報の種類

町及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

ア　災害に関連する気象・水象・地象の観測結果等の資料に関すること

イ　災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針または措置に関すること

ウ　法令または防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。

エ　その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項

（2）災害情報等の相互交換体制

ア　町及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

イ　町、県及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。

ウ　災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。

県災害対策本部災害情報連絡系統図

（3）被害状況等の報告

ア　町（町災害対策本部長）は、町被害状況報告要領に基づき速やかに県に報告する。

イ　町は、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、10日以内に県へ、所定の様式に取りまとめの上、報告する。

5　火山災害情報の収集・伝達体制

火山災害の現場は、地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、町、県、消防機関その

他の防災関係機関の無線装置を有効に配備することによるほか、防災ヘリコプター等の航空機による空中偵察によって災害情報の収集及び伝達に努める。

災害情報の内容は次のとおりとする。

（1）人的被害及び住居被害の状況
（2）要救助者の確認
（3）住民等の避難状況
（4）噴火規模及び火山活動の状況
（5）被害の範囲等
（6）避難道路及び交通の確保の状況
（7）その他必要と認める事項

第3 異常現象を発見した場合の通報（総務班・白石警察署）

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を町長または警察官に通報しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

また、通報を受けた町長は、その旨を気象台その他関係機関に通報しなければならない。

1 異常現象

ア 地象に関する事項：異常音響及び地変
イ その他、災害が発生するおそれがある現象

2 通報要領

第3節　通信・放送施設の確保

《担当部局：総務班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・白石警察署・東北総合通信局・日本郵便(株)・東日本電信電話(株)》

第１　目的

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や住民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について所要の措置を講じる。

非常時の通信ルートは東北総合通信局、アマチュア無線局を活用する。

第２　防災行政無線（総務班）

防災行政無線は、有線電話が不通となった場合、最も有効な通信手段となる。

1　町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、町防災無線等通信手段の確保に努める。

2　町は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設については、速やかに復旧を行う。

3　避難所等となった学校等と町庁舎との通信手段の確保に努める。

併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

第３　消防無線通信施設（仙南消防本部）

消防機関は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替機能を使用するなど必要な措置を講じる。

第４　警察情報通信施設（白石警察署）

1　警察は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機器、施設及び機能の確認を行うとともに、支障が生じた機器等の復旧を行い、通信の確保に必要な措置を講じる。

2　必要に応じて、東北管区警察局に応急通信用情報通信機材等を要請し、情報通信手段を確保する。

第５　災害時の通信連絡（総務班・東北総合通信局・日本郵便(株)・東日本電信電話(株)）

１　通信連絡手段

災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとし、必要に応じて相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

（１）一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。

（２）災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。

（３）災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。

（４）携帯電話（スマートフォン）…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。

（５）ＰＨＳ…使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。

（６）衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。

（７）孤立防止用衛星電話…東日本電信電話(株)宮城事業部から町役場等に配備されている衛星電話。

（８）地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。

（９）消防用回線（消防無線）…各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。

(10) 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の間で通信できる。

(11) ＭＣＡ無線システム…（一財）移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。

(12) 非常通信…県、町及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。

(13) インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。

また、ふくそうを回避するための手段として、次の２つの情報提供が有効である。

(14) 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）…災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はパソコン、または携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・ＮＴＴ東日本公式ホームページ等で知らせる。

(15) 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話・ＰＩＩＳ事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

2 非常時の通信の確保

（1）町は、災害情報連絡のための防災行政無線等通信手段に支障が生じ、通信手段が必要な場合、東北総合通信局に連絡し、東北総合通信局による通信の確保、協力を要請する。

（2）東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。

（3）県及び電気通信事業者は、携帯電話や衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

（4）電気通信事業者は、災害時において、県及び地方行政機関等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

（5）県は、災害時の無線局運用時において、通信ふくそうにより生じる混信等の対策のため、通信統制を行う等により通信の運用に支障を来さないよう努める。

3 災害用伝言ダイヤル等の活用

町は、大規模な災害が発生し、一般加入電話がつながりにくい状況になった場合、一般住民の安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）等を活用するよう広報する。

【資料6-8】災害用伝言ダイヤル等の利用方法

4 郵便関係の措置

日本郵便（株）東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者が、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与または被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与を受けたときは、１世帯に郵便はがき５枚及び郵便書簡（ミニレター）１枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書または盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

第4節 災害広報活動

《担当部局：総務班・白石警察署》

第1 目的

町及び報道機関等は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第2 社会的混乱の防止（総務班）

1 情報伝達・広報の実施

町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

2 住民等への対応

町は、住民等から、問合せ・要望・意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

第3 町の広報（総務班）

町は、町内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、広報する事項は次のとおりとする。

・災害対策本部設置に関する事項
・安否情報
・被害区域及び被害状況に関する情報
・避難所の開設状況に関する情報
・避難準備情報、避難勧告・指示に関する情報
・医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
・防疫に関する情報
・余震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
・ライフラインの被害状況に関する情報
・生活支援(食料・水等の供給)に関する情報
・民心安定のための情報
・緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
・道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
・道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
・被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
・自主防災組織に対する活動実施要請
・出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ
・ボランティアの受入に関すること
・保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
・相談窓口の設置に関する情報
・被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
・町ホームページへの掲載による広報

第4　広報実施方法（総務班）

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障がい者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

・防災無線等による広報
・広報車による巡回広報
・テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
・広報紙による広報
・臨時チラシ、パンフレットによる広報
・自主防災組織を通じての連絡
・避難所への広報班の派遣
・壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じての連絡
・ホームページによる広報

・携帯メールや緊急速報メール
・臨時災害放送局の開設

第５　安否情報（総務班）

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体・消防機関・県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第６　防災関係機関の広報（警察、その他）

１　警察の広報

警察は、関係機関と相互に協力し、次の事項等に関する広報活動を実施するとともに、報道機関の協力を得て災害広報を行う。

・災害区域及び被害状況
・避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報
・道路における危険防止及び交通の円滑に関する交通広報
・災害危険箇所及び危険物の所在、爆発予防等二次災害の防止に関する防災広報
・民心安定のための被災地域及び避難場所等における犯罪予防広報

２　その他の機関

その他の防災関係機関は、各々関係する情報について住民が必要とする度合いにも応じて積極的に広報活動を行う。

さらに、必要事項については、随時、町災害対策本部にも連絡する。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第5節　活動体制の確立

《担当部局：総務班・全班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団》

第１　目的

災害等が発生した場合、町内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、防災関係機関は、災害等が発生し、またはそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第２　初動対応の基本的考え方（全班）

町及び防災関係機関においては、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第３　町職員の配備体制（全班）

町は、災害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合において、次の基準等により、各配備体制を確立し、応急対策等を実施する。

体制	指揮	配備基準	配備員
事前配備体制 【０号配備】	総務課長	○次の状況等により総務課長が必要と認めたとき ・大雨注意報の発表 ・洪水注意報の発表 ・台風の進路	総務課長 農林建設課長 ふるさと振興課長
警戒配備体制 【１号配備】	総務課長	○震度４の地震が発生したとき ○次の状況等により総務課長が必要と認めたとき ・大雨警報の発表 ・暴風警報の発表 ・洪水警報の発表 ・土砂災害警戒情報の発表 ・蔵王山の噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報の発表 ・その他の警報の発表 ・台風の進路	全総務課職員 全課長
特別警戒配備体制	町長	○震度５弱・５強の地震が発生したとき	全職員

【２号配備】 【警戒本部設置】		○大雨等の特別警報が発表されたとき ○蔵王山の噴火警報（居住地域）または噴火警報が発表されたとき ○軽微な災害が発生したとき ○災害の発生のおそれがあるとき ○近隣市町村に災害が発生したとき ○特に町長が必要と認めたとき	消防団長 消防副団長
非常配備体制 【３号配備】 【災害対策本部設置】	町長	○震度６弱以上の地震が発生したとき ○相当規模の災害が発生したとき ○相当規模の災害が発生するおそれがあるとき ○近隣市町村に相当規模の災害が発生したとき ○特に町長が必要と認めたとき	全職員 全消防団員

第４　配備の決定（全班）

総務課長は、注意報、警報の発表、台風の進路等の状況により、必要と判断したときは、事前配備体制（０号配備）、警戒配備体制（１号配備）を決定し、必要な職員を動員し、気象情報の把握、地震被害状況の収集、情報連絡等必要な体制をとる。

町長は、災害が発生したとき、災害の発生のおそれがあるとき、近隣市町村に災害が発生したときに特別警戒配備体制（２号配備）、非常配備体制（３号配備）を決定し、警戒本部、災害対策本部を設置し、必要な職員を動員する。

なお、地震の場合は、震度により自動的に配備体制を決定するものとする。

また、町長、総務課長が不在の場合、職制の順位に従い順次配備の決定を行う。

第５　職員の動員（全班）

災害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合、職員は、職員行動マニュアルに基づき速やかに参集する。

	状況	配備員	勤務時間内	休日・夜間等
事前配備体制 ０号配備	総務課長が必要と認めたとき	総務課長 農林建設課長 ふるさと振興課長	内線電話	一般有線電話 携帯電話
警戒配備体制 １号配備	震度４の地震が発生したとき	全総務課職員・全課長	内線電話	自主参集
	大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報、蔵王山の噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報が発表され総務課長が必要と認めたとき			一般有線電話 携帯電話

特別警戒 配備体制 ２号配備	震度５弱・震度５強の地震が発生したとき	全職員 消防団長 消防副団長	庁内放送 内線電話	自主参集
	大雨等の特別警報が発表されたとき			防災行政無線 （電話連絡網）
	蔵王山の噴火警報（居住地域）または噴火警報が発表されたとき			
	軽微な災害が発生したとき			
	災害の発生のおそれがあるとき			
	近隣市町村に災害が発生したとき			
	町長が必要と認めたとき			
非常配備体制 ３号配備	震度６以上の地震が発生したとき	全職員 全消防団員	庁内放送 内線電話	自主参集
	相当規模の災害が発生したとき			防災行政無線 （電話連絡網）
	相当規模の災害が発生するおそれがあるとき			
	近隣市町村に相当規模の災害が発生したとき			
	町長が必要と認めたとき			

第６　動員の報告（総務班）

各課長（各班長）は、課内の動員状況を把握し、町長（災害対策本部長）及び総務課長（総務班長）に報告する。

第７　消防本部の動員（仙南消防本部）

仙南地域広域行政事務組合消防本部は、非常招集の規定に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集活動、被災者等の救出・救助活動等所要の活動を行う。

第８　消防団の動員（総務班・消防団）

消防団長は、災害が発生した場合、災害の発生するおそれがある場合、配備体制により、速やかに団員の動員を行い、参集状況を把握するとともに、被害情報の収集、報告を行う。

第９　消防団の活動（総務班）

消防団は、水害が発生した場合、原則として設置主体の管理者と協力して水閘門・陸閘門等の施設の操作、各種通報、避難誘導等の活動を行う。

第10　防災関係機関の活動（総務班）

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）、関係社等

にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第6節　災害対策本部の設置等

《担当部局:総務班・全班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団》

第１　目的

大規模な災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、町は、災害対策本部を設置し、組織的に応急活動を実施する。

第２　警戒本部の設置（全班）

町長は、災害の発生が予想される等、次の基準に基づき、本庁舎会議室に警戒本部を設置し、気象情報、災害情報、被害情報の収集、伝達を行う。

- 町域または県南部地域で震度５弱・５強の地震が観測されたとき。
- 軽微な災害が発生したとき。
- 災害の発生のおそれがあるとき。
- 近隣市町村に災害が発生したとき。
- その他、特に町長が必要と認めたとき。

【資料3-2】七ヶ宿町災害対策本部設置要綱

第３　災害対策本部の設置（全班）

町長は、大規模な災害が発生した場合、発生するおそれがある場合等、次の基準に基づき、本庁舎会議室に災害対策本部を設置する。本庁舎会議室に設置が困難な場合は、高齢者センターに災害対策本部を設置する。災害対策本部を設置した場合は、県及び防災関係機関にその旨連絡する。

【資料3-1】七ヶ宿町災害対策本部条例
【資料3-2】七ヶ宿町災害対策本部設置要綱
【資料3-3】七ヶ宿町災害対策本部活動要領

第４　実施責任者（総務班）

警戒本部、災害対策本部の本部長は町長とし、副本部長は副町長及び会計管理者とする。本部長である町長が登庁困難等、指揮をとることができない場合は、副町長、会計管理者、総務課長の順に代行し対応する。

第５　災害対策本部の組織及び所掌事務（全班）

災害対策本部の組織及び所掌事務は次のとおりである。

七ヶ宿町災害対策本部組織

（平成28年6月　現在）

部名	班　　名	分　掌　事　務
総務部	総務班 ＜総務課長＞	・庁舎、公共施設の安全対策に関すること。 ・気象及び災害情報の収集に関すること。 ・職員の配備、動員に関すること。 ・災害対策本部の事務（設置及び運営等）に関すること。 ・自衛隊の災害派遣に関すること。 ・県、防災関係機関との連絡調整、報告に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・災害関係の財政措置に関すること。 ・職員の健康管理、食料及び飲料水の配給等に関すること。 ・相談窓口の開設、総合案内に関すること。 ・避難所等における炊出し協力に関すること ・災害義援金の受付及び配布に関すること。 ・他の市町村に対する応援要請に関すること。 ・各部の連絡調整に関すること。 ・各部の所掌に属さないこと。
	ふるさと振興班（企画部門） ＜ふるさと振興課長＞	・通信設備の確保に関すること。 ・被害情報の集計に関すること。 ・災害、応急対策等の記録、まとめに関すること。 ・災害広報活動に関すること。 ・緊急輸送（車両の確保、燃料の調達等）に関すること。 ・災害対策要員の確保に関すること。 ・報道機関等に対する情報の提供及び発表に関すること。 ・旅行者等の帰宅困難者支援に関すること。
	町民税務班 ＜町民税務課長＞	・避難所の開設、管理、運営支援に関すること。 ・被災者の実態調査に関すること。 ・税の措置に関すること。 ・食糧、生活物資の配付に関すること。 ・廃棄物処理に関すること。 ・愛玩動物の保護に関すること。 ・義援物資の受付、保管及び配布に関すること ・し尿処理、仮設トイレに関すること。 ・死体の収容及び埋火葬に関すること。 ・災害地の病虫害除去に関すること。 ・災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付に関すること。 ・家屋被害認定調査及びり災証明の発行に関すること。 ・他班の応援に関すること。
	出納班 ＜出納室長＞	・応急対策に要する経費の出納に関すること。 ・義援金の収納、支出に関すること。 ・その他出納全般に関すること。 ・他班の応援に関すること。
	議会班 ＜議会事務局長＞	・災害時の議会対応に関すること。 ・他班の応援に関すること。

部名	班　　名	分　掌　事　務
保健・医療部	健康福祉班 ＜健康福祉課長＞	・保健福祉施設の安全対策に関すること。 ・保健福祉施設等利用者の安全確保、避難に関すること。 ・要配慮者の支援に関すること。 ・ボランティアに関すること。 ・住民の安否確認に関すること。 ・被災地における生活保護世帯及び心身障がい者世帯の救護対策に関すること。 ・被災地における独居高齢者世帯の救護に関すること。 ・施設の安全対策に関すること。 ・防疫、保健衛生、栄養指導に関すること。 ・被災者、住民の精神衛生に関すること。
	診療所班 ＜事務長＞	・医療機関との連絡調整に関すること。 ・医療機材、医薬品の確保に関すること。 ・医療救護所の設置に関すること。 ・医療助産に関すること。 ・医療情報に関すること。

部名	班　　名	分　掌　事　務
産業建設部	ふるさと振興班（商工部門） ＜ふるさと振興課長＞	・商工観光施設の安全対策に関すること。 ・商工観光施設、事業所の被害調査に関すること。 ・観光客の安全確保、避難に関すること。 ・被災中小企業に対する支援に関すること。 ・その他商工観光業全般に関すること。 ・労働者福祉、被災労働者の支援、雇用対策に関すること。
	農林建設班 ＜農林建設課長＞	・道路、河川、公共土木施設の安全対策に関すること。 ・公共施設の安全対策に関すること。 ・道路、河川、公共土木施設の応急復旧に関すること。 ・公共施設の応急復旧に関すること。 ・被害建築物の応急危険度判定に関すること。 ・道路の占用、交通規制に関すること。 ・障害物除去対策に関すること。 ・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理に関すること。 ・建設資機材の確保対策に関すること。 ・上下水道施設の安全対策に関すること。 ・応急給水、水質調査に関すること。 ・その他、上下水道事業全般に関すること。 ・農林道、農林業施設の安全対策に関すること。 ・農林業被害の防止に関すること。 ・食糧、生活物資の供給に関すること。 ・農地及び農業施設の被害調査に関すること。 ・農地及び農業施設の災害復旧に関すること。 ・被災農林業事業者に対する支援に関すること。 ・その他農林業全般に関すること。 ・家畜の伝染病の予防及び防疫に関すること。

部名	班　　名	分　掌　事　務
教育部	教育班 ＜教育次長＞	・教育施設の安全対策に関すること。 ・児童生徒・乳幼児等の安全確保、避難に関すること。 ・教育施設、児童生徒・乳幼児等の被害調査に関すること。 ・避難所の開設、運営の支援に関すること。 ・応急教育の実施、教職員、教材の確保に関すること。 ・その他教育行政全般に関すること。 ・文化財の被害調査、応急対策に関すること。
	公民館班 ＜公民館長＞	・施設の安全対策に関すること。 ・利用者の安全確保、避難に関すること。 ・他班の応援に関すること。
	水と歴史の館班 ＜水と歴史の館館長＞	・施設の安全対策に関すること。 ・利用者の安全確保、避難に関すること。 ・他班の応援に関すること。
	保育班 ＜保育所長＞	・施設の安全対策に関すること。 ・乳幼児の安全確保、避難に関すること。 ・要配慮者の支援に関すること。

※＜　＞は各班長

第６　本部員会議の開催（総務班・全班）

本部長は、災害対策本部の事務を総合的、かつ、有機的に推進するため、本部長、副本部長及び班長で構成する本部員会議を開催し、被害の防止び災害応急対策上の重要な事項について、協議、決定する。本部員会議の主な協議内容は次のとおりである。

- 気象情報、災害情報、被害情報、その他必要な情報の収集、伝達
- 避難準備情報の提供、避難の勧告、指示
- 消防、水防、その他応急措置の活動方針、活動の進捗状況の伝達
- 被災者の救助、救護、その他の保護の状況
- 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- 施設、設備の応急復旧の方針、活動の進捗状況の伝達
- 県災害対策本部への報告、要請、関連事項の協議
- 自主防災組織、ボランティア等のとの連携に関する事項
- その他必要な事項

第７　現地災害対策本部の設置（総務班・全班）

町内で局地的かつ甚大な災害が発生した場合、または発生するおそれがあり町長が必要と認める場合、適切な場所に現地災害対策本部を設置し、迅速、かつ、円滑な応急対策活動を展開する。現地災害対策本部は、本部長の指命する職員で構成する。

第８　防災関係機関との連携（総務班・全班）

県は、震度６弱以上の地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合、重大な被害を受けていると推定される市町村に対し、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況等の情報を収集するため職員を派遣する。

町は、これら派遣職員との連携に努める。

また、県による現地災害対策本部が設置された場合、町は、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

第９　災害対策本部の解散（総務班・全班）

本部長は、町の地域に災害が発生するおそれがなくなったと認めるとき、または災害発生後において、災害応急対策措置がおおむね完了したと認められる時に災害対策本部を解散する。解散した場合は、県及び防災関係機関にその旨連絡する。

第7節 警戒活動

《担当部局:総務班・農林建設班》

第1 目的

町及び防災関係機関は大雨、洪水、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第2 警戒体制（総務班）

町防災関係機関は、雨量、河川等の水位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

第3 水防活動（総務班）

1 洪水等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は水防活動を実施する。

2 水防警報を受報した水防管理者、その他関係機関は、警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。

3 消防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、町及び県と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、またはその区域からの退去等を命ずる。

4 河川管理者及び農業用用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに住民に周知する。

第4 土砂災害警戒活動（総務班）

町長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、土砂災害警戒判定メッシュ情報等の補足情報や渓流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難勧告等の必要な措置を講じる。

第5 ライフライン、交通等警戒活動（農林建設班）

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第8節 相互応援活動

《担当部局：総務班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・県・白石警察署》

第1 目的

大規模な災害が発生し、町及び関係機関が十分な応急対策活動の実施が困難な場合、応援協定を締結している市町村等に応援の要請を行う。また、応援協定を締結している市町村等から応援を要請された場合、支援等を行う。

第2 市町村間の相互応援活動（総務班）

町長が、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。県は、必要があると認めるときは、応急措置の実施について、必要な指示をし、または、他の市町村を応援すべきことを指示する。

応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

1 個別相互応援協定による応援の要請

町は、災害時に係る相互の応援協定等を締結し、協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

2 全市町村相互応援協定による応援の要請

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）に基づき、町は、県に応援要請を行い、県が調整し、必要な応援をする。

ただし、県と調整するいとまがないと応援町長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。

3 県への情報伝達

町が、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨を連絡する。

4 応援体制の確保

県内で大規模災害が発生した場合、被災しない市町村においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

【資料5-1】災害時における宮城県市町村相互応援協定書

【資料5-2】災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領
【資料5-3】福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定

第３　県内消防機関の相互応援活動（総務班・仙南消防本部）

大規模な災害等が発生した場合の県内における広域消防応援については、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」に基づき消防相互応援活動を行う。

県は、応援要請、応援消防部隊の派遣及び部隊の運用を迅速かつ円滑に行うため、必要があると認められるときは、代表消防機関に対し、宮城県広域消防応援基本計画の見直しを要請する。

第４　他都道府県からの応援活動（県）

１　北海道・東北8 道県に対する応援要請

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北８道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」に基づき応援の要請を行う。

２　全国知事会における相互応援

県は、「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」における応援活動をもっても十分な応急対策の実施ができない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

３　国への応援調整要求

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。

第５　消防機関の相互応援活動（総務班・仙南消防本部）

大規模災害発生時に、管内の消防力では災害防除が困難な場合には、消防本部は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合には、「宮城県広域消防応援基本計画」の定めにより要請する。

【資料5-4】宮城県広域消防相互応援協定書
【資料5-5】宮城県広域航空消防応援協定書
【資料5-6】宮城県内航空消防応援協定書

【資料5-7】白石市・蔵王町・七ヶ宿町消防相互応援協定
【資料5-8】山形県上山市・七ヶ宿町消防相互応援協定書
【資料5-9】山形県高畠町・七ヶ宿町消防相互応援協定書

第６　緊急消防援助隊の応援要請（総務班・仙南消防本部）

消防本部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45 条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請する。

１　情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、町及び消防機関は、迅速かつ的確に情報を収集し、県へ伝達する。

２　応援の要請

応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の定めにより、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

第７　地域内の防災関係機関の応援協力（総務班）

町は、被害の状況等により、地域内の防災関係機関の応援協力が必要となった場合、協定等に基づき、協力を要請する。

【資料5-10】災害時医療救護に関する協定書
【資料5-11】災害時医療救護に関する協定書実施細則
【資料5-12】災害時における応急物資供給等の協力に関する協定書

第８　警察災害派遣隊の応援活動（白石警察署）

警察は、被災状況の把握に努めるとともに、警察災害派遣隊の必要を認めるときは、警察庁及び管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣要請等の措置をとる。

大規模災害時における緊急の広域消防応援体制図

第９　広域的な応援体制（総務班）

町は、必要な場合、関係指定地方行政機関または関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

第10　受入れ体制の確保（総務班）

町は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

第11　他県等への応援体制（総務班）

町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

第9節 災害救助法の適用

《担当部局:総務班》

第1 目的

県は、大規模な災害が発生した場合、災害救助法を適用し、関係機関と連携し、飲料水・食品の給与、生活必需品の給与、医療・助産・救出活動等の災害救助法に定められた応急対策を総合的に実施する。町は災害救助法の適用が必要となった場合、迅速かつ円滑に手続きを行う。

【資料4-1】災害救助法による救助の方法、程度及び期間について

【資料4-2】被災世帯の算定基準

第2 災害救助法の適用基準（総務班）

災害救助法（昭和22年法律第118号、以下当節において「法」という。）による救助は、市町村（政令指定都市にあっては、行政区ごとまたは市全域のいずれか）の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

本町における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

- 町の住家滅失世帯数が 30 世帯以上の場合。
- 被害が広範囲にわたり、県の区域内の住家滅失世帯の総数が 2,000 世帯以上であって、町の滅失世帯数が 15 世帯以上に達した場合。
- 県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000 世帯以上であって、町の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。（町の被害状況が特に救助を要する状態にあること。）
- 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。
- 多数の者が、生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合。
- 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。
- 食品の給与等に特殊の補給方法または救出に特殊の技術を必要とする場合。

※住家の滅失した世帯は、全焼、全滅、流失等した世帯を標準とし、住宅が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の２分の１世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあたっては、滅失世帯の３分の１世帯とみなして換算する。

第3 災害救助法の適用手続（総務班）

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第４条に規定する救助を実施するときに開始される。

町は、被害状況を迅速かつ的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに町に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を町長に委任する。

原則	災害発生日＝救助の開始日＝公示日
例外	長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合 災害発生日－被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合 公示日－被害等が判明した日

第４　救助の種類（総務班）

救助の種類は次のとおりである。

・避難所の設置
・応急仮設住宅の供与
・炊き出しその他による食品の給与
・飲料水の供給
・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
・医療、助産
・被災者の救出
・被災した住宅の応急処理
・学用品の給与
・埋葬、遺体の捜索、遺体の処理
・障害物の除去
・輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償
（昭和 35 年宮城県規則第 48 号「災害救助法施行細則」最終改正 平成 26 年３月 31 日）

【資料4-1】災害救助法による救助の方法、程度及び期間について

【資料4-2】被災世帯の算定基準

第５　救助の実施の委任（総務班）

知事は、災害救助法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服・寝具その他生活必需品の給与または貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急処理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の捜索及び処理
- 障害物の除去
- 応急救助のための輸送
- 応急救助のための賃金職員雇上費

第10節 自衛隊の災害派遣

《担当部局:総務班・出納班》

第1 目的

災害に際して人命または財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、知事、第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所空港長（以下「知事等」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 災害派遣の要請（総務班）

1 要請による派遣

自衛隊の派遣が必要な場合、町長は、知事に自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。この場合、町長はその旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。また、町長は速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。この場合、町長は速やかに県知事等にその旨を通知しなければならない。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

2 自衛隊の自主派遣

災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は次のとおりとする。

（1）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認められること。

（2）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、次のような直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。例えば、

ア　災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、町長または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の２第２項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

イ　災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

ウ　庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した場合

（3）その他災害に際し、上記（1）～（2）に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

（4）（1）～（3）の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

3　派遣要請の手続

町長が、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、要請時に明らかにする事項は次のとおりである。

なお、緊急の場合は、口頭または電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

- 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性・道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

ただし、相当数の被害が出ていると認められ、かつ町の具体的被災状況が把握できない場合にあっては、上記に関わらず、速やかな派遣要請に努める。この際、要請権者は、被災状況を把握し次第速やかに要請内容を最速の手段をもって明らかにしなければならない。

【資料5-14】自衛隊要請連絡先

【様式1】自衛隊の災害派遣要請について

図　派遣要請系統図

第3 県・町と自衛隊との連絡（総務班）

1 自衛隊の連絡幹部の派遣

災害発生時、自衛隊は、必要に応じ町及び県災害対策本部等に連絡幹部等を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。

連絡幹部等は、町及び県並びに関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整を実施する。

第4 災害部隊の活動内容（総務班）

自衛隊の災害派遣部隊の任務、活動内容、権限については、おおむね次のとおりである。

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

自衛隊の災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、被害状況の把握
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の救出・救助及び捜索活動	行方不明者、負傷者等の捜索、救助活動
水防活動	土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動の支援	消防機関との協力による消火活動
道路または水路の啓開	道路または水路等の交通路上の障害物の排除
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者または医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給食の実施
援助物資の無償貸付または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、町長、その他町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町の吏員、警察官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
- 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- 住民または現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置を講じること。

第5 派遣部隊の受入れ体制（総務班）

災害派遣が決定された場合、派遣を受ける町長等は、速やかに次の事項について処置し、災害派遣部隊の受入れ体制を整備する。

1 町の連絡調整者の指定

町長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整担当職員を指定し、災害派遣活動が円滑に遂行するよう協力する。

2 情報等の提供

災害派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

3 資機材の提供

町は、災害派遣部隊の救援活動（作業）に必要となる資機材の速やかな調達、提供に努める。

4 宿舎等のあっせん

町は、災害派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。学校、公民館等を宿舎施設にあてる場合は、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても、同様とする。

5 臨時ヘリポートの指定

町は、臨時ヘリポート設置基準に従い、臨時ヘリポートを指定する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

また、離着陸地点及びその周辺において運航上の障害となるおそれのある範囲への立ち入りの禁止、砂塵発生の防止のため、散水等の措置を講じるとともに、臨時ヘリポート設置基準に基づき、H記号、風向、風速が判定できる吹き流しの掲揚を行う。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

【資料11-6】ヘリコプター臨時離発着場所

【資料11-7】臨時ヘリポート設置基準.

6 作業内容の調整

町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野（救助，救急，応急医療，緊急輸送等）での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

第6 派遣部隊の撤収（総務班）

町長は、災害の救援活動が終了し、災害派遣の目的を達したとき、またはその必要がなくなったときは、民心の安定及び民生の復興等を考慮し、県及び派遣部隊の長と協議し、県知事に対しその旨を報告し、派遣部隊の撤収を要請する。

撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請(提出)する。

災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合または派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

【様式2】自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

第7 経費の負担（総務班・出納班）

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担するものとし、細部については、その都度災害派遣命令者と知事等が協議して定める。

- 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上または修理費
- 無作為による損害の補償
- その他協議により決定したもの

第11節 救急・救助活動

《担当部局：健康福祉班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・白石警察署・自主防災組織》

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町、防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることも予想されることから、自主防災組織、事業所、住民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

第2 町の活動（健康福祉班）

町は、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防・警察機関の協力を得ながら、速やかに捜索、救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。

町は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請または相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

1 救出隊の編成

町は、緊急に救出活動を行う必要がある場合、町職員、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織等により救出隊を編成し、救出救護体制を整える。

2 救出活動

町は、警察署その他関係機関との緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救出を要する者を発見に努める。負傷者を救出した場合は、医療救護班と協力して直ちに応急医療を行い、医療機関に収容し、遺体を発見した場合は、「遺体等の捜索・処理・埋葬」に定めるところにより適切に措置する。

3 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関に要請し、調達する。また、資機材が不足する場合は、県等へ応援を要請する。

4 応援の要請

救出活動において、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは、県等に速やかに連絡し、

応援を要請する。

5 救出の報告等

負傷者を救出した場合、遺体を発見した場合は、消防関係機関、警察署等に連絡するとともに、一般住民等からの情報についても適宜関係機関あてに伝達する。

第3 消防機関の活動（仙南消防本部・消防団）

大規模災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、仙南地域広域行政事務組合消防本部は、医療機関、(公社)宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

1 消防本部の活動

救急・救助活動を行うに当たって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。そのため、関係機関と情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。また、負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者まで様々であり、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と応急処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材を活用し、効率的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

第4 警察活動（白石警察署、駐在所）

救出・救助が必要とする者を発見した場合、また同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して、救出・救援活動を行う。また、被害状況に基づき、迅速に災害警備部隊等を出動させる。加えて、警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出・救助活動を行う。

第5 住民及び自主防災組織等の活動（自主防災組織）

1 緊急救助活動の実施

住民及び自主防災組織等は、自担当、在住地区において建物倒壊、火災炎上等による救急・救助の必要性を確認した場合、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

2 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、町等に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

3 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動について現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第6 緊急消防援助隊の応援要請（仙南消防本部）

町及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は、大規模な災害時に管内の消防力及び県内の消防力応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」（平成16 年８月制定）の定めにより、知事に応援要請するものとする。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

1 情報の収集・伝達

大規模な災害が発生した場合、町及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は情報を収集し、県へ伝達する。

2 出動の要請

町は、県を通じて出動の要請を行う。

3 大規模災害が発生した場合の対応

大規模災害等を覚知した場合、町は、次の措置をとる。

（1）災害状況の把握
（2）情報等の提供
（3）応援要請手続の実施

【資料5-15】大規模災害（被災）時の緊急消防援助隊情報連絡（要請）体系図

第7 火山災害の現場における救出（ふるさと振興班・消防団）

町は、火山災害の現場において要救助者があるときは、消防団等による救助隊を編成するほか、警察、災害派遣自衛隊その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、救助に当たる。

救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期す。

第8 救急・救助活動への支援（ふるさと振興班）

町は、道の駅等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。

第9 惨事ストレス対策（健康福祉班・仙南消防本部）

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 医療救護活動

《担当部局:健康福祉班・総務班・七ヶ宿町国保診療所・白石市医師会》

第1 目的

大規模な災害の発生時には、同時に多数の負傷者が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第2 医療救護班の設置・編成（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

大規模な災害が発生した場合の医療救護は、原則として災害対策本部内に医療救護班を設置・編成して行う。町長は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合、(社) 白石市医師会の協力を得て医師及び看護師等で構成する医療救護班を編成する。

医療救護活動に関して、町のみでは十分な対応ができない場合などには、速やかに隣接市町村及び県に協力を求める。

【資料10-1】医療機関

第3 医療救護所の設置（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

町は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合などには、被害の状況に応じて避難所等に医療救護所を設置して、医療活動を行う。

医療救護所を開設した場合は、速やかに県に報告するとともに、住民に医療救護所開設の広報を町の実情に応じた適切な方法で行う。

医療救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

【資料10-4】医療救護所設置予定場所

第4 医療救護活動の実施（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

町、医療関係機関は、相互に連携、協力し、被災者に対する医療救護活動を実施する。

医療救護班は、派遣された救護所、病院等であらかじめ定められたルールに従って、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎを行う。医療救護班の業務項目は次のとおりである。

（1）傷病者のトリアージ、応急処置
（2）重傷者の後方病院への搬送手続き
（3）救護所等における診療
（4）被災地の病院支援
（5）その他必要な事項

第５　医薬品等及び輸血用血液の調達（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

１　医薬品集積所の設置

救援物資の医薬品等については、受取りに混乱が生じないように医薬品集積所を設ける。一般用医薬品などについては、医薬品集積所から救護所、避難所に供給する。

２　医薬品等の需要・供給体制

（１）医療施設の管理者及び救護所の責任者は、医薬品等に不足が生じた場合、町災害対策本部に調達を要請する。

（２）町災害対策本部は、医療施設または救護所から医薬品等の要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。町において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。

（３）県災害対策本部は、町災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。輸血用血液の要請を受けた場合は、赤十字血液センターに要請する。

【資料10-3】医薬品等の調達先

第６　災害時後方医療体制（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

1　医療機関または救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院に搬送し、治療を行う。

2　災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

第７　負傷者の搬送（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

町内の医療機関、医療救護所で対応できない負傷者が発生した場合、町、医療機関、消防機関は、搬送先医療機関の受入体制を確認した上搬送する。仙南地域広域行政事務組合の救急車確保が困難な場合、県、民間輸送業者に対して負傷者の搬送を要請する。

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状況等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

第８　医療活動に関する広報（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

町は、医療機関等と連絡をとり、診療可能な医療機関、医療救護所の設置状況等医療活動に関する情報を被災者、住民に対し広報する。

第９　在宅要医療患者の医療救護体制（健康福祉班・七ヶ宿町国保診療所）

1　町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。

2　町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、近隣の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整

を依頼する。

3 県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、町より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整や資機材の支援等により、透析医療の確保に努める。

4 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて町災害対策本部に提供する。

5 県は、町が行う専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第13節 交通・輸送活動

《担当部局：総務班・ふるさと振興班・農林建設班・白石警察署》

第1 目的

大規模な災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

大規模な災害により交通機関に混乱が発生した場合、交通規制等を実施し、緊急輸送路を確保するとともに、輸送体制を確立し、優先度の高い負傷者・病人の搬送、応急対策に必要な人員・物資の輸送等の緊急輸送活動を関係機関と連携し実施する。

第2 緊急輸送の実施（総務班）

緊急輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して、貨物自動車、乗合自動車、ヘリコプター等、最も適切な方法により実施する。

また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

1 輸送の優先順位

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。

（1）人命の安全

（2）被害の拡大防止

（3）災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

緊急車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

第一段階	・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ・消防・水防活動等災害発生防止・拡大防止のための人員及び物資 ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス水道施設保安要員など初動時の災害応急対策に必要な要員 ・医療機関へ搬送する負傷者等 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第二段階	・第一段階の続行 ・食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第三段階	・第二段階の続行 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品

第3 車両等の確保（総務班・ふるさと振興班・農林建設班）

緊急輸送に使用する車両は、町有車とするが、応急対策業務を遂行する上で、町有車が不足する場合は、公共公的団体車両、民間事業者車両、自家用自動車等を調達する。また、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

【資料11-4】町有車両

第4 受け入れ態勢の整備（総務班）

町は、必要に応じて県及び他市町村からの緊急物資等の受入、一時保管等のための受入拠点を定めるとともに、受け入れ窓口、備蓄倉庫等の必要な受け入れ態勢及び施設の確保に努める。

第5 交通の確保（白石警察署・総務班・農林建設班）

1 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

・道路の区間を指定して交通規制が行われた場合は、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われた場合は、道路外の場所に、速やかに車両を移動させること。
・速やかな移動が困難な場合、道路の左端に沿って駐車するなど、緊急車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。
・通行禁止区域において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

2 情報の収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

3 交通規制

災害が発生し、または発生しようとしている場合、特に災害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通

規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

警察は、災害が発生した場合、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止し、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

（1）基本方針

ア　被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

（ア）被災区域内への流入を原則的に禁止し、区域内における一般車両の走行を極力規制する。

（イ）被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

イ　被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は迂回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。

ウ　道路管理者との緻密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

（2）緊急交通路確保のための措置

ア　交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ　放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ウ　運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ　自衛官、消防職員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は上記イ、ウの措置をとることができる。

オ　関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等に協力を依頼し、交通誘導の実施等を要請する。

（3）交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第２）を設置

して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、または標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

（4）交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

（5）交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

（6）交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域または道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

4 緊急通行車両の確認

緊急車両の確認を迅速、かつ、円滑に行うため、あらかじめ緊急通行の業務の実施責任者は、県公安委員会に事前に届出書を提出し、届出済証の交付を受けなければならない。

（1）確認対象車両

県公安委員会は、県警本部（交通規制課）、高速道路交通警察隊、白石警察署のほか交通検問所等の検問箇所で確認を行う。

（2）申し出事項

緊急車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- 車両番号標に標示されている番号
- 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあたっては輸送人員または品名）
- 使用者の住所、氏名
- 輸送日時
- 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出。）

（3）標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。

【様式3】緊急通行車両標章

5 障害物の除去

（1）警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。

（2）道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、道路機能の

確保及び二次災害の防止に努める。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

（3）道路管理者は、除去できない物がある場合は、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、町内の建設業者、団体との協定に基づいて実施する。

また、町として自ら応急復旧等に必要な人員・資機材の備蓄及び確保を行い、不足する場合に協定に基づいて実施する。

6 関係機関、道路管理者間の連携・調整

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

県は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

第6 ヘリコプターによる搬送（総務班）

救急・救助、医療活動において、優先度の高い負傷者・病人のヘリコプターによる搬送が必要なときは、県へ要請するとともに、ヘリコプターの活動拠点として活用できる臨時のヘリポート及び場外離着陸場所を確保する。

【資料11-6】ヘリコプター臨時離発着場所

【資料11-7】臨時ヘリポート設置基準

第14節 避難活動

《担当部局:総務班・健康福祉班・町民税務班・白石警察署・消防団》

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、住民の安全を確保するため、町及び防災関係機関は、避難の準備情報の提供、勧告または指示を行い、速やかに避難所の開設、避難誘導を行い、管理運営に当たる。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 避難勧告等の対象とする避難行動

避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

（1）指定避難場所への移動
（2）自宅等から移動しての安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
（3）近隣の高い建物等への移動
（4）建物内の安全な場所での待機

第2 避難の勧告または指示（総務班・白石警察署）

災害により、人命の保護または被害の拡大防止のため必要と認められる場合は、住民に対して、避難の準備情報の提供、勧告または指示を行う。

「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧めまたは促す行為を言う。

「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

なお、町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

1 実施権限

避難勧告または指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等

についても適切に運用する。

区分	権限のある者	根拠法
避難指示、勧告を行う者	町長	災害対策基本法第60 条
	警察官	災害対策基本法第61 条 警察官職務執行法第４条
	海上保安官	災害対策基本法第61 条
	水防管理者（町長、町水防事務組合管理者、水防予防組合管理者）	水防法第29 条
	知事またはその命を受けた県職員	水防法第29 条 地すべり等防止法第25 条
	災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。	自衛隊法第94 条
警戒区域の設定権者	町長	災害対策基本法第63 条
	警察官または海上保安官	災害対策基本法第63 条
	水防団長、水防団員または消防関係機関に属する者 ※本町においては消防団	水防法第21 条
	消防吏員または消防団員	消防法第28 条、36 条
	災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。）	自衛隊法第94 条 災害対策基本法第63 条

（1）町長、知事の役割

町長は、大規模な災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の勧告または指示を行う。また、避難の勧告または指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、町長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難勧告等を発令する。

知事は、災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難の勧告または指示に関する措置の全部または一部を実施する。また、町から求めがあった場合には、避難指示または避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。

（2）洪水等に係る知事の指示

知事またはその命じた職員は、洪水若しくは地すべりによる著しい危険が切迫していると

きは、速やかに町長に状況を伝え、町長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。

（3）警察の役割

ア 警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、または町長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

イ 警察署長は、町長が行う避難の勧告または指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

ウ 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の勧告、指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

（4）自衛隊の役割

災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

2 実施基準

（1）避難の必要性の早期把握及び判断

本章「第１節 防災気象情報の伝達」及び「第７節 警戒活動」において災害が発生するおそれのある地域の現状を早期かつ的確に把握し、迅速・確実な避難対策の要否を判断する。

（2）避難準備、避難勧告、避難指示の発令基準

避難準備、避難勧告、避難指示の発令基準は、次のとおりである。

種別	発令基準
避難準備	① 大雨・洪水警報などが気象台から発表され、避難準備を要すると判断されるとき ② 事前に要配慮者が安全な場所や施設に避難する必要があると判断されるとき ③ 県と仙台管区気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報が発表され、人的被害の発生する可能性が高まったとき
避難勧告	① 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき ② 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき ③ 大雨特別警報が気象台から発表され、避難を要すると判断されるとき
避難指示	① 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき ② 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき

第３ 避難の勧告または指示の内容及び周知（総務班・白石警察署）

1 町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を町地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。

2 町長等が避難の勧告または指示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。また、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

（1）避難対象地域
（2）避難先
（3）避難経路
（4）避難の勧告または指示の理由
（5）その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難の勧告または指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

（1）住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難勧告等の周知に当たっては、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

（2）関係機関の相互連絡

県、警察、町、自衛隊は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、町の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。

（3）周知内容

避難指示等の理由及び内容、避難先または避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。

（4）警察の役割

ア 警察署長は、町長が行う避難の勧告または指示について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。

イ 警察は、避難の勧告または指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路、その他必要事項を周知徹底する。

第4 避難誘導（町民税務班・健康福祉班・白石警察署・消防団）

町職員、警察官、消防職員、自主防災組織リーダー等は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、避難先（避難場所、避難所）への円滑な誘導を行う。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、各地区または集落単位等の集団避難を心がけ、障がい者、高齢者、乳幼児・妊婦等の避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

町は、消防団員、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

1 避難誘導時の留意事項

避難誘導においては、次の事項に留意して行う。

- 各地区毎の避難誘導は、当該地区の自主防災組織が行い、誘導責任者は当該地区の消防団分団長等及び地域防災リーダーとする。
- 危険区域及び避難場所に町職員、消防団員、自主防災組織等を配置し、適切な避難誘導を行う。必要に応じ、白石警察署に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。
- 避難誘導の呼びかけは、障がい者、高齢者、乳幼児・妊婦等の避難行動要支援者を優先する。
- 災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。
- 病院等の入院患者、施設の高齢者等、自力で避難できない場合は、町の緊急車両により事前に協定を結んだ受入先の施設や避難所に移送する。

2 避難時の留意事項

避難誘導する者は、避難にあたり、次の事項を避難する住民に周知徹底する。

- 戸締り、火気、電源の始末を完全にすること。
- 携帯品は、必要最小限のものにすること。
（食料、水筒、常備薬、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ等）
- 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣類等を携行すること。
- 車での避難は、避難行動要支援者を除き極力避けること。

第5 避難所の開設及び運営（町民税務班・自主防災組織）

避難場所に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、町は洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。

1 避難所の開設

（1）町は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するため、開発センター、活性化センター及び高齢者センター、小・中学校の体育館等、あらかじめ定めた公共建物等に避難所を設置する。

（2）町は、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。（1）の施設のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、野外にテント等を設置し対応する。

（3）町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

（4）町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

2 避難所開設の連絡

町は避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護する。また、直ちに次の事項を知事に報告する。

・避難所開設の日時、及び場所
・箇所数及び収容員数
・開設期間の見込み

3 避難所の開設期間と費用

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として７日以内とするが、避難が長期化する場合は、状況に応じて開設期間を決定する。

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲内とする。

4 避難所の運営

町は、避難所を開設したときは、避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の自主運営に努める。管理責任者等は、自主防災組織等と協力して、避難所の管理と収容者の保護にあたる。

（1）避難所の管理

町は、避難所を開設したときは、避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の自主運営に努める。管理責任者等は、自主防災組織等と協力して、避難所の管理と収容者の保護にあたる。

また町は、避難者の状況を県に報告し、県は、避難所の管理運営について指導助言を行う。

ア 適切な運営管理の実施

町は、各避難所の適切な運営管理を行う。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

イ 管理者の設置

町は、避難所を設置した場合には、管理者を置き、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に関しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

ウ 相談窓口の設置

町は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

エ　自主防災組織やボランティアとの協力

町は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

オ　自治的な組織運営への移行

町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

カ　在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

町は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

（2）避難所の環境維持

ア　良好な生活環境の維持

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

イ　健康状態・衛生状態の把握

町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ　家庭動物への対応

町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

（3）男女共同参画

ア　避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

イ　男女のニーズの違いへの配慮

町は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定または専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防

犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ　運営参加者への配慮

町は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

（4）学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう町に協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

また、避難所の開設が長期となった場合、当該施設の管理者は、教育活動の早期再開に支障がないよう、期間、避難者の収容施設等について、町と協議する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒・乳幼児の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

（5）学校・社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の管理者は、次の事項を定めた避難に関する要領をまとめ、児童生徒・乳幼児及び入所者等を安全に集団避難させる。

- 避難実施責任者
- 避難順位及び編成等
- 避難責任者及び補助者
- 避難の要領、措置、注意事項等

（6）外国人への配慮

町は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

（7）避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

第6　避難長期化への対処（町民税務班・健康福祉班）

避難が長期化した場合、プライバシーの確保等に配慮するとともに、避難者が必要とする情報の提供に努める。また、町は、避難の長期化を見据えた避難所運営マニュアルを作成し、円滑に避難所を運営する。避難生活が長期化した際には次の事項に留意する。

- 避難所における自治組織の結成、避難者による自主的な運営の促進
- 避難行動要支援者である高齢者、障がい者、傷病人等への食料・生活必需品の配慮
- 避難者のプライバシーの確保、避難者の実態、ニーズの把握
- 長期化した際に必要となる設備、備品の確保

1　町は住民の避難が長期化した場合には高齢者、障がい者、傷病人、乳幼児・妊婦等の処遇について十分配慮する。また避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

2　町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

3　町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、町への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

4　県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

5　町は、避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第7　帰宅困難者対策（総務班）

1　一斉帰宅抑制に関する対応

（1）一斉帰宅抑制の広報

町及び県は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、町民、企業、学校等関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送等を通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校などの施設内に留まるよう広報を行う。

また、必要に応じ、携帯電話、緊急速報メール、ＳＮＳなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

（2）企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒・乳幼児等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒・乳幼児を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

（3）大規模集客施設等の対応

大規模集客施設等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や

関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、町や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。

なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。

2 帰宅困難者への情報提供

町及び県は、災害に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

3 避難行動要支援者への対応

町及び県は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第8 孤立集落の安否確認対策（総務班）

1 通信手段の確保

町は、居住地または避難場所が、道路の寸断、土地の水没などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

2 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

第9 広域避難者への支援（県）

1 町との調整

県は、町より広域避難に関する支援要請があった場合には、県内の受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行う。

2 他都道府県との協議

県は、町からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災した町を支援する。

3 避難者情報の提供

県は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報を、避難前の町や県へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

4 滞在施設の提供

町及び県は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

5 広域避難者への支援体制の整備

広域避難者が発生した場合は、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

第10 在宅避難者への支援（総務班）

1 生活支援の実施

町及び県は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。

それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、町及び県は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 避難所等での物資の供給

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、支所や出張所での物資の配布の他に避難所、集落等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第11 火山災害の警戒避難対策（総務班）

町は、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。

また、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努める。

町及び県は、多数の住民等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合がありうること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合がありうることに十分留意して災害応急対策を講じる。

また、火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて

防災対策や避難対象地域をあらかじめ設定することにより、噴火警戒レベルの導入や改善を共同で行い、避難開始時期や避難対象地域、避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を作成し、訓練を行い、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、近隣市町村、関係都道府県と十分に連携を図る。

加えて、噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や避難対象地域の判断等に重要であることから、仙台管区気象台、県、町及び火山監視観測・調査研究機関等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。

第15節 応急住宅等の確保

《担当部局:農林建設班》

第1 目的

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活をすることになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、町は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第2 応急仮設住宅の建設（農林建設班）

町は、応急仮設住宅を建設するための用地を確保するとともに、県が応急仮設住宅を直接建設することが困難な場合、県からの委任を受け、町自ら応急仮設住宅を建設する。

建設場所の選定は、原則として町が行う。建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ応急仮設住宅建設用の候補地として、公園、公有地を優先して確保する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできることとし、利用しようとしている土地の所有者との土地賃借契約を締結する。

第3 建築資材の調達（農林建設班）

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、（一社）プレハブ建築協会等関係団体の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。

第4 対象者及び入居予定者の選定（農林建設班）

町長は、次に掲げる被災者のうちから入居予定者の選考を行う。入居者の決定は、その職務を県より委託された場合を除き、知事が行う。

- 住宅が全壊、全焼または流失したもので、現に居住する住宅がない者。
- 自らの資力では住宅を確保することができない者は、福祉関係者の意見を聞き、応急仮設住宅に入居させる必要度の高いと認められるもの。（例えば、生活保護法の被保護者及び要保護者、特定の資産のない失業者・寡婦・母子家庭・高齢者・病弱者・身体障がい者・小企業者、これらに準ずる経済的弱者）
- 災害時に、現実に町に居住している者（住所登録をしていない者を含む。）

第5 応急住宅の維持管理と運営（農林建設班）

1 管理体制

県は応急住宅の適切な管理運営を行うが、状況に応じて、応急住宅の所在地である町に管理を委任する。町長に委任した場合は、知事と町長との間で、管理委託契約を締結する。

2 維持管理上の配慮事項

町及び県は、応急住宅の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてＮＰＯやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急住宅入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

3 運営上の配慮事項

運営に当っては、以下の対応に努める。

（1）安心・安全の確保に配慮した対応

ア 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ

イ 街灯や夜間照明等の工夫

ウ 夜間の見回り（巡回）

（2）ストレス軽減、心のケア等のための対応

ア 交流の場づくり

イ 生きがいの創出

ウ 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置

エ 保健師等による巡回相談

オ 女性専用相談窓口の整備、男性に対する相談体制の整備

（3）仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等

ア 集会所の設置

イ 仮設スーパー等の開業支援

ウ 相互情報交換の支援

エ 窓口の一元化

（4）女性の参画の推進と生活者の意見反映

ア 運営における女性の参画推進

イ 生活者の意見集約と反映

第6 公営住宅の活用等（農林建設班）

町は、被災者の生活を支援するため、既設公営住宅等に空き室がある場合、一時的な居住の場として積極的に活用するとともに、必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設等を行う。

第7 民間賃貸住宅の活用等（農林建設班）

災害救助法に基づく応急住宅の整備には一定期間が必要となるため、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、町と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。

1 町の対応

基礎的な自治体として、被災者の罹災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

2 配慮すべき事項

民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が県内に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底するなど、被災者の避難先の把握に努める。

第8 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備（農林建設班）

町は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

第9 住宅の応急修理（農林建設班）

町は、災害救助法が適用された災害により住宅が半焼または半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急処理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

対象	応急修理の対象は、半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住宅で、自らの資力をもってしては修理ができない者とする。（具体的には、生活保護法の被保護者並びに要保護者、特定の資産のない高齢者、障がい者等）
修理の範囲	居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限られる。
修理の期間	災害発生の日から１ヵ月以内に完了する。

第10 要配慮者への対策（農林建設班）

要配慮者の入居を考慮し、地域的な結びつきや近隣の状況をふまえた入居者の選定に努めるものとする。高齢者・障がい者等に対しては、車イス等の使用を考え、段差の処理、手すり等の補助具について考慮する。

第11 支援制度に関する情報提供（農林建設班）

応急仮設住宅等への居住についての支援制度について、早い段階で全体像を被災者に示すとともに、被災者に分かりやすく伝えるための方策について検討する。

第16節 相談活動

《担当部局:総務班・町民税務班・健康福祉班》

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談が寄せられるため、防災関係機関と連携して相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して住民の要望等に対応する。

第2 町の相談活動の内容(総務班・町民税務班・健康福祉班)

町は、関係機関と連携し、相談を受付け、できる限り親切な対応に努めるとともに、必要な場合は県の相談窓口を紹介する等、住民の相談や要望の解決を図る。

安否情報	安否情報は、同居の家族や住民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供を行う。
生活再建相談	生活再建のための経済援助、手続等として、り災証明書の発行、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等、倒壊家屋の処理、住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん、その他生活相談を実施する。
事業再建相談	事業再建のため、町、県及び国による支援事業として、中小企業関係融資、農業関係融資、その他融資制度についての相談及びあっせんを行う。
法律相談	被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。
医療相談	心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て、相談を実施する。
ライフライン相談	関係機関の協力を得て、ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。
消費生活相談	県、警察、弁護士会等の関係機関の協力を得て、契約、解約等に関するトラブル等の消費生活相談を実施する。

第3 相談窓口の設置(総務班・町民税務班・健康福祉班)

町は、住民からの相談や要望に対応するため、相談窓口を設置する。なお、相談窓口を設置した場合は住民に対し周知を行う。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

《担当部局：町民税務班・健康福祉班・ふるさと振興班》

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、高齢者、障がい者等の要配慮者及び外国人や旅行客に対するさまざまな応急対策が必要となる。町は、災害時要援護者支援マニュアルを作成するとともに、マニュアルをもとに必要な応急対策を速やかに実施し、要配慮者等の安全を確保する。

第2 高齢者・障がい者等への支援活動（健康福祉班）

災害時には障がい者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童、乳幼児・妊婦等（以下「要配慮者」という。）に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

町は、発災時には、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

1 安全確保

（1）社会福祉施設等在所者

町は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、避難勧告の発令、施設の被災状況に応じ、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

（2）社会福祉施設等以外の要配慮者

町は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、消防団による在宅の要配慮者の安否確認を社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

また、未登録の要配慮者に対しても、自治会や町内会などとの連携により把握に努める。

2 支援体制の確立と実施

（1）施設従事者及び必要な物資の確保

町は、施設従事者の不足、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

（2）緊急支援

ア 受入れ可能施設の把握

町は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な各社会福祉施設等を把握する。

イ 福祉ニーズの把握と支援の実施

町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。

また、本人が在宅で福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

ウ 福祉避難所の開設

町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

エ 相互協力体制

町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

（3）避難所での支援

ア 支援体制の確立

町は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による支援体制を確立する。特に、障がい者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

町は、避難所の援護体制として、相談窓口を設置する。

イ 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

ウ 専門職による相談対応

町は、被災地及び避難所における要配慮者に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

エ 福祉避難所への移送

町は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

（4）応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当っては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障がい者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

第3　外国人への支援活動（町民税務班）

町は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。なお、支援活動においては外国人旅行客についても念頭に置いた対応を行う。

- 把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講じる。
- 地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
- 状況に応じ広報車や防災無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- 災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語による掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。
- 災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。

第4　旅行客への支援活動（ふるさと振興班）

町は、災害時の団体旅行客の被災状況について、町内の宿泊施設等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

第18節 愛玩動物の収容対策

《担当部局:町民税務班》

第1 目的

大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

第2 被災地域における動物の保護（町民税務班）

町は、飼い主の分からない被災または放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから県及び（公社）宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

負傷動物を発見したときは、保護収容し、（公社）宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第3 避難所における動物の適正な飼育（町民税務班）

町は、飼い主とともに避難所に避難した動物については、県及び動物愛護ボランティア、飼い主の協力のもとに動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、被災地における愛護活動は保健センターを中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

第19節 食料・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

《担当部局：総務班・ふるさと振興班・健康福祉班・農林建設班・日本赤十字社》

第1 目的

大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第2 食料（総務班・健康福祉班）

1 食料の調達・供給

町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、関係事業者等との協定により調達を図るなどして、確保する。

2 米穀及び乾パン

（1）調達

県は、非常災害が発生した場合またはそのおそれがある場合において、町の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）を調達する。

ただし、災害救助法が適用された場合においては、県または町は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という。）を調達する。

ア 応急用米穀の調達

県は、町の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、東北農政局生産部に対し要請するとともに、東北農政局生産部は、県からの要請を踏まえて、米穀卸売業者、米穀小売業者及び大型とう精場（以下「米穀卸売業者等」という。）手持ち精米を、県または県の指定する者（県または町が取扱者として指定した届出事業者。以下「取扱者」という。）に売却するよう要請する。

また、東北農政局生産部は、必要に応じ、政府所有米穀を供給する。

イ　災害救助用米穀の調達

県は、町からの要請を踏まえ、必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）について、東北農政局生産部に要請する。

町は、直接東北農政局生産部に要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）について、東北農政局に要請する。

町は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡を受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、東北農政局消費・安全部地域課または政府所有食糧を保管する倉庫の責任者（以下「倉庫責任者」という。）に対して直接引き渡すよう、文書により要請する。

ウ　乾パンの調達

町の申請または県が乾パンの供給の必要があると認める場合、県は必要な乾パンの数量等について、東北農政局生産部に対し通知するとともに、東北農政局生産部備蓄分（場合により自衛隊備蓄分）の乾パンを、県または町に引き渡すよう要請する。

（2）供給

ア　応急用米穀の供給

県は、東北農政局生産部から直接購入した応急用米穀を町に供給する。町は、県から供給を受けた応急用米穀または届出事業者から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

町は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

イ　災害救助用米穀の供給

県は、東北農政局と売買契約書により契約を締結し、東北農政局から、契約の締結を受けて受託事業者に対して、県または取扱者に引き渡すよう指示された災害救助用米穀を町に供給する。町は、県から供給を受けまたは東北農政局消費・安全部地域課もしくは倉庫責任者から直接供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。町は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

ウ　乾パンの供給

（ア）県は、東北農政局生産部から直接購入した乾パンを町に供給する。

（イ）町は、被災者及び災害救助活動従事者に乾パンを供給する。

（ウ）町は、供給を受けた乾パンの数量等について、県に報告する。

緊急時における食料(精米)の供給体制略図

※ ⟶ 県を通じて要請する場合　　- - -> 県を通じて要請することが困難な場合

エ　供給数量

応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人あたりの供給数量に、町の要請に基づき県及び東北農政局生産部が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

1人当たりの供給数量は次のとおりとする。

り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合	1食当たり300 精米グラムの範囲内で知事が定める数量

オ　炊出しの実施

町は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難する等炊事のできない者に対し、炊出しその他による食料の供与を行う。炊出しの等の実施にあたっては、現場に現場責任者を配置し、自主防災組織、日赤七ヶ宿町分区等の協力を得て行う。町職員による対応では要員が不足する場合には、県、日本赤十字社宮城県支部等の協力を得て作業を実施する。

3　野菜及び果実

野菜及び果実について、県は町と連携をとりながら需要動向を把握するとともに、農業関係団体等に対して供給協力の要請を行うこととし、被災者に供給すべき野菜及び果実の確保に努める。

4　乳製品

県は、乳製品について、町と連携をとりながら需要の動向を把握するとともに、(一社)日本

乳業協会と連携の上、被災地以外の乳業工場等から応急的調達及び供給に係る調整を行う。

5 水産加工品

県は、各水産加工業協同組合に対して、水産加工品の提供協力の要請を行い、その確保に努める。

6 その他副食品等

その他副食品等について、県は、町と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストア等に対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。また、必要に応じ、県は、宮城県食品産業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。

7 緊急炊き出しの実施

県は、大規模災害発生時に、協定等の締結事業者等の被災や物流の停止により、町からの食料支援要請に伴う食料調達が困難な場合、または国や他都道府県からの食料調達に時間を要する場合は、自衛隊に対し緊急炊き出しの協力要請を行い、食料の供給に努める。

第3 飲料水（農林建設班）

町は、災害により、住民が飲料水を確保できない場合、応急給水により、飲料水の供給を行う。応急給水に当たっては、避難所・医療機関等の重要施設への給水確保について考慮する。

1 給水期間

給水期間は、原則として、災害発生の日から７日間とする。ただし、必要に応じ期間の延長を行う。

2 給水量

災害時における飲料水の確保は、最小１人１日３リットルを目標とするが、復旧状況に応じて順次水量を増加する。

3 給水場所

応急給水の実施場所は、緊急時用貯水施設や配水池等の応急給水拠点による給水のほか、避難所等における給水車等による運搬給水とし、その時間や場所について広報に努める。

4 給水資機材等の調達

給水資機材は、地域内の業者とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。ただし、関係業者が被害を受け、町内で給水資機材を調達できない場合は、日本水道協会宮城県支部、知事または隣接市町村に対し、調達のあっせんを依頼する。

水道事業者で構成する(公社)日本水道協会宮城県支部は、「災害時相互応援計画」に基づき応援活動を行う。

【資料8-6】日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」

5 補給用水源

応急給水において、飲料水が不足する場合、学校のプール等の水を浄化し補給用水源として活用する。

6 県の対応

県は、町から応急給水に必要な資機材、人員等について要請があった場合は、市町村間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要と認める場合には、厚生労働省または自衛隊等関係機関に対して支援を要請する。

県は、大規模な災害による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における市両の派遣に関する協定」を締結している運送業者に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、町で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。

県は、町の水道施設被災による断水に対応するため、広域水道各浄水場及び送水管上に設置する臨時給水所を利用した給水車への供給及び住民への給水を、可能な限り実施する。

第4 生活物資（総務班・ふるさと振興班・健康福祉班・日本赤十字社）

町は、災害により、住民が生活必需品を確保できない場合、生活必需品の供給を行う。

1 支給品目

支給品目は次のとおりとする。

寝具・衣料類・炊事用具・食器・日用品・光熱材料・緊急用燃料・その他

2 物資の調達

町は、民間団体や国との連携により、応急時に必要な物資の迅速かつ的確な調達を行う。町は、町及び周辺市町村が甚大な被害を受けたことにより、自ら生活必需品の調達・供給が困難な場合、広域応援協定を締結している近隣市町村や、県、厚生労働省、その他の関係機関に協力を要請する。

3 物資の供給

町は、被災者等に対し、備蓄物資、民間団体等から確保した物資の迅速かつ的確な供給を行う。供給においては、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得ながら必要な数量、品目等を的確に把握し、できる限り過不足なく円滑に行う。

供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

4 県の対応

県は、町から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している物資等の放出を決定し、毛布等を迅速に供給する。さらに不足が生じる場合は、あらかじめ協定を締結している事業者等から調達し供給を行う

5 日本赤十字社宮城県支部七ヶ宿町分区の活動

日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、携帯ラジオなどが入った緊急セット、キャンピングマットなどが入った安眠セットを備蓄し、被災者のニーズに応じて、遅滞なく配分する。なお、配分にあたっては、町及び県、ボランティア等の協力も得ながら行う。

第5 義援物資の受入れ・配分（総務班・ふるさと振興班・健康福祉班）

町は、県及び関係機関と調整を行い、必要に応じてボランティア団体等の協力を得ながら、義援物資の受入れ、配分等を行う。

1 活動体制

（1）義援物資の受入窓口の設置

義援物資の募集が必要と認められる大規模な災害が発生した場合、町及び関係機関は、相互に連携を図り、直ちに義援物資受入窓口を設置し、義援物資の募集及び受け入れを開始する。

（2）義援物資の把握等

町は、関係機関と調整の上、事前に義援物資の（一時）保管先等を確保（指定）し、受け入れた義援物資の品目、数量等を把握し記録するとともに、分配作業が円滑にできるよう努める。

（3）義援物資の募集

町は、関係機関と調整し、義援物資の募集にあたっては、報道機関等と連携し、義援物資の受入方法等について広報・周知を図る。募集においては、できる限り義援物資の品目及び数量を事前に限定し、団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入方法については、品目及び数量を事前に限定するものとし、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

（4）郵便物の料金免除

日本郵便（株）東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

2 義援物資の配分等

（1）義援物資の仕分け

町は、迅速かつ適切に義援物資を配分できるよう、義援物資の集積場所を定め、義援物資

の仕分けを行う。

（2）必要数量の把握

町は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たるボランティア団体等に情報提供も行う。

（3）義援物資の配送・管理

義援物資の配送・管理に当たっては、（公社）宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業等を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に行う。

（4）義援物資の配分・仕分け

義援物資の配分・仕分けは、町、県など関係機関との間で調整を行い、必要に応じて自主防災組織、自治会、ボランティア団体等の協力を得ながら迅速かつ適切に行う。町は、配分を行うボランティア等に必要な数量、品目等に関する情報を的確に提供する。また、配分においては、要配慮者に十分配慮する。

第6 燃料の調達・供給（総務班）

1 災害応急対策車両への供給

町及び県は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、町、県及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

第 20 節 防疫・保健衛生活動

《担当部局：健康福祉課班》

第１ 目的

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症等の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症の流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第２ 防疫（健康福祉班）

１ 感染症の予防

町は、町防疫班を編成し、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

- 感染症予防のため健康調査、指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い、ねずみ族や昆虫等の駆除を行う。
- 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

２ 支援の要請

町は、町独自で防疫活動が困難な場合、県、周辺市町、関係機関に支援を要請する。県は、必要に応じて他県、医師会等関係機関への要請等調整を行う。

３ 防疫用資器材等の確保

町は、消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、県、周辺市町、関係機関に支援を要請する。県は、消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、他県や厚生労働省に要請する。

第３ 保健対策（健康福祉班）

町は、保健師等（１人以上）、栄養士（１人）から保健活動班を編成し、健康相談、健康調査、保健指導、メンタルケア等の保健活動を行う。

1 健康調査・健康相談

（1）保健指導及び健康相談の実施

町は県と協力して、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者の心身双方の健康状態に配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

（2）避難所や仮設住宅での配慮

避難所を開設した場合、町は、県の指導を得て、各避難所の自治組織の協力を得て、検疫、防疫消毒、集団給食の衛生管理、飲料水の管理、トイレその他施設内の衛生管理の防疫活動を重点的に実施し、避難者の健康管理を図る。

また町は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

（3）避難所サーベイランスシステムの導入

町は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

（4）医療体制の確保

町は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

2 メンタルヘルスケア

被災地、特に避難所においては、大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、町は県の精神科医や他の精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケア（精神保健相談）を実施する。

3 栄養調査・栄養相談

町は県と協力して、定期的に避難所、炊き出し現場、特定集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 子どもたちへの健康支援活動

町教育委員会及び学校長等は、被災児童・生徒、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、

教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

第４ 食品衛生活動（健康福祉課班）

町は、県に対し、食品衛生監視員等の避難所等への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について必要に応じ指導を依頼する。

また、食品衛生監視員の食品の集積場所等への派遣を要請し、食品配送等における衛生確保の状況について、必要に応じて指導を依頼する。

食中毒発生時は、食品衛生監視員を派遣を要請し、原因施設の調査、食品の検査等を依頼し、被害の拡大防止に努める。

第21節 遺体等の捜索・処理・埋葬

《担当部局:町民税務班・白石警察署・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団》

第1 目的

大規模な災害による火災、建物倒壊、土砂災害などで死者、行方不明者が生じた場合、町は、防災関係機関との連携により、これらの捜索、処理を速やかに行う。

第2 遺体等の捜索（町民税務班・白石警察署・仙南消防本部・消防団）

町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、死亡者の措置及び行方不明者の捜索等に関し相互に協力する。

町は、警察と協力し、消防団、地域住民、団体等の協力を要請し、必要な資機材を借り上げ捜索を行う。

行方不明者の届出窓口は町民税務課とする。また、同じ窓口で安否確認もできるよう情報の一元化（行方不明捜索願の申請者、誰が安否の確認をしたか等）を図る。

第3 遺体の検視（遺体見分）・収容（町民税務班・警察署）

1 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、警察等の検視、医師による死亡確認を経た上、遺体の一時保存・検案、洗浄、縫合、消毒などの処置を行う。また、死体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス等の確保に努める。

2 町は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、町は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。

3 警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体または変死体等について検視（死体調査）を行う。

4 町は、警察官と緊密な連絡をとり、検視（死体調査）または検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視(死体調査)を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。

【資料13-1】遺体の一時保存予定場所

【様式4 】遺体処理台帳

第4 遺体の火葬、埋葬（町民税務班）

1 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬・埋葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

2 町は、被災による死体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

3 県は、遺体の処理については、火葬場、柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。

また、被災状況から判断して必要と認める場合には、直接若しくは厚生労働省を通じて他都道府県からの支援を要請する。

なお、遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。

4 身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

5 町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

【資料13-2】火葬場

【資料13-3】埋葬予定場所

【様式5 】埋葬台帳

第22節 廃棄物処理活動

《担当部局:農林建設班・町民税務班》

第1 目的

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第2 災害廃棄物の処理(農林建設班・町民税務班)

1 被災市町村においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。

2 県は、災害廃棄物の広域処理について、適切な処理処分方法を市町村に助言する。

3 町または事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

4 町または事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第3 処理体制(農林建設班・町民税務班)

1 町は、被災直後から、一般廃棄物処理施設、下水道処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量の見込み等について情報収集を行い、県に報告する。

2 町は、町地域防災計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

3 町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

4 県は、町からの要請があった場合または被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。

また、県域を越える対応が必要と認める場合は、環境省に対して支援を要請する。

第４　処理方法（農林建設班・町民税務班）

住民は、廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。

町は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状況を保持するため、以下の措置を講じる。

１　ごみ処理

町は、災害発生後の道路交通の状況等を勘案しつつ、速やかに収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

２　災害廃棄物

町は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

３　し尿処理

町は、被災者の生活に支障が生じることがないよう、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設トイレの設置に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。

また、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

第５　事業者の処理責務（事業所）

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第23節 社会秩序の維持活動

《担当部局：総務班・ふるさと振興班・白石警察署・自主防災組織》

第1 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模な災害発生においては、市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買い占め等が起こるおそれがある。

このため、県等の関係機関と連携し、被災者の生活再建へ向けて、物価の監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第2 生活必需品の物価監視（総務班・ふるさと振興班）

1 県は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、国（内閣府、農林水産省、経済産業省等）及び町と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに住民への情報提供を行う。

2 東北経済産業局は、特に必要があると認められるときは、生活必需品等の物資の生産、集荷または販売を業とする者に対し、災害対策基本法第78条第１項の規定に基づき当該物資の保管命令または収用を行う。

3 町は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域の商店、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第3 警察の活動（白石警察署）

1 被災地及びその周辺において、警察は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努める。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

2 県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助要請を行う。

3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めると

ともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第24節 教育活動

《担当部局:教育班・学校長・保育所長》

第1 目的

県及び町の教育委員会並びに私立学校設置者は、災害により教育施設等が被災し、もしくは児童生徒または乳幼児等の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒または乳幼児等の教育対策等の必要な措置を講じる。

第2 避難措置(教育班・学校長・保育所長)

学校等の校長または保育所長等は、災害が発生した場合、町長が避難の勧告もしくは指示を行った場合等においては、児童生徒・乳幼児等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。

1 在校所時の措置

(1) 災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒・乳幼児等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被災状況の把握に努める。

(2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。

(3) 校所外活動時の対応

遠足等校所外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行い、速やかに学校長等へ状況を報告する。

2 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合、保護者等と連絡をとり、児童生徒・乳幼児等の安否確認及び状況把握に努める。

3 保護者への引渡し

(1) 校所内の児童生徒・乳幼児等への対応

警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒・乳幼児等を校所内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校所内に保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校所内に保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

（3）保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校所内に保護する。

第3 学校等施設等の応急措置（教育班・学校長）

県及び町の教育委員会並びに私立学校等設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

1 公立学校等

（1）校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

（2）当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、応急復旧を行う。

2 私立学校等

（1）私立学校等の校長等は、施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し、町に報告する。

（2）私立学校等の設置者は、当該施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に町に報告する。

3 社会教育施設、社会体育施設

（1）施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

（2）当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

第4 教育の実施（教育班・学校長）

1 公立学校等

校長等は、被災の状況により授業が実施できないと判断した場合、速やかに、臨時休校の措置をとる。また、正規の授業が困難な場合は、応急授業等が開始できるよう速やかに次の措置を講じる。

（1）教育の実施場所の確保

ア 教育委員会は、校所内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設または隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。

イ 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、または状況に応じて仮設校舎の構築を検討する。

（2）教職員の確保

校長等及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

（3）教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

2 私立学校等

私立学校等においても、教育の応急的な実施に努め、その実施に当たり、県は必要に応じ指導助言する。

【資料14-1】学校施設

第5 心身の健康管理

県教育委員会は、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などにより、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。また、教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

第6 学用品等の調達（教育班・学校長）

町は、災害により学用品等を喪失またはき損し、就学上支障のある学校等の児童生徒等に対し、災害救助法に基づき、学用品等の給与に努める。

支給対象者	災害により住宅に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、必要な教材等を喪失、き損し、就学に支障を生じている児童、生徒とする。
支給範囲	教科書及び教材（教育委員会に届け出または承認を受けて使用しているもの）、文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）、通学用品（運動靴、かさ、かばん、長靴等）とする。
支給の期限	教科書及び教材については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。ただし、やむを得ない場合または特別な事情がある場合は、県に期間の延長を要請する。

第7 給食（教育班・学校長）

町及び町教育委員会は、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。

町及び町教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講ずる。

また、伝染病等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第8 学校等教育施設が地域の避難場所・避難所になった場合の措置（教育班・学校長）

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

1 町は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営にあたる。

2 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営に積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、町、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

3 町は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

第9 災害応急対策への生徒の協力（教育班・学校長）

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第10 文化財の応急措置（教育班・学校長）

被災した文化財の所有者または管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を町または県教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。

町教育委員会は、速やかに、町指定文化財の被害の状況を把握し、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

【資料14-2】指定文化財

第25節 防災資機材及び労働力の確保

《担当部局:総務班・ふるさと振興班・農林建設班》

第1 目的

大規模な災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、町は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

第2 緊急使用のための調達(総務班・農林建設班)

町は、建設業者等の協力を得て、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。

自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、町へ要請する。

第3 労働者の確保(総務班・ふるさと振興班・農林建設班)

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行い、その手段として次の措置を講じる。

- 関係機関の常備労働者及び関係業者労働者の動員
- 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- 従事命令等による労働者等の強制動員

第4 応援要請による技術者等の動員(総務班・ふるさと振興班・農林建設班)

町及び防災関係機関は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続

町長が、指定行政機関または指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣について必要な事項

2 知事に対する職員のあっせん要求手続き

町長が、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県または他の市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- 派遣のあっせんを求める理由
- 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- 職員を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第5 従事命令等による応急措置の業務（総務班・ふるさと振興班・農林建設班）

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

1 知事の従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- 医師、歯科医師または薬剤師
- 保健師、助産師または看護師
- 土木技術者または建築技術者
- 大工、左官またはとび職
- 土木業者または建築業者及びこれらの者の従事者
- 自動車運送業者及びその従事者

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、または収用することが適当と認めるもの。
- 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

4 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

第6 労働の配分（総務班・ふるさと振興班・農林建設班）

各応急対策計画の実施担当者は、労働力の必要がある場合は労働の目的、所要人数、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、、町災害対策本部に労働供給の要請を行う。

町災害対策本部は、労働供給の円滑な運営を図るため各担当責任者からの要請をとりまとめ必要人数を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第26節 公共土木施設等の応急復旧

《担当部局：農林建設班・ふるさと振興班・町民税務班・県大河原土木事務所・東北地方整備局・仙南地域広域行政事務組合》

第1 目的

道路等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な災害の発生時の応急対策活動において非常に重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設の管理者は、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第2 道路施設（農林建設班）

道路管理者は、道路施設の被害を把握し、被害が発生した場合、応急復旧を実施する。

1 緊急点検

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、維持管理者等を指揮して情報の収集に努める。

避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努めるとともに、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

ア 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

イ 幹線農道は避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧を行う。

ウ 道路管理者は、円滑な救援活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

3 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

4 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、国及び県との情報の共有化に努める。

第３　河川管理施設（農林建設班）

河川管理者は、災害発生時直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。河川管理施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに災害復旧工事を実施するものとする。さらに、施設等の使用規制については、関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や余震、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

第４　砂防・地すべり・治山関係施設（農林建設班）

施設管理者は、災害発生後に砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第５　ダム施設（ふるさと振興班・県土木事務所・東北地方整備局）

ダム管理者は、災害発生後、直ちにダムの臨時点検を実施する。また、二次災害の防止対策として、災害発生後十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況等を把握する。ダム施設が被災した場合においては、関係市町村や関係機関等に通知するとともに、被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。

東北地方整備局は、災害発生後は直ちに臨時緊急点検を実施するとともに、これらの被災状況等を把握し、二次災害防止のために必要な措置を速やかに行う。ダム施設の操作に当たっては、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、住民に周知する。

第６　公園施設（ふるさと振興班）

ダム公園施設管理者は、災害発生直後、パトロール等により緊急点検を実施し、施設の安全を確保するとともに、被害等が発生した場合は、応急復旧を実施する。

第７　農地・農業施設（農林建設班）

町は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、次の安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

1　二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。

2　災害により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

3　二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

4　地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第8　廃棄物処理施設（町民税務班・仙南地域広域行政事務組合）

1　仙南地域広域行政事務組合（角田衛生センター・仙南リサイクルセンター）は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。

2　県は、町が行う一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

3　町及び県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

4　災害廃棄物処理に当っては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

5　災害廃棄物処理に当っては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止または住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第9　被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施（農林建設班）

県は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、町、関係団体との連絡体制整備に努める。

1　被災建築物の応急危険度判定業務は、基本的に町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

2　町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

3　被災宅地の危険度判定業務は、町の災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。

4 県は町の要請を受け、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。

第10 県自らが管理または運営する施設に関する方針（県）

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

（1）各施設に共通する事項

ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置

イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

ウ 出火防止措置

エ 飲料水、食料等の備蓄

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

（2）個別事項

ア 病院、療養所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校、職業訓練校、研修所等にあっては、

（ア）当該学校等が、所在町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

（イ）当該学校等に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）のこれらの児童・生徒等の安全確保のための必要な措置）

ウ 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置。なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

（1）災害対策本部またはその支部が置かれる庁舎等の管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行うほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を都府県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

（2）県は、町地域防災計画等に定める避難場所または応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

（3）県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力する。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物または施設については、施工者は、原則として工事を中断する。

第 27 節 ライフライン施設等の応急復旧

《担当部局：農林建設班・東北電力(株)・液化石油ガス販売事業者・(一社)宮城県LPガス協会・東日本電信電話(株)》

第１ 目的

災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、住民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ広域的な応援体制をとるよう努める。

なお、町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

第２ 水道施設（農林建設班）

1 被害の拡大防止

町は、災害時、直ちに施設等の被害状況を調査し漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

2 応急復旧

町は、応急復旧に当たって速やかに応急復旧計画を作成し、備蓄資機材等を活用し、応急復旧活動を迅速に行う。なお、応急復旧に当たっては、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に応急復旧を行う。

3 応援の要請

町は、応急復旧活動に必要な資機材、技術者等に不足が生じた場合は、県に対し、応援のあっせんを要請する。

県は、町から応急復旧活動に必要な資機材、技術者等について応援要請があった場合は、（公社）日本水道協会宮城県支部と連携を図りながら水道事業者間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要があると認める場合には、厚生労働省等に対して支援を要請する。

4 応急給水

町は、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。

また仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。

5 応急給水の住民への周知

町は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、放送媒体等を通じて住民に周知する。

6 応援活動

町は、(公社) 日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援活動を行う。

第3 公共下水道施設(農林建設班)

町は、公共下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため、迅速かつ的確な応急復旧に努める。

1 管渠

町は、管渠施設の構造、機能的被害を調査のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場施設

町は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査のうえ、下水排除機能の確保に努める。

3 広報活動

終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、未処理または不十分のままに処理水が放流されることになる。町は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。

第4 電力施設(東北電力(株))

電気事業者は、電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、次の必要な応急措置を実施する。

1 要員の確保

電気事業者は、供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。

2 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは、早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

3 広報活動

電気事業者は、災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会

不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 復旧資材の確保

対策組織の長は、予備品、貯蔵等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、対策組織相互の流用、他電力からの融通等により速やかに確保する。

また、災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、町の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電気事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

6 応急工事

電気事業者は、災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

災害時における具体的応急工事については、ヘリコプター、車両等の機動力を活用し、応急復旧用資材、移動用機器、流用可能機器、貯蔵品等を用いて応急復旧措置を迅速に行う。

災害時における作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

発電設備	共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧を迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。
配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速、かつ、確実な復旧を行う。
通信設備	可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

第5 ガス施設（液化石油ガス販売事業者・（一社)宮城県ＬＰガス協会）

ガス事業者等は、ガス施設の応急復旧及びガス供給を確保するため、次の必要な応急措置を実施する。

1 液化石油ガス販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

（1）応急措置と応援要請

液化石油ガス販売事業者は、気象警報等により発生が予想される段階で、直ちに緊急資機材の完備を確認し、ついで情報の収集（電話等）によって被害状況を掌握する。被害状況を把握後、被災した供給先に急行し、必要な措置を実施して二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、（一社）宮城県ＬＰガス協会の各支部及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに（一社）宮城県ＬＰガス協会の各支部（支部長または事務局）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所に応援要請の措置をとる。

（2）緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等の被害状況の把握に努め、結果は（一社）宮城県ＬＰガス協会の各支部及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

（3）応援体制

液化石油ガス施設が直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者について情報（水害時は、容器流出についての情報）を（一社）宮城県ＬＰガス協会の各支部（支部長または事務局）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

（4）情報提供

被災の概況、復旧の現況と見通し等（水害時は、流出容器の捜索状況と発見についての報告）について、（一社）宮城県ＬＰガス協会の各支部（支部長または事務局）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

2 （一社）宮城県ＬＰガス協会

（一社）宮城県ＬＰガス協会は、災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため、各支部及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼働するよう体制の充実強化に努めるとともに、次の対策を講じる。

ア　二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施

イ　応急供給の実施

ウ　被害状況及び復旧状況の確認調査と報告

エ　緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入調整

オ　二次災害防止のための広報活動

3 町及び県

町及び県は、販売事業者及び（一社）宮城県ＬＰガス協会が実施する対策に関して適宜情報を収集し、関係機関の調整を図ることによって、二次災害の防止と被災状態の復旧（カセットコンロの確保，液化石油ガスの提供等）について支援する。

4 関東東北産業保安監督部東北支部

関東東北産業保安監督部及び県は、災害発生の防止または公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者及びガス事業者に対し必要な命令、禁止、その他の措置をとる。

第6 電信・電話施設（東日本電信電話(株)）

電気通信施設が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図ると共に、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 応急対策の内容

通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

ア 非常用可搬型交換装置の出動

イ 衛星通信装置、可搬型無線装置などの出動

ウ 移動電源車の出動

エ 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

（1）最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。

（2）特設公衆電話の設置

ア 町指定の避難所等に、必要に応じて特設公衆電話を設置する。

イ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに特設公衆電話を設置する。

ウ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

（3）回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

イ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）を提供し、ふくそうの緩和を図る。

ウ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報または、救護

を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

3 被災地情報

ＮＴＴの有する通信回線等を活用して、臨時の情報ネットワークを提供し、被災地での生活等に必要な情報の流通を支援する。

第 28 節 農林業の応急対策

《担当部局:農林建設班・施設管理者》

第1 目的

大規模災害により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害のほか、畜産肥料の不入荷による家畜等の被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、県、町、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。

第2 農業用施設（農林建設班）

町及び県は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。

2 風水害等により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第3 林道、治山施設（農林建設班）

町及び県は、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。

1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。

2 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第4 農産物業（農林建設班）

1 活動体制

農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期するため、町

長は災害対策本部活動要領に定めるもののほか、農業委員会及び農業関係機関、団体と協議し、必要に応じて災害対策本部を設置し、災害の予防及び拡大防止に努める。

2 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 営農用資機材の確保

（1）営農機材

必要に応じて、農業協同組合等が保有する農業機械の確保・使用について相互調整を行うとともに、不足が生じた場合は県に営農機材の購入あっせんを要請する。

（2）営農用資機材

稲、麦、大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう、必要量の確保・供給に関し、安定供給のための必要な対策を講じる。肥料、農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保、あっせん等の対策を講じる。

4 農作物に関する応急技術対策

（1）共通対策

イ 再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに再播種か再定植を行う。

ロ 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転作をする。

（2）水稲

大雨に備え、排水路の整備（ゴミの除去や草刈り）や排水機場の稼働体制を整える。

冠水田では早期排水により、できるだけ早く葉の一部を水面から出すようにする。

台風通過後には、用水路や排水路にゴミがつまり水の流れが悪くなっている所があるので、巡回を徹底し排水改善に努める。

用排水路、けい畔等が破損し、水不足が発生した場合、損壊個所の修復を行い用水の確保を図る。用水不足時は、地域ごとに用水計画をたて、栽培管理にあたっては、生育に応じた節水栽培を行う。

また、軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害や液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として、補植、植え直し、土砂の撤去等を行う。

凍霜害については、育苗期間の降霜情報に注意し、保温のための対策を行う。

（3）畑作物（野菜類）

ほ場の復元に努めるとともに、被害を受けた作物の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

水害時は、速やかに排水を図る。冠水した場合は、乾かないうちに動噴等を利用して、清水で茎葉の泥を洗い流す。また、軽く中耕して、土壌への通気を図り、生育回復を図るため速効性肥料を追肥する。退水後、病害虫防除のため、薬剤散布を行う。回復不可能な場合は、速やかに転作する。

干ばつ時は、根をいためないように浅く中耕して水分の蒸発を防ぐ。マルチ、敷ワラ等を行う。潅水できるところは畦間に潅水する。

凍霜害時は、不織布、ビニール、保温マット等の資材で被覆または保温する。強い降霜があった場合は、すぐに日光に当てずに、遮光して徐々に融凍する。また、露地では散水してとかす。果菜類等で側枝発生を図ることで、回復が見込まれる場合は、速効性肥料を施用する。回復する見込みのない場合は、再播種や転作する。

雨害時は、麦類は適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収納に努める。

雪害（麦類）時は、融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用及び薬剤散布を行う。

（4）果樹園

水害の被害を受けた樹園地では、樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに速やかに起こし、土寄せして、支柱で支え回復を促進する。浸水、潅水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行う。

干ばつ時は、草生園は草刈りを行い、敷草による水分の蒸散防止及び潅水に努める。清耕園は除草をかね浅い中耕を行い敷草をする。晴天が続く時は薬害がでやすくなるので、農薬の種類、濃度に注意する。

霜害時は、自園における気温観測を降霜通報時に実行する。燃料器具資材である燃焼器、重油等を十分準備する。被害後は、人工授粉を励行する。種類によっては着果量が少ないと徒長枝が出やすくなるから、早期の芽かき、整枝に注意する。

（5）園芸等施設

被害を受けた作物の草勢の維持回復に努める。保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合は、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置して保温に努める。

被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。

また、暖房機を稼動させるための電源や給水源等の確保に努める。

重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる。

5 畜産に関する応急技術対策

（1）関係施設等の対策

ア 畜舎

倒壊の恐れのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。家畜の退避にあたっては、誘導する人間の安全確保に努める。

退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。

イ　サイロ

関係機関等と連携し、家畜に必要な飼料、飼料運搬の運行路の確保に努める。倒壊サイロでは、サイレージの腐敗防止に留意する。また、近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水施設を確保する。

ウ　酪農関係機器

発電器の調達などにより、搾乳機械用の電源を確保する。また、関係機関と連携し、必要に応じて牛乳の集乳、処理、輸送等を近隣の県等に要請し、牛乳出荷先を確保する。

（2）応急対策

ア　水害

（ア）家畜の退避と飼料の確保を指導する。

（イ）被害家畜の健康検査を実施する。

（ウ）状況に応じた飼料作物の管理を指導する。

イ　干害

（ア）給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。

（イ）徒長した牧草類の早期高刈りを指導する。

ウ　凍霜害

（ア）被害作物は直ちに収穫し、サイレージに調製するか、乾燥して貯蔵する。

（イ）発芽間もない牧草に関しては、てん圧を励行するよう指導する。

エ　冷害

（ア）牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。

（イ）家畜の日光浴の励行を指導する。

オ　雪害

（ア）融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。

（イ）畜舎等施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

カ　火災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

キ　病虫害

飼料作物の病害虫防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

6　家畜の伝染病の防疫及び死亡獣畜の処理

（1）伝染病の発生の予防

家畜の伝染病の発生の予防、またはまん延を防止するため必要があると認められるときは、県に家畜の検査、注射または薬浴を要請する。なお、防疫措置として県の指導を得て家畜の所有者に対し、必要に応じ次の措置を講じさせる。

・患畜または疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置

・殺処分または死体の焼却、埋却

・汚染物品の焼却等または畜舎等の消毒

（2）死亡獣畜の処理

家畜の所有者は、家畜が伝染病により死亡した場合、死亡獣畜取扱場へ搬送する。

死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合は、県から死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を受け、適正に処理する。

また、死亡獣畜が伝染病でない場合、家畜の所有者は、自らもしくは産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送し、適正に処理する。死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適切な処理を指導する。

所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については町が行うが、町で処理が困難な場合には、県に、必要な指導・助言、その他の支援を要請する。

第5 林産物業（農林建設班）

1 活動体制

林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期すため、町は災害対策本部活動要領に定めるところにより、必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。

2 応急対策

（1）林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。

（2）町、林産物生産者・団体等の災害応急対策については、地域における応急対策を実施する県に指導・助言を受ける。

第29節 二次災害・複合災害防止対策

《担当部局:総務班・各班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・白石警察署・県・東北電力(株)・液化石油ガス販売事業者・(一社)宮城県LPガス協会・東日本電信電話(株)》

第1 目的

二次災害とは、自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講ずる。

第2 二次災害の防止活動

1 町及び県または事業者の対応

（1）町及び県または事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。

（2）県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止について町に助言等を行うとともに、ライフライン復旧時における火災警戒等については、町等事業者を指導する。

（3）消防職団員、水防団員、警察官、自衛隊員や町職員など、救難・救助・パトロールや支援活動に当たる関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。

（4）電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

（5）水道事業者は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

（6）下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

（7）ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。

（8）電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

（9）道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

2 水害・土砂災害

（1）二次災害防止施策の実施

降雨等による浸水個所の拡大等水害災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下があった地域では、破堤箇所からの浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

（2）点検の実施

町及び県は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、町は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、町が適切に避難勧告等の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。

3 土砂災害警戒情報

仙台管区気象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

4 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

5 有害物質等

町及び県または事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第3 風評被害等の軽減対策

1 町及び県は、災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止または影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。

2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第30節 応急公用負担等の実施

《担当部局:総務班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・白石警察署・自衛隊》

第1 目的

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋または物資を管理し、使用し、収用し、もしくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

第2 応急公用負担等の権限（総務班・仙南消防本部・消防団・白石警察署・自衛隊）

町長、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官、消防職員、消防団員、知事の応急公用負担等の権限は次のとおりである。

1 町長

町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認める場合、次の措置を取ることができる。また、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

- 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、もしくは収用すること。
- 災害を受けた工作物または物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとること。
- 町の区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

2 警察官・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

警察官・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長もしくはその職権の委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは町長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

3 消防職員・消防団員

消防職員、消防団員は次の施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用または収用することができる。

- 火災が発生し、または発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。
- 火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止または人命の救助、その他の消防作業に従事させること。
- 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、またはそ

の使用を制限すること。（消防長、消防署長のみ）
・上記に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物並びに土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。（消防長、消防署長のみ）

4 知事

県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、または保管命令を発し、施設、土地、家屋もしくは物資を管理、使用または収用することができる。

・被害者の救援、救助その他保護に関すること。
・災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
・施設及び設備の応急復旧に関すること。
・清掃、防疫その他保健衛生に関すること。
・犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関すること。
・緊急輸送の確保に関すること。
・その他災害発生の防ぎょまたは拡大防止のための措置に関すること。

5 指定地方行政機関の長

応急措置を実施するために特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、または必要な物資を収用することができる。

第3 公用令書の交付（総務班）

従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋または物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者または管理者に対し、知事、町長または指定地方行政機関の長は、公用令書を交付して行わなければならない。

1 公用令書の記載事項

公用令書には、次の事項を記載しなければならない。

（1）公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
（2）当該処分の根拠となった法律の規定
・従事命令にあっては、従事すべき業務、場所及び期間
・保管命令にあっては、保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
・施設等の管理、使用または収用にあっては、管理、使用または収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間または期日

2 公用令書の変更または取消

知事は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、または取消したときは、

速やかに公用変更または公用取消令書を交付しなければならない。

第4 損失補償及び損害補償等（総務班）

県は、従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、別に定めるところによりその実費を弁償しなければならない。また、従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または廃疾となったときは、別に定めるところにより、その者またはその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

知事は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第31節 ボランティア活動

《担当部局:健康福祉班・七ヶ宿町社会福祉協議会・みやぎ災害ボランティアセンター・日本赤十字社宮城県支部》

第1 目的

大規模災害時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、町及び県は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、七ヶ宿町社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第2 災害ボランティアセンターの設置（健康福祉班）

ボランティアの受け入れ調整組織としては、七ヶ宿町社会福祉協議会が中心となって、ＮＰＯ法人みやぎ災害ボランティアセンターと協働し、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する

なお、ボランティアの受入れに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

1 七ヶ宿町災害ボランティアセンター

七ヶ宿町社会福祉協議会が中心となって、七ヶ宿町災害ボランティアセンターを設置し、基幹的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

2 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とＮＰＯ法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、町災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を町災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

3 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア関係団体等との連携

七ヶ宿町災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

4 ボランティアセンター設置に関する行政の支援

町及び県は、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

町は、七ヶ宿町災害ボランティアセンター、県は、県災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

- 災害ボランティアセンターの場所と資機材の提供や貸与
- 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- 職員の派遣（県は七ヶ宿町災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。）
- 被災状況についての情報提供
- その他必要な事項
- 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア団体等との連携

第3 一般ボランティアとの連携（健康福祉班）

町及び関係機関は、ボランティアセンター等を活用し、一般ボランティアと連携し、円滑な応急活動を実施する。一般ボランティアの主な活動内容は次のとおりである。

- 避難所の運営
- 炊き出し、食料等の配布
- 救援物資等の仕分け、輸送
- 要配慮者等の介護補助
- 清掃活動
- その他被災地での軽作業

第4 専門ボランティアとの連携（健康福祉班）

町は、県と連携し、専門ボランティアを受け入れ、円滑に組織的な専門ボランティアの活動ができるよう、必要な情報等の提供に努める。専門ボランティアによる主な活動は、次のとおりである。

- 救護所等での医療、看護、保健予防
- 被災宅地の応急危険度判定
- 被災建築物の応急危険度判定
- 砂防関係施設診断
- 外国人のための通訳
- 被災者へのメンタルヘルスケア
- 高齢者、障がい者等への介護
- アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- その他専門的知識が必要な業務

第32節　災害種別応急対策

《担当部局:総務班・農林建設班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・白石警察署》

第1　火災応急対策（総務班・仙南消防本部・消防団・自主防災組織・婦人防火クラブ・事業所・住民）

1　目的

災害発生時には、消防機関は、町、県はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

2　消火活動の基本

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

（1）消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

ア　重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

イ　消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

ウ　重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

エ　火災現場活動の原則

（ア）出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

（イ）火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

（ウ）火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

3　消防機関の活動

（1）消防本部の活動

消防本部の長は、消防署（所）及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防機関で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

ア　初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

イ　火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に務め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

ウ　道路通行障害時の対応

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

エ　消火有効地域優先の原則

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

（2）消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、町で定めている消防計画、行動計画等に基づき、管轄消防本部の消防長・消防署長の指揮下に入り、消防隊または住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

ア　火災情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

イ　避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

4　事業所の活動

（1）火災が発生した場合の措置

ア　自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

イ　必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

（2）災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

5　自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

（1）火気遮断の呼びかけ・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

（2）初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

6 住民の活動

（1）火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

（2）初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

（3）通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

7 町の措置

町は、地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

8 その他の応急対策

上記以外の応急対策については、前節までの各応急対策を準用する。

第2 林野火災応急対策（総務班・仙南消防本部・消防団・自主防災組織）

1 目的

林野火災発生時においては、地理的な状況から消火が困難となる場合が多いため、町及び消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかに情報を収集し、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

2 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

（1）火災警報の発令等

町は、火災気象通報を受けたとき、または、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

（2）火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

3 避難誘導

火災の拡大等により、住民の避難が必要となった場合、町は、消防団等と協力し、避難誘導を行う。

【参照】第３章災害応急対策計画 第１３節 避難活動

4 林野火災の防ぎょ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

（1）火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。これと並行して宮城県（消防課）、森林管理署、警察署、地方振興事務所等の関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、防災行政無線、サイレン、有線放送、広報車等により行う。

（2）消防隊の編成及び出動区分

林野火災が発生した場合、消防本部、消防団、自主防災組織等の消防関係機関は、一致協力して林野火災の鎮圧にあたる。

消防職員及び消防団員をもって消防隊を編成し、消防長または消防署長（以下「消防長等」という。）の所轄下のもとに林野火災の防ぎょを担当する。隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。通常出動とは、消防職員または消防団が、出火地点または延焼区域を含む防ぎょ区の隣接区域等に限って出動するものをいう。総員出動とは、消防職員及び消防団の全部を出動させるものをいう。

（3）相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が町の消防体制では防ぎょが困難と認められる場合、町長は、協定締結市町村、県に応援要請等を行う。

【参照】第３章災害応急対策計画 第８節相互応援活動

（4）自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎょが困難である場合、自衛隊災害派遣要請を行う。

【参照】第３章災害応急対策計画 第10節自衛隊の災害派遣

（5）現地指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。

火災の区域が、二以上の市町村または広域消防事務組合（消防事務組合または消防事務を所管する

広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。

現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

（6）災害対策本部の設置

火災の状況が進展、拡大し、町長が必要と判断した場合、町は災害対策本部を設置し、組織的な応急対策を実施する。

【参照】第３章災害応急対策計画 第６節 災害対策本部の設置等

（7）消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には掻起防火線、刺取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎょ力等を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。

なお、飛火、残火処理に留意する。

（8）空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

ア　地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合

イ　火災規模に対して地上の防ぎょ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む）が不足または不足すると判断される場合

ウ　人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合

なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱」（平成16年４月１日施行）の定めるところによる。

5　町の措置

町は、地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

6　二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性が高いため、関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

第３　危険物等災害応急対策（仙南消防本部・施設管理者）

1　目的

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等の流出、その他の事故が発生した場合は、県及び消防機関は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応

急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町は、施設責任者、防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

2 住民への広報

町、県及び危険物施設等の管理者は、災害の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

3 危険物施設

（1）陸上における消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止
- 施設の応急点検と出火等の防止措置
- 混触発火等による火災の防止措置
- 初期消火活動
- タンク破損等に係わる流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置
- 防災関係機関との連携活動

【資料7-1】危険物関係施設

（2）災害発生事業所等における応急対策

ア 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに所轄消防署、関係市町及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者に対し注意喚起を行う。また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

イ 危険物の排出があった場合、自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

（ア）損傷箇所の修理を行う。

（イ）損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。

（ウ）薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。

（エ）火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。

（オ）消火準備を行う。

ウ 消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動を実施する。

4 高圧ガス施設

高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、災害発生後、速やかに緊急点検等を行い、被害が生じてい

る場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。

県は、災害の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡をとりながら、迅速、かつ、適切な措置が講じられるよう調整、指導、助言する。

県は、災害の発生の防止または公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売・貯蔵等の事業者及びその他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止または公共の安全の維持のための必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。

【資料8-5】液化石油ガス取扱施設

5 環境モニタリング

県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、または貯留している施設等の点検を行うよう指示する。

また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、災害の状況、工場等の被災状況に応じて、必要な下記の環境モニタリング等を実施する。

（1）公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング

（2）環境大気中の有害物質等のモニタリング

6 情報連絡通信及び広報

町、県及び防災関係機関は、被害の拡大を防ぐために各機関で保有する情報の交換を行い、周辺住民等に対する広報、避難について迅速かつ的確な行動をとる。

第4 航空事故応急対策（総務班・仙南消防本部・消防団・白石警察署）

1 目的

航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎょまたは被害の軽減を図る。

2 事故の通報

町が航空機事故の発生を知った場合、または町へ住民等から通報を受けた場合は、町は県及び関係機関に通報する。

3 避難誘導

航空機事故により、住民の避難が必要となった場合、町は、消防団等と協力し、避難誘導を行う。

【参照】第３章災害応急対策計画 第14節 避難活動

4 消火活動

航空機事故により火災が発生した場合、町、県、消防関係機関は協力し、消火活動を実施する。また、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。なお、消火活動にあたっては、引火性が高い航空燃料等に十分留意し、二次被害の防止に努める。

5 救助活動

多数の負傷者が発生した場合、町、消防関係機関は、県、国、医療関係機関等と連携し、必要に応じて、救護所、被災者の収容所を設置し、救助活動を実施する。また、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

【参照】第３章災害応急対策計画 第14節 避難活動

6 遺体等の捜索・収容

多数の死傷者が発生した場合、町、消防関係機関は、県、国、自衛隊等と連携し、死体の捜索を行い、必要に応じて、死体の収容所を設置し、死体の収容を行う。

【参照】第３章災害応急対策計画 第21節 遺体等の捜索・処理・埋葬

7 災害対策本部の設置

多数の死傷者が発生する等、町長が必要と判断した場合、町は災害対策本部を設置し、組織的な応急対策を実施する。町災害対策本部は、県、国、航空事業者等の災害対策本部との連携を図り対応する。

【参照】第３章災害応急対策計画 第６節 災害対策本部の設置等

第５ 道路災害応急対策（総務班・農林建設班・仙南消防本部・消防団・白石警察署）

1 目的

大規模な道路災害により負傷者等が発生した場合や、道路の機能に著しく支障が生じた場合は、道路管理者及び防災関係機関は、密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

2 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずる。

また、維持管理委託業者等を指揮して、被害情報の収集に努める。

3 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

4 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、警察と連携し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

5 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、警察と連携し、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

6 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

第４章

災害復旧・復興対策

目次

第１節　災害復旧・復興計画 227
第１　目的 227
第２　災害復旧・復興の基本方向の決定等 227
第３　災害復旧計画の策定・実施 227
第４　災害復興計画の策定・実施 229
第５　災害復興基金の設立等 230
第２節　生活再建支援 231
第１　目的 231
第２　り災証明書の交付 231
第３　被災者台帳 231
第４　被災者生活再建支援制度 231
第５　資金の貸付け 233
第６　生活保護 234
第７　その他救済制度 234
第８　税負担等の軽減 234
第９　応急金融対策 235
第 10　雇用対策 237
第 11　相談窓口の設置 237
第３節　住宅復旧支援 238
第１　目的 238
第２　一般住宅復興資金の確保 238
第３　住宅の建設等 238
第４　防災集団移転促進事業の活用 239
第４節　産業復興の支援 240
第１　目的 240
第２　中小企業金融対策 240
第３　農林業金融対策 240
第５節　都市基盤の復興対策 241
第１　目的 241
第２　防災まちづくり 241
第３　想定される都市計画内容例 242
第４　都市計画の決定等の代行 242
第６節　義援金の受入れ・配分 243
第１　目的 243
第２　受入れ 243

第３　配分 243
第７節　激甚災害の指定 244
第１　目的 244
第２　激甚災害の調査 244
第３　激甚災害指定の手続き 244
第４　特別財政援助の交付（申請）手続き 244
第５　激甚災害指定基準 246
第８節　災害対応の検証 247
第１　目的 247
第２　検証の実施 247
第３　検証体制 248
第４　検証の対象 248
第５　検証手法 248
第６　検証結果の防災対策への反映 248
第７　災害教訓の伝承 248

第1節　災害復旧・復興計画

《担当部局：全課》

第1　目的

大規模な災害により大きな被害を受けた場合、一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い町づくりの推進するため、災害復旧・復興計画を策定し、円滑な復旧・復興に努める。

第2　災害復旧・復興の基本方向の決定等

1　基本方向の決定

町は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強い県土づくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。

2　住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、町が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3　女性及び要配慮者の参画促進

町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

4　職員派遣等の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

また、町は、、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

第3　災害復旧計画の策定・実施

町は、災害復旧事業を効率的かつ効果的に実施するため、速やかに災害復旧に関する基本方針及び復旧計画を策定し、計画的な復旧事業を推進する。

1　基本方針

町は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強い町土づくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に

実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し推進する。

2　事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画はおおむね次の計画とする。なお、計画の策定に当たっては、関係機関と連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。

（1）公共土木施設災害復旧事業計画
（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号））

イ　河川	ト　道路
ロ　海岸	チ　港湾
ハ　砂防設備	リ　漁港
ニ　林地荒廃防止施設	ヌ　下水道
ホ　地すべり防止施設	ル　公園
ヘ　急傾斜地崩壊防止施設	

（2）農林水産業施設災害復旧事業計画
（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号））

（3）都市災害復旧事業計画
（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）

（4）水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画
（水道法（昭和32年法律第177号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））

（5）社会福祉施設災害復旧事業計画
（生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、売春防止法（昭和31年法律第118号））

（6）公立学校施設災害復旧事業計画
（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号））

（7）公営住宅災害復旧事業計画
（公営住宅法（昭和26年法律第193号））

（8）公立医療施設災害復旧事業計画
（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号））

（9）その他災害復旧事業計画

3　事業の実施

（1）町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。

（2）町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の

調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、または支援する。

（3）ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

（4）警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律等に基づき、一部負担または補助されるものは次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置
- その他

第4 災害復興計画の策定・実施

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強い町土づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、町は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進する。

1 復興計画の基本方針

町は、復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。

2 復興計画の策定

町は、復興の基本方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、土地利

用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

復興計画の策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

また、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

3 復興事業の実施

町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復興事業を早期に実施するため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。

第5 災害復興基金の設立等

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2節 生活再建支援

《担当部局:総務課・町民税務課・県福祉事務所・県・県社会福祉協議会・金融機関》

第1 目的

町及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。

第2 り災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定やり災証明書交付の体制を確立し、速やかに被災者にり災証明書を交付する。

第3 被災者台帳

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

第4 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。その主な内容は次のとおり。

1 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害とする。なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市区町村における自然災害

(2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害

(3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(4) (1) 又は (2) の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した (1) ～ (3) の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(6) (1) 若しくは (2) の市区町村を含む都道府県又は (3) の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

2 対象世帯

（1）住宅が「全壊」した世帯

（2）住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく住宅を解体した世帯

（3）災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

（4）住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

3 支給金の支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

（1）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ２（1）に該当	解体（半壊・敷地被害） ２（2）に該当	長期避難 ２（3）に該当	大規模半壊 ２（4）に該当
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

（2）住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5 支援金支給手続き

被災者世帯主は、被災住所地の町に支給申請書を提出する。提出を受けた町は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

6 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、り災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

7 独自支援措置の検討

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏

まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

第5 資金の貸付け

町及び県は、被災者の生活の安定を確保するため、資金の貸付を行う。

1 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。町は、貸付制度について広く周知するとともに、県の指導助言のもと、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

【資料5-15】災害援護資金の貸付制度

2 母子及び寡婦福祉資金

町は、県との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

【資料15-6】母子及び寡婦福祉資金の貸付制度

3 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要となる経費を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で次の条件のいずれにも該当する世帯であること。

（1） 低所得世帯であること。

（2） 資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。

（3） 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、または他から資金を借入れすることができない世帯であること。

※生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付限度

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150 万円以内	6 月以内	7 年以内

【資料15-7】生活福祉資金の貸付制度

4 一般住宅復興資金の確保

町は、県、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第６　生活保護

県の各福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においても、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第７　その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給するとともに、精神または身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する（弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）。

県は、町による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し、指導助言を行う。

【資料15-1】七ヶ宿町災害弔慰金の支給等に関する条例

第８　税負担等の軽減

県及び町は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

また、町は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

１　国民健康保険税（料）の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税（料）の納期未到来分の一部または全部を免除する。

県は、町による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導助言を行う。

※国民健康保険税（料）の減免の基準

ア　災害により障がい者となったとき

９／１０を減免

イ　住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30％以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	３／10以上５／10未満	５／10以上
①　500万円以下	１／２	10／10
②500万円超	１／４	１／２
③750万円超	１／８	１／４

２　国民健康保険税（料）の一部負担金の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税（料）の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、町保険者が基準を定め減免を行う。

県は、町による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導・助言を

行う。

3 授業料の減免等

県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講じる。また、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第9 応急金融対策

金融機関等は、関係機関と連携し、被災者の生活の安定を確保するため、応急金融対策を実施する。

1 日本銀行仙台支店の措置

（1）銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ日本銀行の職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、各種輸送、通信手段の確保を図る。

ウ 通貨及び金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

（2）資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

イ 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

（3）金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

（4）金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

（5）国庫金の取扱に係る措置

災害発生時等における国庫金の受払業務について、金融機関や関係官庁と協力して実情に応じ必要な措置をとること。

（6）各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に県民に提供するよう努める。特に（3）及び（4）で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

2 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置

（1）非常金融措置の実施

東北財務局は、被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、保険会社等に対し、次のような非常措置をとるよう要請する。

ア 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券（共済証書）、届出印鑑等を喪失した契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

イ 保険金（共済金）の支払及び保険料（共済掛金）の払込猶予に関する措置

保険金（共済金）の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料（共済掛金）の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

（2）各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図る。

3 第一種金融商品取引業者（証券会社等）に係る措置

（1）非常金融措置の実施

東北財務局は、被災地の便宜を図るため、証券会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請する。

ア 届出印鑑喪失の場合の措置

届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

イ 有価証券喪失の場合の措置

有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力すること。

ウ 預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の措置

被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限り便宜措置を講ずること。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等の告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

オ その他の措置

顧客への対応について十分配意すること。

（2）各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図る。

第10 雇用対策

1 公共職業安定所の措置

公共職業安定所の長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため以下の措置を講じる。

- 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- 被災者のための特別相談窓口等の設置
- 雇用保険失業給付の特例支給
- 雇用調整助成金の特例適用の要請
- 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

2 町の措置

町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するよう努める。

第11 相談窓口の設置

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。居住地以外の町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第3節　住宅復旧支援

《担当部局：総務課・農林建設課・県・住宅金融支援機構・金融機関》

第１　目的

町、県及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第２　一般住宅復興資金の確保

県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被害町と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。

第３　住宅の建設等

町及び県は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等または公営住宅の空き家の活用を図る。

１　災害公営住宅の建設等

（１）災害公営住宅の確保

町及び県は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取または被災者へ転貸するために供上げる。

（２）災害公営住宅の建設等における指導・支援

知事は、災害公営住宅の建設等を行う町に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、当該町において対応が困難な場合には、知事が建設等を行う。

（３）安全な地域への移転の推奨

県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

（４）生活維持の支援

県は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

２　公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第４　防災集団移転促進事業の活用

町は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

１　事業主体

町（例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

２　移転促進区域

（１）被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

（２）災害危険区域

建築基準法第39条第１項の規定に基づく条例で指定された区域

３　補助制度等

（１）国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：３／４）

ア　住宅団地の用地取得造成

イ　移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

ウ　住宅団地の公共施設の整備

エ　移転促進区域内の宅地等の買い取り

オ　住宅団地内の共同作業所等

カ　移転者の住居の移転に対する補助

キ　事業計画の策定

（２）地方債の特別措置

地方財政法第５条第１項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節　産業復興の支援

《担当部局：ふるさと振興課・農林建設課・県》

第1　目的

県は、被災した中小企業者及び農林業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

第2　中小企業金融対策

1　県は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会、金融機関等と協議の上、緊急災害融資制度を創設し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。

2　県は、事業協同組合や商店街振興組合等が被災施設の復旧又は施設の復旧に当たり新たな施設整備をする場合に、高度化事業（災害復旧貸付）により資金の貸付を行う。

3　県は、その地域の特性に考慮し、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。

4　県は、相談窓口を設置し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。

第3　農林業金融対策

県は、町や関係融資機関と協力して、既借入制度資金の償還条件の変更や県単災害対策資金の創設など、円滑な災害復興資金の融通を図るとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和や天災融資法の発動、日本政策金融公庫（農林水産分野）による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。

【資料15-4】農林水産業の災害復旧に係る制度資金

第5節　都市基盤の復興対策

《担当部局：総務課・農林建設課・県》

第1　目的

県は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路等の主要交通施設及びライフライン、町土保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第2　防災まちづくり

1　町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

2　復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

3　防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの強化等、建築物や公共施設の強化・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

4　県は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

5　既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、

市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

6 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。

7 町及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

第3 想定される都市計画内容例

都市基盤の復興においては、以下の項目が想定される。

■実施機関

県、町（総務班、農林建設班）、関係機関等

主要交通施設の整備	道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
被災市街地の整備	面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現
ライフラインの整備	上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上
防災基盤の整備	河川、砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と都市公園、河川公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第4 都市計画の決定等の代行

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

第6節　義援金の受入れ・配分

《担当部局：総務課・出納室・日本赤十字社・指定金融機関》

第1　目的

大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、町及び県は、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第2　受入れ

1　窓口の決定

町、県、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。各方面から直接町に寄せられた義援金品に対しては、庁舎内に受付窓口を決定し、報道機関等を通じ広く周知を図る。

2　受入及び管理

町、県、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第3　配分

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議の上、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

同委員会は義援金総額、被害状況等を考慮した配分基準を定め、被害市町村に適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として市町村が行う。

町は義援金配分委員会を設置し、町で受付けした義援金と県の配分委員会から配分された義援金を合わせて、被災者に対し、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として町の職員が行う。

第7節　激甚災害の指定

《担当部局:総務課・全課》

第1　目的

災害により甚大な被害が生じた場合、町及び県は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

第2　激甚災害の調査

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害または局地激甚災害に関する調査について協力をする。

県は、町の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

第3　激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

【資料17-1】激甚災害指定基準

【資料17-2】激甚災害の指定手順

第4　特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けた場合、町は、速やかに関係調書を作成して県に提出しなければならない。県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

激甚災害指定事務手続

<激甚災害（本激）>
<局地激甚災害（局激）>
災害の発生
年間発生被害（1月～12月）
被害状況の把握及び被害額の集計
関係省庁での被害の集計（災害毎）
内閣府・財務省との協議
（内閣府へ報告）
局激該当調査（1月）
被害状況の把握及び被害額等の集計
政令原案作成
財務省法規課との協議
中央防災会議への諮問（激甚法第2条第3項）
中央防災会議
（有）　指定基準　（無）
法制局審査
主事会議（関係主事）
主事会議（全主事）
中央防災会議会長専決
中央防災会議開催
（中央防災会議運営第5の3の規定による。）
（持ち回り会議：全委員決裁）
中央防災会議からの答申（激甚法第2条第3項）
閣議請議省庁における決裁
閣議請議（公印とり等）
事務次官等会議
記者発表
閣　議
政令公布
内閣府で実施

第５ 激甚災害指定基準

１ 激甚災害指定基準（本激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第２章：第３条，第４条）
※ 公共土木施設，公立学校施設，公営住宅，社会福祉施設等の災害復旧事業，堆積土砂排除事業等
○農林水産業に関する特別の助成
・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別事業（法第５条）
・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第６条）
・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第８条）
・土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助（法第 10 条）
・共同利用小型漁船の建造費の補助（法第 11 条）
・森林災害復旧事業に対する補助（法第 11 条の２）
○中小企業に関する特別の助成
・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第 12 条）
・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（法第 13 条）
・中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
○その他の財政援助及び助成
・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第 16 条）
・私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第 17 条）
・町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
・母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第 22 条）
・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第 24 条）

２ 激甚災害指定基準（極地激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第２章：第３条、第４条）
（２）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第５条）
（３）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第６条）
（４）森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の２）
（５）中小企業に関する特別の助成（法第12条、第13条）
（６）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

第8節 災害対応の検証

《担当部局:全課》

第1 目的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組が、住民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、町の防災体制の向上や、住民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組の推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第2 検証の実施

町、県及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

主な検証項目例

（1）情報処理

自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

（2）資源管理

業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等

（3）指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各グループ・県庁各部署・地方支部等の間の業務調整

（4）組織間連携

町外各機関（防災関係機関、国、都道府県、市町村、協定締結団体など）との調整

（5）個別のオペレーション

救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等

（6）広報・相談

住民や町外への広報・相談等

（7）計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

第３　検証体制

町、県及び防災関係機関は、災害対策本部（事務局及び各部局等）のほか、災害の規模等に応じ、庁内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第４　検証の対象

検証の対象は、応急対策の実施者及び住民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

（1）災害対策本部（各部局等）
（2）県
（3）防災関係機関
（4）住民
（5）自主防災組織
（6）支援自治体
（7）ボランティア団体　など

第５　検証手法

町、県及び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

第６　検証結果の防災対策への反映

町、県及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

第７　災害教訓の伝承

町、県及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検討に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、住民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、住民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。

第３編

地震・火山災害対策編

第１章

総　　則

目次

第１節　災害履歴 1
第１　地震災害 1
第２　火山災害 1
第２節　被害想定等 2
第１　地震災害 2
第２　火山災害 2

第1節 災害履歴

地震災害、火山災害に関する履歴は次のとおりである。

第1 地震災害

宮城県に被害を及ぼした昭和以降の地震災害は以下のとおりである。本町には特に被害は発生していない。

発生日時	名称	M	県内の主な被害
1933.3.3 (昭和8)	三陸地震	8.1	津波による被害　死者・行方不明308人、 負傷者145人、家屋倒壊528棟、流出950棟
1960.5.23 (昭和35)	チリ地震津波		津波による被害　死者・行方不明54人、 負傷者641人、建物全壊977棟、流失434棟
1962.4.30 (昭和37)	宮城県北部地震	6.5	死者3人、負傷者272人、住家全壊340棟
1978.6.12 (昭和53)	1978年宮城県沖地震	7.4	死者27人、負傷者1,273人、住家全壊1,180棟
2003.5.26 (平成15)	宮城県沖地震	7.1	重軽傷者64人、住家半壊11棟、一部破損1,033棟
2003.7.26 (平成15)	宮城県北部地震	6.4	重軽傷者675人、住家全壊1,276棟、半壊3,809棟、一部損壊10,975棟
2005.8.16 (平成17)	宮城県沖地震	7.2	負傷者79人
2008.6.14 (平成20)	平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震	7.2	死亡者14人、負傷者365人、住家全壊28棟、 半壊141棟、一部破損1,733棟
2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震	9.0	死亡者10,507人、行方不明者1,259人、 住家全壊82,993棟（H26.10.31現在） ※2011.4.7の余震（M7.2）を含む

第2 火山災害

宮城県と山形県の県境にある蔵王山は活火山であり、約3万年前に馬の背カルデラが形成され、約3～2千年前に五色岳による火山活動が発生し、約千年前以降は御釜による火山活動が発生している。

近年では、1940（昭和15）年に新噴気孔生成、1990（平成2）年および2015（平成27）年に地震群発といった火山活動が観測されている。

第2節 被害想定等

地震災害、火山災害の被害想定は次のとおりである。

第1 地震災害

宮城県は「宮城県沖地震（単独）」、「宮城県沖地震（連動）」、「長町－利府線断層帯の地震」の3 地震について被害想定を行っており、「宮城県地震被害想定調査に関する報告書（平成16年3 月）」によると本町の想定される被害は次のとおりである。

		宮城県沖地震（単独）	宮城県沖地震（連動）	長町―利府線断層帯の地震
平均震度		5.00	5.01	4.30
建物被害	全壊棟数	0	0	0
	半壊棟数	0	0	0
死者	朝４時火災なし	0	0	0
	夏昼 12 時	0	0	0
	冬夕 18 時	0	0	0
負傷者	朝４時火災なし	0	0	0
	夏昼 12 時	0	0	0
	冬夕 18 時	0	0	0
上水道被害	被害数	３箇所	３箇所	0
	支障世帯数	14 件	14 件	0
下水道被害	被害数	0	0	0

第2 火山災害

(財)砂防・地すべり技術センターが調査、製作した「蔵王山火山防災マップ」によると、蔵王山の御釜を中心に噴火した場合、火砕サージ（高温ガスの熱風）が東方向に向かって発生すると予想されている。蔵王山の南側に位置する本町においては、それほど大きな被害の発生はなく、町の北部から東部を中心に降灰が予想されている。降灰の量は、御釜から7.5km まで100cm、10km まで50cm、12.5km まで30cm、20km 付近まで10cm 程度と予想されている。

【資料 2-11】蔵王山ハザードマップ

第２章

災害予防対策

目次

※ここに掲げる「節」以外は、「第２編　風水害等災害対策編」を参照すること。

第１節　総則 3
　第１　東日本大震災の主な特徴（総務課・各課） 3
　第２　基本的考え方（総務課・各課） 4
　第３　想定される地震の考え方（総務課・各課） 4
第２節　地震に強いまちの形成 6
　第１　目的 6
　第２　基本的考え方（総務課・農林建設課） 6
　第３　地震に強い都市構造の形成（総務課・農林建設課） 6
　第４　揺れに強いまちづくりの推進（総務課・農林建設課） 7
　第５　地震防災緊急事業五箇年計画（総務課・農林建設課） 7
　第６　長寿命化計画の作成（総務課・農林建設課） 8
第３節　地盤にかかる施設等の災害対策 9
　第１　土砂災害予防対策の推進（総務課・農林建設課） 9
　第２　火山災害予防対策（総務課・県・仙台管区気象台） 9
第４節　道路施設の災害対策 15
　第１　目的 15
　第２　道路施設（道路管理者） 15
　第３　復旧体制の整備（道路管理者） 16
　第４　利用者への普及啓発活動（道路管理者） 16
第７節　危険物施設等の予防対策 17
　第１　目的 17
　第２　各施設の予防対策（施設管理者） 17
　第３　危険物施設（総務課・仙南消防本部） 17
　第４　高圧ガス施設（施設管理者・県） 18
第 12 節　地震調査研究等の推進 19
　第１　目的 19
　第２　県における調査（県） 19
　第３　調査研究の連携強化（総務課） 19
　第４　被災原因の分析及びフィードバック（総務課） 19
　第５　防災対策研究の国際的な情報発信（総務課） 19
第 18 節　火災予防対策 20
　第１　目的 20
　第２　出火防止、火災予防の徹底（総務課・仙南消防本部） 20

第３　消防力の強化（総務課・仙南消防本部・消防団）……21
第４　消防水利の整備（総務課）……22
第 26 節　積雪寒冷地域における地震災害予防……23
第１　目的……23
第２　除雪体制等の整備（総務課・農林建設課・大河原土木事務所・仙南消防本部）……23
第３　避難所体制の整備（総務課）……23
第４　スキー場利用客対策（ふるさと振興課）……23

風水害等災害対策編との対応表

第3編　地震・火山災害対策編		ページ	第2編　風水害等災害対策編
第2章	災害予防対策		
第1節	総則	3	－
第2節	地震に強いまちの形成	4	－
第3節	地盤にかかる施設等の災害対策	9	第2章第1節に準拠
第4節	道路施設の災害対策	15	－
第5節	建築物等の耐震化対策		第2章第2節に準拠
第6節	ライフライン施設等の予防対策		第2章第3節に準拠
第7節	危険物施設等の予防対策	17	－
第8節	防災知識の普及		第2章第4節に準拠
第9節	防災訓練の実施		第2章第5節に準拠
第10節	地域における防災体制		第2章第6節に準拠
第11節	ボランティアの受入れ		第2章第7節に準拠
第12節	地震調査研究等の推進	19	－
第13節	情報通信網の整備		第2章第8節に準拠
第14節	職員の配備体制		第2章第9節に準拠
第15節	防災拠点等の整備・充実		第2章第10節に準拠
第16節	相互応援体制の整備		第2章第11節に準拠
第17節	医療救護体制の整備		第2章第12節に準拠
第18節	火災予防対策	20	－
第19節	緊急輸送体制の整備		第2章第13節に準拠
第20節	避難対策		第2章第14節に準拠
第21節	避難収容対策		第2章第15節に準拠
第22節	食料・飲料水及び生活物資の確保		第2章第16節に準拠
第23節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策		第2章第17節に準拠
第24節	複合災害対策		第2章第18節に準拠
第25節	廃棄物対策		第2章第19節に準拠
第26節	積雪寒冷地域における地震災害予防	23	－

第1節　総則

《担当部局：総務課・各課》

第１　東日本大震災の主な特徴（総務課・各課）

東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、栗原市の最大震度７をはじめ、県内のほとんどで震度６弱以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や山河道などで液状化に伴う家屋被害が発生するなど、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。長周期地震動による被害についても、超高層ビルの天井材の落下やエレベーターの損傷等の被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

１　行政機能の喪失

東日本大震災において、地震及び地震に伴い発生した大津波により、本県の沿岸15市町のうち、10市町で災害対応の中心となる市町庁舎が被災し、そのうち７市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

２　大規模広域災害

東日本大震災発生時においては、被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練などの不足や、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も見られた。

３　物資の不足

東日本大震災においては、物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が津波の被害に遭った。多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

４　不十分な要配慮者対策

県内では、要配慮者について、支援計画が策定された直後、あるいは未策定という市町村が多く、福祉避難所が被災し利用できなくなるなど、要配慮者への対策が十分とは言えなかった。

5 地域防災力の不足

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

6 地震の揺れによる被害拡大

建築物、交通インフラ、ライフラインの被害が、被害拡大と応急対策活動の阻害の要因となっていた。

7 避難指示等の住民への情報途絶

東日本大震災では、地震による広域的な停電、市町村の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

第2 基本的考え方（総務課・各課）

地震から住民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせる町づくり実現のため、町、県及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化といったハード対策と防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。

第3 想定される地震の考え方（総務課・各課）

地震対策を講じるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

1 発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動
（東北地方太平洋沖地震）
2 構造物，施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動
（宮城県沖地震（プレート境界型）、プレート内部で生じるスラブ内地震）
3 発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動
（長町－利府線断層帯の地震）

構造物・施設等は、宮城県沖地震（単独・連動）やプレート内部で生じるスラブ内地震クラスの地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、東北地方太平洋沖地震や長町－利府線断層帯の地震クラスの高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対応活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域における経済活動に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人数を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

※　「スラブ内地震」･･･沈み込むプレート（スラブ）の内部で発生する地震。

第2節　地震に強いまちの形成

《担当部局：総務課・農林建設課》

第１　目的

町及び県は、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。

第２　基本的考え方（総務課・農林建設課）

町及び県は、地震に強いまちの形成に当たり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等の耐震性を確保する。その場合の耐震設計の方法は、以下を基本とする。

（１）発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動、供用期間中に１～２度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。

（２）高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。

（３）以下のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

ア　いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの

イ　東北地方、国レベルの広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの

ウ　多数の人々を収容する建築物等

なお、耐震性の確保には、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

第３　地震に強い都市構造の形成（総務課・農林建設課）

町及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化，水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

第４　揺れに強いまちづくりの推進（総務課・農林建設課）

１　建築物の耐震化

町及び県は、詳細なハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。

また、庁舎、学校、病院、公民館等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化については、数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

２　耐震化を促進するための環境整備

町及び県は、住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図るよう努める。

３　火災対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、町及び県は、建築物の耐震化を促進する。また、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため指定緊急避難場所・避難路等の整備、周辺建築物の不燃化等を促進する。さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

４　居住空間内外の安全確保対策

町及び県は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

また、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

第５　地震防災緊急事業五箇年計画（総務課・農林建設課）

知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。

１　計画期間

（１）第一次五箇年計画－平成８～12年度
（２）第二次五箇年計画－平成13～17年度
（３）第三次五箇年計画－平成18～22年度
（４）第四次五箇年計画－平成23～27年度

事業主体別事業計画額一覧

	宮城県	市町村	消防本部等	合計
第一次計画	181,743	42,372	4,410	228,525
第二次計画	69,243	37,824	6,266	113,333
第三次計画	44,833	48,893	1,574	95,300
第四次計画	931	46,163	3,918	51,012

（単位：百万円）

2　事業対象地区

第３次までの地震被害想定調査結果により、県内全域において震度４以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。

3　対象事業の範囲

（１）避難地
（２）避難路
（３）消防用施設
（４）消防活動が困難である区域の解消に資する道路
（５）緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
（６）共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
（７）公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
（８）社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
（９）公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(10) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(12) （７）～（11）までのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
(13) 海岸保全施設又は河川管理施設
(14) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
(15) 地域防災拠点施設
(16) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
(17) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
(18) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
(19) 救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材
(20) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第６　長寿命化計画の作成（総務課・農林建設課）

町及び県は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第3節　地盤にかかる施設等の災害対策

《担当部局:総務課・農林建設課・県・仙台管区気象台》

第１　土砂災害予防対策の推進（総務課・農林建設課）

第２編　風水害等災害対策編　第２章　第１節　「風水害等に強い町土づくり」に準ずる。

第２　火山災害予防対策（総務課・県・仙台管区気象台）

１　目的

火山の爆発その他火山現象による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、地域住民及び観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、各防災関係機関は連携を図り、災害予防対策の諸施策を行う。

２　現況

（１）町内の活火山

火山噴火予知連絡会は、平成15年１月に「概ね過去１万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山の定義としており、町内では蔵王山が活火山として定義されている。

さらに、火山噴火予知連絡会は平成21年６月に「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として蔵王山を含む47火山を選定した。

（２）蔵王山の概要

蔵王山は、奥羽山脈の南部、宮城・山形両県に位置している。

玄武岩～安山岩の成層火山群で、山体の上部を形成する熊野岳（最高峰）・刈田岳（かっただけ）などが噴出した後、山頂部に直径２km程度のカルデラが生じた。五色岳はその中に生じた後カルデラ火砕丘で、火口湖御釜（直径360m、別名五色沼）を持つ。

蔵王火山の噴火活動は、少なくとも約70万年前には始まっていたと考えられ、現在までに４つのステージがあったとされている。

２万年位前までに続いていた五色岳の活動の後、やや火山活動の静穏な時期があったが、2000年～3000年前頃に五色岳の東部が大規模に崩壊した。今から約1000年前には、五色岳西端で御釜の活動が始まっている。有史以降も主に御釜を噴出口とする数多くの活動が記録されているが、被害を伴った噴火は御釜の内外で発生している。噴火に伴い泥流を発生することが多い。御釜の北東など複数の地域に噴気孔がある。

1230年の噴火では、噴石による人畜への被害が発生している。また、たびたび泥流が発生し、1694年、1809年、1821年、1867年、1895年の噴火で濁川や白石川で増水や硫黄流人などの被害が発生し、このうち1867年の噴火では洪水による死者が発生している（日本活火山総

覧（第４版）による）。

なお、仙台管区気象台では平成22年（2010年）より常時観測（振動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測）を行っている。

3 防災事業等の推進

（１）防災体制の整備等

ア 県

県は、国、市町村、公共機関、火山専門家等と連携し、噴火時等の避難体制等の検討を共同で行うための協議会等（以下「火山防災協議会」という。）を設置するなど、平常時から相互に連携し、防災体制を整備するよう努める。また、必要に応じて、検討事項ごとに部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備に努める。

また、必要に応じて次の事業等の推進を図る。

（ア）避難施設（退避舎、退避壕等）の整備

（イ）防災のための農林水産業経営施設の整備

（ウ）治山治水事業（県土木部火山砂防事業含む）

（エ）河川の水質汚濁防止措置

（オ）火山現象の調査、研究の成果の普及

（カ）市町村が行う事業等に対する必要な助言又は指導

イ 町

町は、火山防災協議会における検討を通じ、それぞれの火山の特質を考慮しつつ、下記の実施に努める。

また、火山災害による被害を防止又は軽減するため、県に準じ必要な事業等を推進する。

（ア）複数の噴火シナリオの作成

（イ）噴火現象が到達する可能性がある危険区域を表記した火山ハザードマップの整備

（ウ）火山ハザードマップに、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等の作成・配布や火山防災エキスパート等の有識者による研修等及び火山災害遺構であるジオパークを通じた防災知識の普及啓発

（エ）地域の実情に応じた、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置

（オ）避難場所、避難路のあらかじめの指定と日頃からの住民への周知徹底

（カ）噴火警戒レベルの導入に向けての防災対応や避難対象地域の設定、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画の作成及び訓練

ウ 国、大学等の火山監視観測・調査研究機関

国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、各関係機関と連携し、下記の実施に努める。

（ア）噴火や火山現象の発生機構等の調査や、マグマの蓄積状況等の観測に関する研究及び技術開発

（イ）大規模な降灰の発生、拡散を早期に予測する手法や降灰が経済社会活動に及ぼす影響

についての調査研究及び技術開発

（ウ）臨時観測体制を強化する際に活用可能な観測機器の調達・運用体制の整備

（エ）観測機器や通信手段に障害が発生した場合や、降灰・降雨などの悪条件下においても火山の監視観測体制を維持するための技術開発

（オ）各火山の観測データの共有化

（2）噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル

ア　噴火警報等の種類と発表基準

（ア）噴火警報

仙台管区気象台火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地区に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）として発表する。なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。

（イ）噴火予報

仙台管区気象台火山監視・情報センターが、噴火警報を解除する場合や、火山活動が静穏（平常）な状態が続く場合に発表する。

噴火警報・予報の名称、発表基準等の一覧表

（噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合）

名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域厳重警戒
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	平常

（ウ）噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分して発表する指標である。

各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時の避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定する。なお、噴火警戒レベルは、県や市町村の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。平成28年2月現在、宮城県内の活火山については、蔵王山が運用に向けて協議を行っている。

【資料 18-2】蔵王山噴火警戒レベル

（エ）降灰予報

噴煙の火口からの高さが３千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル３相当以上の噴火など、定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね６時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

（オ）火山現象に関する情報等

噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区気象台が発表する。

①火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。

②火山の状況に関する解説情報

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

③週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

④月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

⑤噴火に関する火山観測報

噴火が発生した場合に、その発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

イ　噴火警報等の通報及び伝達

（ア）噴火警報

①通報及び伝達の内容

ａ仙台管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する警報を知事に通報及び伝達する。

ｂ県

仙台管区気象台から通報及び伝達を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに

対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。

c 町

知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をする。

②通報及び伝達の系統

噴火警報の通報及び伝達は、噴火警報等伝達系統図による。

（イ）噴火予報

噴火予報の伝達は，噴火警報等伝達系統図による。

（3）異常現象発見の通報

火山に関する異常な現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報するものとし、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報し、町長は、速やかに仙台管区気象台を含む関係機関に伝達する。

なお、通報を要する異常現象とは、おおむね次の内容のものをいう。

ア　噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等

イ　火山地域での火映、鳴動の発生

ウ　火山地域での地震の群発

エ　火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

オ　火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化

カ　火山地域での湧泉の新生あるいは涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化

キ　火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等

ク　火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

ケ　町長は、異常現象を発見した場合の通報義務について地域住民、登山者、観光者等に啓発を図る。

（4）二次災害の防止

町及び県は、降灰後の降雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。

また、国は、火山噴火に伴う降灰等に起因する土石流によって被害が及ぶおそれがある区域、時期について想定し、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報として、知事及び関係市町村長に通知するとともに、一般に周知する。

噴火警報等伝達系統図

※噴火警報の内容によっては、火山周辺市町村以外の市町村にも通報する。
注）二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

第4節　道路施設の災害対策

《担当部局：総務課・農林建設課・宮城県大河原土木事務所》

第１　目的

道路等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、道路等の交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

第２　道路施設（道路管理者）

道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、地震災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

１　道路

（１）耐震性の強化

道路管理者は、道路の防災点検を実施し、道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改良や新設にあたっては、耐震基準に基づいた整備を図る。被害が想定される危険箇所について、緊急性が高い路線から順次、補強、整備等の防災工事等を実施する。

（２）避難路・避難階段の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。

（３）信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安

全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

（4）道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、町及び県との情報の共有化を図る。

2 橋りょう

道路管理者は、落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施し耐震性を高める。

3 トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

4 道路付属施設

道路管理者は、道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、耐震性の確保及び補強に努めるとともに、道路管理者と調整の上、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。

第3 復旧体制の整備（道路管理者）

道路管理者は、道路への被害が発生した場合に備え、被害状況の調査、人員・資機材の確保体制を整備するとともに、負傷者等が発生した場合等、医療機関、消防機関等との連携強化を図る。また、災害時に迅速な対応がとれるよう、防災訓練を実施する。

第4 利用者への普及啓発活動（道路管理者）

道路管理者は、道路利用者に対し、災害が発生した場合の対応、道路及び周辺に異常を発見した場合の対応等の防災知識について、ホームページ及びポスター、パンフレットなどを活用し普及啓発を図る。

第7節　危険物施設等の予防対策

《担当部局：総務課・施設管理者・仙南地域広域行政事務組合消防本部・県》

第１　目的

震災時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。

また、各危険物施設や護岸等の耐震性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

第２　各施設の予防対策（施設管理者）

各施設管理者は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。

また、大容量泡放射システム運搬車両の確保や、運搬経路の複数化、地震発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。

第３　危険物施設（総務課・仙南消防本部）

町内には、石油等の危険物貯蔵所などがあり、震災時においては破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、町及び消防機関は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。

1　安全指導の強化

危険物事業所の管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

2　施設基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

3　自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

4 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般の住民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第4 高圧ガス施設（施設管理者・県）

1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所・ガスパイプライン等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

2 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化対策や設備等の安全化を図る。

3 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第12節　地震調査研究等の推進

《担当部局：総務課・県》

第1　目的

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などで行われてきているが、これらの機関と連携し、総合的に推進する。

第2　県における調査（県）

1　地震地盤図の作成（昭和54～58年度）

2　地震被害想定調査等の実施

（1）第一次地震被害想定調査（昭和59～61年度）

（2）第二次地震被害想定調査（平成７～８年度）

（3）第三次地震被害想定調査（平成14～15年度）

（4）第四次地震被害想定調査（平成22～23年度　東日本大震災の発生により中止）

3　津波被害想定調査の実施

（1）津波被害想定調査（昭和59～61年度）

（2）津波浸水域予測図の作成（平成14～15年度）

4　主要活断層の調査

（1）長町～利府線断層帯（平成７～12年度）

（2）仙台平野南部地域地下構造調査（平成14～16年度）

第3　調査研究の連携強化（総務課）

観測・情報網の充実、地震対策の調査研究について、平成15年に発足した宮城県沖地震対策研究協議会などを中心に産学官の連携体制（ネットワーク）を整備し、地域の地震防災力の向上を図る。

第4　被災原因の分析及びフィードバック（総務課）

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ町または県に報告するよう努める。町または県は、この報告を受け、または自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講じるよう努める。

第5　防災対策研究の国際的な情報発信（総務課）

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、町または県は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第18節 火災予防対策

《担当部局：総務課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・県大河原土木事務所》

第1 目的

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。その場合、多数で消防活動が必要となり、常備消防のみでは十分な対応ができない状況となる可能性がある。

町及び防災関係機関は、そのような状況においても、確実に消防・水防活動が実施できるよう、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

第2 出火防止、火災予防の徹底（総務課・仙南消防本部）

地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。このため、町及び消防機関は出火につながる要因を分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。

1 防災教育の推進

町及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、住民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての婦人防火クラブ・幼少年消防クラブが町下全域に設立されるよう育成指導を強化する。

2 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況から見て、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

消防機関は、火災予防条例に基づき、対震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。

3 出火防止のための査察指導

消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、震災時における従業員の対応等について指導する。

4 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、町は、家庭、事業所及び地域等にあっては自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により町民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

第3 消防力の強化（総務課・仙南消防本部・消防団）

1 消防体制の強化

火災が発生した場合において、迅速に消火活動が行えるよう、町は、関係機関と連携し、消防本部における人員の確保、消防職員の技能向上等、消防体制の強化に努める。

また、大規模な災害時においては、現有の消防力のみでは対応が困難となるおそれがあるため、消防応援協定の締結等、広域による消防体制の強化に努める。

【資料 5-4】宮城県広域消防相互応援協定書
【資料 5-5】宮城県広域航空消防応援協定書
【資料 5-6】宮城県内航空消防応援協定書
【資料 5-7】白石市・蔵王町・七ヶ宿町消防相互応援協定
【資料 5-8】山形県上山市・七ヶ宿町消防相互応援協定書
【資料 5-9】山形県高畠町・七ヶ宿町消防相互応援協定書
【資料 7-2】消防団組織及び装備

2 消防（水防）資機材の整備

（1）車両及び資機材等の整備促進

円滑な消火（水防）活動ができるよう、町、消防本部は関係機関と連携し、消火活動に必要な車両及び消防（水防）資機材の整備促進に努め、県はこれを指導する。

（2）燃料供給体制の構築及び自家発電整備の推進

県は、消防車両等の重要車両に対する燃料の優先的供給体制の構築及び停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実や署所における自家発電設備の整備を推進する。

3 消防（水防）団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきている。

このため、町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

（1）消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。

（2）消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消

防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。

（3）県は、町に対し、施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等について指導し、積極的な財政援助に努め、町は、これらの充実に努める。

【資料7-2】消防団組織及び装備

4 連携強化

町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

5 消防用機械・資機材の整備

町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

6 広域応援体制の整備

町は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

第4 消防水利の整備（総務課）

大規模地震災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができないことが予想されるため、町は、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、河川・湖沼等の自然水利の活用、プール、ため池、用排水路等を消防水利としての活用できるよう、これらの施設整備を促進する。

第26節　積雪寒冷地域における地震災害予防

《担当部局：総務課・ふるさと振興課・農林建設課・宮城県大河原土木事務所・仙南地域広域行政事務組合消防本部》

第1　目的

積雪寒冷地域における積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の整備、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2　除雪体制等の整備（総務課・農林建設課・大河原土木事務所・仙南消防本部）

道路管理者は、積雪寒冷地域において、積雪寒冷地に適した道路整備に努めるとともに、相互の連携の下に、除雪を強力に推進する。また、雪崩、地吹雪等によりたびたび通行止めが発生する箇所については、雪崩防止柵や防雪柵等の施設を整備する。

町は、地震時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

第3　避難所体制の整備（総務課）

山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、町は、集落単位に一時避難場所を確保する。

また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等のほか衛星携帯電話、防災行政無線等の通信手段及び非常用発電機の確保に努める。

なお、宿泊のための毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

第4　スキー場利用客対策（ふるさと振興課）

スキー場での大規模地震発生時においては、リフト、ロッジ等の損壊や、雪崩の発生等により、多数のスキー客の被害が考えられる。

このため、スキー場を有する町では、スキー場利用客の安全対策として、スキー場施設管理者と連携を図りながら、スキー場利用客も考慮した一時避難所の確保及び救出・救助対策を講じる。

第３章

災害応急対策

目次

※ここに掲げる「節」以外は、「第２編　風水害等災害対策編」を参照すること。

第９節　消火活動……25
第１　目的……25
第２　消火活動の基本（仙南消防本部・消防団）……25
第３　町の対応（総務班）……26
第４　消防機関の活動（仙南消防本部・消防団）……26
第５　事業所の活動（事業所）……27
第６　自主防災組織の活動（自主防災組織）……27
第７　住民の活動（住民）……28
第８　被災地域以外からの応援（総務班）……28
第 25 節　危険物施設等の安全確保……29
第１　目的……29
第２　住民への広報（総務班・施設管理者）……29
第３　危険物施設（仙南消防本部・施設管理者）……29
第４　高圧ガス施設（施設管理者・県）……30
第５　環境モニタリング（県）……30
第 31 節　火山災害応急対策……31
第１　目的……31
第２　配備体制の確立（総務班）……31
第３　情報の収集伝達（総務班）……31
第４　エコーライン開通期の対策について（総務班・ふるさと振興班・農林建設班・県・施設管理者）……34

風水害等災害対策編との対応表

第3編　地震・火山災害対策編		ページ	第2編　風水害等災害対策編
第3章	災害応急対策		
第1節	情報の収集・伝達		第3章第2節に準拠
第2節	災害広報活動		第3章第4節に準拠
第3節	防災活動体制		第3章第5節に準拠
第4節	相互応援活動		第3章第7節に準拠
第5節	災害救助法の適用		第3章第8節に準拠
第6節	自衛隊の災害派遣		第3章第9節に準拠
第7節	救急・救助活動		第3章第10節に準拠
第8節	医療救護活動		第3章第11節に準拠
第9節	消火活動	25	－
第10節	交通・輸送活動		第3章第12節に準拠
第11節	避難活動		第3章第13節に準拠
第12節	応急仮設住宅等の確保		第3章第14節に準拠
第13節	相談活動		第3章第15節に準拠
第14節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動		第3章第16節に準拠
第15節	愛玩動物の収容対策		第3章第17節に準拠
第16節	食料・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動		第3章第18節に準拠
第17節	防疫・保健衛生活動		第3章第19節に準拠
第18節	遺体等の捜索・処理・埋葬		第3章第20節に準拠
第19節	廃棄物処理活動		第3章第21節に準拠
第20節	社会秩序維持活動		第3章第22節に準拠
第21節	教育活動		第3章第23節に準拠
第22節	防災資機材及び労働力の確保		第3章第24節に準拠
第23節	公共土木施設等の応急対策		第3章第25節に準拠
第24節	ライフライン施設等の応急復旧		第3章第26節に準拠
第25節	危険物施設等の安全確保	29	－
第26節	農林水産業の応急対策		第3章第27節に準拠
第27節	二次災害・複合災害防止対策		第3章第28節に準拠
第28節	応急公用負担等の実施		第3章第29節に準拠
第29節	ボランティア活動		第3章第30節に準拠
第31節	火山災害応急対策	31	－

第9節　消火活動

《担当部局：総務班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・自主防災組織》

第１　目的

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、町、県はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

また、住民、自主防災組織、事業所等は、被害の拡大を防止するため、出火の防止、初期消火に努める。

第２　消火活動の基本（仙南消防本部・消防団）

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

１　震災消火活動の基本

消火活動にあたっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

重要防ぎょ地区優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要、かつ、危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。
消火有効地域優先の原則	警防区域設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。
市街地火災優先の原則	大量危険物製造、貯蔵、取扱を行う施設及び工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたる。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。
重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。
火災現場活動の原則	出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現

	場活動により火災を鎮圧する。 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第３　町の対応（総務班）

町は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

第４　消防機関の活動（仙南消防本部・消防団）

１　消防本部の活動

消防本部の長は、消防署（所）及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防本部で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

（１）初期における情報の収集

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

（２）地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

（３）道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

（４）消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

２　消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、仙南地域広域行政事務組合消防本部で定めている消防計画、行動計画に基づき、消防長及び消防署長の指揮下に入り、消防隊または住民と協力して、次の活動を行う。

（１）出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼び

かける。

（2）消火活動

災害等により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

（3）災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

（4）避難誘導

避難の準備情報提供、勧告または指示が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

【資料 7-2】消防団組織及び装備

3 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第5 事業所の活動（事業所）

1 火災が発生した場合の措置

（1）自衛消防組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

（2）必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第6 自主防災組織の活動（自主防災組織）

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ，点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

第７　住民の活動（住民）

１　火気の遮断

住民は、地震等の災害が発生した場合、ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

２　初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

３　通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生防止に努める。

第８　被災地域以外からの応援（総務班）

被災地域以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第 25 節　危険物施設等の安全確保

《担当部局:総務班・施設管理者・仙南地域広域行政事務組合消防本部・県》

第１　目的

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

第２　住民への広報（総務班・施設管理者）

町及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

第３　危険物施設（仙南消防本部・施設管理者）

1　消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

（1）危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

（2）混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置と応急対策

（3）災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

2　災害発生事業所等における応急対策

（1）大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに所轄消防署、町及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者に対し注意喚起を行う。

また、必要に応じ、町と協力し、付近住民に避難するよう警告する。

（2）自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

ア　大量油の排出があった場合

（ア）損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。

（イ）損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。

（ウ）排出された油の回収を行う。

（エ）油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。

なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

イ　危険物の排出があった場合

（ア）損傷箇所の修理を行う。

（イ）損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。

（ウ）薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。

（エ）火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。

（オ）消火準備を行う。

（3）消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

第4　高圧ガス施設（施設管理者・県）

1　高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所・ガスパイプライン等の事業者は、地震発生後、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。

2　県は、地震の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置が取られるよう調整、指導、助言する。

3　関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

第5　環境モニタリング（県）

県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、または貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。

1　公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング

2　環境大気中の有害物質等のモニタリング

第31節　火山災害応急対策

《担当部局：総務班・ふるさと振興班・農林建設班・県・施設管理者・白石警察署・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団》

第1　目的

火山が噴火した場合、大規模な被害が発生するおそれがあるため、町及び消防関係機関は、関係機関と連携し、避難等の応急対策を行う。

第2　配備体制の確立（総務班）

火山性異常が確認され、県から「噴火警報・噴火予報等」が伝達された場合、町は、警戒体制等、火山活動の事態に対応した配備をとり、避難誘導等の対応が迅速にできるよう、職員等を動員し体制を確立する。

【参照】第２編風水害等災害対策編 第３章災害応急対策計画 第５節活動体制の確立

【参照】第２編風水害等災害対策編第　３章災害応急対策計画 第６節災害対策本部の設置等

第3　情報の収集伝達（総務班）

町は、県、防災関係機関と連携し、火山に関する情報の収集を行い、消防団等の関係機関に伝達するとともに、住民、観光客等に必要な情報の伝達を行う。

【参照】第２編風水害等災害対策編 第３章災害応急対策計画 第２節情報の収集・伝達

1　噴火警報発表時の情報伝達ルートについて

（1）噴火警報等発表時の情報伝達系統

ア　噴火警報等伝達系統図について

第２章第３節第２「噴火警報等伝達系統図」により、仙台管区気象台から発表される噴火警報の情報が伝達される。

（主な機関への情報伝達手段等）

情報発信元	情報発信元	情報伝達手段等
仙台管区気象台	宮城県危機対策課 他	・アデス（気象資料自動編集中継装置） ・防災情報提供システム
宮城県危機対策課	市町村 他	・宮城県総合防災情報システム(MIDORI)により、警報発表と同時にファクシミリ（受信確認機能あり）、メールにて噴火警報の情報を伝達
七ヶ宿町	住民・観光客	・防災行政無線による伝達 ・火口周辺警報（噴火警戒レベル２以上）から、Ｊアラートによる自動起動により防

		災行政無線にて放送 ・宮城県総合防災情報システム（MIDORI）を介したLアラートによる「避難勧告」等の緊急速報メールの配信

イ　噴火警報発表に係る補完的な伝達方法

上記アのほか、防災対応を行う主な防災機関については、蔵王山火山防災協議会事務局から、予め定めた防災担当者等へメールにて直接の噴火警報の発表の情報が通知される。

（メール送信内容のイメージ）

題名：火山名　蔵王山　噴火警報（噴火警戒レベル２火口周辺規制） 平成○○年○月○日　○○時○○分　仙台管区気象台 火山名　蔵王山　噴火警報（噴火警戒レベル２、火口周辺規制） （蔵王山に火口周辺警報を発表） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	題名：火山名　蔵王山　噴火警報（噴火警戒レベル５　避難） 平成○○年○月○日　○○時○○分　仙台管区気象台 火山名　蔵王山　噴火警報（噴火警戒レベル５　避難） （蔵王山に火口周辺警報を発表） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（２）噴火警報発表時の対応に係る情報提供等

噴火警報が発表された場合、第４及び５で定める対策が実施されるが、当該対策の実施状況については、以下のとおり対応状況のとりまとめ等を行う。

ア　防災対応状況の報告について

各機関は、蔵王山において噴火警報が発表されたことを覚知したときは、原則として、覚知後１時間以内で可能な限り早く、分かる範囲で、それぞれの防災対応状況についてとりまとめた結果の第一報を宮城県危機対策課へ巻末資料「別紙様式　蔵王山噴火警報に係る対応状況報告」にて報告する。

また、第一報以後の報告期限等については、宮城県危機対策課からファクシミリ等により各機関へ連絡し、各機関は、それぞれの防災対応状況についてとりまとめた結果を、宮城県危機対策課へ巻末資料「別紙様式　蔵王山噴火警報に係る対応状況報告」により報告する。なお、報告に際しては、前回報告からの変更箇所に下線を引いて報告するものとする。

また、「市町村被害状況報告要領」に基づき、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）への入力も行うこととする。

【資料 18-5】蔵王山噴火警戒に係る対応状況報告

（防災対応状況の報告ルート）

イ　防災対応状況のとりまとめについて

宮城県危機対策課は、アにより報告された内容について、山形県危機管理課と情報を共有し実施状況に関する資料をとりまとめ、それぞれ、県ホームページへの掲載、記者クラブへの投げ込みを行う。

第４　エコーライン開通期の対策について（総務班・ふるさと振興班・農林建設班・県・施設管理者）

町は、関係機関と連携し、資料19-3で定める噴火警戒レベルに応じた対策を行う。

【資料 18-3】エコーライン開通期の対策

第５　エコーライン閉鎖期の対策について（総務班・ふるさと振興班・農林建設班・県・施設管理者）

町は、関係機関と連携し、資料19-3で定める噴火警戒レベルに応じた対策を行う。

【資料 18-4】エコーライン閉鎖期の対策

第４章

災害復旧・復興対策

目次

※本章については、「第２編　風水害等災害対策編」を参照すること。

風水害等災害対策編との対応表

第3編　地震・火山災害対策編		ページ	第2編　風水害等災害対策編
第4章	災害復旧・復興対策		
第1節	災害復旧･復興計画		第4章第1節に準拠
第2節	生活再建支援		第4章第2節に準拠
第3節	住宅復旧支援		第4章第3節に準拠
第4節	産業復興支援		第4章第4節に準拠
第5節	都市基盤の復興対策		第4章第5節に準拠
第6節	義援金の受入れ･配分		第4章第6節に準拠
第7節	激甚災害の指定		第4章第7節に準拠
第8節	災害対応の検証		第4章第8節に準拠

資料編

七ヶ宿町　地域防災計画　目次

１．防災会議関係 1
【資料1-1】七ヶ宿町防災会議条例 1
【資料1-2】七ヶ宿町防災会議規程 3
【資料1-3】七ヶ宿町防災会議事務処理要領 4
【資料1-4】七ヶ宿町防災会議構成員 5

２．町の概況及び危険箇所等 6
【資料2-1】土地利用の推移 6
【資料2-2】気象概要 6
【資料2-3】人口の推移 7
【資料2-4】産業別人口の推移 7
【資料2-5】地すべり危険個所 8
【資料2-6】地すべり地区 8
【資料2-7】土石流危険渓流 9
【資料2-8】急傾斜地崩壊危険箇所 10
【資料2-9】山腹崩壊危険地区 10
【資料2-10】崩壊土砂流出危険地区 11
【資料2-11】土砂災害警戒区域 12

３．災害対策本部関係 13
【資料3-1】七ヶ宿町災害対策本部条例 13
【資料3-2】七ヶ宿町災害対策本部設置要綱 14
【資料3-3】七ヶ宿町災害対策本部活動要領 16
【資料3-4】防災活動拠点 21

４．災害救助法関係 22
【資料4-1】災害救助法による救助の方法、程度及び期間について 22
【資料4-2】被災世帯の算定基準 25

５．広域応援関係 26
【資料5-1】災害時における宮城県市町村相互応援協定書 26
【資料5-2】災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領 29
【資料5-3】福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定 36
【資料5-4】宮城県広域消防相互応援協定書 38
【資料5-5】宮城県広域航空消防応援協定書 41
【資料5-6】宮城県内航空消防応援協定書 43

【資料5-7】白石市・蔵王町・七ヶ宿町消防相互応援協定書 47
【資料5-8】山形県上山市・七ヶ宿町消防相互応援協定書 49
【資料5-9】山形県高畠町・七ヶ宿町消防相互応援協定書 51
【資料5-10】災害時医療救護に関する協定書 53
【資料5-11】災害時医療救護に関する協定書実施細則 55
【資料5-12】災害時における応急物資供給等の協力に関する協定書 57
【資料5-13】大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する覚え書 62
【資料5-14】自衛隊要請先 64
【資料5-15】大規模災害（被災）時の緊急消防援助隊情報連絡（要請）体系図 64

6．情報・連絡関係 65
【資料6-1】町内観測施設 65
【資料6-2】異常現象発見時の通報先一覧 66
【資料6-3】市町村被害状況報告要領 67
【資料6-4】防災行政無線 76
【資料6-5】防災関係機関連絡先 76
【資料6-6】宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）の業務概要 77
【資料6-7】住民への情報伝達の流れ 78
【資料6-8】災害用伝言ダイヤル等の利用方法 79

7．消防・水防関係 82
【資料7-1】危険物関係施設 82
【資料7-2】消防団組織及び装備 83
【資料7-3】防火団体（婦人防火クラブ） 83

8．ライフライン関係 84
【資料8-1】簡易水道施設 84
【資料8-2】水道関係事業者 84
【資料8-3】下水道施設 85
【資料8-4】発電所 85
【資料8-5】液化石油ガス取扱施設 85
【資料8-6】日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」 86

9．避難関係 89
【資料9-1】避難所場所 89

10．医療関係 90
【資料10-1】医療機関 90
【資料10-2】災害拠点病院 90

【資料10-3】医薬品等の調達先 91
【資料10-4】医療救護所設置予定場所 91

11. 道路の復旧・緊急輸送関係 92
【資料11-1】建設業者 92
【資料11-2】建築資材の調達先 92
【資料11-3】障害物の除去に要する機械等 92
【資料11-4】町有車両 93
【資料11-5】緊急輸送道路 94
【資料11-6】ヘリコプター臨時離発着場所 94
【資料11-7】臨時ヘリポート設置基準 95

12. 食料・生活物資関係 96
【資料12】町内の商店等 96
【資料12-1】主食の調達先 97
【資料12-2】副食、調味料の調達先 97
【資料12-3】生活物資の調達先 98

13. 遺体の処理関係 99
【資料13-1】遺体の一時保存予定場所 99
【資料13-2】火葬場 99
【資料13-3】埋葬予定場所 99

14. 教育関係 100
【資料14-1】学校施設 100
【資料14-2】指定文化財 100

15. 被災者の生活支援 101
【資料15-1】七ケ宿町災害弔慰金の支給等に関する条例 101
【資料15-2】災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例 105
【資料15-3】被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通措置 107
【資料15-4】農林水産業の災害復旧に係る制度資金 108
【資料15-5】災害援護資金の貸付制度 109
【資料15-6】母子及び寡婦福祉資金の貸付制度 109
【資料15-7】生活福祉資金の貸付制度 111

16. 雪害対策 112
【資料16-1】雪崩危険箇所 112
【資料16-2】除雪路線及び除雪延長 112
【資料16-3】除雪基地及び装備 113

17. 激甚災害の指定 114
【資料17-1】激甚災害指定基準 114
【資料17-2】激甚災害の指定手順 117

18. 火山関係 118
【資料18-1】蔵王山ハザードマップ 118
【資料18-2】蔵王山噴火警戒レベル 119
【資料18-3】エコーライン開通期の対策 120
【資料18-4】エコーライン閉鎖期の対策 125
【資料18-5】降灰後の土石流の対策 133
【資料18-6】蔵王山噴火警戒に係る対応状況報告 135

19. 様式 149
【様式 1】自衛隊の災害派遣要請について（依頼） 149
【様式 2】自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼） 150
【様式 3】緊急通行車両標章 151
【様式 4】死体処理台帳 152
【様式 5】埋葬台帳 153

1．防災会議関係

【資料 1-1】七ヶ宿町防災会議条例

七ヶ宿町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 24 日
条例第 32 号

(目的)
第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、七ケ宿町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)
第 2 条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
(1)　七ケ宿町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
(3)　前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)
第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
2　会長は、町長をもって充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者
(2)　宮城県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
(3)　宮城県警察の警察官のうちから町長が任命する者
(4)　町長がその部内の職員のうちから指名する者
(5)　教育長
(6)　仙南地域広域行政事務組合消防本部消防長及び消防団長
(7)　指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
6　前項の委員の定数は、25 人以内とする。
7　第 5 号、第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 38 年条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 39 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 42 年条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 49 年条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 55 年条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 59 年条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 12 年条例第 2 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 18 年条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1-2】七ヶ宿町防災会議規程

七ヶ宿町防災会議規程

（趣旨）

第１条　この規程は七ヶ宿町防災会議条例（昭和 37 年七ヶ宿町条例第 32 号以下「条例」という。）第５条に基づき条例に定めるもののほか七ヶ宿町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要なる事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第２条　防災会議の招集は、会長が会議開催の５日前までに開催日時、開催場所、及び議事々項を示して、委員に通知して行うものとする。ただし急を要する場合はこの限りではない。

２　委員は、病気その他の理由により会議に出席することが出来ないときは、あらかじめ会長に届出なければならない。

（会議録）

第３条　防災会議に関する次の事項は会議録に記載しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所
(2) 出席委員及び欠席委員の氏名
(3) 説明等のため出席した者の氏名
(4) 諸報告の大要
(5) 議事の大要
(6) その他会議において必要と認める事項

（その他）

第４条　この規定に定めるもののほか、防災会議の運営について必要なる事項は、会長が会議に諮ってその都度定める。

附　則

この規程は昭和 39 年４月１日から施行する。

【資料 1-3】七ヶ宿町防災会議事務処理要領

七ヶ宿町防災会議事務処理要領

（趣旨）

1．この要領は七ヶ宿町防災会議（以下「防災会議」という。）における事項処理について定めるものとする。

（防災会議の庶務）

2．防災会議の庶務は、七ヶ宿町役場総務課（以下「総務課」という。）において行うものとする。

（審議事項の決定）

3．防災会議の委員は、防災会議に審議すべき事項が生じたときは、関係書類を添えて総務課長に送付するものとする。

（その他）

4．この要領に定めるもののほか必要なる事項は会長がその都度定める。

5．この要領は昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

【資料 1-4】七ヶ宿町防災会議構成員

七ヶ宿町防災会議構成員

番号	区分		所属機関
1	1 号委員	指定地方行政機関	仙台森林管理署長
2			東北地方整備局七ヶ宿ダム管理所長
3	2 号委員	県の機関	大河原地方振興事務所長
4			仙南保健福祉事務所長
5			大河原土木事務所長
6	3 号委員	警察の機関	白石警察署長
7	4 号委員	七ヶ宿町部局	七ヶ宿町副町長
8			七ヶ宿町会計管理者
9			七ヶ宿町総務課長
10			七ヶ宿町ふるさと振興課長
11			七ヶ宿町町民税務課長
12			七ヶ宿町健康福祉課長
13			七ヶ宿町農林建設課長
14			七ヶ宿町国民健康保険診療所事務長
15	5 号委員	教育機関	七ヶ宿町教育委員会教育長
16	6 号委員	消防機関	仙南地域広域行政事務組合消防本部消防長
17			七ヶ宿町消防団長
18	7 号委員	指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	東北電力(株)白石営業所長
19			東日本電信電話㈱-東北宮城支店 オフィス営業部門仙南営業支店長
20			(社)七ヶ宿町社会福祉協議会事務局長

２．町の概況及び危険箇所等

【資料 2-1】土地利用の推移

	田	畑	森林	原野	水面・河川・水路	宅地	その他	合計
昭和 55 年	324	430	24,160	0	119	74	764	25,871
60 年	392	490	24,331	6	145	76	414	25,854
平成　2 年	289	400	24,049	6	253	89	1151	26,237
7 年	280	381	24,054	13	653	94	762	26,237
12 年	274	355	24,045	13	654	105	582	26,028
17 年	274	355	24,045	13	654	105	582	26,300
22 年	268	349	24,057	13	654	106	580	26,000

（宮城県統計年鑑　単位 ha）

【資料 2-2】気象概要

■気温・降水量　　（平成２６年１月～平成２６年１２月　ダム管理事務所）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平均
月別平均気温（℃）	-0.5	-0.6	3.2	8.8	15.2	19.4	22.3	23.2	18.2	13.0	7.9	0.6	10.59
月別平均最高気温（℃）	3.62	2.78	7.39	15.47	21.57	24.45	27.38	28.44	24.45	18.77	13.01	4.25	15.96
月別平均最低気温（℃）	-3.64	3.65	-0.32	2.75	9.79	15.49	18.52	19.90	13.96	8.71	4.04	-1.98	6.96
月別平均月降水量（mm）	38	125	164	77	80	313	246	172	93	206	102	119	143

■最大積雪量　　国土交通省水文水質データベースより（単位：cm）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
湯原地区	129	114	173	160	141	184	177	91

【資料 2-3】人口の推移

（国勢調査：各年 10 月 1 日）

	人口（人）			世帯数	老年人口（%）
	総数	男	女		
昭和 55 年	2,926	1,410	1,516	850	17.9
60 年	2,543	1,339	1,204	907	18.5
平成 2 年	2,208	1,092	1,116	666	25.9
7 年	2,174	1,067	1,107	683	33.2
12 年	2,034	990	1,044	656	36.6
17 年	1,871	909	962	651	42.3
22 年	1,694	839	855	622	44.2

【資料 2-4】産業別人口の推移

（国勢調査：各年 10 月 1 日）

	就業者 人（%）	第１次産業 人（%）	第２次産業 人（%）	第３次産業 人（%）
昭和 55 年	1,643（56.2）	608（37.0）	628（38.2）	407（34.8）
60 年	1,545（60.8）	489（31.7）	683（44.2）	373（24.1）
平成 2 年	1,204（54.5）	408（33.9）	420（34.9）	376（31.2）
7 年	1,089（50.1）	269（24.7）	375（34.4）	445（40.9）
12 年	948（46.7）	267（28.2）	259（27.3）	422（44.5）
17 年	839（44.8）	231（27.5）	208（24.8）	400（47.7）
22 年	714（42.1）	191（26.8）	177（24.8）	346（48.5）

【資料 2-5】地すべり危険個所

（平成２８年３月３１日現在）

箇所名	河川名			地　形		被害想定区域内の保全対象			年月日・番号 建設省告示
	水系	幹線名	渓流名	大字	危険箇所面積	人家戸数	耕地	公共施設	
大梁川	阿武隈川	白石川	大梁川	岩林山	99.0	0	0.0	国道 600m 市道 2800m	
関				関	3.1	2	0.2	プール　1 町役場　1 消防署　1	
横川 1	阿武隈川	横川		横川	25.6	0	10.2	農道　550m	
横川 2				横川	8.6	13	1.3	町道 550m	
長老湖	阿武隈川	横川		柏木山	250.0	24	124.3	県道 200m 町道 4100m 公民館　1	

「H9 地すべり危険箇所調査資料」より

【資料 2-6】地すべり地区

（平成２８年３月３１日現在）

地区名	大字	字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類	道路の数量	面積	進捗状況	保安林等	調査年	その他の種類	その他の数量	その他の単位
長老	関	柏木山		ダム	1	県道	500	30	未成	有	S61			
東谷地山	関					林道	800	54	無	無	S61			
上の平山		横川地内				町道 林道	1500 2000	6	一部既成	無	H3	橋	1	

【資料 2-7】土石流危険渓流

（平成２８年３月３１日）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地(字)	渓流概況			保全対象				
					渓流長(km)	流域面積(km²)	平均勾配(度)	人家戸数(戸)	耕地面積(ha)	公共施設		
										道路(km)	鉄道(km)	建物(戸)
1-4-61	阿武隈川	白石川	関沢	関	0.33	0.1	9.1	3	0.20	0.15		2
1-4-62	〃	〃	関沢 2	〃	0.25	0.2	9.1	54				17
1-4-63	〃	〃	滑津沢	滑津	0.23	0.03	16.9	8	0.20	0.10		
1-4-64	〃	〃	滑津沢 3	〃	0.24	0.1	9.9	14	0.10	0.25		
1-4-65	〃	〃	滑津沢 2	〃	1.67	0.4	9.5	10	0.80	0.12		
1-4-66	〃	〃	小松沢	〃	3.34	1.9	10.6	8	0.59	0.15		
1-4-67	〃	〃	御熊沢 2	湯原	0.48	0.2	12.6	9	0.39	0.18		2
1-4-68	〃	〃	御熊沢		1.30	0.7	10.5	3	0.33			2
1-4-110	〃	横川	横川沢 1	横川	0.40	0.1	12.7	7	0.20	0.30		
1-4-111	〃	〃	横川沢 2		1.44	2.3	16.6	10		0.30		
1-4-124	〃	摺上川	稲子沢	稲子	0.83	0.3	9.6	7		0.18		
1-4-125	〃	〃	稲子沢 2	〃	0.60	0.2	13.1	6	0.20	0.35		
1-4-141	〃	白石川	湯原沢 2	湯原	0.15	0.06	11.3	10				
1-4-554	〃	〃	関沢	関	0.64	0.17	16.0	1	2.30	0.15		1

「総合土石流対策基本計画書」より

【資料 2-8】急傾斜地崩壊危険箇所

（平成２８年３月３１日）

箇所名	位置		地形			人家戸数	公共的建物		公共施設		急傾斜地危険区域の指定の有無
	大字	小字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)		種類	数量	種類	数量(m)	
柳沢山の１	湯原	柳沢山	105	60	28	0					
柳沢山の２	〃	〃	130	35	22	0	旧小学校	1			
東口道上	〃	東口道上	315	45	70	11	防雪センター	1	国道	80	急 08/03/15 301
関の１		関	100	47	13	5			町道	55	有
関の２		内川	95	50	8	5			河川	60	

「急傾斜地崩壊危険箇所調査表」より

【資料 2-9】山腹崩壊危険地区

（平成２８年３月３１日）

調査地区	地区名	字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数	道路の種類	道路の数量	危険地区面積	傾斜の平均	進捗状況	保安林等	調査年	その他の種類	その他の数量
53	滑津西の森	中之沢	2			国道	300	1	55	無	無	S61		
54	湯原	町裏	48	旧学校	1	国道	600	2	49.2	一部既成	無	S61		

【資料 2-10】崩壊土砂流出危険地区

（平成２８年３月３１日）

危険地区番号	地区名	管理	位置	字	危険度			危険地区面積　ｈａ	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況（崩壊又は地すべり）
					崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区の危険度判定					
302-0001	渡瀬	民	七ヶ宿町	平畑	ｂ１	ｃ２	C	2.10	無	無	無	無
302-0002	大野沢	民	七ヶ宿町	大野沢	ａ１	ｃ２	B	2.40	有	無	無	有
302-0003	大穴沢	民	七ヶ宿町	大萱	ｂ１	ｃ２	C	12.00	有	無	無	有
302-0004	小穴沢	民	七ヶ宿町	栗原	ｂ１	ｃ２	C	9.00	無	無	無	有
302-0005	大深沢	民	七ヶ宿町	仕切日	ｂ１	ｃ２	C	74.70	有	無	無	有
302-0006	小深沢	民	七ヶ宿町	鳥木野	ａ１	ｃ２	B	13.50	有	無	無	有
302-0007	長老沢	民	七ヶ宿町	柏木山	ｃ１	ｂ２	C	0.4	有	無	無	有
302-0008	柏木山沢	民	七ヶ宿町	柏木山	ｃ１	ｃ２	C	0.60	有	無	無	有
302-0009	横川	民	七ヶ宿町	大萱	ｃ１	ｂ２	C	3.60	無	無	無	無
302-0010	滑津	民	七ヶ宿町	小松沢	ｂ１	ａ２	A	6.60	無	無	無	無
302-0011	峠山	民	七ヶ宿町	倶ノ台	ｃ１	ｂ２	C	5.1	無	無	無	無
302-0012	湯原	民	七ヶ宿町	柳沢山	ｃ１	ａ２	B	1.0	無	無	無	無
302-0013	干蒲	民	七ヶ宿町	熊ノ前	ｃ１	ａ２	B	4.8	無	無	無	無
302-0014	大物沢	民	七ヶ宿町	倶ノ台	ｃ１	ｂ２	C	0.5	無	無	有	有
302-0015	長老沢	民	七ヶ宿町	柏木山	ｃ１	ｂ２	C	0.4	無	無	無	無
302-0016	炭谷沢	民	七ヶ宿町	矢立平	ｃ１	ｃ２	C	1.50	有	無	無	有
302-0017	大梁川沢	民	七ヶ宿町	若林山	ｃ１	ｃ２	C	2.64	有	無	無	無
302-0018	小梁川沢	民	七ヶ宿町	若林山	ｂ１	ｃ２	C	0.7	無	無	無	有

【資料 2-11】土砂災害警戒区域

（平成２８年３月３１日）

自然現象の種類	渓流番号又は箇所番号	渓流名又は箇所名	所在地	告示年月日	告示番号
土石流	1-22-001	稲子沢	刈田郡七ヶ宿町字稲子	H26.5.20	第463号
土石流	1-22-002	稲子沢２	刈田郡七ヶ宿町字稲子、字程ヶ沢	H26.5.20	第463号
土石流	1-22-003	関沢	刈田郡七ヶ宿町字沢上山、字横月山	H26.5.20	第463号
土石流	1-22-004	関沢２	刈田郡七ヶ宿町字沢上山、字寺山、字利津保	H26.5.20	第463号
土石流	1-22-009	侭の上沢	刈田郡七ヶ宿町字侭ノ上	H26.5.20	第463号
土石流	1-22-018	町裏沢	刈田郡七ヶ宿町字町裏、字壇前、字湯原	H26.5.20	第463号
土石流	1-22-019	湯原沢	刈田郡七ヶ宿町字町裏	H26.5.20	第463号
土石流	1-22-027	滑津沢２	刈田郡七ヶ宿町字小松沢、字愛宕下、字滝ノ上	H26.5.20	第463号
土石流	1-22-028	滑津沢	刈田郡七ヶ宿町字浦山	H26.5.20	第463号
土石流	1-22-029	滑津沢３	刈田郡七ヶ宿町字愛宕下	H26.5.20	第463号
土石流	1-22-033	瀬見原沢	刈田郡七ヶ宿町字瀬見原、字坂上、字大穴沢	H26.5.20	第463号
急傾斜地の崩壊	1-自-0071	東口道上	刈田郡七ヶ宿町字東口道上	H26.5.20	第463号
急傾斜地の崩壊	1-自-1148	関の２	刈田郡七ヶ宿町字下町尻	H26.5.20	第463号
急傾斜地の崩壊	1-自-1149	柳沢山の２	刈田郡七ヶ宿町字町裏	H26.5.20	第463号
地すべり	25	大梁川	刈田郡七ヶ宿町字若林山	H26.5.20	第464号
地すべり	26	関	刈田郡七ヶ宿町字関/字籠下	H26.5.20	第464号
地すべり	27	横川１	刈田郡七ヶ宿町字沼ノ内	H26.5.20	第464号
地すべり	28	横川２	刈田郡七ヶ宿町字横川/字西町裏	H26.5.20	第464号
地すべり	29	長老湖	刈田郡七ヶ宿町字柏木山	H26.5.20	第464号

３．災害対策本部関係

【資料 3-1】七ヶ宿町災害対策本部条例

七ヶ宿町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 24 日
条例第 33 号

(目的)

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項の規定に基づき、七ケ宿町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 11 年条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 3-2】七ヶ宿町災害対策本部設置要綱

七ヶ宿町災害対策本部設置要綱

（目的及び設置）

第１条　災害対策に関する一元的体制を確立し、水防、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、七ヶ宿町災害対策本部（以下「本部」という）置く。

（本部の位置）

第２条　本部は、七ヶ宿町役場内におく。

２　七ヶ宿町役場が災害により被災し、本部設置が不可能な場合には、本部を高齢者生活福祉センターに設置する。

（本部の設置及び廃止）

第３条　本部は、災害が発生したとき又は、災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めたとき開設する。また、町内に震度６弱以上の地震が発生した場合、本部を自動設置する。

２　本部は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後において災害応急対策措置がおおむね完了したと認められるときに廃止する。

（職員の配備）

第４条　本部長は、前条第１項の規定により本部を開設した場合は、別に定めるところにより、１号、２号、３号配備の３段階に区分し、本部職員の非常配備を指令する。

（副本部長及び本部員）

第５条　副本部長は、助役をもって充てる。

２　災害対策本部員（以下「本部員」という）は、各課長、所長、その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

（本部員会議）

第６条　本部長、副本部長及び本部員は、本部員会議により災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施を推進する。

２　本部員会議は本部長が招集する。

（部）
第７条　条例第３条により本部に「七ヶ宿町地域防災計画」に掲げる部を置く。
２　部に部長及び副部長を置き、「七ヶ宿町地域防災計画」に掲げる職にあるものをもって充てる。
３　副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。

（部の班）
第８条　部に「七ヶ宿町地域防災計画」に掲げる班を置く。
２　班に班長及び副班長を置き、本部長が指名した職員をもって充てる。
３　副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときはその職務を代行する。

（部の分掌業務）
第９条　各部の事務分掌は「七ヶ宿町地域防災計画」に定めるとおりとする。

（現地調査班）
第 10 条　本部長は、必要と認める場合、現地調査班を設け被災地又は災害が予想される地域に派遣する。
２　現地調査班は、班長以下若干名をもって組織し、本部長が直接指揮する。
３　現地調査班は、被害の情報を本部に通報するとともに、急を要する場合は、その対策について適切な措置を講ずるものとする。
４　班長及び班員は本部長が、その都度指名した職員をもって充てる。

（関係機関への連絡及び要請）
第 11 条　本部長は災害の状況に応じ、次の掲げる関係機関に対して連絡し、又は必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。
(1) 農林団体
(2) 商工会
(3) 国及び県の機関
(4) 一般住民
(5) その他公共的機関又は団体

（その他）
第 12 条　この要綱に定めるもののほか、災害対策本部の活動に関し必要な事項は別に定める。

附則
１　この要綱は昭和 62 年４月１日から施行する。
２　災害対策本部運営要綱は廃止する。

【資料 3-3】七ヶ宿町災害対策本部活動要領

七ヶ宿町災害対策本部活動要領

（目的）

第１条　この要領は、七ヶ宿町災害対策本部設置要綱（以下「要綱」という。）第 12 条の規定に基づき、七ヶ宿町警戒本部、七ヶ宿町特別警戒本部、七ヶ宿町災害対策本部（以下「本部」という。）の活動に関する基本事項を定め、防災対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

（本部員会議）

第２条　本部員は、災害対策に関し本部員会議に附議する必要があると認める場合は、その資料を提示し、本部長に会議の開催を求めるものとする。

２　本部員が本部員会議に出席する場合は、それぞれの所管事項に関する次の災害対策資料を提出しなければならない。また必要によりその所属職員を会議に出席させることができる。

(1) 災害及び被害の状況
(2) 応急活動及び措置内容
(3) 住民・関係機関等に対する協力又は連絡調整事項
(4) 今後の応急対策、復旧対策
(5) その他本部長の指示事項

（非常配備）

第３条　町長は、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ強力な非常配備の体制を整えるものとする。又警戒配備連絡体制は別表３による。

２　非常配備の区別、内容等の基準は次のとおりとする。

区分	配備内容	配備時期
１号配備	所要人員の全員をもって当るもので、速やかに２号配備に切替えられるものとし、又切替え前においても災害発生とともに直ちに非常活動が開始できる態勢をとる。	１宮城県山沿南部に大雨警報、暴風警報、洪水警報、その他の警報の１以上が発令されたとき ２町域又は宮城県南部地域（仙台管区気象台発表）で震度４の地震が観測されたとき ３その他特に町長が必要と認めたとき
２号配備	災害関係全課の職員で情報連絡活動が行いうる体制で状況により災害対策本部を設置でき、他の職員も直ちに活動が開始できる完全な態勢とする。	１宮城県山沿南部に大雨警報、暴風警報、洪水警報、その他の警報の１以上が発令され、災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき ２町域又は宮城県南部地域（仙台管区気象台発表）で震度５弱・強の地震が観測されたとき ３その他特に町長が必要と認めたとき
３号配備	組織の全力をあげて応急対策を実施するため、災害応急対策に全職員が従事することができる態勢とする。	１町域又は宮城県南部地域（仙台管区気象台発表）で震度６弱以上の地震が観測されたとき ２その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたとき

3　各課長は、前項の基準に基づき、非常配備編成計画をたて非常配備編成計画表を本部長に提出しなければならない。

（1号配備下の活動）

第4条　1号配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各課長等は、分掌業務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。

(2) 総務課長は、各課長等と相互の連絡を密にし、緊急措置については、町長に報告するものとする。

(3) 町長は、本部員会議を開催し、応急対策についての方針を決定するとともに、必要事項については、住民の指示又は伝達するものとする。

(4) 各課長は次の措置をとり、その状況を町長に報告するものとする。

イ　災害の現況について、職員に周知させ所要の人員を非常配備につかせる。

ロ　装備・物資・資器材・設備・機械等を点検し、必要に応じ被害予想地へあらかじめ配置する。

ハ　関係協力機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(5) 各課長等は、要員配備の方法及び人員等について、2号配備から3号配備に切替えられるよう体制を整備しておくものとする。

（2号配備下の活動）

第5条　2号配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

2号配備が指令された場合、各課長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部に報告するものとする。

（3号配備下の活動）

第6条　3号配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

3号配備が指令された場合、本部長の指令に基づき各班長が災害の状況に応じ、本部指令を基準として臨機応変に動員する。また、本部を設置したときは、県及び防災関係機関に報告する。

（非常配備の開始及び解除）

第7条　非常配備体制の開始及び解除は町長が指令するものとする。

（関係機関に対する応援要請）

第8条　町長は、応急措置を実施する場合において、国・県・他の市町及び自衛隊等の応援を必要と認めたときは、すみやかに応援要請の手続きをするものとする。

2　町長は、前項の応援について、決定通知があった場合は、関係機関の受入れ体制を整備するため、関係課長等に必要な指示をするものとする。

第9条　町長は町内における被害状況について、迅速適確な把握に努め、その状況の判明した結果を随時県本部に報告するものとする。

2　町長は、被害状況等を必要の都度、関係機関及び住民に発表するものとする。

（関係機関との協力）

第10条　各課長等は、応援対策に関し、各協力機関の協力を必要とする場合は、その旨を総務課長に連絡するものとする。

2　総務課長は、前項の連絡を受けた場合は、町長に報告するものとする。
3　町長が協力機関の協力要請を決定したときは、総務課長は直ちに関係協力機関に対し協力要請の手続きをするものとする。

（記録）
第 11 条　各課長は、災害に関する各種情報・指示事項等の受理伝達及び報告等については、すべて記録し、これを保存しなければならない。

（標識）
第 12 条　本部長・副本部長・部長・班長・その他本部職員は、災害対策活動に従事するときは別図の腕章を帯用するものとする。
2　対策本部の車両等は別図標識を標示する。

（水防及び災害救助に関する計画）
第 13 条　消防団・災害救助隊の活動に関する細部事項については、本部長が必要に応じ指示するものとする。

附　則
1　この要領は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

別表３　警戒配備連絡体制

別図

腕章

（注）　腕章：台地は白色とし文字は黒色とする。
　　標旗：台地は緑色とし文字は白色とする。

【資料 3-4】防災活動拠点

（平成２８年３月３１日現在）

区分	施設	所在地	電話
災害対策活動拠点	町役場	関 126	0224-37-2111
物資集積拠点	道の駅「七ヶ宿」	上野地内	0224-37-2721
物資輸送拠点 ヘリポート	町民グラウンド	瀬見原	―
	七ヶ宿スキー場第２駐車場	侭ノ上 129	0224-37-3111
	青少年旅行村	上ノ平 29	0224-37-2134
	七ヶ宿小学校グラウンド	利津保 16-1	0224-37-2320
	旧湯原小学校グラウンド	町裏 81	0224-37-3143
	公民館峠田分館　駐車場	滝ノ下 10-1	0224-37-3452
医療活動拠点	国保診療所	関 183	0224-37-2002
	国保湯原診療所	東口道ド 4-6	0224-37-3055
避難拠点	横川集落センター	横川 11-2	0224-37-2843
	七ヶ宿町公民館　長老分館	柏木山 295-4	0224-37-2851
	町立七ヶ宿小学校	利津保 16-1	0224-37-2320
	開発センター	関 126	0224-37-2474
	町立七ヶ宿中学校	瀬見原 1	0224-37-2360
	七ヶ宿町活性化センター	関 94	0224-38-1211
	七ヶ宿町公民館　滑津分館	愛宕下 47-1	0224-37-2844
	七ヶ宿町公民館　峠田分館	滝ノ下 10-1	0224-37-3452
	旧町立湯原小学校	町裏 81	0224-37-3125
	湯原コミュニティセンター	湯原 78	0224-37－3454
	七ヶ宿町公民館　干蒲分館	行人原道上 43-2	0224-37-3455
	七ヶ宿町公民館　矢立分館	矢立 26-3	0224-37-2090
	東北地方整備局 七ヶ宿ダム管理所	切通 52-40	0224-37-2122
災害時要援護者用 避難拠点	高齢者生活福祉センター	関 184	0224-37-2271

4．災害救助法関係

【資料 4-1】災害救助法による救助の方法、程度及び期間について

平成 26 年 4 月 1 日現在

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人　1 日当たり 　310 円以内 (加算額) 冬季　別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は、別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格　1 戸当たり平均 29.7 ㎡(9 坪)を基準とする。 2. 限度額　1 戸当たり 2,530,000 円以内 3. 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20 日以内着工	1. 平均 1 戸当たり 29.7 ㎡ 2,530,000 円以内であればよい。 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 　最高 2 年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1. 1 人 1 日当たり 　1,040 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実施	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4 月～9 月)冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること

区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
	冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
	冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
医　　療	医療の途を失った者(応急的処理)	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助　　産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は一人当たり次の金額以内 小学校児童　4,100円 中学校生徒　4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12歳未満) 164,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り 3,400円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り5,200円以内 検索　救護範囲外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則としで救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が逆びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【資料 4-2】被災世帯の算定基準

<table>
<tr><td rowspan="3">①被災世帯の算定</td><td colspan="2">ア. 全壊、全焼、流失等により滅失した世帯</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ. 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって住家の滅失した１世帯とみなす。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウ. 住家が床上浸水、土砂のたい積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって住家の滅失した１世帯とみなす。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">②住家の滅失等の認定</td><td rowspan="2">ア. 住家の滅失</td><td>(ア)住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの。</td></tr>
<tr><td>(イ)住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">イ. 住家の半壊・半焼</td><td>(ア)住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの。</td></tr>
<tr><td>(イ)住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ウ. 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの（住家の被害が上記に該当しない場合）</td><td>(ア)浸水がその住家の床上に達した程度のもの。</td></tr>
<tr><td>(イ)土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③世帯及び住家の単位</td><td>ア. 世帯</td><td>生計を一にしている実際の生活単位をいう。</td></tr>
<tr><td>イ. 住家</td><td>現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念 上の住宅であるかどうかを問わない。
又、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が、遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。</td></tr>
</table>

５．広域応援関係

【資料 5-1】災害時における宮城県市町村相互応援協定書

災害時における宮城県市町村相互応援協定書

宮城県、宮城県内各市の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県市長会長及び宮城県内各町村の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県町村会長は、災害時における宮城県市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な応急措置及び応急対策並びに復旧対策（以下「対策等」という。）を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　この協定により市町村が行う応援の内容は次のとおりとし、県は、市町村が行う応援活動を支援するものとする。ただし、特定の業務について県内市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合は、原則としてその協定等により応援を受けるものとする。

(1)物資・資機材の提供に関する応援

イ　食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材

ロ　被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材

ハ　施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材

(2)職員の派遣に関する応援

イ　情報収集、連絡事務等に必要な職員

ロ　対策等の実施に必要な職員

ハ　ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員

(3)前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　この協定により応援を受けようとする市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明確にして、県に電話等により要請するとともに、別に定める応援要請書を速やかに送付するものとする。

(1)被害の状況
(2)応援を要請する内容
イ　物資・資機材の提供
必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
ロ　職員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、交通情報等
2　県は、市町村から前項の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町村を調査するものとする。
3　前項の調査の対象となった市町村は、県に対し、速やかに応援要請の受諾の可否を回答するものとする。
4　県は、前項の回答を応援要請市町村へ報告するものとする。
5　応援要請市町村は、応援要請を受諾した市町村の中から、応援を受ける市町村を決定し、口頭又は電話等で伝達するとともに、別に定める応援依頼書を速やかに送付するものとする。

（緊急時における自主的活動）
第４条　被災地の周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町村の被災状況等の情報が入手できない場合は、その被災状況等について、自主的に情報収集活動を行い、県や被災市町村に対し情報を提供するよう努めるものとする。
2　周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、県と連絡調整の上、被災市町村に対し自主的な応援活動を実施することができるものとする。ただし、県と調整するいとまがないと認められる場合は、活動実施後、速やかに県に報告するものとする。
3　県は、周辺市町村が自主的な応援活動を実施したときは、被災市町村に通知するものとする。
4　第２項による応援については、前条に定める応援とみなす。

（経費の負担）
第５条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。
2　前項の規定によりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が協議して決めるものとする。

（応援職員）
第６条　応援市町村の職員（以下「応援職員」という。）が応援活動に伴い負傷、疾病又は死亡した場合の公務災害補償等は、当該応援市町村が手続きを行うものとする。
2　応援職員が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、当該応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。ただし、その損害が応援職員の故意又は重大な過失により発生した場合は、応援市町村が賠償するものとする。

３　前項の規定により応援を受けた市町村が賠償の責めを負う場合において、その負担額は応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報交換）
第７条　県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、県は原則として年１回、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

（訓練）
第８条　県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県又は市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（県の役割）
第９条　県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援及び協力を行うものとする。

（個別協議による応援）
第 10 条　この協定は、各市町村間の個別協議に基づく応援を妨げないものとする。

（施行期日）
第 11 条　この協定は、平成 16 年８月１日から施行する。

（その他）
第 12 条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
２　この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

この協定の締結を証するため、宮城県、宮城県市長会会長及び宮城県町村会会長が記名押印の上、各１通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成 16 年７月 26 日

宮城県知事
宮城県市長会会長
宮城県町村会会長

【資料 5-2】災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領

災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領

1　目的

この要領は、災害時における宮城県市町村相互応援協定（以下「協定」という。）第 12 条第１項の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めることを目的とする。

2　他の協定との関係

(1) 個別の県内市町村相互応援協定との関係

被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定（以下「個別協定」という。）は、これを優先して適用させるものとする。ただし、個別協定の構成員である県内市町村も被災し、応援を受けることが困難と認められる場合を除く。

(2) 特定業務について締結されている相互応援協定との関係

水道業務、消防業務その他の特定業務について、県内の市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合（締結される見込みのものを含む。）には、当該相互応援協定等により応援を受けるものとする。ただし、特別の理由により、当該協定により応援を受けることが困難と認められる場合を除く。

3　用語の定義

(1) 協定書第２条第１号イに規定する「飲料水」とは、原則として、容器詰めのものをいう。

(2) 協定書第２条第２号に規定する「職員の派遣」とは、原則として、派遣期間が 10 日以内の派遣をいう。

(3) 協定書第２条第２号イ、ロ及びハに規定する「必要な職員」とは、非常勤職員を含むものとし、医療職、技術職、技能職等の職種を問わない。

(4) 協定書第４条第２項に規定する「県と調整するいとまがない場合」とは、住民の生命、健康、財産に重大な影響を与えるため、直ちに応急活動を実施する必要がある場合をいう。

4　応援を要請する市町村の受入体制等

(1) 応援を要請する市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、応援要請した内容を超える応援受諾の回答があっても、要請内容を著しく超える受援の決定をしてはならない。

(2) 応援要請市町村は、職員派遣の応援を要請する場合は、一の要請につき、派遣期間は 10 日間を超えてはならない。

(3) 応援要請市町村は、職員派遣の応援を要請する場合は、原則として、次のものを確保するものとする。

イ　派遣職員の宿泊場所。ただし、宿泊場所は旅館・ホテル等の宿泊施設である必要はなく、寝泊りできる場所であれば良いものとする。

ロ　派遣職員の食事。ただし、食事は全食を弁当、炊き出し等により給食することを妨げない。

ハ　派遣職員の応援業務が市町村内の移動を伴う場合は、当該移動用車両。ただし、資機材の提供に関する応援として、移動用車両の提供を併せて要請することを妨げない。

ニ　前号において、移動用車両の提供を併せて要請する場合は、当該車両の燃料の補給

5　協定の実施に関する様式

(1)　応援要請書

協定書第３条第１項に定める応援要請書（以下「要請書」という。）は、様式第１号のとおりとする。

(2)応援要請内訳票兼応援回答書

要請書に添付する応援要請内訳票は、様式第２号のとおりとし、応援受諾の可否の調査に使用する応援回答書を兼ねるものとする。

(3)応援依頼書兼応援活動終了報告書

協定書第３条第５項に定める応援依頼書は、様式第３号のとおりとし、応援活動終了報告書を兼ねるものとする。

(4)自主的応援活動（申出・決定・報告）書

協定書第４条第２項に規定する自主的な応援活動に関する県等との連絡調整及び報告に使用する帳票は、様式第４号のとおりとする。

6　要請応援の手続き

(1)応援の要請及び調査

イ　要請の窓口

被災市町村が協定の応援を要請する場合の県の窓口は、被災市町村を管轄する宮城県災害対策本部地方支部（以下「管轄地方支部」という。）とする。ただし、通信の途絶等により、管轄地方支部に要請することができない場合は、宮城県災害対策本部（以下「本部」という。）とする。

ロ　要請の方法

応援要請市町村は、要請書に必要事項を記入の上、その要旨を管轄地方支部（又は本部。以下６の章について同じ。）に電話等で連絡するとともに、要請書をファクシミリ送信するものとする。

ハ　要請の受理等

管轄地方支部は、要請書を受信したときは、要請内容、個別協定の適用状況等を確認し、協定による応援の必要性があると認められるときは、要請書を受理し、本部に電話等で連絡するとともに、応援調整窓口欄を記載の上、速やかに要請書をファクシミリ送信するものとする。

ニ　応援可能な市町村の調査

本部は、要請書の送信を受けたときは、要請内容、県内市町村の被災状況等を確認し、応援の可否を調査する市町村の範囲を定め、調査の範囲欄を記載の上、要請書を調査の対象とした市町村及び全地方支部に対し、ファクシミリ送信するものとする。

(2)応援の可否の回答

前項ニで調査の対象とされた市町村は、速やかに応援の可否について検討し、要請書に示された応援調整窓口に対し、応援回答書をファクシミリ送信するものとする。

(3)応援回答書の取りまとめ等

管轄地方支部は、調査の対象となった市町村の回答を取りまとめ、応援要請市町村に報告するものとする。

(4)応援を受ける市町村の決定等

応援要請市町村は、応援受諾の回答のあった市町村の中から、応援を受ける市町村を決定するものとし、管轄地方支部は必要に応じ決定に際しての助言等を行うものとする。

(5)応援の通知等

イ　応援要請市町村が行う通知等

(イ)応援を受ける市町村に対する依頼

応援要請市町村は、応援を受ける市町村を決定したときは、当該市町村に速やかに電話等で連絡するとともに、応援依頼書（以下「依頼書」という。）をファクシミリ送信するものとする。

(ロ)管轄地方支部に対する通知

応援要請市町村は、応援を受ける市町村を決定したときは、管轄地方支部に速やかに電話等で連絡するとともに、依頼書の写しをファクシミリ送信するものとする。

ロ　管轄地方支部が行う通知

管轄地方支部は、応援要請市町村から依頼書の写しの送信を受けたときは、その内容を電子ファイルに作成し、当該ファイルを添付し、本部にメール送信するものとする。

ハ　本部が行う通知

本部は、管轄地方支部からメールの送信を受けたときは、速やかに当該メールを全市町村及び全地方支部に配信するものとする。

(6)応援の実施

前項イの(イ)で応援の決定の連絡を受けた市町村は、依頼書に記載された応援決定事項を実施するため行動を開始するものとし、必要に応じ応援要請市町村と連絡、調整を図るものとする。

(7)応援の終了

応援要請市町村は、依頼書に示した応援活動が終了（一部を含む。）したときは、速やかに応援活動終了報告書により管轄地方支部に報告するものとし、管轄地方支部及び本部は、第５項ロ及びハの例により関係機関に通知するものとする。

7　応援の可否の意向調査

本部は、災害が広範囲にわたり段階的に多数の市町村から応援要請があると見込まれるときは、事前に市町村に対し、応援の可否についての意向調査（様式第５号）を行うことができるものとする。ただし、当該調査の回答は、応援要請時における回答を拘束するものではない。

8　自主的応援活動の手続き

(1) 自主的応援活動の申出

被災市町村の周辺市町村は、情報収集の結果、自主的応援活動（以下「自主応援」という。）を行う必要があると認めたときは、自主的応援活動申出書（以下「申出書」という。）に必要事項を記入の上、その要旨を申出市町村を管轄する地方支部（以下「申出管轄地方支部」という。）に電話等で連絡するとともに、申出書をファクシミリ送信するものとする。ただし、通信の途絶等により、申出管轄地方支部に申し出ることができない場合は、本部に行うものとする。

(2) 自主応援の調整及び決定

申出管轄地方支部（又は本部。以下８の章について同じ。）は、申出書の送信を受けたときは、被災市町村及び被災市町村を管轄する地方支部（以下「被災管轄地方支部」という。）と協議の上、自主応援の申出の受諾の有無を決定するものとする。ただし、申出管轄地方支部と被災市町村又は被災管轄地方支部の連絡が途絶している場合は、協議を省略することができるものとする。

(3) 自主応援の通知

イ　自主応援の申出を受諾するときの通知

(イ) 申出管轄地方支部が行う通知

a　申出市町村に対する通知

申出管轄地方支部は、前項の検討の結果、自主応援の申出を受けることと決定した場合は、速やかに申出市町村に電話等で連絡するとともに、自主的応援申出決定書（以下「決定書」という。）に決定事項を記入し、ファクシミリ送信する。

b　本部に対する通知

申出管轄地方支部は、自主応援の申出を受けることと決定した場合は、前記ａで作成した決定書の記載事項を電子ファイルに作成し、当該ファイルを添付し、本部にメール送信するものとする。

(ロ) 本部が行う通知

本部は、申出管轄地方支部からメールの送信を受けたときは、速やかに当該メールを全市町村及び全地方支部に配信するものとする。

ロ　自主応援の申出を受けないときの通知

申出管轄地方支部は、前項の検討の結果、自主応援の申出を受けないことと決定した場合は、申出市町村に速やかに電話等で連絡するものとする。

(4) 自主応援の実施

イ　自主応援の決定を受けた市町村の責務

自主応援の決定の連絡を受けた市町村（以下「自主決定市町村」という。）は、決定書に記載された応援活動を直ちに実施するものとし、必要に応じ申出管轄地方支部と連絡、調整を図るものとする。

ロ　申出管轄地方支部の責務

申出管轄地方支部は、被災管轄地方支部と協力し、応援活動が迅速、円滑に行われるよう必要な調整等を行う。

(5) 自主応援終了の報告

自主決定市町村は、決定書に記載された応援活動を終了したときは、速やかに申出管轄地方支部に電話等で連絡するとともに、自主的応援活動報告書（以下「報告書」という。）をファクシミリ送信するものとする。

(6) 自主応援終了の通知

イ　申出管轄地方支部の行う通知

(イ) 被災市町村及び被災管轄地方支部に対する通知

申出管轄地方支部は、自主決定市町村から報告書の送信を受けたときは、遅滞なく被災市町村及び被災管轄地方支部に自主応援の終了を電話等で連絡するとともに、報告書の写しをファクシミリ送信するものとする。

(ロ) 本部に対する通知

申出管轄地方支部は、速やかに報告書の記載事項を電子ファイルに作成し、当該ファイルを添付し、本部にメール送信するものとする。

ロ　本部が行う通知

本部は、申出管轄地方支部からメールの送信を受けたときは、速やかに当該メールを全市町村及び全地方支部に配信するものとする。

(7) 調整のいとまがない場合の自主応援の報告

イ　報告の窓口

調整のいとまがない場合において実施した自主応援の報告は、自主的な応援活動を実施した市町村を管轄する地方支部（以下「自主活動管轄地方支部」という。）に行う。ただし、通信の途絶等により、自主活動管轄地方支部に報告することがで きない場合は、本部に行うものとする。

ロ　終了の報告及び通知

調整のいとまがない場合の自主的な応援活動を実施した市町村は、当該応援活動が終了したときは、報告書を作成し、自主活動管轄地方支部（又は本部。以下この項について同じ）に電話等で連絡するとともに、報告書をファクシミリ送信するものとし、自主活動管轄地方支部及び本部は前項の例により通知するものとする。

9　応援手続きに使用する通信手段

要請応援及び自主的応援活動の手続きに定める通信手段が使用できない場合は、適宜、その他の利用可能な通信手段を使用して行うものとする。

10　経費の負担

(1)経費負担の取扱

イ　応援物資の運搬に関する経費

物資・資機材の提供に関する応援に要する経費には、応援地までの運搬に要する経費を含むものとする。

ロ　職員の派遣に関する応援における職員手当の算定は、応援市町村の給与規定に基づくものとする。

ハ　自主応援に要した経費は、通信の途絶等により応援を受けた市町村との協議ができないため申出管轄地方支部が自主応援を決定した場合及び調整のいとまがなかった場合を含め、応援を受けた市町村の負担とする。

(2)経費負担の特例

次に掲げる経費については、応援を受けた市町村に負担を求めないものとする。ただし、これによりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村が協議して定めることを妨げない。

イ　物資・資機材の提供に要した経費のうち次のもの。

(イ)応援市町村が保有している資機材（車両・航空機を含む）の貸出料

(ロ)災害救助法に基づく費用の支弁が受けられない場合における応援市町村が保有している車両の燃料費。ただし、災害救助法に基づく費用支弁の可否にかかわらず、応援地内での補給が必要な場合において、応援を受ける市町村が要領４第３項ニに基づく燃料補給が困難なため、応援市町村が自ら燃料を調達した場合を除く。

(ハ)応援市町村が提供した物資が、無償で補充できた場合

ロ　職員の派遣に関する応援に要した経費。ただし、次に掲げる経費を除く。

(イ)時間外勤務手当等の超過勤務手当、特殊勤務手当のうち著しく危険、不快又は不健康な勤務に従事した際に支給される手当、消防団員・水防団員の出動手当

(ロ)応援を受ける市町村が、要領４第３項イ及びロに基づく宿泊場所又は食事の提供が困難なため、応援市町村が自ら宿泊場所又は食事を確保した場合に要した経費

11　県、市町村の情報交換

(1)連絡先一覧表の作成

県は、協定の内容が迅速かつ円滑に実施されるよう、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を調査、作成し、市町村に配布するものとする。

(2)新たな個別協定締結の報告、周知

イ　報告

市町村は、新たに災害時における相互応援協定（県外を含む。）を締結したときは、遅滞なく協定書の写しを添付し、県の防災主管課へ報告するものとする。ただし、当該協定書が県内の複数の市町村を構成員としている場合は、一の市町村が代表して報告することができる。

ロ　周知

県の防災主管課は、前号の報告を受けたときは、遅滞なく全市町村及び全地方支部に周知するものとする。

附　則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

【資料 5-3】福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定

福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第 67 条第 1 項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

（広域圏連絡調整市町村）

第２条　応援事務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏間並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

（連絡責任者）

第３条　応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

（応援の種類）

第４条　応援の種類は次に掲げるものとする。

(1)食糧、飲料水及び国用品などの生活必需物資の提供

(2)応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供

(3)応急対策及び復旧に必要な職員の派遣

(4)その他前 3 号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第５条　災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村又は被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

(1)被害の状況及び要請理由

(2)提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量

(3)派遣を要請する職員の職種及び人員

(4)応援の場所及び経路

(5)応援を必要とする期間

（自主応援）
第６条　被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

（経費の負担）
第７条　応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

（連絡会議）
第８条　広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行うため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

（その他防災協定等との関係）
第９条　この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

（その他）
第10条　この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

上記協定の成立の証として、本協定書44通作成し、5広域圏構成44市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成9年1月16日

＜福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）＞
福島市長　二本松市長　桑折町長　伊達町長　国見町長　梁川町長　保原町長
霊山町長　月舘町長　川俣町長　飯野町長　安達町長　大玉村長　本宮町長
白沢村長　岩代町長　東和町長
＜仙南地域広域行政圏＞
白石市長　角田市長　蔵王町長　七ヶ宿町長　大河原町長　村田町長
柴田町長　川崎町長　丸森町長
＜相馬地方広域行政圏＞
相馬市長　原町市長　小高町長　鹿島町長　新地町長　飯舘村長
＜亘理・名取広域行政圏＞
名取市長　岩沼市長　亘理町長　山元町長
＜阿賀広域行政圏＞
米沢市長　長井市長　南陽市長　高畠町長　川西町長　白鷹町長　飯豊町長
小国町長

【資料 5-4】宮城県広域消防相互応援協定書

宮城県広域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、その行政区域を超えて消防力を円滑かつ迅速に処理するため広域消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、県内において次の各号に掲げる大規模災害等が発生した場合に、消防相互応援により人命の救助と被害の軽減を図ることを目的とする。

(1) 地震、風水害
(2) 山林地域での林野火災、大災害
(3) 高層建築物の火災
(4) 石油コンビナート火災その他特殊火災
(5) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故
(6) その他上記に掲げる災害に準ずる災害

（応援要請）

第２条　この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
(2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
(3) その災害を防除するため、他の市町村等が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
(4) この協定に基づく応援要請の他、隣接市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合

（応援要請の方法）

第３条　応援の要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別
(2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
(3) 要請する人員、車両及び資機材の種別・数量
(4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
(5) 応援隊の到着希望日時及び集結場所

(6)道路条件、気象状況
(7)その他必要な事項

（応援隊の派遣）
第４条　前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとし、派遣を決定したときはできるだけ速やかに災害発生市町村等の長及び知事に通報するものとする。
２　前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）
第５条　応援隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が直接応援隊の隊員に行うことができる。

（報告）
第６条　応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに災害発生市町村等の長に報告するものとする。

（災害概要の通報）
第７条　災害発生市町村等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長及び知事に通報するものとする。

（経費の負担）
第８条　応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。
(1)応援市町村等において負担する経費
ア　公務上の災害補償費
イ　旅費及び出動手当
ウ　燃料費
エ　車両及び機械器具の修理費
オ　被服の損料等
カ　交通事故における損害賠償費等
(2)災害発生市町村等において負担する経費
ア　現地で調達した燃料費
イ　宿泊費及び食料費
ウ　化学消火薬剤等資機材費
エ　現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等
(3)前各号に定める経費以外の経費については、その都度関係する市町村等が協議して定めるものとする。

（連絡会議）
第９条　この協議事項の円滑な推進を図るため、市町村等で構成する連絡会議を設置し、必要な事項について別に定めるものとする。

（改廃）
第10条　この協定書を改廃する必要が生じたときは、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

（疑義）
第11条　この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度市町村等間において協議し決定するものとする。

（協定書の保管）
第12条　この協定を証するため正本13通を作成し、市町村等の長及び立会人が記名押印の上、各自１通を保管するものとする。

附　則
この協定は、平成４年４月１日から実施する。

宮城県		宮城県知事
仙台市		市長
名取市		市長
岩沼市		市長
石巻地区広域行政事務組合	管理者	石巻市長
塩釜地区消防事務組合		管理者
亘理地区行政事務組合		管理者
仙南地域広域行政事務組合	理事長	白石市長
栗原地域広域行政事務組合		管理者
大崎地域広域行政事務組合	管理者	古川市長
登米地域広域行政事務組合	理事会	理事長
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		理事長
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長

【資料 5-5】宮城県広域航空消防応援協定書

宮城県広域航空消防応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害の軽減を図るため、宮城県の所有する回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において、災害とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第３条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生し、防災ヘリコプターの特性を十分に発揮することができると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 災害が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
(2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
(3) その他防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

（応援要請の方法）

第４条　応援の要請は、災害発生市町村等の長から、電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別
(2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
(3) 災害発生現場の気象の状況
(4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
(5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
(6) 応援に要する資機材の品目及び数量
(7) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、宮城県防災ヘリコプター航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2　知事は、前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）
第６条　防災航空隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が防災航空隊長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

（消防活動に従事する場合の特例）
第７条　応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、宮城県広域消防相互応援協定第２条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費の負担）
第８条　この協定に基づく応援に要する経費の負担は、宮城県が負担するものとする。

（その他）
第９条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度宮城県及び市町村等が協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書 13 通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成４年４月１日

宮城県		宮城県知事
仙台市		市長
名取市		市長
岩沼市		市長
石巻地区広域行政事務組合	管理者	石巻市長
塩釜地区消防事務組合		管理者
亘理地区行政事務組合		管理者
仙南地域広域行政事務組合	理事長	白石市長
栗原地域広域行政事務組合		管理者
大崎地域広域行政事務組合	管理者	古川市長
登米地域広域行政事務組合	理事会	理事長
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		理事長
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長

【資料 5-6】宮城県内航空消防応援協定書

宮城県内航空消防応援協定書

仙台市（以下「甲」という。）と名取市、岩沼市、仙南地域広域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、亘理地区行政事務組合、登米地域広域行政事務組合及び黒川地域行政事務組合（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「消防ヘリコプター」という。）を用いた災害の応援（以下「航空消防応援」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の区域内において発生した災害に、消防ヘリコプターを活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（航空消防応援の要請対象）

第２条　航空消防応援の要請は、法第１条に規定する災害が発生した場合において、消防ヘリコプターを使用することが乙の消防活動にとって有効である場合に行うものとする。

（航空消防応援の実施要件）

第３条　航空消防応援は、宮城県広域航空消防応援協定（平成４年４月１日締結）に基づき、宮城県が所有する回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援要請をすることができる場合には行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 宮城県知事から防災ヘリコプターの応援要請に応ずることができない旨の通報があった場合

(2) 防災ヘリコプターの活動のみでは、災害を防除することが困難であると認められる場合

(3) 防災ヘリコプターが対応できない活動を要請する場合

（航空消防応援の出場条件）

第４条　第２条の規定にかかわらず、甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、航空消防応援を行わないことができるものとする。

(1) 甲の区域内で消防ヘリコプターの活動を必要とする災害が発生し、消防ヘリコプターが活動中である場合

(2) 災害発生場所等の気象条件が消防ヘリコプターの運航に適さない場合

(3) 点検、整備等のため、消防ヘリコプターが活動できない場合

(4) 消防ヘリコプターが対応できない活動の要請である場合

（航空消防応援の要請手続）

第５条　航空消防応援の要請は、応援を要請する乙が甲に対し、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 必要とする応援の具体的内容

(2) 災害時にヘリコプターが離着陸をする場所（以下「離着陸場」という。）の所在地及び支援体制

(3) 現場付近で活動中の他機関の航空機及び回転翼航空機の活動状況

(4) その他必要な事項

２　甲の連絡先は、別表のとおりとする。

３　航空消防応援の要請は、航空消防応援要請連絡票（別紙様式）に基づきファクシミリ、電話等により行うものとする。

（航空消防応援の中断）

第６条　甲は、甲の区域内に災害等が発生する等、消防ヘリコプターを復帰させるべき特別な事態が生じたときは、応援を要請した乙と協議のうえ、航空消防応援を中断することができる。

（消防ヘリコプターに対する指揮）

第７条　航空消防応援に従事する消防ヘリコプターに対する指揮は、乙の消防機関の長又は消防機関の長が定める現場最高責任者（以下「消防機関の長等」という。）が、消防ヘリコプターに搭乗している甲の指揮者（以下「応援隊長」という。）を通じて行うものとする。

２　応援隊長は、消防機関の長等による指揮の内容が、消防ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めたときは、その旨を消防機関の長等に通告することができる。

３　応援隊長は、活動に当たって消防機関の長等と緊密な連絡を行うものとする。

４　前項の連絡を無線を通じて行う場合は、県内共通波（152.77ＭＨＺ）によるものとし、無線の運用統制については乙の統制に従うものとする。

（事前計画）

第８条　乙は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ甲に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

２　前項に規定する事前計画の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消防ヘリコプターの活動拠点として最適な離着陸場の位置図等

(2) 消防ヘリコプターと消防本部等との通信連絡方法

(3) 離着陸場への職員の派遣

(4) 離着陸場の照明設備等

(5) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な処置

(6) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制

(7) その他必要と認める事項

（消防ヘリコプターの事故発生時の報告）

第９条　乙は、航空消防応援のために出動した消防ヘリコプターに次に掲げる事故が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(1)死傷者が発生した事故

(2)消防ヘリコプターの重大な損傷事故

(3)救難対策を必要とする事故

（航空消防応援に要する経費の負担）

第10条　この協定に基づく応援に要した経費については、次に掲げるところにより負担するものとする。

(1)消防ヘリコプターの燃料費、隊員の出場手当、旅費等応援に直接要する経費については、応援を受けた乙の負担とする。

(2)応援中に発生した事故の処理に伴う土地、建物、工作物等に対する補償及び一般人の死傷に伴う損害補償等に要する経費は、応援を受けた乙の負担とする。ただし、その負担額は、甲の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(3)前号の規定にかかわらず、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(4)前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度甲及び応援を要請した乙が協議し定めるものとする。

（その他）

第 11 条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定書の保管）

第12条　この協定を証するため、この協定書13通を作成し、甲、乙及び立会人が各自１通を保管するものとする。

附　則

１　この協定は、平成13年４月１日から施行する。

２　この協定の締結により、平成５年４月１日に締結した「航空消防応援実施細目」は廃止する。

３　応援に要した経費については、第10条の規定にかかわらず、平成14年３月31日までの間は、なお「宮城県広域消防相互応援協定書」の例による。

平成13年4月1日

（甲）	仙台市		市長
（乙）	名取市		市長
	岩沼市		市長
	石巻地区広域行政事務組合	管理者	石巻市長
	塩釜地区消防事務組合		管理者
	亘理地区行政事務組合		管理者
	仙南地域広域行政事務組合		理事長
	栗原地域広域行政事務組合		管理者
	大崎地域広域行政事務組合	管理者	古川市長
	登米地域広域行政事務組合	理事会	理事長
	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		理事長
	黒川地域行政事務組合	理事会	理事長
立会人			宮城県知事

別表（第５条第２項関係）

連絡先	所在地	電話番号	
消防局防災部指令課	仙台市青葉区堤通雨宮町2-15	加入電話	(022)234-1151～1153
		ＦＡＸ	(022)234-2364
		県防災行政無線(地上系、衛星系)	(＋044)-621-2360
		ＦＡＸ	(＋044)-621-2289

【資料 5-7】白石市・蔵王町・七ヶ宿町消防相互応援協定書

白名市・蔵王町・七ヶ宿町消防相互応援協定書

消防組織法第 21 条に基づく相互応援協定書

消防はその施設及び人員を最高度に活用し、国民の生命、財産をり災から保護すると共に水火災又は地震等の災事による被害を軽減することを以って、その任務とすることに鑑み、白石市、七ヶ宿町及び蔵王町は、消防組織法第 21 条の規定に基づき次の条項を協定し、災害時における相互応援に万全の措置を講ずるものとする。

第１条　白石市、七ヶ宿町及び蔵王町は消防組織法第 21 条の規定に基づき災害防禦にそなえるための相互応援をこの協定書により行うものとする。

第２条　災害防禦の応援隊派遣は、その発生地域市、町長の要請によって行うものとする。ただし、近距離の火災又は火勢拡大し、又は拡大のおそれありと応援消防機関において認めた場合は、要請がなくとも派遣することができるものとする。

第３条　応援隊の指揮は次に掲げる方法により行うものとする。
1　受援地の消防長又は消防団長が指揮する。
2　指揮は応援隊の長に対して行う。

第４条　応援に要した費用は次に掲げる方法によって処理するものとする。
1　応援に際し受援地で発せした重大な機械器具の破損修理費、隊員の死傷に係る療養扶助等に関しては応援、受援市町村長相互間においてその都度協議し決定するものとする。
2　応援の間における隊員の諸手当及び被服等の損耗は応援者側の負担とする。
3　応援が長時間に亘り食糧を必要とする場合は、その負担は受援者側の負担とする。
4　動力ポンプによる応援で長時間に及ぶ場合はその費用負担につき当事者間において協議する。
5　前各号以外の細部費用負担については、その都度当事者間において協議決定するものとする。

第５条　地震等広範囲な地域に渉って災害が発生した場合は、それぞれ自市・町の警備を要するためお互いに派遣しないものとする。

附則

第6条　この協定は昭和39年9月1日から施行する。

右協定する。

昭和39年8月26日

自石市長

七ヶ宿町長

蔵王町長

【資料 5-8】山形県上山市・七ヶ宿町消防相互応援協定書

山形県上山市・七ヶ宿町消防相互応援協定書

両市町は互に隣接し、古来友好共助の関係あることに鑑み、消防等の応援協定することの必要を認め左記のとおり協定し、これを誠実に履行することを誓う。

昭和 35 年 11 月 17 日

山形県上山市　市長
宮城県刈田郡七ケ宿町　町長

第１条　上山市（以下「甲地区」という。）と七ケ宿町（以下「乙地区」という。）との消防応援は、本協定の定めるところによる。

第２条　本協定は火災時又は非常事態時に際して、甲地区、乙地区、相互間の消防力を活用して、災害地における人的及び物的被害を最小限度に防止し治安維持の完璧を期するを以って目的とする。

第３条　本協定による出場部隊は、甲地区にあっては上山消防団第３分団、乙地区にあっては七ヶ宿町消防団第４分団とする。

第４条　相互応援を分けて次の２種とする。
(一)普通応援
　普通応援とは別表に定める区域内に発生した火災を認知、又は受報した場合は別令なく出場応援するものをいう。
(二)特別応援
　特別応援とは前条に定める消防分団の管轄区域に大火災又は非常事態が発生し、消防力の応援を特に必要とする場合、前号の規定にかかわらず、市長又は町長の要請もしくは命令により出場応援するものをいう。

第５条　普通応援出場隊は一隊とし、特別応援は災害の状況により応援地又は被応援地の責任者の命令もしくは要請によって決定する。

第６条　応援出場部隊はすべて現場にある被応援地最高指揮者の指揮下に入るものとする。

第７条　出場部隊の長は、現場到着及び引揚時並びに消防行動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

第８条　応援隊の使用したガソリン、その他の諸費及び事故（隊員、機械、その他）を生じた場合の経費は、それぞれ応援側の負担とする。

第９条　本協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度協議の上決定するものとする。

第10条　本協定は昭和35年11月17日より実施する。

別表

上山市側	七ケ宿町側
字金山	字干蒲
字赤山	字峠田
字檜下	字湯原

【資料 5-9】山形県高畠町・七ヶ宿町消防相互応援協定書

山形県高畠町・七ヶ宿町消防相互応援協定書

第１条　消防組織法第 21 条に基づき高畠町と七ケ宿町（以下「協定(市) 町」という。）との消防相互応援は本協定の定めるところによる。

第２条　本協定は火災又は非常災害に際し、協定(市) 町相互の消防力を活用して災害地における被害を最少限度に防禦するをもって目的とする。

第３条　協定(市) 町は、火災防禦のために次に掲げる方法により応援隊を派遣する。
1　消防機関が何等かの情報により火災の発生を認知した場合は応援隊を派遣する。
2　協定(市) 町より要請があった場合はその要請隊数を派遣する。
3　応援側の消防長又は消防団長が必要と認める場合はその必要隊数を派遣する。

第４条　水災その他の災害に際しては、要請のあった場合又は応援側の認定により相互に応援する。

第５条　応援隊の指揮は次に掲げる方法による。
1　災害地には消防本部を設け受援地の消防長又は消防団長が総指揮者となる。
2　指揮は応援隊の長に対して行う。
3　総指揮者は所在を明示するに足る標識又は橙火かちょうちんを掲げる。
4　本部には貯水池、消火栓、道路、主要官公庁建物危険地帯（危険物製造所、貯蔵所等）を明示した図面を備える。
5　本部には所要の伝令をおき消防機関に対する命令を伝達せしめる。伝令は別記様式の腕章を付す。
6　総指揮者は幹線道路主要カ所に誘導係を配置し応援隊を誘導する。誘導係は腕章を付し、昼間は赤旗、夜間は赤色ちょうちん又は橙火をもって明示する。
7　応援隊が災害現場に到着したときは速やかに本部に連絡員を派遣し、機械器具の種別員数等を報告し必要な打合せをする。
8　災害現場に出動した消防機関は総指揮者の命がなければ退去することはできない。

第６条　協定（市）町の長もしくは消防長は本協定に基づき随時訓練を行うことができる。

第７条　本協定に基づき応援に要した経費は原則として応援（市）町の負担とする。

第８条　本協定に規定した事項以外のもので必要あるときはその都度協定（市）町の長が協議の上決定する。

第９条　本協定は、協定（市）町の長が協議の上でなければ改廃又は変更することはできない。

第 10 条　本協定は、昭和 44 年 1 月 1 日から施行する。

消防組織法第 21 条の規定に基づき消防相互応援について右のとおり協定を証するため、本書弐通を作成し双方記名（町長）捺印の上各壱通を所持するものとする。

昭和 44 年 1 月 1 日

山形県東置賜郡高畠町長
宮城県刈田郡七ヶ宿町長

【資料 5-10】災害時医療救護に関する協定書

災害時医療救護に関する協定書

七ヶ宿町（以下「甲」という）と白石市医師会（以下「乙」という）は防災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は七ヶ宿町町地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、七ヶ宿町町地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要が生じた場合、乙に対して医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班の編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（医療救護計画の策定等）

第３条　乙は、前条の規定より医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の業務）

第４条　医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所及び甲が指定する避難所において医療救護活動を行うことを原則とする。

２　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置及び医療

(2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 被災者の死亡の確認

（医療救護班に関する指導等）

第５条　医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医薬品等の補給）
第６条　乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容医療機関の指定）
第７条　乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）
第８条　救護所及び避難所における医療費は、無料とする。
２　収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）
第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
(1)　医療救護班の編成及び派遣に要する費用
(2)　医療救護班が携行した医療品等を使用した場合の実費
(3)　医療救護班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
(4)　前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの。

（細目）
第10条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は別に定める。

（協議）
第11条　この協定に定めない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じる事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成13年9月12日

甲　　七ヶ宿町町長
乙　　社団法人　白石市医師会　会長

【資料 5-11】災害時医療救護に関する協定書実施細則

災害時医療救護に関する協定書実施細則

平成 13 年　月　日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第 10 条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護班の派遣要請）

第１条　七ヶ宿町（以下「甲」という。）が、協定書第２条に基づき社団法人白石市医師会（以下「乙」という。）に派遣を要請するときの手段は、問わないものとする。ただし、必ず文書（様式第１号及び様式第１号の２）を取り交わすものとし、その効力の発生時期は、派遣要請の意思が伝達された時とする。

（医療救護活動の報告）

第２条　乙が、協定書第２条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療救護班ごとの「医療救護活動報告書」（様式第２号）、「医療救護班員名簿」（様式第３号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第４号）をとりまとめ甲に報告するものとする。

（事故報告書）

第３条　乙は、協定書第２条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第５号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第４条　協定書第９条第１号、第２号及び第４号に規定する費用については、乙が各医療救護班分をとりまとめ「費用弁償請求書」（様式第６号）により、甲が請求するものとする。

２　協定書第９条第３号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が、「扶助金支給請求書」（様式第７号）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第５条　協定書第９条第１号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

２　協定書第９条第２号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

３　協定書第９条第３号に規定する扶助金については、補償基礎額は宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例に準じ、その他については、「災害救助法施行令」（昭和 22 年 10 月 30 日政令第 225 号）第 13 条から第 22 条まで準用するものとする。

４　協定書第９条第４号に規定する費用弁償の額は、同条第１号、第２号、第３号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払い）

第６条　甲は、前２条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、乙及び第４条第２項の「扶助金の支給を受けようとする者」に対して速やかに支払うものとする。

別表　医療救護活動の従事者に対する費用弁償

区分	日当	旅費	時間外勤務手当て
医師	災害救助法施行規則（昭和35年7月5日宮城県細則第48号）別表第2に定める額		
薬剤師			
保健婦、助産婦及び看護婦			
補助職員	看護婦の日当の２分の１（100円未満切捨）	一般職の町職員の行政職給料表による２級の職務にあたる者の旅費相当額	一般職の町職員の時間外勤務手当支給の例による額

【資料 5-12】災害時における応急物資供給等の協力に関する協定書

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

仙南地域広域行政事務組合の構成市町である白石市、角田町、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、及び丸森町（以下「甲」という。）と株式会社セブン－イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲と乙と相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める協力事項は、甲のいずれかの市町が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第３条　災害時において甲のいずれかの市町が物資を必要とするときは、その市町は乙に対して、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

(1) 乙が保有または製造する物資の供給及び運搬

(2) 要請した市町が必要とする物資の仕入及び運搬

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、業務に支障を及ぼさない範囲で積極的に応じるよう努めるものとする。

（物資の範囲）

第５条　甲が乙に要請する災害時の物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

(1) 別表第１に掲げる物資

(2) その他要請した市町が指定する物資

（要請手続等）

第６条　甲の乙に対する要請は、別記様式の注文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話または電信を含む。）で要請することができる。

2　前項ただし書きの場合においては、要請後速やかに注文書を提出するものとする。
3　甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため別表第２のとおり連絡窓口を定め、連絡体制に支障を来さぬよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の引渡し）
第７条　物資の引渡し場所は、要請した市町と乙とが協議のうえ決定するものとする。
2　乙は、前項の引渡し場所に物資を搬送し、要請した市町の職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（費用の負担）
第８条　第４条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の経費については、要請した市町が負担する。

（経費の請求）
第９条　乙は、物資の供給及び運搬を実施したときは、前条に規定する経費を要請した市町の長に請求するものとする。

（経費の支払）
第10条　要請した市町は、前条に基づき経費の支払請求があったときは、当該市町の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）
第11条　物資の取引価格は、災害発生時直前における適正価格とし、要請した市町と乙が協議のうえ決定するものとする。

（情報の伝達、交換等）
第12条　甲は、災害時において、住民に対し物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。
2　甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況、物資の緊急輸送路の状況等について情報交換を行うものとする。
3　甲と乙は、災害時において、物価の高騰防止等を図るため、協力して住民に迅速的確な生活情報の提供に努めるものとする。

（物資の安定供給）
第13条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、物資の高騰防止と安定供給に努め、甲は、これに積極的に協力するものとする。

（保有物資の照会）
第14条　甲は、必要に応じて乙に対し保有物資及び数量の照会ができるものとし、乙は、甲から照会があったときはこれに応じるものとする。

（防災訓練等の参加協力）
第15条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、乙は、甲が実施する防災訓練等に業務に支障のない範囲で、当該要請に基づき、訓練の参加について協力するものとする。

（有効期間）
第16条　この協定は、締結の日から効力を発し、甲または乙が文書をもって終了を通知したとき、若しくは乙が別表第1に掲げる物資のすべてを取り扱わなくなったときに、効力を失う。

（協議）
第17条　この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成　年　月　日

甲　山石市長
角田市長
蔵王町長
七ヶ宿町長
大河原町長
村田町長
柴田町長
川崎町長
丸森町長

乙　株式会社　セブン－イレブン・ジャパン
代表取締役社長

別表第１（第５条関係）

災害時応急生活物資

区分		品目
食料品	主食	米、パン、めん類、粉ミルク、授乳食、弁当、おにぎり、 レトルト食品（ご飯）、インスタントヌードル
	副食	肉、野菜、魚、缶詰、惣菜
	調味料等	味噌、醤油、ソース、塩、砂糖、化学調味料、バター、 マーガリン、ジャム
	その他	果物
飲料品		ミネラルウォーター（ペットボトル）、ウーロン茶、 緑茶など（ペットボトル）、牛乳、コーヒー、紅茶、炭酸飲料など
生活物資	寝具類	毛布、寝具、寝袋
	衣料品	下着、靴下、防寒具、雨具
	日用品等	哺乳ビン、紙おむつ、生理用品、石鹸、洗剤、シャンプー、 トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、 洗面用具、裁縫セット、掃除用具、使い捨てコップ、食器、割箸、 ポリバケツ、ポリタンク、電池、懐中電灯、粘着テープ、 ビニールシート、ブルーシート、使い捨てカイロ、マスク、 アルミホイル、ラップ
	学用品等	文房具、シューズ
	燃料等	卓上ガスコンロ・ボンベ、灯油

別表第２（第６条関係）

連　絡　窓　口

		担当部・課名	所在地	電話番号 FAX 番号
甲	白石市	民生部生活環境課	〒989-0292 白石市大手町 1-1	0224-22-1314 0224-22-1316
	角田市	総務部総務課	〒981-1505 角田市角田字大坊 41	0224-63-2111 0224-62-4829
	蔵王町	総務課	〒989-0821 刈田郡蔵王町円田字西浦北 10	0224-33-2211 0224-33-4159
	七ヶ宿町	総務課	〒989-0512 刈田郡七ヶ宿町字関 126	0224-37-2111 0224-37-2468
	大河原町	町民生活課	〒〒989-1295 柴田郡大河原町字新南 19	0224-53-2114 0224-53-3818
	村田町	総務課	〒989-1392 柴田郡村田町村田字迫 6	0224-83-2111 0224-83-5740
	柴田町	総務課	〒989-1692 柴田郡柴田町船岡中央 2-3-45	0224-55-2111 0224-55-4172
	川崎町	総務課	〒989-1501 柴田郡川崎町前川字裏丁 175-1	0224-84-2860 0224-84-6789
	丸森町	保健福祉課	〒981-2192 伊具郡丸森町字鳥屋 120	0224-72-3013 0224-72-3040
乙	株式会社 セブン－イレブン・ジャパン 総務本部渉外部		〒105-0011 東京都港区芝公園 4-1-4	03-3459-3734 03-3488-3724

【資料 5-13】大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する覚え書

大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する覚え書

宮城県（以下「甲」という。）、七ヶ宿町（以下「乙」という。）及び社会福祉法人七ヶ宿町社会福祉協議会（以下「丙」という。）とは、宮城県地域防災計画（昭和38年制定。以下「県地域防災計画」という。）に基づき、大規模災害時における七ヶ宿町災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）の設置及び運営について、次のとおり覚書を締結する。

1　目的

この覚書は、大規模災害時において被災住民の救援活動を行う県内外からのボランティア活動が円滑、効果的かつ安全に行われるよう支援するとともに、災害ボランティアセンターの体制整備の支援を行うため、甲、乙、丙の役割分担と協力関係について必要な事項を定めるものとする。

2　災害ボランティアセンターの設置等

丙は、大規模災害が発生したときは中心となって災害ボランティアセンターを設置し、地域のボランティアなどの協力を得ながら、被災住民のニーズ把握、ボランティアの募集、受付及び現場へのボランティア派遣等を行うものとする。

3　行政の支援

(1) 乙は、災害ボランティアセンターの設置及び運営について、必要に応じ、同センター設置場所の提供等県地域防災計画に定める支援を行うものとする。

(2) 甲は、丙が災害ボランティアセンターの設置及び運営に関し、甲の職員の派遣を要請したときは、速やかにこれに応じるものとする。

4　災害ボランティアセンター活動中の協力関係

(1) 甲、乙及び丙は、密接な連携を図り、必要に応じ、随時協議する場を設営し、又は参加するものとする。

(2) 甲から派遣された甲の職員は、災害ボランティアセンターの代表者等の指示に従い、同センターの設置及び運営に関し、迅速な支援を行うものとする。

(3) 甲は、災害ボランティアセンターの組織を通じ調査等を実施するときは、乙及びに丙に協力を要請することができるものとする。

(4) 乙及び丙は、災害ボランティアセンター運営が迅速、効果的かつ安全に行われるようにするため、必要があるときは甲に協力を要請することができる。

５　その他

この覚書に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、その都度甲乙丙が協議して定める。

この覚書を証するため本書３通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成　年　月　日

甲　宮城県知事
乙　七ヶ宿町長
丙　社会福祉法人七ヶ宿町社会福祉協議会会長

【資料 5-14】自衛隊要請先

区分	要請(連絡)先	指定部隊等の長	連絡方法等	所在地
宮城南隊区	陸上自衛隊 第２施設団 第３科	団長	【時間内】 TEL：0224-55-2301 (内線 235～236) 無線：770-141 FAX：0224-55-1191 【時間外】 TEL:0224-55-2301 (内線 302)	柴田町船岡字大沼端 1-1

【資料 5-15】大規模災害（被災）時の緊急消防援助隊情報連絡（要請）体系図

６．情報・連絡関係

【資料 6-1】町内観測施設

■雨量観測

管理者	観測所名	位置	自記・テレメーターの別
七ヶ宿町	湯原	七ヶ宿町字東口道上 12-1	自記
東北地方整備局	七ヶ宿ダム	〃　字切通 52-40	
		〃　字壇ノ前 17-3	テレメーター
		〃　字滑津	
		〃　刈田岳国有林 53 林班い	
		〃　字滝平	

■積雪観測

管理者	観測所名	位置	自記・固定の別
七ヶ宿町	湯原地内総合気象観測設備	七ヶ宿町字東口道上 12-1	自記

■気温観測

管理者	観測所名	位置	自記・温度計の別
七ヶ宿町	湯原地内総合気象観測設備	七ヶ宿町字東口道上 12-1	自記

■風向・風速観測

管理者	観測所名	位置	備考
東北地方整備局	七ヶ宿ダム	七ヶ宿町字切通 52-40	プロペラ式風向風速計

【資料 6-2】異常現象発見時の通報先一覧

（平成２８年３月３１日現在）

異常現象等区分	通報先	部署	所在地	電話
気象、地象、水象に関する異常現象	仙台管区気象台	予報課	仙台市宮城野区五輪 1-3-15	022-291-8174
		観測課		022-291-8177
その他の異常現象災害発生の事実を知った場合	白石警察署		白石市大平森合字清水田 4-1	0224-25-2138
	白石消防署		白石市城北町 4-2	0224-25-2259
	東北電力(株)白石営業所		白石市半沢屋敷前 138-1	0224-26-1301
	大河原地方振興事務所		大河原町字南 129-1	0224-53-3111
	大河原土木事務所		大河原町字南 129-1	0224-53-3111
	白石市		白石市大手町 1	0224-25-2111

【資料 6-3】市町村被害状況報告要領

市町村被害状況報告要領

1　趣旨

この要領は、災害対策基本法第 53 条第１項（被害状況等の報告）及び消防組織法第 22 条（消防情報に関する報告）の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2　災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災を除いたものとする。

3　被害状況報告等の基準

(1) この要領に基づく被害状況報告は、おおむね次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。

イ　災害救助法の適用基準に該当する程度のもの

ロ　災害対策本部を設置したもの

ハ　１の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

ニ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

（例示）

・崖くずれ、地すべり、土石流、雪崩、河川の溢水、破堤、高潮又は津波等により人的被害又は住家被害を生じたもの

・道路の凍結又は雪崩等により孤立集落を生じたもの

・地震が発生し、県内で震度４以上を記録した場合

・火山の噴火により人的被害若しくは住家被害を生じ、又は生ずるおそれのあるもの

ホ　その他特に報告の指示があったもの

(2) 上記のうちイ～ニに係るものについては、県からの報告の指示の有無にかかわらず自主的に報告するものとする。

4　報告の種類等

(1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として防災行政無線ファクシミリにより地方県事務所を経由（仙台市に係るものを除く。）して消防防災課へ報告するものとする。（夜間、祝祭日等で、特に指示があった場合は、直接消防防災課へ報告するものとする）。なお、送信時間の短縮等のため、報告に係るファクシミリ送り状の添付は省略するものとする。

イ　災害情報（人的被害情報）

災害の当初の段階で被害状況が十分把握出来ていない場合又は災害が発生するおそれのある場合に、その概況について市町村及び消防本部は、自主的に様式第１号により即時報告するものとする。なお、人的被害が生じた場合には、被害者の詳細等について判明次第、様式第１号の２により即時報告するものとする。

ロ　被害状況報告〔即報〕

市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第２号により報告するものとし、被害額については省略できるものとする（おおむね１日１回程度）。なお、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

ハ　被害状況報告〔確定〕

市町村は、県の指定する期日までに様式第２号により被害状況について確定報告するものとする（おおむね災害が発生してから２週間以内）。

注）被害状況報告〔即報・確定〕において、施設等の被害箇所数及び被害額については、国管理・県管理分を除くものとする。また、仙台市については、様式第３号に準じた住家被害等の区別明細を添付するものとする。

(2) 宮城県総合防災情報システム防災端末機による被害状況の入力は、県消防防災課からの指示により行うこととする。

(3) (2)の指示を行う場合において、県消防防災課は、次の各号の内容を明示するものとする。

イ　災害名称

ロ　即報・確定報の別

ハ　報告時点

ニ　入力の時間帯

ホ　その他必要な事項

(4) (2)の規定において、被害状況入力画面での入力項目に関する用語の意義については、本要領７被害状況報告（様式第２号）記入要領に準じて取り扱うものとする。

(5) 仙台市については、人的被害・住家被害・非住家被害については、区毎に入力するものとし、それ以外の項目については仙台市一括で入力するものとする。

5　災害情報（様式第１号）記入要領

(1) 「災害の状況」には、災害が発生した（発生するおそれのある）具体的地域名、発生日時、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。

(2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家被害に重点を置くこと。

(3) 「応急対策の状況」には、災害に対して講じた措置について具体的に記入するものとする。特に災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部を設置した場合には名称及び設置時間、災害対策基本法第60条に基づく住民に対しての避難の勧告・指示を行った場合には、その区分（勧告・指示）、発令日時、対象地区名、対象世帯数、人員、原因及び避難施設について記入すること。なお、住民の自主避難があった場合には、区分欄に自主と表示し、同様に記入するものとする。

6　人的被害情報（様式第１号の２）記入要領

(1) 「災害の状況」には、人的被害の発生した具体的場所、発生日時、発生状況、原因等について記入するものとする。

(2) 「被害者の詳細」には、被害区分（死亡・行方不明・重傷・軽傷）、氏名、性別、年齢、及び住所について記入するものとする。
(3) 「備考」には、被害者の収容先その他の事項について記入するものとする。

7　被害状況報告（様式第２号）記入要領
(1) 人的被害
イ　「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
なお、災害により重傷等を負ったものが確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。
ロ　「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
ハ　「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。
ニ　「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満の治療を要する見込みのものとする。
(2) 住家被害
イ　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。
ロ　「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。
ハ　「半壊」とは、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
ニ　「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
ホ　「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
ヘ　「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
ト　「棟」とは、一つの建築物とする。ただし、母屋より床面積の小さい附属屋（同一宅地内にあって、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については、母屋と同一棟とみなす。

チ　「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。また、共同住宅（アパート、マンション等）の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入るものとする。

(3) 非住家被害

イ　「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

ロ　「公共建物（全・半壊）」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ハ　「その他（全・半壊）」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

(4) その他

イ　「田の流失等」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。

ロ　「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ハ　「畑の流失等」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

ニ　「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

ホ　「病院」とは、医療法（昭和28年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。

ヘ　「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。

ト　「通行不能」とは、冠水及び路肩決壊等により全面通行止めとなった道路の箇所数とし、（　）内には、報告時点における復旧済箇所数を記入するものとする。

チ　「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

リ　「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ヌ　「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

ル　「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定により同法が準用される天然の河岸とする。

ヲ　「下水道」とは、下水道法（昭和34年法律第79号）に定める下水道とする。

ワ　「公園」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設置された公園とする。

カ　「清掃施設」とは、ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。

ヨ　「崖くずれ」とは、崖地の崩壊により人的、物的（住家・公共建物等）被害の発生した箇所数とする。

タ　「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

レ　「船舶」とは、ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの、流失し所在が不明になったもの、及び修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

ソ　「地下鉄」とは、冠水等で地下鉄の運行が不能となった箇所数とする。

ツ　「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水した戸数とする。

ネ　「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。

ナ　「地下鉄」、「水道」及び「ガス」について、それぞれ運行不能箇所数、断水戸数及び供給停止戸数の被害の最大値を記入するものとし、（　）内には、報告時点における復旧済箇所数（戸数）を記入するものとする。

ラ　「り災世帯数」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

ム　「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

ウ　「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。「建物」とは、社会通念上の家屋（土地に定着した構築物で、屋根及び周壁を有するもの）をいい、危険物に該当するものを除いたものとする。

ノ　「危険物」とは、消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所、貯蔵所及び取扱所とする。

オ　「その他」とは、建物及び危険物以外のものとする。

(5) 被害額

イ　「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

ロ　「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。

ハ　「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。

ニ　「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

ホ　「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

ヘ　「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

ト　「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

チ　「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。

リ　「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

ヌ　この要領において「被害額」とは、原則として、施設等被害については、その施設等

の復旧額または再取得価額とする。また、生産物等については、時価又は損失（減収）評価額とする。

(6) その他

イ　「災害対策本部設置状況」については、災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部を設置した場合に名称、設置日時及び廃止日時を記入するものとする。

ロ　「その他公共施設の区分名称等」とは、「その他公共施設」に被害額を計上した場合、例えば、児童福祉施設、水道施設等の被災施設の区分、具体的名称等を記入するものとする。

ハ　「消防機関の活動状況」については、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況について記入するものとする。

ニ　「避難状況」については、災害対策基本法第60条に基づき市町村長が避難勧告・指示をした場合に、その区分（勧告・指示）、発令日時、対象地区名、世帯数、人数、原因、避難施設及び解除日時について記入するものとする。なお、住民の自主避難があった場合にも、区分欄に自主と表示して同様に記入するものとする。

ホ　「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。

ヘ　「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。

ト　「災害の概況」については、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。

チ　「その他」については、その他特記事項を記入するものとする。

リ　様式第1号、様式第2号における日時等の時間は、24時間表示により記入するものとする。

附則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

（様式第１号）

災害概況即報

発信日時	年　月　日　時　分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所			発生日時	年　月　日　時　分	
被害の状況	死傷者	死　者　　人	不明　人	住　家	全壊　　棟	一部破損　棟
		負傷者　　人	計　　人		半壊　　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	名　　称				
		設置日時				

（様式第２号）

被害状況報告（即報　第　　報・確定）

災害名					区分			単位	被害
					その他	田	流失等	ha	
報告時点	月　日　時　現在						冠水	ha	
市町村名						畑	流失等	ha	
課係名							冠水	ha	
報告者名						文教施設		箇所	
区分			単位	被害		病院		箇所	
人的被害	死者		人			道路		箇所	
	行方不明者		人			橋りょう		箇所	
	負傷者	重傷	人			河川		箇所	
		軽傷	人			港湾		箇所	
住家被害	全壊		棟			砂防		箇所	
			世帯			清掃施設		箇所	
			人			崖くずれ		箇所	
	半壊		棟			鉄道不通		箇所	
			世帯			被害船舶		隻	
			人			水道		戸	
	一部破損		棟			電話		回線	
			世帯			電気		戸	
			人			ガス		戸	
	床上浸水		棟			ブロック塀等		箇所	
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟		り災世帯数			世帯	
			世帯		り災者数			人	
			人		火災発生	建物		件	
非住家	公共建物		棟			危険物		件	
	その他		棟			その他		件	

注１　施設等の被害箇所数及び被害額については、国管理・県管理分を除く。
注２　被害額については、即報段階では省略できるものとする。

区分		単位	被害	災害対策本部等の設置状況		
公立文教施設		千円		名称		
農林水産業施設		千円		設置	月　日　時　分	
公共土木施設		千円		廃止	月　日　時　分	
その他の公共施設		千円		その他の公共施設等の区分名称等		
小計		千円				
その他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
	小計	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

被害の詳細	人的被害の状況				
	被害区分	氏名	性別	年齢	住所

1　災害発生場所
2　災害発生年月日
3　災害の種類概況
4　応急対策の状況

【資料 6-4】防災行政無線

（平成２８年３月３１日現在）

無線局	設置場所	設置数
固定系親局	七ヶ宿町役場	１局
固定系中継局	峠田岳	１局
屋外受信子局	各地区	７局
固定系子局	町内各戸	770 局

【資料 6-5】防災関係機関連絡先

（平成２８年３月３１日現在）

機関名	所在地	電話
白石警察署	白石市大平森合字清水田 4-1	0224-25-2138
白石警察署　関駐在所	字関 25-5	0224-37-2004
白石警察署　湯原駐在所	字東口道下 65	0224-37-3040
仙南地域広域行政事務組合　白石消防署	白石市城北町 4-2	0224-25-2259
白石消防署七ヶ宿出張所	字関 126	0224-37-2100
白石市	白石市大手町 1-1	0224-25-2111
蔵王町	蔵王町大字円田字西浦北 10	0224-33-2211
山形県上山市	上山市河崎 1-1-10	0236-72-1111
山形県高畠町	高畠町大字高畠 436	0238-52-1111

【資料 6-6】宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）の業務概要

【資料 6-7】住民への情報伝達の流れ

【資料 6-8】災害用伝言ダイヤル等の利用方法

災害用伝言ダイヤル(171)

地震など大規模な災害が発生した際には、被災地のご家族や知人などの安否を確認するための手段として、NTT では災害用伝言ダイヤル（171）を提供します。

被災地の方は「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行ってください。伝言の録音・再生は、被災地の方の電話番号を使って行います。

●ご利用できる電話

災害用伝言ダイヤルがご利用可能な電話は、加入電話、INS ネット、公衆電話、ひかり電話及び、災害時に NTT が避難所などに設置する特設公衆電話になります。携帯電話・PHS からも利用できますが、詳しくはお客様がご契約されている通信事業者へご確認をお願いします。

●提供開始

地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への電話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、速やかにサービスを提供します。

※　提供の開始、登録できる電話番号、伝言録音時間や伝言保存期間など運用方法・提供条件については、状況に応じて NTT が設定し、テレビ・ラジオ・NTT 東日本ホームページ等を通じて皆様にお知らせいたします。

●伝言の録音ができる電話番号(被災地電話番号)

伝言の録音が可能な電話番号は、被災地（概ね都道府県単位）にある固定電話の番号及び携帯電話・PHS・IP 電話の電話番号になります。なお、固定電話の番号は市外局番から入力する必要があります。

●ご利用料金

NTT 東日本・NTT 西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話、携帯電話や PHS から発信する場合、通話料については各通信事業者にお問合せください。

※　避難所等に設置する特設公衆電話からのご利用は無料となります。

ご利用方法

最初に「171」をダイヤルします。次に音声ガイダンスに従って伝言を録音する方は「1」、再生する方は「2」をダイヤルします。さらに、音声ガイダンスに従い、被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルすることで、伝言を録音・再生することができます。

※　録音・再生できる電話番号：固定電話、携帯電話・PHS・IP 電話の電話番号

操作手順

「171」をダイヤル
（ガイダンスが流れます）

録音は「1」をダイヤル
（ガイダンスが流れます）

再生は「2」をダイヤル
（ガイダンスが流れます）

被災地の方の電話番号を入力
0XXXXXXXXX（固定電話、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号）
（ガイダンスが流れます）

（ガイダンスに従い）
伝言を録音（再生）します

●注意点

- 伝言録音時間　1伝言あたり30 秒以内
- 伝言保存時間　災害用伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで（体験利用時は、体験利用期間終了まで）
- 伝言蓄積数　電話番号あたり1～20伝言（提供時にお知らせいたします）
- 災害用伝言板（web171）との連携
  本サービスとNTT東西提供の「災害用伝言板（web171）」との連携により、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認が可能

災害用伝言板

携帯電話や PHS を利用して文字を登録し、安否を確認できるのが「災害用伝言板」です。災害用伝言板の提供が開始されると、携帯電話・PHS のトップメニューに伝言板への案内が表示されます。被災地の方々は、伝言板に自分の伝言を登録でき、安否を知りたい方は、その方の電話番号によって伝言を確認することができます。

●利用可能条件は?

大規模な地震の発生などにより、被災地への電話がつながりにくい状況になった場合に利用可能となります。

●登録できる地域は?

災害が発生した地域で、伝言を登録することができます。登録可能な地域の詳細については、各社の「災害用伝言板サービス」の案内ページから確認できます。

●登録できる内容は?

「無事です」「被害があります」「自宅にいます」「避難所にいます」などの状況が、選択式で選べます。さらに、全角 100 文字以内のコメントを入れて登録できます。状況を選ばずにコメントのみ登録することや、状況を複数選択することもできます。

●注意点

・伝言の保存期間は、1つの災害での災害用伝言板を終了するまでです(一部事業者では登録してから最大72 時間となっています)。
・登録可能件数は、1 携帯電話・PHS 番号につき最大10 件です。
・伝言が10 件を超えた場合は、古いものから順に上書きされます。
・提供の開始、登録可能な地域などの運用方法、提供条件については、テレビやラジオ、インターネットで告知されます。

利用方法

[アクセス方法]

パソコンなどから利用する場合は、下記のURL をご利用ください。
http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi
http://dengon.ezweb.ne.jp/
http://dengon.softbank.ne.jp/
http://dengon.willcom-inc.com/
http://dengon.emnet.ne.jp/

トップメニューから災害用伝言板を選びます

▶ **災害用伝言板**

(総務省「MIC NEWS」2009.9、P.4～7を参考に作成)

７．消防・水防関係

【資料 7-1】危険物関係施設

■危険物施設

（平成２８年３月３１日現在）

事業所名	所在地	電話
(有)クリキク七ヶ宿石油部	七ヶ宿町字湯原 84	0224-37-3450
共和自動車工業(株)七ヶ宿給油所	七ヶ宿町字諏訪原 21-1	0224-37-2013

■高圧ガス

（平成２８年３月３１日現在）

事業所名	所在地	電話	数量(kg)
(株)ミヤギタノイ	七ヶ宿町字萩崎 15-1	0224-37-1234	7,300
みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場ロッヂ	七ヶ宿町字侭の上	0224-37-3955	400
ペンション＆レストラン白い時計台	七ヶ宿町字宮前 27	0224-37-2816	400
七屋商店	七ヶ宿町字関 50	0224-37-2411	550
七ヶ宿町学校給食共同調理場	七ヶ宿町字利津保 1	0224-37-2537	900
七ヶ宿中学校	七ヶ宿町字瀬見原 1	0224-37-2360	300 未満

■液化石油ガス

（平成２８年３月３１日現在）

施設名	所在地	電話	数量
西山学院宿舎	七ヶ宿町字瀬見原 84-3	0224-37-2131	LPG　300kg
宮交産業(株)蔵王山頂店	七ヶ宿町字倉石岳国有林	0224-84-5995	LPG　900kg

【資料 7-2】消防団組織及び装備

（平成２８年３月３１日現在）

区　　分	本　部	第１分団	第２分団	第３分団	自動車部	計
ポンプ車(台)					1	1
積載車(台)		4	2	3		9
小型動力ポンプ(台)		6	4	3		13
団員(人)	2	54	26	24	9	117

【資料 7-3】防火団体（婦人防火クラブ）

（平成２７年４月１日現在）

名称		会員数	結成年月日
七ヶ宿町婦人防火クラブ連合会		546	S42. 9. 16
	横川地区婦人防火クラブ	47	S42. 3. 23
	長老　　〃	19	S42. 3. 16
	関下　　〃	70	S42. 3. 31
	関上　　〃	85	S42. 3. 31
	瀬見原　　〃	87	H18. 4. 1
	滑津　　〃	72	S42. 3. 1
	峠田　　〃	54	S42. 3. 31
	湯原　　〃	90	S42. 3. 31
	干蒲　　〃	22	S42. 4. 1

８．ライフライン関係

【資料 8-1】簡易水道施設

（平成２８年３月３１日現在）

施設名	計画給水 人口（人）	１日最大 給水量（m^3）
横川簡易水道	630	74.0
峠田簡易水道	200	400.0
滑津簡易水道	300	130.0
関簡易水道	1,000	553.9
湯原簡易水道	650	180.5
下蒲簡易水道	140	52.5
長老簡易水道	140	56.0
茂ヶ沢簡易給水施設	19	12.5

【資料 8-2】水道関係事業者

（平成２８年３月３１日現在）

事業者名	所在地	電話
(株)エコー設備　七ヶ宿営業所	字柏木山 64-472	0224-37-2626
ヤマザキ建設(株)　七ヶ宿営業所	字一枚田 22-3	0224-37-2370
(株)平間組	白石市白鳥 2-14	0224-24-5551

【資料 8-3】下水道施設

（平成２８年３月３１日現在）

施設名	所在地	電話
七ヶ宿町関浄化センター	字柏木山 365	0224-37-2913

【資料 8-4】発電所

（平成２８年３月３１日現在）

施設名	所在地	最大出力 (KW)	発電所型式	連絡先
関発電所	七ヶ宿町字柏木山 66-2	2,100	水路式	仙台技術センター制御所 022-248-2327
横川発電所	〃　64-11	1,800	水路式	〃

【資料 8-5】液化石油ガス取扱施設

（平成２８年３月３１日現在）

施設名	所在地	電話	取扱量
西山学院宿舎	字瀬見原 84-3	0224-37-2131	LPG　300kg
宮交産業(株)蔵王山頂店	字倉石岳国有林	0224-84-5995	LPG　300kg

【資料 8-6】日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」

日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」

（趣旨）

第１条　この計画は、宮城県内に水道災害が発生した場合、日本水道協会宮城県支部（以下「県支部」という。）内の被災事業体が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部会員相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

（相互応援体制）

第２条　県支部内に属する各会員内で対応不可能な災害が発生した場合は、県支部長の要請により、各会員は、被災事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力する。

（組織及び連絡担当課）

第３条　県支部内の各会員を気仙沼、石巻、大崎、仙塩、仙南の５ブロック及び仙台市、栗原市、登米市の３市に分け、各ブロックから１会員を代表として選出し、これに仙台市、栗原市及び登米市を加えた８都市を「代表都市」とする。なお、組織図は別図のとおりとする。

２　県支部長都市及び代表都市は、この計画の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課及び連絡担当責任者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援要請の方法）

第４条　代表都市は、ブロック内の被災事業体から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認めたとき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、県支部長に対し応援の要請を行うものとする。

２　前項により被災都市から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。

３　前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市はブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。

４　県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

５　県支部長は、県支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会東北地方支部長に対して、応援の要請を行うものとする。

（応援要請の連絡内容）

第５条　応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

（１）災害の状況

（２）必要とする資機材、物資等の品目及び数量

（３）必要とする職員の職種別人員

（４）応援の場所及び応援場所への経路

（5）応援の期間
（6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（情報連絡担当事業体）
第6条　県支部長都市及び代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。
2　情報連絡担当事業体は、隣接する代表都市があたるものとし、対象となる代表都市ごとに別に定める。
3　情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した代表都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

（県支部現地救援本部の設置）
第7条　県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めたときは、県支部現地救援本部を設置することができる。
2　県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた代表都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
3　災害の規模が特に大きく、厚生労働省、日本水道協会等による現地救援本部（これに担当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

（応援活動）
第8条　各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。
・応援給水
・応急復旧
・応急復旧用資機材の提供
・漏水調査
・工事業者の斡旋
・前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の派遣）
第9条　第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。
2　応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食糧その他の日用品のほか野外で宿営できるようテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。
3　派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。
4　派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援要員の受入）
第10条　応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

（費用負担）
第11条　この計画に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他

法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

（情報の交換）
第 12 条　相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長都市及び代表都市は、必要に応じ情報の交換を行うものとする。

（県営水道）
第 13 条　宮城県企業局の経営する用水供給事業が、第３条に定めるそれぞれのブロックにおいて被災し、会員の応援を必要とする場合は、この計画の定めるところによる。

（会員以外への協力）
第 14 条　会員以外の水道事業体に水道災害が発生し被災したときは、会員は前各条に準じ応急給水等の協力に努めるものとする。

（指針）
第 15 条　この計画の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

（協議）
第 16 条　この計画に定めのない事項及びこの計画の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附則
１　この計画は、平成 11 年６月 30 日から適用する。
（日本水道協会宮城県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止）
２　日本水道協会宮城県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」（平成８年５月 28 日議決）」は、廃止する。
附則（平成 16 年５月 27 日議決）
この計画は、議決の日から施行する。
附則（平成 17 年５月 27 日議決）
この計画は、議決の日から施行する。

９．避難関係

【資料 9-1】避難所場所

（平成２８年３月３１日現在）

番号	名称	所在地	電話	地区名	地区人口	施設の土地面積	収容可能人員
1	横川集落センター	字横川 11-2	37-2843	横川	200	2,529	300
2	七ヶ宿町公民館 長老分館	字柏木山 295-4	37-2851	長老	80	12,633	100
3	町立七ヶ宿小学校	字利津保 16-1	37-2320	関	970	11,984	1,200
4	開発センター	字関 126	37-2474			10,827	300
5	町立七ヶ宿中学校	字瀬見原 1	37-2360			3,221	1,500
6	七ヶ宿町活性化センター	字関 94	38-1211			1,177	500
7	町民グランド	字瀬見原	－			20,531	3,000
8	高齢者センター	字瀬見原 101 番地	37-2231			2,151.79	50
9	七ヶ宿町公民館 滑津分館	字愛宕下 47-1	37-2844	滑津	260	3,247	400
10	七ヶ宿町公民館 峠田分館	字滝ノ下 10-1	37-3452	峠田	200	3277.06 (889.88)	180
11	旧町立湯原小学校	字町裏 81	37-3125	湯原	350	10,730	700
12	湯原コミュニティセンター	字湯原 78	37-3454			1,115	300
13	七ヶ宿町公民館 干蒲分館	字行人原道上 43-2	37-3455	干蒲	60	1,590	100
14	七ヶ宿町公民館 矢立分館	字矢立 26-3	37-2090	矢立	130	1,165	30
15	東北地方整備局　七ヶ宿ダム管理所	字切通 52-40	37-2122				

※（）内は延床面積

10. 医療関係

【資料 10-1】医療機関

（平成２８年３月３１日現在）

施設名	所在地	電話番号	診療科目
国保診療所	字関 183	0224-37-2002	内科・歯科・小児科
国保湯原診療所	字東口道下 4-6	0224-37-3055	内科

【資料 10-2】災害拠点病院

（平成２８年３月３１日現在）

種別	二次医療圏域	施設名	所在地	電話番号	DMAT指定
基幹災害拠点病院	仙台医療圏	独立行政法人 国立病院機構 仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	022-293-1111	○
地域災害拠点病院	仙南医療圏	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖 36	0224-25-2145	
		みやぎ県南中核病院	宮城県柴田郡大河原町字西 38-1	0224-51-5500	○
	仙台医療圏	仙台市立病院	仙台市太白区あすと長町 1-1-1	022-308-7111	○
		東北大学病院	仙台市青葉区星陵町 1-1	022-717-7000	○
		仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町 2-43-3	022-243-1111	○
		東北労災病院	仙台市青葉区台原 4-3-21	022-275-1111	○
		東北薬科大学病院	仙台市宮城野区福室 1-12-1	022-259-1221	○
		仙台オープン病院	仙台市宮城野区鶴ヶ谷 5-22-1	022-252-1111	
		坂総合病院	塩竈市錦町 16-5	022-365-5175	○
	大崎医療圏	大崎市民病院	大崎市古川穂波 3-8-1	0229-23-3311	○
	栗原医療圏	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央 3-1-1	0228-21-5330	
	登米医療圏	登米市立 登米市民病院	登米市迫町佐沼下田中 25	0220-22-5511	
	石巻医療圏	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 71	0225-21-7220	○
	気仙沼医療圏	公立気仙沼総合病院	気仙沼市字田中 184	0226-22-7100	

三次医療

種別	所在市町村	施設名	所在地	電話番号
救命救急センター	仙台市	東北大学病院 高度救命救急センター	仙台市青葉区星陵町 1-1 医学部 2 号館 1 階	022-717-7489
	仙台市	仙台医療センター 救命救急センター	仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	022-293-1111
	仙台市	仙台市立病院 救命救急センター	仙台市太白区あすと長町 1-1-1	022-308-7111
	大崎市	大崎市民病院 救命救急センター	大崎市古川穂波 3-8-1	0229-23-3311
	石巻市	石巻赤十字病院 地域救命救急センター	石巻市蛇田字西道下 71	0225-21-7220
	大河原町	みやぎ県南中核病院 救命救急センター	宮城県柴田郡大河原町字西 38-1	0224-51-5500

【資料 10-3】医薬品等の調達先

（平成２８年３月３１日現在）

調達先	所在地	電話番号
ひがし薬局七ケ宿	字関 100-1	0224-37-2210

【資料 10-4】医療救護所設置予定場所

（平成２８年３月３１日現在）

施設名	所在地	電話番号	収容能力（人）	構造・面積
国保診療所	字関 183	0224-37-2002	30	ＲＣ　639 ㎡
七ヶ宿公民館　長老分館	字柏木山 295-4	0224-37-2851	50	木造　200 ㎡
横川集落センター	字横川 11-2	0224-37-2843	80	鉄骨造　395 ㎡
七ヶ宿公民館　滑津分館	字愛宕下 47-1	0224-37-2844	40	木造　170 ㎡
七ヶ宿公民館　峠田分館	字滝ノ下 10-1	0224-37-3452	30	木造　156 ㎡
湯原コミュニティセンター	字湯原 78	0224-37-3454	90	鉄骨造　498 ㎡
七ヶ宿公民館　干蒲分館	字行人原道上 43-2	0224-37-3455	60	木造　237 ㎡
七ヶ宿公民館　矢立分館	字矢立 26-3	0224-37-2090	20	木造　69 ㎡

11. 道路の復旧・緊急輸送関係

【資料 11-1】建設業者

（平成２８年３月３１日現在）

調達先	所在地	電話番号
鈴木材木店	字上町尻 4-1	0224-37-2410
今野建設	字瀬見原 79	0224-37-2568
宍戸鉄工	字東島田原 30	0224-37-2614
大津建設	字峠田 39	0224-37-3041
田沢建築	字湯原 82	0224-37-3462
(株)平間組	白石市白鳥 2-14	0224-24-5551
(株)エコー設備工業　七ヶ宿営業所	字柏木山 64-472	0224-37-2626
ヤマザキ建設(株)　七ヶ宿営業所	字一枚田 22-3	0224-37-2370

【資料 11-2】建築資材の調達先

（平成２８年３月３１日現在）

調達先	所在地	電話番号
鈴木材木店	字上町尻 4-1	0224-37-2410
湯原製材所	字湯原 12	0224-37-3464
七ヶ宿町森林組合	字関 136-1	0224-37-2314
新誠木材(株)	字蒲木 51	0224-37-3464
古河林業(株)　七ヶ宿林業所	字諏訪原 8	0224-37-2709

【資料 11-3】障害物の除去に要する機械等

（平成２８年３月３１日現在）

所属	保管場所	種別		
		ドーザー	ロータリー	ダンプトラック
農林建設課	町内	９台	４台	４台

【資料 11-4】町有車両

（平成２８年３月３１日現在）

所属	保管場所	車種										計
		普通乗用車（台）	軽乗用車（台）	ワゴン車（台）	普通貨物車（台）	軽貨物車（台）	トラック（台）	ダンプトラック（台）	雪上車（台）	給食運搬車（台）	普通乗合バス（台）	（台）
総務課	役場車庫	6	2	1	2	1					1	13
健康福祉課	役場車庫 福祉センター		4	1								5
農林建設課	役場車庫	1					1	2				4
ふるさと振興課	役場車庫					1	1		1			6
	町営バス車庫										3	
教育委員会	共同調理場									1		5
	スクールバス車庫										4	
国保診療所	診療所車庫				1							1
計		7	6	2	3	2	2	2	1	1	8	34

【資料 11-5】緊急輸送道路

(国道、県道)　　(平成２８年３月３１日現在)

機能区分	道路種別	路線名
第２次緊急輸送道路	国道	113 号
第３次緊急輸送道路	国道	113 号

【資料 11-6】ヘリコプター臨時離発着場所

(平成２８年３月３１日現在)

施設名	所在地	電話番号	管理者	面積(㎡)
七ヶ宿町民グラウンド	字瀬見原 1	0224-37-2360	教育員会	19,208
七ヶ宿スキー場第２駐車場	字侭ノ上 129	0224-37-3111	産業復興課長	26,207
青少年旅行村	字上ノ平 29	0224-37-2134	産業復興課長	18,269
七ヶ宿公園	字上野 8-1	0224-37-2111	総務課長	312,210

【資料 11-7】臨時ヘリポート設置基準

災害時においては、ヘリコプター離発着場所の適地として平坦（勾配４～５°以下）であって、無障害地帯（基準の倍）を選定し、活用する。離発着場所の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。

ア　離着陸のため必要最小限の無障害地帯

(ｱ)　離着陸点とは、安全容易に着地に接地できるように準備された地点

(ｲ)　無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

イ　標識

半径２ｍ以上で石灰表示
積雪時は墨等で明瞭に表示

ウ　吹流し（風向指示器）

無障害地帯外に吹流し又は旗（細長い布）を設置（固定）し、ヘリコプターから風向が明視できるよう準備する。

12. 食料・生活物資関係

【資料 12】町内の商店等

(平成２８年３月３１日現在)

調達先	所在地	電話番号
高善商店	字横川 14	0224-37-2224
(有)七屋商店	字関 50	0224-37-2411
中村商店	字関 20-1	0224-37-2657
富沢分店	字関 88	0224-37-2417
みやぎ仙南農協七ヶ宿支店	字関 134-1	0224-37-2101
吉野屋商店	字滑津 33	0224-37-2455
佐藤徳一商店	字滑津 12	0224-37-2651

【資料 12-1】主食の調達先

（平成２８年３月３１日現在）

調達先	所在地	電話番号
高善商店	字横川 14	0224-37-2224
(有)七星商店	字関 50	0224-37-2411
中村商店	字関 20-1	0224-37-2657
みやぎ仙南農協七ヶ宿支店	字関 134-1	0224-37-2101
吉野屋商店	字滑津 33	0224-37-2455

【資料 12-2】副食、調味料の調達先

（平成２８年３月３１日現在）

調達先	所在地	電話番号
高善商店	字横川 14	0224-37-2224
(有)七星商店	字関 50	0224-37-2411
中村商店	字関 20-1	0224-37-2657
佐藤徳一商店	字滑津 12	0224-37-2651
吉野屋商店	字滑津 33	0224-37-2455

【資料 12-3】生活物資の調達先

（平成２８年３月３１日現在）

調達先	所在地	電話番号
(有)七屋商店	字関 50	0224-37-2411
金沢屋商店	字関 115	0224-37-2412
佐藤徳一商店	字滑津 12	0224-37-2651

13. 遺体の処理関係

【資料 13-1】遺体の一時保存予定場所

（平成２８年３月３１日現在）

施設名	所在地	電話	施設概要	収容能力
関泉寺	七ヶ宿町大杉 19	0224-37-2217	木造平屋	50 体
東光寺	七ヶ宿町字壇の前 6	0224-37-3340	木造平屋	30 体

【資料 13-2】火葬場

（平成２８年３月３１日現在）

名称	所在地	電話	１日処理能力	使用燃料
仙南地域広域行政事務組合 七ヶ宿斎苑	七ヶ宿町字横日山 37	0224-63-2140	2 体	重油

【資料 13-3】埋葬予定場所

（平成２８年３月３１日現在）

施設名	所在地	連絡先
横川墓地	字ラントウ前 10	横川行政区長
長老墓地	字柏木山地内	長老行政区長
関泉墓地	字大杉 8-9	関泉行政区長
滑津墓地	字中之沢原道下 6	滑津行政区長
峠田墓地	字俣ノ上 12	峠田行政区長
湯原墓地	字壇ノ前 48	湯原行政区長
干蒲墓地	字大豆柿道上 9	干蒲行政区長
稲子墓地	字十郎右エ門屋敷 20	稲子行政区長

14. 教育関係

【資料 14-1】学校施設

（平成２８年３月３１日現在）

学校名	所在地	電話
町立七ヶ宿小学校	利津保 16-1	0224-37-2320
町立七ヶ宿中学校	瀬見原 1	0224-37-2360

【資料 14-2】指定文化財

（平成２８年３月３１日現在）

指定	種別	名称	保管場所	所在地	電話
町		聖観音像	関泉寺	字大杉 19	0224-37-2217
町		浪花講 真誠講看板 一対	関泉寺	字大杉 19	0224-37-2217
町		東光寺山門	東光寺	字壇の前 1	0224-37-3340
町	天然記念物	親子松		字苗代端	
町	天然記念物	大峰桜		字古道山	

15. 被災者の生活支援

【資料 15-1】七ケ宿町災害弔慰金の支給等に関する条例

七ケ宿町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成4年3月13日
条例第11号

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章　災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条　町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

2　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の

規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4　前3項の場合おいて、災害弔慰金の支給を受けるべき順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条　災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第2条に規定する場合

(3)　災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続き)

第8条　町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2　町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章　災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条　町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては150万円とする。

(準用規定)

第11条　第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章　災害援護資金の貸付け

(災害援助資金の貸付け)

第12条　町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条　災害援護資金の一災害における1世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家計の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流出した場合　350万円

(3)　第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは、「350万円」と読み替えるものとする。

2　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条　災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章　補助

(規則への委任)

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（条例の廃止）

2　七ケ宿町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和 49 年七ケ宿町条例第 30 号）は、廃止する。

【資料 15-2】災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例

災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例

平成 15 年 11 月 27 日
条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条　平成 15 年夏期における異常気象災害による農作物災害(以下「異常気象災害」という。)の被害者で町民税又は国民健康保険税の納税義務のある者に対する平成 15 年度分の町民税又は国民健康保険税の軽減又は免除(以下「減免」という。)については、この条例の定めるところによる。

(町民税の減免)

第 2 条　町民税の納税義務者のうち第 1 号に該当する者に対しては、平成 15 年度分の農業所得に係る町民税の所得割の額(当該年度分の町民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額)のうち異常気象災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものの税額に第 2 号の表の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額を当該町民税から減免する。

(1)　異常気象災害による農作物の減収による損失額の合計額(農作物減収価格から農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物による収入額の 10 分の 3 以上であり、平成 14 年中の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(法附則第 33 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第 35 条第 1 項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は地方税法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 9 号)による改正前の法附則第 35 条の 4 第 1 項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には当該金額を含む。)が 1,000 万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が 400 万円を超えるものを除く。)

(2)

合計所得金額	減免の割合
300 万円以下であるとき	全部
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
750 万円を超えるとき	10 分の 2

（国民健康保険税の減免）

第３条　前条の規定は、平成 15 年度分の国民健康保険税の減免について準用する。この場合において、「町民税」とあるのは、「国民健康保険税」と、「納税義務者」とあるのは「納税義務者（国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者を含む。）」と、「町民税額」とあるのは「国民健康保険税額」と読み替えるものとする。

（減免の申請）

第４条　前２条の規定によって町民税又は国民健康保険税の減免を受けようとする者は、減免申請書を平成 15 年 12 月 20 日までに町長に提出しなければならない。

（規則への委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 15-3】被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通措置

（平成２１年３月３１日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	据置期間
天災資金	経営資金	種苗・肥料・飼料・農機具(12万円以下のもの)漁業用燃油等の購入資金	被害農林漁業者であって、市町村長の被害認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者 5.5%以内 一般被害者 6.5%以内	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	無 ただし、平成5年天災については3年
	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補填に要する資金	被害組合及び連合会で知事の認定を受けた者	6.5%以内	3年以内	無

（融資条件）天災融資法が適用された場合、農協、銀行等の融資機関を通じて融通する。なお、天災融通法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金について、償還期間等の特例を受けることができる。

（貸付限度額）

対象者	適用される法律	貸付限度額（いずれか低い額）		
		損失額の	定額（万円）	
			個人	法人
一般農業者	天災融資法	45%	200	2,000
	激甚災害法	60%	250	2,500
家畜飼養 果樹栽培	天災融資法	55%	500	2,000
	激甚災害法	80%	600	2,500

●「家畜飼養」=家畜等の飼養を主な業務とする者
「果樹栽培」=果樹の栽培を主な業務とする者

（注）1　利率については，発動の都度政令で定められる。
2　利率の欄中
・「特別被害者」とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収50%(開拓者は30%)以上の損失額のある者又は50%(開拓者は40%)以上の樹体損失額のある者をいい、林業・漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者又は70%以上の施設損失額のある者をいう。
・「3割被害者」とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者及び開拓者をいう。

【資料 15-4】農林水産業の災害復旧に係る制度資金

（平成２１年３月３１日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	貸付限度額	償還期間（据置期間）
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地若しは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区、農協、5 割法人・団体、農業振興法人	2.1%	融資率 100%	25(10) 年以内
	自作農維持資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	農業を営む個人、農業生産法人	2.1%	個人 200 万円 法人 1,000 万円	20(3) 年以内
	農業災害対策資金（県単資金）	農業経営の再建及び生活維持資金	農業を営む個人及び団体	自作農維持資金と同程度	個人 150 万円（特認 300 万円） 法人 500 万円	5(1) 年以内（特認 7(1) 年以内）
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農作物の生産・流通・加工販売に必要な共同利用施設及びその施設の復旧	農協、土地改良区、5 割法人、農林漁業振興法人	2.1%	（融資対象事業費－国庫補助金額）×80% 200 万円（特認 400 万円）	20(3) 年以内
		〈主務大臣指定施設〉 農業施設等の復旧	農業を営む個人及び法人	2.1%		15(3) 年以内

※漁業・林業関係は省略

【資料 15-5】災害援護資金の貸付制度

（1）貸付限度額

① 世帯主の１か月以上の負傷	１５０万円 １５０万円 ― ２５０万円 ― ２７０万円（３５０） ― ３５０万円
② 家財の１／３以上の損害	１７０万円（２５０）
③ 住居の半壊	２５０万円（３５０）
④ 住居の全壊	３５０万円
⑤ 住居の全体が滅失・流失	

※　被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合は（　）内の額

（2）所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
１人	２２０万円
２人	４３０万円
３人	６２０万円
４人	７３０万円
５人以上	１人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、１，２７０万円とする	
○　利　　率：年３％（据置期間中は無利子） ○　据置期間：３年（特別の事情がある場合は５年） ○　償還期間：10 年（据置期間を含む） ○　償還方法：年賦又は半年賦（元利均等償還）	

【資料 15-6】母子及び寡婦福祉資金の貸付制度

平成 16 年４月１日から適用（単位：円）

資金種別	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率	備考
事業開始	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	2,830,000 母子福祉団体 4,260,000	―	貸付の日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	無利子	
事業継続	〃	1,420,000 母子福祉団体 1,420,000	―	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 7年以内	〃	
修　　学	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童寡婦が扶養する子	別表１及び２のとおり	就学期間中	卒業後 6か月間	据置期間経過後 10 年以内	〃	専修学校（一般課程）の場合は５年以内償還
技能習得	母子家庭の母 寡婦	［一般］月額 50,000 ［特別］一括 600,000 ※特別 460,000	技能習得期間中 3年以内	技能習得後 6か月以内	据置期間経過後 6年以内	〃	※自動車運転免許の習得に係るもの
修　　業	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童寡婦が扶養する子	月額　50,000 ※特別 460,000	知識技能の習得期間中３年以内	知識技能習得後　6か月間	据置期間経過後 6年以内	〃	※自動車運転免許の習得に係るもの

資金種別	貸付対策	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率	備考
就職支度	母子家庭の母又は児童 父母のない児童寡婦	一般 100,000 ※特別 320,000	－	貸付の日から 1年間	据置期間経過後 6年以内	〃	※通勤のための自動車購入が認められる場合
医療介護	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療 310,000 特別 450,000 介護 500,000	－	医療介護期間満了後6か月間	据置期間経過後 5年以内	〃	
生活	母子家庭の母 寡婦	一般　月額 103,000 生計中心者でない場合 69,000 技能　月額 141,000	技能習得期間中3年以内、医療又は介護を受けている期間1年以内、離職した日から1年以内	技能習得、医療又は介護終了後若しくは生活安定貸付又は失業貸付期間満了後 6か月間	技能習得 10年以内 医療、介護、失業 5年以内 生活安定 8年以内	年3％	医療介護資金と合わせて貸し付けられる場合及び技能習得期間中の貸付は無利子
住宅	母子家庭の母 寡婦	1,500,000 特別 2,000,000	－	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 6年以内 特別7年以内	年3％	
転宅	母子家庭の母 寡婦	260,000	－	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 3年以内	年3％	
就学支度	母子家庭の母が扶養する児童 寡婦が扶養する子	別表3のとおり	－	卒業後 6か月間	据置期間経過後 10年以内 修業　5年以内	無利子	専修学校(一般課程)及び修業施設に係る場合は5年以内で償還
結婚	母子家庭の母 寡婦	300,000	－	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 5年以内	年3％	
特別児童扶養	母子家庭の母	平成14年7月分の児童扶養手当の額から申請の際、現に支給を受けている児童扶養手当の額を控除した額	18歳の年度末まで児童を扶養する期間で5年以内	貸付期間満了後1年間(貸付を受けた児童が死亡、児童を扶養しなくなった場合は6か月間)	据置期間経過後 10年以内	無利子	平成19年7月分までの貸付資金

※1　償還方法は、年賦、半年賦が原則だが、月賦償還についても相談に応じる。また、繰上げ償還も可能。

※2　貸付申請には、保証人が必要。また、貸付は審査の上で決定。

【資料 15-7】生活福祉資金の貸付制度

平成 21 年 10 月より

資金の種類		貸付条件				
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	保証人
総合支援資金	生活支援費	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間：12 月以内	最終貸付日から 6 月以内	据置期間経過後 20 年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
	住宅入居費	40 万円以内	貸付けの日 （生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日）から 6 月以内			
	一時生活再建費	60 万円以内				
福祉資金	福祉費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限額 を設定	貸付けの日 （分割による交付の場合には最終貸付日）から 6 月以内	据置期間経過後 20 年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金	10 万円以内	貸付けの日から 2 月以内	据置期間経過後 8 月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費	（高校）月3.5万円以内 （高専）月6万円以内 （短大）月6万円以内 （大学）月 6.5 万円以内	卒業後 6 月以内	据置期間経過後 20 年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	50 万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。	契約の終了後 3 月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間				不要

16. 雪害対策

【資料 16-1】雪崩危険箇所

（平成２８年３月３１日現在）

箇所番号	箇所名	位置	地形			人家戸数	公共的建築物		公共施設	
			傾斜度	標高差	長さ		種類	数	種類	数
1	湯原-2	道上	28	116	245	17	保育園 病院	1 1	国道	250m
2	干蒲	干蒲	28	95	170	10	寺院 集会所	1 1	県道	300m
3	関	関	23	95	170	3	中学校		町道	280m

【資料 16-2】除雪路線及び除雪延長

（平成２８年３月３１日現在）

路線名	区間	距離
国道 113 号	町内全線	24.5km
主要地方道上山七ヶ宿線	干蒲から国道 113 号交点	3.4km
主要地方道南蔵王七ヶ宿線	町内全線	9.4km
町道 76 路線		総延長 101.7 km

【資料 16-3】除雪基地及び装備

（平成２８年３月３１日現在）

区名	保管場所	除雪機械等				所在地（管理）	電話番号等
		除雪ドーザ（台）	ロータリー車（台）	除雪トラック（台）	凍結防止剤散布車（台）		
関	除雪車格納庫	4	2	1	1	箱ヶ 23-1（建設水道課）	37-2111 防災無線設備（防災七ケ宿局）移動無線１基
	関除雪車庫	3	1	1		萩崎地内（大河原土木事務所）	37-2030
湯原	防雪センター	1	2			東口道上 12-1（建設水道課）	37-3456 防災無線設備（防災湯原局）移動無線１基
	湯原除雪車庫	3	2		1	小駕籠沢地内（大河原土木事務所）	37-3010
計		11	7	2	2		

17. 激甚災害の指定

【資料 17-1】激甚災害指定基準

1　激甚災害指定基準（昭和 37 年中央防災会議決定）　　平成 21 年 3 月 10 日改正

適用すべき措置基準	指　定　基　準
激甚法第２章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の 0.5% （B基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの （１）都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額の 25% （２）一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の 5%
激甚法第５条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 0.5% （B基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの （１）一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の 4% （２）一の都道府県内の事業費査定見込額＞10 億円
激甚法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次の要件に該当する災害（当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く）。 １　激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 ２　農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 1.5%であることにより激甚法第８条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合で、激甚法第６条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る）は、漁業被害見込額＞農業被害見込額　で、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が、5,000 万円以下と認められる場合を除く）には適用 （１）当該災害にかかる漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の 0.5% （２）当該災害に係る漁業被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の 1.5%により、激甚法第８条の措置が適用される災害
激甚法第８条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、災害の実情に応じて個別に考慮 （A基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 0.5% （B基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一つの都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数の３%
激甚法第 11 条の２（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下に同じ。）＞当該年度の全

適用すべき措置基準	指　定　基　準
	国生産林業所得（木材生産部門）推定額の５％ （Ｂ基準） 　林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5% 　かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの （１）一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 60% （２）一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.0%
激甚法第 12 条、13 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 　中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業及び第３次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）の 0.2% （Ｂ基準） 　中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額の 0.06% 　かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの （１）一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×100 分の２ （２）一の都道府県の中小企業関係被害＞1,400 億円 　ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する場合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
激甚法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第 19 条（市町村施行の感染予防事業に関する負担の特例）	激甚法第２章の措置が適用される激甚災害（当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外）。
激甚法第 22 条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 　滅失住宅戸数＞被災地全域で 4,000 戸以上 （Ｂ基準） 　次の１、２のいずれかに該当する災害 　ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 １　滅失住宅戸数＞被災地全域で 2,000 戸以上 　　かつ、次のいずれかに該当するもの （１）滅失戸数が一市町村の区域内で 200 戸以上 （２）滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の 10%以上 ２　滅失住宅戸数＞被災地全域で 1,200 戸以上 　　かつ、次のいずれかに該当するもの （１）滅失戸数が一市町村の区域内で 400 戸以上 （２）滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の 20%以上
激甚法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第２章の措置が適用される災害 ２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第５条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

2　局地激甚災害指定基準（昭和43年中央防災会議決定）　　平成21年3月10日改正

適用すべき措置	指　定　基　準
1　激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2　右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立小学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置	1　公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税収入額の50%に該当する市町村（当該査定事業費 1,000 万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。
1　右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2　右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第 24 条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、激甚法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る））	2　農地、農業施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額の 10%に該当する市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満は除外）が1以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額が概ね 5,000 万円未満を除く。
右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置	3　林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下に同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍（ただし、当該林業被害額見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×の 0.05%の場合を除く）。 かつ、大火による災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300ha の市町村、その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×の 25%の市町村が1以上ある災害
右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第 12 条及び第 13 条の措置	4　中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の 10%に該当する市町村（当該被害額 1,000 万円未満は除外）が1以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額が概ね 5,000 万円未満を除く。

【資料 17-2】激甚災害の指定手順

※　局地激甚災害の指定については、1 月から 12 月までに発生した災害を一括して翌年の 1 ～２月頃に手続きを行う。

18.　火山関係

【資料 18-1】蔵王山ハザードマップ

【資料 18-2】蔵王山噴火警戒レベル

蔵王山　噴火警戒レベル表（案）

予報警報	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（特別警報）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している ・噴火の規模や位置が特定できない噴火が発生し、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流の可能性がある 【過去事例】 1821 年の噴火：鳴動、御釜沸騰・湖水氾濫、河川増水 1867 年の噴火：御釜沸騰、洪水で死者 3 名 1895～96 年の噴火：噴石、火災サージ、御釜の湖水氾濫、洪水
		4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・融雪型火山泥流または御釜由来の泥流を伴う噴火が予想される 【過去事例】 1939～1943 年の活動及び 1940 年の噴火：御釜の変色、湯気、水温上昇、浮遊物、丸山沢で小規模の噴火、噴気孔生成
火口周辺警報（警報）	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難等が必要）	・火口周辺の広い範囲に影響を及ぼす噴火が予想される ・融雪型火山泥流及び御釜由来の泥流が予想されない噴火の発生 【過去事例】 1918 年の活動：御釜で白濁及びガス噴出、地震 1923 年の活動：御釜の湖心からガス噴出
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難準備等が必要）	・火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される ・ごく小規模な噴火の発生が後になって確認された 【過去事例】 1949 年の活動：丸山沢の噴気活発化 1966 年の活動：振子沢で噴気発生、温泉噴出 2015 年の活動：御釜周辺で火山性地震の増加、火山性微動の発生、傾斜変動
噴火予報（予報）	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生

注１）御釜由来の泥流とは、噴火により御釜の湖水が流出することにより発生する泥流をいう。
注２）火口は、御釜を含む馬の背カルデラ内のいずれかに想定される。
注３）特定地域とは、濁川上流域の民間施設を指す。噴石、火砕流、融雪型火山泥流、御釜由来の泥流で、避難道路などが通行不能となるおそれがある地域では、早期避難等が必要。

※過去事例については引き続き検討を行い、後日確定させる。

（参考）蔵王山噴火警戒レベル遷移図

【資料 18-3】エコーライン開通期の対策

1. 噴火警報「噴火警戒レベル２（火口周辺規制）」発表時の対応

項目	対応者	対応策	
警戒事象		火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合 若しくは、小規模の噴火の発生が後になって確認された場合	
警戒範囲		大きな噴石	馬の背カルデラの縁から概ね1.2km以内の範囲
		火砕流・火砕サージ	馬の背カルデラの縁から概ね1.2km以内の範囲
（1） 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。	
	蔵王レストハウス	・近傍に設置のサイレン及び放送設備により、観光客・登山客に避難を呼びかける。 (例) こちらは蔵王山レストハウスです。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。すみやかに近くの建物に避難して下さい。自分の身を守る行動をとってください。落ち着いて行動してください。（※数回繰り返し）	
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）	
（2） 施設の閉鎖	蔵王レストハウス 対応者：県観光課 （管理会社、売店・軽食運営者）	避難誘導	・管理会社は、サイレン、館外放送及び館内放送により、レストハウス内外の観光客・登山客に避難を呼びかけるとともに、１階売店／軽食及び２階レストランの従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。
		避難者受入 （避難誘導後）	・管理会社／売店／軽食／レストランの従業員は、防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し、誘導用の視認ベストや懐中電灯を身につける。 従業員は、避難者にヘルメット、マスク、飲料水等を配付するとともに、避難者のおおよその数とけが人の数を把握する。合わせて、身体障がい者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、備え付けの衛星携帯電話により、消防、警察、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・避難が長時間に及ぶ場合は、管理会社は防災倉庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに、軽食／レストランの従業員は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする。
		施設閉鎖	・救援機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため） ・レストハウスの従業員は、観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が概ね退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客・登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 ・レストハウス閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）
	蔵王ハイライン料金所 対応者：宮城交通(株)営業推進課 （料金所従業員）	避難誘導	・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため）
		避難者受入 （避難誘導後）	・なし
		施設閉鎖	・原則として施錠しない。（山に残っている登山客がいる可能性があるため） ・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）
（3） 道路の閉鎖	町	以下の対象箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点	
（4） 登山口等における入山規制の看板設置	町	以下の対象箇所に警戒発表に係る入山規制のための看板を設置する。 ・南蔵王（不忘山）登山口（硯石）	

2. 噴火警報「噴火警戒レベル３（入山規制）」発表時の対応

<table>
<tr><th>項目</th><th>対応者</th><th colspan="2">対応策</th></tr>
<tr><td colspan="2">警戒事象</td><td colspan="2">火口周辺に広い範囲まで影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合若しくは、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が予想される噴火が発生した場合</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">警戒範囲</td><td>大きな噴石</td><td>御釜中心から概ね3.5km以内の範囲</td></tr>
<tr><td>火砕流・火砕サージ</td><td>御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（1）
観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知</td><td>町</td><td colspan="2">・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。
(例)
こちらは七ヶ宿町です。
×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</td></tr>
<tr><td>蔵王レストハウス</td><td colspan="2">・近傍に設置のサイレン及び放送設備により、観光客・登山客に避難を呼びかける。
(例)
こちらは蔵王山レストハウスです。
×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されました。すみやかに近くの建物に避難して下さい。自分の身を守る行動をとってください。落ち着いて行動してください。（※数回繰り返し）</td></tr>
<tr><td>県消防課</td><td colspan="2">・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（一警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">（2）
施設の閉鎖</td><td rowspan="3">蔵王レストハウス
対応者：県観光課
（管理会社、売店・軽食運営者）</td><td>避難誘導</td><td>・管理会社は、サイレン、館外放送及び館内放送により、レストハウス内外の観光客・登山客に避難を呼びかけるとともに、１階売店／軽食及び２階レストランの従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。</td></tr>
<tr><td>避難者受入
（避難誘導後）</td><td>・管理会社／売店／軽食／レストランの従業員は、防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し、誘導用の視認ベストや懐中電灯を身につける。
　従業員は、避難者にヘルメット、マスク、飲料水等を配付するとともに、避難者のおおよその数とけが人の数を把握する。合わせて、身体障がい者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。
・管理会社は、備え付けの衛星携帯電話により、消防、警察、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。
・避難が長時間に及ぶ場合は、管理会社は防災倉庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに、軽食／レストランの従業員は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする。</td></tr>
<tr><td>施設閉鎖</td><td>・救援機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため）
・レストハウスの従業員は、観光客・登山客とともに順次下山する。
・避難客が概ね退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客・登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。
・レストハウス閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">蔵王ハイライン料金所
対応者：宮城交通
(株)営業推進課
（料金所従業員）</td><td>避難誘導</td><td>・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため）</td></tr>
<tr><td>避難者受入
（避難誘導後）</td><td>・なし</td></tr>
<tr><td>施設閉鎖</td><td>・原則として施錠しない。（山に残っている登山客がいる可能性があるため）
・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）</td></tr>
<tr><td>（3）
道路の閉鎖</td><td>町</td><td colspan="2">以下の対象箇所において道路の閉鎖を行う。
・不忘舟引線：町道硯石線交点
・吉沼線：長老123番地1先
・不忘線：長老174番地40先
・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</td></tr>
<tr><td>（4）
登山口等における入山規制の看板設置</td><td>町</td><td colspan="2">以下の対象箇所に警戒発表に係る入山規制のための看板を設置する。
・南蔵王（不忘山）登山口（硯石）</td></tr>
<tr><td>（5）
観光客等避難対策</td><td>町</td><td colspan="2">警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山客を対象に、必要に応じて避難所を開設する。</td></tr>
</table>

3. 噴火警報「噴火警戒レベル４（避難準備）」発表時の対応　「御釜由来の泥流」

項目	対応者	対応策	
警戒事象		御釜由来の泥流などを伴う噴火が予想される場合	
警戒範囲		御釜由来の泥流	濁川、松川地域の一部の居住地域
		大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
		火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲
（1）観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Jアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲に避難勧告を、○○川流域の一部の地区に避難準備情報を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。	
	蔵王レストハウス	・近傍に設置のサイレン及び放送設備により、観光客・登山客に避難を呼びかける。 (例) こちらは蔵王山レストハウスです。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。すみやかに近くの建物に避難して下さい。自分の身を守る行動をとってください。落ち着いて行動してください。（※数回繰り返し）	
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（一避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）	
（2）施設の閉鎖	蔵王レストハウス 支応者：県観光課（管理会社、売店・軽食運営者）	避難誘導	・管理会社は、サイレン、館外放送及び館内放送により、レストハウス内外の観光客・登山客に避難を呼びかけるとともに、１階売店／軽食及び２階レストランの従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。
		避難者受入（避難誘導後）	・管理会社／売店／軽食／レストランの従業員は、防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し、誘導用の夜間ベストや懐中電灯を身につける。 　従業員は、避難者にヘルメット、マスク、飲料水等を配付するとともに、避難者のおおよその数とけが人の数を把握する。合わせて、身体障がい者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、備え付けの衛星携帯電話により、消防、警察、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・避難が長時間に及ぶ場合は、管理会社は防災倉庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに、軽食／レストランの従業員は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする。
		施設閉鎖	・救護機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため） ・レストハウスの従業員は、観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が概ね退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客・登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 ・レストハウス閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）
	蔵王ハイライン料金所 支応者：宮城交通(株)営業推進課（料金所従業員）	避難誘導	・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため）
		避難者受入（避難誘導後）	・なし
		施設閉鎖	・原則として施錠しない。（山に残っている登山客がいる可能性があるため） ・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）
（3）道路の閉鎖	町	以下の対象箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘川引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：三要地方道南蔵王七ヶ宿線交点	
（4）登山口等における規制看板の設置	町	以下の対象箇所に警戒発表に係る入山規制のための看板を設置する。 ・南蔵王（不忘山）登山口（硯石）	
（5）観光客等避難対策	町	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山客を対象に、必要に応じて避難所を開設する。	

4. 噴火警報「噴火警戒レベル５（避難）」発表時の対応　「御釜由来の泥流」

項目	対応者	対応策	
警戒事象		火山活動により御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している場合	
警戒範囲		御釜由来の泥流	濁川、松川地域の一部の居住地域
		大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
		火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲
（1）観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Jアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲と○○川流域の一部の地区に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。	
	蔵王レストハウス	・近傍に設置のサイレン及び放送設備により、観光客・登山客に避難を呼びかける。 (例) こちらは蔵王山レストハウスです。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。すみやかに近くの建物に避難して下さい。自分の身を守る行動をとってください。落ち着いて行動してください。（※数回繰り返し）	
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）	
（2）施設の閉鎖	蔵王レストハウス 対応者：県観光課（管理会社、売店・軽食運営者）	避難誘導	・管理会社は、サイレン、館外放送及び館内放送により、レストハウス内外の観光客・登山客に避難を呼びかけるとともに、１階売店／軽食及び２階レストランの従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。
		避難者受入（避難誘導後）	・管理会社／売店／軽食／レストランの従業員は、防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し、誘導用の視認ベストや懐中電灯を身につける。 　従業員は、避難者にヘルメット、マスク、飲料水等を配付するとともに、避難者のおおよその数とけが人の数を把握する。合わせて、身体障がい者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、備え付けの衛星携帯電話により、消防、警察、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・避難が長時間に及ぶ場合は、管理会社は防災倉庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに、軽食／レストランの従業員は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする。
		施設閉鎖	・救援機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため） ・レストハウスの従業員は、観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が概ね退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客・登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 ・レストハウス厨房は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）
	蔵王ハイライン料金所 対応者：宮城交通(株)営業推進課（料金所従業員）	避難誘導	・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため）
		避難者受入（避難誘導後）	・なし
		施設閉鎖	・原則として施錠しない。（山に残っている登山客がいる可能性があるため） ・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）
（3）道路の閉鎖	町	以下の対象箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘山引線：町道硯石線交点 ・古沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点	
（4）登山口等における規制の看板設置	町	以下の対象箇所に警戒発表に係る入山規制のための看板を設置する。 ・南蔵王（不忘山）登山口（硯石）	
（5）観光客等避難対策	町	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山客を対象に、必要に応じて避難所を開設する。	

【資料 18-4】エコーライン閉鎖期の対策

1. 噴火警報「噴火警戒レベル２（火口周辺規制）」発表時の対応

項目	対応者	対応策	
警戒事象		火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合 若しくは、小規模の噴火の発生が後になって確認された場合	
警戒範囲		大きな噴石	馬の背カルデラの縁から概ね1.2km以内の範囲
		火砕流・火砕サージ	馬の背カルデラの縁から概ね1.2km以内の範囲
（1） 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。	
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）	
（2） 施設の閉鎖	蔵王レストハウス	避難小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。	
	蔵王ハイライン料金所	冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。	
（3） 道路の閉鎖	町	以下の対象箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点	
（4） 登山口等における入山規制の看板設置	町	なし	

2. 噴火警報「噴火警戒レベル３（入山規制）」発表時の対応

<table>
<tr><th>項目</th><th>対応者</th><th colspan="2">対応策</th></tr>
<tr><td colspan="2">警戒事象</td><td colspan="2">火口周辺の広い範囲に影響を及ぼす噴火が予想される場合
若しくは、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が予想されない噴火が発生した場合</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">警戒範囲</td><td>大きな噴石</td><td>御釜中心から概ね3.5km以内の範囲</td></tr>
<tr><td>火砕流・火砕サージ</td><td>御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（1）
観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知</td><td>町</td><td colspan="2">・Jアラートの緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。
(例)
こちらは七ヶ宿町です。
×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</td></tr>
<tr><td>県消防課</td><td colspan="2">・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（2）
施設の閉鎖</td><td>蔵王レストハウス</td><td colspan="2">避難小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。</td></tr>
<tr><td>蔵王ハイライン料金所</td><td colspan="2">冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。</td></tr>
<tr><td>（3）
道路の閉鎖</td><td>町</td><td colspan="2">町は、以下の箇所において道路の閉鎖を行う。
・不忘舟引線：町道硯石線交点
・古沼線：長老123番地1先
・不忘線：長老174番地40先
・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</td></tr>
<tr><td>（4）
登山口等における入山規制の看板設置</td><td>町</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>（5）
観光客等避難対策</td><td>町</td><td colspan="2">警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山者を対象に、必要に応じて避難所を開設する。</td></tr>
</table>

3. 噴火警報「噴火警戒レベル４（避難準備）」発表時の対応

①　「御釜由来の泥流」

<table>
<tr><th>項目</th><th>対応者</th><th colspan="2">対応策</th></tr>
<tr><td colspan="2">警戒事象</td><td colspan="2">御釜由来の泥流などを伴う噴火が予想される場合</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">警戒範囲</td><td>御釜由来の泥流</td><td>濁川、松川地域の一部の居住地域</td></tr>
<tr><td>大きな噴石</td><td>御釜中心から概ね3.5km以内の範囲</td></tr>
<tr><td>火砕流・火砕サージ</td><td>御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（1）
観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知</td><td>町</td><td colspan="2">・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。
(例)
こちらは七ヶ宿町です。
×月×日○時○○分に蔵王山において　噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲に避難勧告を、○○川流域の一部の地区に避難準備情報を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</td></tr>
<tr><td>県消防課</td><td colspan="2">・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）
・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（2）
施設の閉鎖</td><td>蔵王レストハウス</td><td colspan="2">避難小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。</td></tr>
<tr><td>蔵王ハイライン料金所</td><td colspan="2">冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。</td></tr>
<tr><td>（3）
道路の閉鎖</td><td>町</td><td colspan="2">町は、以下の箇所において道路の閉鎖を行う。
・不忘舟引線：町道硯石線交点
・吉沼線：長老123番地1先
・不忘線：長老174番地40先
・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</td></tr>
<tr><td>（4）
登山口等における入山規制の看板設置</td><td>町</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>（5）
観光客等避難対策</td><td>町</td><td colspan="2">警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山者を対象に、必要に応じて避難所を開設する。</td></tr>
</table>

② 「融雪型火山泥流（水蒸気噴火）」

<table>
<tr><th>項目</th><th>対応者</th><th colspan="2">対応策</th></tr>
<tr><td colspan="2">警戒事象</td><td colspan="2">融雪型火山泥流を伴う噴火が予想される場合</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">警戒範囲</td><td>融雪型火山泥流</td><td>蔵王川、濁川、澄川、松川、須川地域の一部の居住地域</td></tr>
<tr><td>大きな噴石</td><td>御釜中心から概ね3.5km以内の範囲</td></tr>
<tr><td>火砕流・火砕サージ</td><td>御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（1）
観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知</td><td>町</td><td colspan="2">・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。
(例)
こちらは七ヶ宿町です。
×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲に避難勧告を、○○川流域の一部の地区に避難準備情報を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</td></tr>
<tr><td>県消防課</td><td colspan="2">・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）
・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（2）
施設の閉鎖</td><td>蔵王レストハウス</td><td colspan="2">避難小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。</td></tr>
<tr><td>蔵王ハイライン料金所</td><td colspan="2">冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。</td></tr>
<tr><td>（3）
道路の閉鎖</td><td>町</td><td colspan="2">町は、以下の箇所において道路の閉鎖を行う。
・不忘舟引線：町道硯石線交点
・吉沼線：長老123番地1先
・不忘線：長老174番地40先
・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</td></tr>
<tr><td>（4）
登山口等における入山規制の看板設置</td><td>町</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>（5）
観光客等避難対策</td><td>町</td><td colspan="2">警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山者を対象に、必要に応じて避難所を開設する。</td></tr>
</table>

③　「融雪型火山泥流（マグマ噴火）」

<table>
<tr><th>項目</th><th>対応者</th><th colspan="2">対応策</th></tr>
<tr><td colspan="2">警戒事象</td><td colspan="2">融雪型火山泥流を伴う噴火が予想される場合</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">警戒範囲</td><td>融雪型火山泥流</td><td>蔵王川、濁川、滝川、松川、須川地域の一部の居住地域</td></tr>
<tr><td>大きな噴石</td><td>御釜中心から概ね3.5km以内の範囲</td></tr>
<tr><td>火砕流・火砕サージ</td><td>御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（1）
観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知</td><td>町</td><td colspan="2">・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。
(例)
こちらは七ヶ宿町です。
×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲に避難勧告を、○○川流域の一部の地区に避難準備情報を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</td></tr>
<tr><td>県消防課</td><td colspan="2">・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）
・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（2）
施設の閉鎖</td><td>蔵王レストハウス</td><td colspan="2">避難小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。</td></tr>
<tr><td>蔵王ハイライン料金所</td><td colspan="2">冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。</td></tr>
<tr><td>（3）
道路の閉鎖</td><td>町</td><td colspan="2">町は、以下の箇所において道路の閉鎖を行う。
・不忘舟引線：町道硯石線交点
・吉沼線：長老123番地1先
・不忘線：長老174番地40先
・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</td></tr>
<tr><td>（4）
登山口等における入山規制の看板設置</td><td>町</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>（5）
観光客等避難対策</td><td>町</td><td colspan="2">警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山者を対象に、必要に応じて避難所を開設する。</td></tr>
</table>

4. 噴火警報「噴火警戒レベル５（避難）」発表時の対応

①「御釜由来の泥流」

<table>
<tr><th>項目</th><th>対応者</th><th colspan="2">対応策</th></tr>
<tr><td colspan="2">警戒事象</td><td colspan="2">火山活動により御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している場合</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">警戒範囲</td><td>御釜由来の泥流</td><td>澄川、松川地域の一部の居住地域</td></tr>
<tr><td>大きな噴石</td><td>御釜中心から概ね3.5km以内の範囲</td></tr>
<tr><td>火砕流・火砕サージ</td><td>御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（１）
観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知</td><td>町</td><td colspan="2">・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。
(例)
こちらは七ヶ宿町です。
×月×日○時○○分に蔵王山において　噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲と○○川流域の一部の地区に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</td></tr>
<tr><td>県消防課</td><td colspan="2">・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）
・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（２）
施設の閉鎖</td><td>蔵王レストハウス</td><td colspan="2">避難小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。</td></tr>
<tr><td>蔵王ハイライン料金所</td><td colspan="2">冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。</td></tr>
<tr><td>（３）
道路の閉鎖</td><td>町</td><td colspan="2">町は、以下の箇所において道路の閉鎖を行う。
・不忘舟引線：町道硯石線交点
・吉沼線：長老123番地1先
・不忘線：長老174番地40先
・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</td></tr>
<tr><td>（４）
登山口等における入山規制の看板設置</td><td>町</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>（５）
観光客等避難対策</td><td>町</td><td colspan="2">警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山者を対象に、必要に応じて避難所を開設する。</td></tr>
</table>

② 「融雪型火山泥流（水蒸気噴火）」

項目	対応者	対応策	
警戒事象		火山活動により融雪型火山泥流が発生、あるいは切迫している場合	
警戒範囲		融雪型火山泥流	蔵王川、濁川、滝川、松川、須川地域の一部の居住地域
		大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
		火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲
（1）観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲と○○川流域の一部の地区に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。	
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）	
（2）施設の閉鎖	蔵王レストハウス	避難小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。	
	蔵王ハイライン料金所	冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。	
（3）道路の閉鎖	町	町は、以下の箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点	
（4）登山口等における入山規制の看板設置	町	なし	
（5）観光客等避難対策	町	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山者を対象に、必要に応じて避難所を開設する。	

③　「融雪型火山泥流（マグマ噴火）」

項目	対応者	対応策	
警戒事象		火山活動により融雪型火山泥流が発生、あるいは切迫している場合	
警戒範囲		融雪型火山泥流	蔵王川、濁川、滝川、松川、須川地域の一部の居住地域
		大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
		火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲
（1）観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲と○○川流域の一部の地区に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。	
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）	
（2）施設の閉鎖	蔵王レストハウス	避難小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。	
	蔵王ハイライン料金所	冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。	
（3）道路の閉鎖	町	町は、以下の箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点	
（4）登山口等における入山規制の看板設置	町	なし	
（5）観光客等避難対策	町	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山者を対象に、必要に応じて避難所を開設する。	

【資料 18-5】降灰後の土石流の対策

1. 水蒸気噴火後の対応

項目	対応者	対応策	
警戒事象		降灰堆積厚が10cm以上となった渓流で、かつ、24時間で125mm程度以上の降雨が予想される場合	
警戒範囲		土石流	祓川、北川地域の一部の居住地域
（1） 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 七ヶ宿町は、大雨による土石流の危険性が高まったことから、×月×日○時○○分に○○川流域の一部に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。	
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表の周知を行う。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）	
（2） 施設の閉鎖	蔵王レストハウス 蔵王ハイライン料金所	土石流による施設閉鎖はなし	
（3） 道路の閉鎖	町	なし	
（4） 登山口等における規制看板の設置	町	※噴火警報発表に係る規制看板は設置済	
（5） 観光客等避難対策	町	なし	

2. マグマ噴火後の対応

<table>
<tr><th>項目</th><th>対応者</th><th colspan="2">対応策</th></tr>
<tr><td colspan="2">警戒事象</td><td colspan="2">降灰堆積厚が10cm以上となった渓流で、かつ、24時間で125mm程度以上の降雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">警戒範囲</td><td>土石流</td><td>祓川、北川、前川地域の一部の居住地域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（1）
観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知</td><td>町</td><td colspan="2">・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。
(例)
こちらは七ヶ宿町です。
七ヶ宿町は、大雨による土石流の危険性が高まったことから、×月×日○時○○分に○○川流域の一部に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</td></tr>
<tr><td>県消防課</td><td colspan="2">・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表の周知を行う。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（2）
施設の閉鎖</td><td>蔵王レストハウス</td><td colspan="2" rowspan="2">土石流による施設閉鎖はなし</td></tr>
<tr><td>蔵王ハイライン料金所</td></tr>
<tr><td>（3）
道路の閉鎖</td><td>町</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>（4）
登山口等における規制看板の設置</td><td>町</td><td colspan="2">※噴火警報発表に係る規制看板は設置済</td></tr>
<tr><td>（5）
観光客等避難対策</td><td>町</td><td colspan="2">なし</td></tr>
</table>

【資料 18-6】蔵王山噴火警戒に係る対応状況報告

様式　　【宮城県】

蔵王山噴火警報に係る対応状況報告

警報	警戒レベル　2　・　3　・　4　・　5		
報告日時	平成　　年　　月　　日　　：		
機関名		報告者名	

1　避難勧告・指示の状況

市町村名	避難勧告・指示の種別	日時	地区	備考
白石市	勧告　・　指示	/　　：		
蔵王町	勧告　・　指示	/　　：		
七ヶ宿町	勧告　・　指示	/　　：		
川崎町	勧告　・　指示	/　　：		

2　施設の閉鎖

所在地	施設名	閉鎖時間	施設利用者数	けが人等の状況
七ヶ宿町	蔵王レストハウス	未定・予定・閉鎖済 /　　：	約　　人	有（　　人） 無
	蔵王レストハウス内避難小屋	未定・予定・閉鎖済 /　　：	約　　人	有（　　人） 無
	蔵王ハイライン料金所	未定・予定・閉鎖済 /　　：	約　　人	有（　　人） 無
	刈田リフト	未定・予定・閉鎖済 /　　：	約　　人	有（　　人） 無
蔵王町	刈田嶽神社	未定・予定・閉鎖済 /　　：	約　　人	有（　　人） 無
	こまくさ平売店	未定・予定・閉鎖済 /　　：	約　　人	有（　　人） 無
	蔵王寺	未定・予定・閉鎖済 /　　：	約　　人	有（　　人） 無
	刈田岳避難小屋	未定・予定・閉鎖済 /　　：	約　　人	有（　　人） 無
	熊野岳避難小屋	未定・予定・閉鎖済 /　　：	約　　人	有（　　人） 無

様式　　【宮城県】

	東北大学佐エ門小屋	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約　　人	有（　　人） 無
	刈田峠避難小屋	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約　　人	有（　　人） 無
	清溪小屋	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約　　人	有（　　人） 無
	仙台一高避難小屋	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約　　人	有（　　人） 無
	聖山平ヒュッテ	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約　　人	有（　　人） 無
	T・Gヒュッテ「栄光」	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約　　人	有（　　人） 無
	すみかわスノーパーク	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約　　人	有（　　人） 無

3　道路の閉鎖

道路名等	閉鎖時間	備考
白石上山線（県道）除雪基地ゲート	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
白石上山線（県道）澄川ゲート	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
青根蔵王線（県道）冬季ゲート	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
４５７号（国道）遠刈田大橋	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
白石上山線（県道）滑水原橋	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
白石上山線（県道）松川橋	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
岩沼蔵王線（県道）富大橋	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
４５７号（国道） 青根蔵王線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約4,450m区間
４５７号（国道） 北山中央線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
白石上山線（県道） 蔵王川崎線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約3,680m区間
白石上山線（県道） 堀内棚村線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
白石上山線（県道） 岩沼蔵王線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約1,250m区間
白石上山線（県道） 宮曲竹線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
白石上山線（県道） 下別当１号線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約1,550m区間

様式　　【宮城県】

白石上山線（県道） 山田沢線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
白石上山線（県道） 蔵王川崎線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　：	約6,070m区間
白石上山線（県道） 永野山ノ入平沢線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
白石上山線（県道） 岩沼蔵王線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　：	約4,310m区間
白石上山線（県道） 山田沢線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
岩沼蔵王線（県道） 白石上山線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　：	約1,220m区間
岩沼蔵王線（県道） 4号（国道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
蔵王大河原線（県道） 白石上山線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　：	約2,140m区間
蔵王大河原線（県道） 藪川橋	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
遠刈田団地2号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
遠刈田砂防公園線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
遠刈田市街5号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
遠刈田市街2号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
新地七日原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
遠刈田市街3号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
遠刈田市街1号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
横柴線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
千間線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
千間開発線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
開発松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
小妻坂下ノ原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
善舞森八山線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	

様式　　【宮城県】

下八山線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
八室線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
永野櫛村線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
西浦杉ヤラ線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
東浦松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
曲竹発電所線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
明神河原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
曲竹松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
運動公園線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
松川公園線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
曲竹桑竹線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
舘前蟹沢線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
川原舘線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
南谷地線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
河原畑向山線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
豊向線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
向山矢附塩沢線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
林前側道線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
逆川淡島線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
相沢側道線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
猫田松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
大除住宅線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	

様式　　【宮城県】

大除中央線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
松手原入線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
田中欠前線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
宮松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
大除線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
松原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
不忘舟引線（町道）町道硯石線交点	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
吉沼線（町道）長老１２３番地１先	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
不忘線（町道）長老１７４番地４０先	未定・予定・閉鎖済 /　　：	
硯石線（町道） 主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点	未定・予定・閉鎖済 /　　：	

注意喚起看板の設置

所在地	箇所名	設置日時	備考
蔵王町	白石上山線（県道）	未定・予定・設置済 /　　：	
	白石上山線（県道）　国道４５７線分岐	未定・予定・設置済 /　　：	
	白石上山線（県道）　町道北山中央線分岐	未定・予定・設置済 /　　：	
	４５７号線（国道）　遠刈田大橋前後	未定・予定・設置済 /　　：	
	白石上山線（県道）　県道蔵王川崎線分岐	未定・予定・設置済 /　　：	
	白石上山線（県道）　蔵王町役場前	未定・予定・設置済 /　　：	
	白石上山線（県道）　県道岩沼蔵王線分岐	未定・予定・設置済 /　　：	
	白石上山線（県道）　町道山田沢線分岐	未定・予定・設置済 /　　：	
	岩沼蔵王線（県道）　県道白石上山線分岐	未定・予定・設置済 /　　：	
	岩沼蔵王線（県道）　国道４号線分岐	未定・予定・設置済 /　　：	

様式　　【宮城県】

4　立入規制看板の設置

所在地	登山口等名	設置日時	備考
蔵王町	大黒天登山口（大黒天～刈田岳）	未定・予定・設置済 /　　：	
	賽の磧登山口（かもしか温泉跡～追分）	未定・予定・設置済 /　　：	
	えぼしスキー場（倉石～股窪）	未定・予定・設置済 /　　：	
	えぼしスキー場（石子～後鳥帽子岳）	未定・予定・設置済 /　　：	
	えぼしスキー場（前鳥帽子岳～後鳥帽子岳）	未定・予定・設置済 /　　：	
	えぼしスキー場（七日原～後鳥帽子岳）	未定・予定・設置済 /　　：	
川崎町	峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳）	未定・予定・設置済 /　　：	
	紅葉台（青根）登山口（名号峰～熊野岳）	未定・予定・設置済 /　　：	
	ぶどう沢登山口（八方平～名号峰）	未定・予定・設置済 /　　：	
	笹谷温泉登山口（笹雁新道～北雁戸山）	未定・予定・設置済 /　　：	
	坂元沢登山口（有耶無耶関～雁戸山）	未定・予定・設置済 /　　：	
	笹谷峠登山口（雁戸山～八方平～名号峰）	未定・予定・設置済 /　　：	
白石市	白石スキー場（ジャンボリーコース）	未定・予定・設置済 /　　：	
	白石スキー場（水引入道コース）	未定・予定・設置済 /　　：	
	白石スキー場（不忘山コース）	未定・予定・設置済 /　　：	
	神嶺林道入口（ジャンボリーコース）	未定・予定・設置済 /　　：	
	南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース）	未定・予定・設置済 /　　：	
七ヶ宿町	南蔵王（不忘山）登山口（硯石）	未定・予定・設置済 /　　：	

5　観光客等避難対策

所在地	避難所名	開設日時	避難者数	備考
蔵王町	遠刈田地区公民館	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	

様式　　【宮城県】

6　避難所開設状況

所在地	避難所名	開設日時	避難者数	備考
蔵王町	遠刈田幼稚園	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	遠刈田地区公民館	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	遠刈田小学校	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	七日原集会所	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	遠刈田中学校	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	小妻坂公民館	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	永野西公民館	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	ふるさと文化会館	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	矢附公民館	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	曲竹公民館	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	曲竹南集会所	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	宮司生活センター	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	宮地区指定避難所	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	宮地区公民館,	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	向山生活センター	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
川崎町	野上分館	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	古関分館	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	腹帯地区集落センター	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	
	旧青根分校	未定・予定・開設済 /　　：	約　　人	

様式　　記載例　　【宮城県】

蔵王山噴火警報に係る対応状況報告

警報	警戒レベル　2　・　3　・　4　・　[5]		
報告日時	平成○○年　9月　1日　16：30		
機関名	宮城県危機対策課	報告者名	宮城　太郎

1　避難勧告・指示の状況

市町村名	避難勧告・指示の種別	日時	地区	備考
白石市	[勧告]　・　指示	9/1　13：30	火口から3.5㎞の範囲内	
蔵王町	勧告　・　[指示]	9/1　13：30	火口から3.5㎞の範囲内 小妻坂、永野西，八室地区	
七ヶ宿町	[勧告]　・　指示	9/1　13：30	火口から3.5㎞の範囲内	
川崎町	[勧告]　・　指示	9/1　13：30	火口から3.5㎞の範囲内	

2　施設の閉鎖

所在地	施設名	閉鎖時間 未定・予定・閉鎖済	施設利用者数	けが人等の状況
七ヶ宿町	蔵王レストハウス	未定・予定・[閉鎖済] 9/1　14：00	約　50人	[有]（　10人） 無
	蔵王レストハウス内避難小屋	未定・予定・[閉鎖済] 9/1　14：00	約　人	有（　人） [無]
	蔵王ハイライン料金所	未定・[予定]・閉鎖済 9/1　17：00	約　人	有（　人） [無]
	刈田リフト	未定・予定・閉鎖済 /　：	約　人	有（　人） 無
蔵王町	刈田嶺神社	未定・[予定]・閉鎖済 9/1　16：00	約　人	有（　人） 無
	こまくさ平売店	未定・予定・[閉鎖済] 9/1　14：30	約　10人	有（　人） [無]
	蔵王寺	未定・予定・閉鎖済 /　：	約　人	有（　人） 無
	刈田番避難小屋	未定・[予定]・閉鎖済 9/1　16：00	約　人	有（　人） 無
	熊野番避難小屋	[未定]・予定・閉鎖済 /　：	約　人	有（　人） 無

様式　　記載例　　【宮城県】

	東北大学佐エ門小屋	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約　　人	有（　　人） 無
	刈田峠避難小屋	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約　　人	有（　　人） 無
	清渓小屋	未定・予定・閉鎖済 9/1　16：00	約　　人	有（　　人） 無
	仙台一高避難小屋	未定・予定・閉鎖済 9/1　16：00	約　　人	有（　　人） 無
	聖山平ヒュッテ	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約　　人	有（　　人） 無
	T・Gヒュッテ「栄光」	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約　　人	有（　　人） 無
	すみかわスノーパーク	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約　　人	有（　　人） 無

3　道路の閉鎖

道路名等	閉鎖時間	備考
白石上山線（県道）除雪基地ゲート	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
白石上山線（県道）濁川ゲート	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
青根蔵王線（県道）冬季ゲート	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
４５７号（国道）遠刈田大橋	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
白石上山線（県道）清水原橋	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
白石上山線（県道）松川橋	未定・予定・閉鎖済 9/1　16：00	
岩沼蔵王線（県道）宮大橋	未定・予定・閉鎖済 9/1　16：00	
４５７号（国道） 青根温泉湯本バス停	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約4,450m区間
４５７号（国道） 北山中央線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
白石上山線（県道） 蔵王川崎線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約3,680m区間
白石上山線（県道） コスモスライン（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
白石上山線（県道） 岩沼蔵王線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約1,250m区間
白石上山線（県道） 宮曲竹線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　:	
白石上山線（県道） 下別当１号線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 /　　:	約1,550m区間

様式　　記載例　　【宮城県】

白石上山線（県道） 山田沢線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
白石上山線（県道） 蔵王川崎線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 ／　：	約6,070m区間
白石上山線（県道） 永野山ノ入平沢線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 ／　：	
白石上山線（県道） 岩沼蔵王線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 ／　：	約4,310m区間
白石上山線（県道） 山田沢線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 ／　：	
岩沼蔵王線（県道） 白石上山線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 ９／１　１６：００	約1,220m区間
岩沼蔵王線（県道） ４号（国道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 ９／１　１６：００	
蔵王大河原線（県道） 白石上山線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 ／　：	約2,140m区間
蔵王大河原線（県道） 藏川橋	未定・予定・閉鎖済 ９／１　１６：００	
遠刈田団地２号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
遠刈田砂防公園線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　：	
遠刈田市街５号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
遠刈田市街２号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
新地七日原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
遠刈田市街３号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
遠刈田市街１号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
横柴線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
千間線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
千間開発線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
開発松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
小妻坂下ノ原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
善輝森八山線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　：	

様式　　記載例　　【宮城県】

下八山線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
八室線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
永野棚村線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
西浦杉ヤラ線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
東浦松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
曲竹発電所線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
明神河原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
曲竹松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
運動公園線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
松川公園線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
曲竹桑竹線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
舘前蟹沢線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
川原舘線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
南谷地線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
河原畑向山線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
豊向線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
向山矢附塩沢線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
林前側道線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
逆川淡島線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
相沢側道線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
猫田松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	
大除住宅線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　　：	

様式　　記載例　　【宮城県】

大除中央線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
松手原入線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
田中久前線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
宮松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　：	
大除線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　：	
松原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 ／　： （斜線）	
不忘舟引線（町道）町道硯石線交点	未定・予定・閉鎖済 ９/１　１５：００	
吉沼線（町道）長老１２３番地１先	未定・予定・閉鎖済 ９/１　１５：００	
不忘線（町道）長老１７４番地４０先	未定・予定・閉鎖済 ９/１　１５：００	
硯石線（町道） 主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点	未定・予定・閉鎖済 ９/１　１５：００	

注意喚起看板の設置

所在地	箇所名	設置日時	備考
蔵王町	白石上山線（県道）	未定・予定・閉鎖済 ９/１　１６：００	
	白石上山線（県道）　国道４５７線分岐	未定・予定・閉鎖済 ９/１　１６：００	
	白石上山線（県道）　町道北山中央線分岐	未定・予定・閉鎖済 ９/１　１６：００	
	４５７号線（国道）　遠刈田大橋前後	未定・予定・閉鎖済 ９/１　１６：００	
	白石上山線（県道）　県道蔵王川崎線分岐	未定・予定・閉鎖済 ９/１　１６：００	
	白石上山線（県道）　蔵王町役場前	未定・予定・閉鎖済 ９/１　１６：００	
	白石上山線（県道）　県道岩沼蔵王線分岐	未定・予定・閉鎖済 ９/１　１６：００	
	白石上山線（県道）　町道山田沢線分岐	未定・予定・設置済 ／　：	
	岩沼蔵王線（県道）　県道白石上山線分岐	未定・予定・設置済 ／　：	
	岩沼蔵王線（県道）　国道４号線分岐	未定・予定・設置済 ／　：	

様式　　記載例　　【宮城県】

4　立入規制看板の設置

所在地	登山口等名	設置日時	備考
蔵王町	大黒天登山口（大黒天～刈田岳）	未定・予定・[設置済] 9/1　15：00	
	養の磧登山口（かもしか温泉跡～追分）	[未定]・予定・設置済 /　：	
	えぼしスキー場（倉石～股窪）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
	えぼしスキー場（石子～後鳥帽子岳）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
	えぼしスキー場（前鳥帽子岳～後鳥帽子岳）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
	えぼしスキー場（七日原～後鳥帽子岳）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
川崎町	峯々温泉登山口（名号峰～熊野岳）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
川崎町	紅葉台（青根）登山口（名号峰～熊野岳）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
	ぶどう沢登山口（八方平～名号峰）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
	笹谷温泉登山口（笹雁新道～北雁戸山）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
	坂元沢登山口（有耶無耶関～雁戸山）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
	笹谷峠登山口（雁戸山～八方平～名号峰）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
白石市	白石スキー場（ジャンボリーコース）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
	白石スキー場（水引入道コース）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
	白石スキー場（不忘山コース）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
	神嶺林道入口（ジャンボリーコース）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
	南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	
七ヶ宿町	南蔵王（不忘山）登山口（硯石）	未定・[予定]・設置済 9/2　8：00	

5　観光客等避難対策

所在地	避難所名	開設日時	避難者数	備考
蔵王町	遠刈田地区公民館	未定・予定・[開設済] 9/1　16：00	約10人	

様式　　記載例　　【宮城県】

6　避難所開設状況

所在地	避難所名	開設日時	避難者数	備考
蔵王町	遠刈田幼稚園	未定・予定・開設済 9/1　16：00	約３０人	
	遠刈田地区公民館	未定・予定・開設済 9/1　16：00	約２０人	
	遠刈田小学校	未定・予定・開設済 9/1　16：00	約２０人	
	七日原集会所	未定・予定・開設済 9/1　17：00	約　人	
	遠刈田中学校	未定・予定・開設済 9/1　16：00	約３０人	
	小妻坂公民館	未定・予定・開設済 9/1　16：00	約４０人	
	永野西公民館	未定・予定・開設済 9/1　17：00	約　人	
	ふるさと文化会館	未定・予定・開設済 9/1　17：00	約　人	
	矢附公民館	未定・予定・開設済 9/1　17：00	約　人	
	曲竹公民館	未定・予定・開設済 9/1　17：00	約　人	
	曲竹南集会所	未定・予定・開設済 9/1　17：00	約　人	
	宮司生活センター	未定・予定・開設済 9/1　17：00	約　人	
	宮地区指定避難所	未定・予定・開設済 9/1　17：00	約　人	
	宮地区公民館	未定・予定・開設済 9/1　17：00	約　人	
	向山生活センター	未定・予定・開設済 9/1　17：00	約　人	
川崎町	野上分館	未定・予定・開設済 /　：	約　人	
	古関分館	未定・予定・開設済 /　：	約　人	
	腹帯地区集落センター	未定・予定・開設済 /　：	約　人	
	旧青根分校	未定・予定・開設済 /　：	約　人	

19.　様式

【様式　1】自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

第　　号
年　　月　　日

宮城県知事　　殿

七ヶ宿町長　　㊞

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣を依頼します。

1　災害の種類	
2　災害の状況及び派遣を要請する事由	
3　派遣を希望する期間	
4　派遣を希望する区域及び活動内容	
5　派遣先の責任者、連絡先	
6　派遣先への最適経路	
7　参考となるべき事項	

【様式　2】自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

第　　号
年　　月　　日

宮城県知事　　殿

七ヶ宿町長　　㊞

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年　　月　　日付け　　号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1　撤収要請理由

2　撤　収　期　日　　年　　月　　日　　時　　分

3　その他必要事項

【様式　3】緊急通行車両標章

緊 急 通 行 車 両 標 章

災害対策基本法施行令第33条第２項に基づく緊急通行車両の標章

1　色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位はセンチメートルとする。

【様式　4】死体処理台帳

死 体 処 理 台 帳

市町村名　　No.

整理番号	死亡年月日	死体発見日時	死体発見場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理				死体の一時保存料	検案料	実支出額	備考
					住所・氏名	死亡者との関係	品名	単価	数量	金額				
	年 月　日	月　日 時						円		円	円	円	円	
	年 月　日	月　日 時						円		円	円	円	円	
	年 月　日	月　日 時						円		円	円	円	円	
	年 月　日	月　日 時						円		円	円	円	円	
	年 月　日	月　日 時						円		円	円	円	円	
	年 月　日	月　日 時						円		円	円	円	円	
	年 月　日	月　日 時						円		円	円	円	円	
	年 月　日	月　日 時						円		円	円	円	円	
	年 月　日	月　日 時						円		円	円	円	円	
	年 月　日	月　日 時						円		円	円	円	円	
	年 月　日	月　日 時						円		円	円	円	円	
	年 月　日	月　日 時						円		円	円	円	円	
	小計 合計			人				円		円	円	円	円	

【様式　5】埋葬台帳

埋　葬　台　帳

市町村名　　No.

整理番号	死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		遺族住所・氏名	埋葬を行った者		火・埋葬場所納骨場所	埋葬費				備考
			氏名	性別年齢		死亡者との関係	住所・氏名		棺（付属品含む）	埋葬または火葬料	骨箱	計	
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有・無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有・無	円 （支給等） 円	通常・特例
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有・無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有・無	円 （支給等額） 円	通常・特例
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有・無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有・無	円 （支給等） 円	通常・特例
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有・無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有・無	円 （支給等） 円	通常・特例
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有・無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有・無	円 （支給等） 円	通常・特例
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有・無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有・無	円 （支給等） 円	通常・特例
	年 月 日	年 月 日							円 （現物給与） 有・無	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 有・無	円 （支給等） 円	通常・特例
	小計 合計		人						円 （現物給与） 件	円 （支給額） 円	円 （現物給与） 件	円 （支給等） 円	通常・特例

（注）1　「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬または火葬費の支給額等も各々記入すること。

2　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

3　「備考」欄の特例は、災害救助法の適用による。